

つりし時造りしと云、今村民五郎左衛門は藤綱が子孫なりとて、信國の太刀一振蔵す、これも別に譲とすべきことなし、又彼が家傳に下總國香取郡寺作村三宮某も同家なりと云、

正八幡社 除地、一畝、村の北にあり、蓮生寺の持、已下四社も同寺の持なり、

神明社 除地、二畝、村の西北にあり、

山神社 除地、一畝、神明社の向にあり、

第六天社 除地、一畝、北八朔村の界ひにあり、

三嶽社 除地、二畝、村の西なり、此邊の字を三嶽堂と呼べり、

蓮生寺

除地、七畝十歩、村の東の方にあり、日蓮宗、身延山久遠寺末、客殿七間半に五間西に向ふ、本尊三寶を安置り、當寺は永祿二年の起立にて、開山明靜院日領天正三年十月二十七日寂す、地頭藤部某が法諡を蓮生と云、この人文祿元年中興をなし、法性山蓮生寺と改む、されど初めの寺號をつたへず、

藥師堂 除地、四畝、村の中央にあり、六間半に四間半、藥師は立像にて長二尺許、佐江戸村無量寺の持、土人云、往古杉山社の下にとやう寺と云し一寺あり、天正の頃廢絶し、後に再び起立して妙かう山とやう寺と號す、眞言宗にて橋郡鳥山村三會寺の末寺なり、其後もまた堂宇すたれてありしにより、本尊をばこゝに移す、元とやう寺と云し寺趾は、今陸田となりて字にも殘れり、寛政の頃村民増五郎と云もの夢想の告により、かの寺蹟をうかちたれば、銅像の聖

觀音を掘出せり、長二寸許の立像なり、

塚二 村の西の方なり、字けんか塚といふ、高五尺許、周廻三間餘、一は高さ三尺、周廻二間ばかりなり、

○本郷村 本郷村は、郡の南の方橋樹郡の界ひにて、彼郡小机村の地につゞけり、則小机庄の内なり、【小田原家人所領役帳】を閱するに、小机本郷としるせり、よりに按するに、其かみ今の小机を通して一村なりしならん、其中にも當村の方本にして、今の小机村はかへりて後に開けし地なるべし、當所のみにもあらず、すべて本郷と號する所、諸國ともにやゝありて、多くは其地名を略してたゞ本郷とのみ唱ふるなり、當村もまたしかること役帳に小机本郷としるせしにてもしらる、土人云、古へ小机百八郷のおや村なりと、いよゝ小机の本村なること知るべし、江戸日本橋より、七里の行程なり、東西四丁ばかり、南北三丁ほどにして山林多く高低あり、家數四十八軒、東南は橋樹郡にて小机・下菅田の二村に隣り、西は鴨居村に接し、北は川向・池の邊の二村にて鶴見川を界とす、水陸の田相半して土性は黒真土なり、天水をたゝへて耕す、故にしばゝ早損に逢ふと云、この邊はすべて山丘の地にして芝山と號するもの若干あり、又居山とて百姓の持なるものも多し、それらは木立しげりたる所

高札場 一は西の方字森谷にあり、遠山新左衛門が建る所なり、一は中央にあり、堀平七郎が建る所なり、御料所の高札もまた同邊にあり、

小名 稻荷谷 巽の方 藤右衛門谷 南の方 鍛冶谷 同じ邊にあり、

谷田 東の方 森谷 西南の方にあり、

鶴見川 西の方鴨居村より流來り、村の境を流ること三百間餘にして東の方小机村へ達す、すべて砂川なり、川幅十間より十二間までの間なり、

堤 鶴見川の水溢に備ふ、長さ三百間ばかり、高さは一丈ほど、すべて川にそひて築けり、

根堀 悪水堀なり、山の根通りにある故この名あり、幅三尺ばかり、長さ三百二十間餘なり、

中堀 これも悪水堀なり、村の中央を流る、

扒二ヶ所 一は字かけ下と云所にあり、長五間幅三尺、一は字精進場とあり、幅一間長七間、ともに北の方鶴見川の岸にならびてあり、悪水をそゞぐ所なり、二ヶ所ともに御普請所なり、

神明社 除地、一段、村の中央にあり、當社あるをもち小名をも神明山と呼ぶ、村の鎮守なり、勸請の年代を傳へず、小社にして覆屋を設く、社地はすぐれて高き所なり、例祭は六月十六日なり、東觀寺の持とす、社の背後にわづかなる塚あり、塚上に櫛をうえたり、故あるべきものと見ゆれども、土地にても傳へず、

なれば、農耕の暇には薪をこりて生産を賣く、當所小田原北條分國の頃は、三郎景虎が知行にして、高百九十九貫四百三十文の内二十三貫文は、蔭山又六と云もの代官せしよし、かの家の役帳にのす、今は御料私領打交れり、遠山新左衛門が知行二百石は、かの先祖瀬兵衛大坂御陣に供奉せし頃賜はりしと云、又堀平七郎が知行あり、これは賜りし年代を傳へず、御料は支配せし御代官の名もふるきことは傳へず、近き頃の人は伊奈半左衛門・飯塚伊兵衛・同常之丞・江川太郎左衛門・伊奈右近將監・菅沼安十郎・三河口太忠・篠山十兵衛・大貫次右衛門・伊奈友之助・中村八大夫・伊奈助右衛門等なり、今は小野田三郎右衛門支配せり、村内に一條の大路かゝれり、西の方鴨居村の方より入て、中程を横ぎり小机村へ達せり、廣さ八尺程、これ八王子宿より神奈川へかよふ道なり、土人これを神奈川往來と呼ぶ、又古の鎌倉街道の跡なりとて、中央の山中にわづかに往還のあとあり、そのかみ上菅田の方より羽澤村の方へつらぬけりと云傳ふ、この道のほとり農民喜左衛門がかまへの前に、昔の一里塚の跡なりとて、四角に築きし塚あり、高さ八尺程にて大さ二間に三間ばかりあるべし、塚上に櫛の木をうえ、それも枯はてゝ今は蕨生出たり、

稻荷社 除地、一段、村の巽の方にあり、是も村内の鎮守なり、山上に社たてり、例祭九月二日なり、東觀寺のも
ち、末社杉山社本社に向て左 稻荷社これも同じな 疤
瘡神社 本社に向て右 白山社これも同じな

宗光寺 免除地、二段、村の中央にあり、古義眞言宗、橋樹郡
鳥山村三會寺末、通照山と號す、開闢の年代及び、開

山の名を傳へず、先住融善元祿十四年寂すと云とき、夫よ
り前に起立せし事ばしるべし、本尊薬師は木の坐像にて長六
寸ばかり、秘して人の拜することを 石地藏客殿の向ふ左、
ゆるさず、客殿は六間四方なり、 萬治三年に作る所なり、長
三尺ばかり上に覆屋あり、

東觀寺 境内寺領の内、村の西鴨居村の界ひにあり、古義眞言
宗にてこれも三會寺の末山なり、瑞昭山慈眼院と號
す、慶安二年八月十七日、村内にて五石五斗餘の地を御寄附
の御朱印を賜ふ、其文に觀音堂領とみえたれば、この五石餘
は今の境内にたてる觀音への御朱印地なり、縁起を問るに、
天平年中行基菩薩この地を過りし頃、正觀音を彫刻し、且精
舎をつくりて、しばらく棲息せしより住僧もたへず、延暦年中
快圓と云僧の住せし頃堂宇を修造せり、夫より後廢寺となり
法印義印と云ものふたゞび興起せり、この義印は應安五年某
月朔日化す、今はこの僧を以て開山とせり、この餘等海義繼
など云僧も功德ありしと云り、後再び衰微せしとき、天文十
二年住侶誓海再建の願ひを起せしかば、笠原信康・長谷川爲
久等財をすて、興復せりとあり、又客殿に安する處の開基の
位牌と云ものあり、これを見るに小机の城主笠原越前守信爲

が位牌にして、乾徳院雲松道慶、明應四年六月八日卒すと記
せり、按るに信爲は今開山とする所の義印とは、年代百年ば
かりをへだてり、恐くは縁起ていへる信康は、信爲が子に
て、此人當寺を再建せしは、信爲が菩提の爲にせしなれば、
おして信爲を以て開基とせしなるべし、本尊は不動の 寺寶
立像、長二尺五寸ばかり、客殿七間四方異向なり、 寺寶
不動尊一幅 鳥羽院の宸翰なりと云、絹長三尺二寸幅一尺一
寸ばかり、上に弘法大師肉筆の經文の切を押して、
あ、文珠像一幅 弘法大師の筆なりと云、獅子に乘し像に
長さ四尺幅一尺 四所明神像一幅 長さ三尺三寸ばかり、幅
二寸ばかり、 法大師の筆 駒玉一顆大さ鷄卵 貝化石二顆 小刀一本
なりと云、 行基菩薩の佛像を彫刻 鐘樓客殿に向て右の方にあり、鐘は
せし心方なりと云、 鐘樓 明和五年紀州高野山にて鑄し
所のものなりと云、 銘 觀音堂客殿に向て左の方山上にあ
文もあれど略せり、 尊聖觀音、長一尺餘の立像なり、行基菩薩の作なり、當寺の
寺領もとより觀音堂の領なることなど前に辨せしが如し、堂
の前に碑石立り、寛文年中三浦佐十郎義正
と云もの、其父母の爲に誓みしものなり、

にて、腹籠の像に長二寸ばかりの觀音あり、これは春日の作
なりと云、住僧朝庵のとき小机札所をさだめしに、この觀音
を以て第三十三番とせしとなり、客殿は八間に六間 異向な
り、大猷院殿の御時觀音堂領として、五石餘の御朱印をたま
へり、時に慶安元年十月二十四日なり、開基坤徳 秋葉社
院墓も境内の向ひの山にあり、五輪の石塔なり、
境内に入て左の方にあり、これも山上なり、三
間に一間半の祠なり、神體は長一尺ばかり、

○川向村 川向村は、郡の東にあり、當村古は小机村と
合して一村なりしを、いつの頃にか分村せしと土人云傳
ふ、村名のおこりも、鶴見川を隔て向ひにある所なれば、
小名を川向ひと呼しを、いつとなく村名とせしものなる
べし、江戸日本橋へは行程七里にあまれり、民家五十六
軒、村の廣さ東西へ八町あまり、南北三丁ばかり、四隣、東
は新羽村に界ひ、西は池邊村に接し、南は橋樹郡小机村及
び當郡の本郷村につゞき、北は東方・折本・大熊の三村に
隣れり、御入國の後淺井木工之助・竹尾佐五右衛門・三浦
半之助・三浦五郎左衛門・小野次郎右衛門・新見彌三郎・久
保吉右衛門・彦坂平六郎等に賜はりしかど、今は變革あり
て淺井半兵衛・三浦久五郎・三浦半之助・小野次郎右衛門・
彦坂九兵衛が采地のみにて、其餘は御代官小野田三郎右
衛門が支配所になれり、土地すべて平かにして田多く畑
少し、土性は砂眞土なり、檢地は貞享三年とのみ云傳へ

て、其奉行の人を知らず、村内一條の道あり、これ神奈
川への往還なり、池邊村より當村をすぎて小机村に達
す、道幅二間長さ十五町ばかり、
高札場二ヶ所 御料の方は村の西にあり、又
私領の方は村の中央に建り、
小名 左近田村の中央にあり、小机村の左近と云も
を云、 村の北 大割 野畑二ヶ所ともに
を云、

鶴見川 村の西池邊村より、南の方を流て新羽村へ通す、長さ
五百間許川幅十二間程なり、此川の水除堤鶴見川の流
に添て築
けり、
江川 池邊村より當村の北の境を流れ、新羽村の界ひに
て鶴見川に合す、幅三間長さ二十四間ばかり、
川向橋 鶴見川に架す、幅一間長さ十二
間、これ神奈川宿への道也、

堰 小机堰と云、當村の持にはあられど、村内に跨れり、長さ
十二間、其うへにおもり橋とて、長さ十二間の土橋を鶴見
川に掛渡せり、小机
新羽兩村の持なり、
堰 西の方鶴見川に
架す、幅十間、

稻荷社 見捨地、三畝、村の北の方にあり、覆屋二間に三間
守にして、例祭年々七月二十二日、村持、この祠はもと村の中
央にありて、其あたりを本宮と云、わづかの塚今に残れり、

昔洪水の時かの地にありし松一株、此處へ流れよりて今に繁茂せり

長昌寺

境内年貢地、七畝二十八歩、村の西にあり、禪宗曹洞派、小机村雲松院の末、川向山と號し、藥王寺と稱す、客殿五間半に四間南向、本尊藥師坐像にて長八寸餘、作しれず、當寺の起りを尋るに、寛永十五年此村の住人河野勤解由と云もの、小庵を設け置しを、或時今の地へ移して一寺とす、其後正保二年全輔と云僧住せしが、同じ年橋樹郡小机村雲松院五代の僧、宗鑑 觀音堂 客殿に向て左りにあり、堂を請待して開山とす、 觀音堂は二間に三間、東向なり、聖觀音の立像長一尺七寸餘なり

○東方村 東方村は、郡の東によりてあり、小机庄とも或は郷とも唱へしが、今はたゞこの領に屬すといふ、當村古へは池邊村の内にて、其地の東よりありしを以て東方と字せしが、いつとなく一村になれりと土人云り、江戸日本橋より行程七里にあまれり、民家八十軒、村の廣狹は東西へ八丁許、南北は四十丁に過ず、四境は、東の方折本村に界ひ、西は池邊村に隣り、南は川向村にて、北は茅ヶ崎村につゞけり、村内山林高低ありて、土性は野はく眞土或は赤土へな交れり、陸田多して水田少し、當村北の方に一條の道あり、東の方折本村より西の方池邊村に達す、北條分國の頃の相州道なりと云、今は新道とよべり、道幅僅に二間半ばかり、御入國の後は山角市藏勝

成に給ひしと彼家譜に見えたり、其後文祿元年梶川四郎二郎忠助に、二百二十石を賜はりて、今に子孫長十郎知行す、正保の頃其餘の地を江戸増上寺領に賜はりて、これも今に替らず、檢地は文祿三年、寛永九年の兩度にありしかと、其人の姓名を傳へず、後また延寶三年にも御代官成瀬五左衛門檢地す、秣場殿山にあり、すべて三段許、地頭林小名しこ山にあり、一町八段ばかり、高札場二ヶ所 たつ、一は南の方にあり、一は増上寺領にて村の中央にあり、小名 くすが堤乾の方を云、以下二ヶ所も同邊にあり、四ヶ所ともに北 しこ山 たゞら澤 へひ谷 左近屋敷 西の方にあり、以下二ヶ所も同邊にあり、右近屋敷 ほしや嶺 岩崎南により、川田同じほと、大井田これも南によ、かつきの沼同く南なり、湯水沼といへるを略の沼してかく唱ふとも土人云へり

江川 池邊村より流出て、巽の方折本村に達す、下流は鶴見川へ合す、村内を流ること五丁許、川幅二間半ばかり、八幡社 除地、二畝、村の西にあり、上屋一間半四方東向なり、社前に木の鳥居を立、例祭四ヶ年に一度祭ると云、池邊村福聚院持、末社稻荷社 古碑

一境内にあり、應永十六年と記せり

天神社 除地、二段、村の中央にて、社は二間四方、拜殿三間は東帯の委にて木の坐像なり、長一尺五寸ばかり、古物なれども其作を傳へず、村の鎮守にして、例祭は七月二十五日、これも池邊村福聚院の持なり、末社辨天社本社に向て左 牛頭天王社本社より右にあり

神明社 村の東にあり、村民の持

愛宕社 村の東にあり、これも村民の持

龍雲寺

除地、六段六畝十五歩、村の西にあり、淨土宗、橋樹郡小机村泉谷寺末、客殿六間半に五間半南向なり、本尊彌陀長三尺許、智證大師の作なりと云、當寺は弘治元年の起立にして、開山は養蓮社順譽、慶長元年二月十三日寂す

八幡社 門を入て左にあり、神體 觀音堂 門を入て左にあり、坐像長五寸ばかり、神體 觀音堂 門を入て左にあり、觀音は長五尺餘の立像なり、鐘樓 本堂に向て右になり、堂惠心僧都の作なりと云、 鐘樓 九尺四方、天明九年の銘あり、文あり

源等院 除地、三段十歩、村の東にあり、淨土宗、橋樹郡小机村泉谷寺末、客殿六間半に五間半南向なり、本尊彌陀長一尺五寸ばかり、開山 辨天社 門を入て左にあり、社は開慶文祿三年八月寂す

像にて長六寸ばかり

阿彌陀堂 西北の間にあり、原ノ堂と呼ぶ、四間に二間半、堂尺五寸許、行基の作なりと云、龍雲寺の持、以下四寮共に年貢地なり

阿彌陀堂 間の南四ツ谷にあり、堂と呼ども五間に四

觀音堂 西の方にあり、四間四方西向の寮なり、觀音長五寸ばかり、弘法大師の作なりと云、荏田村眞行寺の持、

十王堂 村の南にあり、坐像にして長三尺許の十王を安置す、堂四間に三間半南向なり、龍雲寺の持

鬼塚 一名おらみ塚とも云、南の方にあり、備なる塚なり

供養塚 昔村民旱損の時、此處にて雨乞せし塚なりと云、北の方にありてあり

舊蹟陣屋蹟 南の方にあり、龍川十次兵衛が陣屋蹟なりと云、今は其處陸田になれり

舊家者百姓平次左衛門 先祖を鈴木但馬守と云、北條氏直に門といひしにや、又但馬守が父なるか、其頃の文書十一通を藏す、武器をも持傳へしが、今は失へりと云、村の乾の方に先祖但馬が石碑あれども、文字漫滅して今よりは讀べからず

借置米錢之事、號不入之地令難澁由、非分候、爲先借狀致催促可請取候、若道理歴然之處、不承引郷村有之者、可被披露旨、被仰出者也、仍如件、

北條氏虎印あり
天正十一年癸未十二月十四日 江雪奉之
鈴木又右衛門殿

小机家中之領分、借米有之歟、令難澁不出候哉、非分ニ候、借狀之任文言、有催促可取候、若及兎角鄉村有之者、急度此方へ可被申候、速可申付候、仍如件、

天正十二年下同
甲申二月十四日 興津右近奉之
鈴木又右衛門殿

鈴木又右衛門借米稷下之郷百姓遠藤致之歟不濟旨申間、遠藤召出遂糺明處ニ、借錢歷然也、然上者任彼借狀文言可取之者也、仍如件、

(朱印)
甲申十一月廿三日
鈴木又右衛門殿

鈴木又右衛門借米小机川向之百姓源左衛門七郎左衛門池上致之歟、令難澁不出由申間、彼三人召出遂糺明候、然ニ借米之所明鏡也、此上者任彼借狀文言可取

之者也、仍如件、
天正十二年(朱印)
甲申十一月廿三日
鈴木又右衛門殿

前々岩本豊後召任自東方之村出現夫之内、其方拘之田地よりも夫出由候、然ニ現夫立所難成由恠言候間、其方手前已下者ハ、任恠言夫錢ニ定候壹貫五百六十文、春秋兩度ニ當夫主増田將監ニ可渡之、夫錢ニ定所ハ其方手前より出分計之儀ニ候、如此者雖相定候、自今以後、此方へ無届之筋目有之候ハ、其時は如前々現夫可申付者也、仍如件、

天正十三年なり
乙酉四月十九日 柳下奉
鈴木又右衛門殿

於東郡久良岐郡其口借米候哉、令難澁不出事非分ニ候、向後者借狀任文言可有催促候、兎角鄉村有之者、此方へ可被申候、仍如件、

天正十四年なり
戊子二月廿九日 玉繩(朱印)
鈴木又右衛門殿

今明之間佐藤上原兩人前より、中村土佐ニ被申可被請取、然間二通之大橋借狀、中村土佐ニ可相渡之、仍如件、

天正十六年なり
戊子十二月十三日
鈴木但馬殿

其方被官號石田内藏助者、欠落之由候、小机觸候中ニ有之者、何之郷村ニ有之共、代官百姓ニ申斷、御法度ニ候間、可召返、若難澁之郷村有之者、此方可申、大途蒙披露可遣者也、仍如件、

五月廿六日
鈴木但馬殿

其方被官號石田内藏助者、本郷有之而御里被官ニ罷出候得者、其方普代明鏡之由候間、任御法度返候以下者也、仍如件、

九月十一日
板橋民部奉之
鈴木但馬守殿

一 二十五貫二百文 座間

鈴木但馬就捧訴狀、小机河輪郷百姓相目安之儀被仰付處、令難澁相目安不指上候、無是非曲事候、於借米者如證文、早々郷中へ令催促、急度可請取旨依仰狀如件、

北條氏虎印なり
天正十四年丙戌十二月廿五日

評定衆
上野介康定花押
鈴木但馬守殿

稷下郷百姓遠藤借錢、不濟儀無是非候、何分ニも遂催促可取候、爲其重而印判遣候、併令用捨百姓も無異儀有之様肝要ニ候、仍如件、

天正十六年下同
戊子九月廿四日
鈴木但馬守殿

大橋借米四十三俵一斗三升二合之由、鈴木但馬證文披見候、然者大橋儀舊借無際限有之、其身死去候、實子も無之間、彼名跡相つふし候、然ニ面々借米之者、公方錢之由借狀ニ明鏡候間、自手前申付遣候、

此着到
參人 此内

壹本 小旗
壹本 鎗
壹騎 馬上
以上參人

右御着到之内、壹騎一人も口不足者、必々知行を
可被召候之條如件、
午六月十三日 荊部奉

座間殿

○折本村 折本村は、郡の東にあり、古は小机の庄に屬せしよし、江戸日本橋より行程六里にあまれり、東西南北各十丁許の村にて、山林高低あり、土性は黒土赤土交れり、田多く畑少し、水旱共に患あり、四隣東の方大熊村に界ひ、西は東方村に交り、南は川向村にて、北は勝田及新羽の二村に續けり、民家四十一軒、北條分國の頃は十貫文小机折本座間新左衛門知行と役帳にのす、御入國の後天正十九年村内を裂、松平内藏允安綱に賜り、其餘は慶長三年野々山新兵衛頼兼に賜ひ、残り御料の方は伊奈半十郎忠治預り奉りしが、正保の後何の頃にや諏訪氏に賜り、今其子孫松平河内守保綱・野々山新兵衛兼慰、

諏訪仲之助三人の知行なり、檢地は寛文十年正月松下河内守おのが采邑の内を檢地す、其餘持添の新田あり、寶曆十年七月御代官辻源五郎檢地し、貢税を定む、こは御料所にして、今は小野田三郎右衛門信利支配す、秣場北の方新田の傍にあり、段別一丁許、
高札場

小名 前ヶ谷 東の方 貝がら塚同邊な 蛇谷北の方に
折本川 大熊村にては江川と唱ふ、村内南の方を流るゝこと五丁許にして、東方村へ入、川幅二間程、鶴見川の水元なり、用水にも處によりて此川の水を引
堂の坂 眞照寺の南の邊にあり、登ること一丁ばかり、いにしへ堂舎の跡なる故かく唱ふといへど、今よりは知べからず、

新宮權現社 除地、五畝許、村の中央より、少く北によりて松
下河内守が采地の、林の内に入り、本社二間四方、拜殿も同じ、東に向ふ、村の鎮守なり、例祭は八月四日、池邊村福聚院の持なり、社前に鳥居をたてり、社稻荷社本社の後
淡島社 地頭除、四段許、村の中央にあり、上屋四間に七間、内に小祠を置南向なり、神體は尋常の形にて四寸ばかりの坐像なり、社前に石階數級ありて石の鳥居を立、例祭年々二月三日、縁起もあれど證とすべきものとも見えざれば略す、

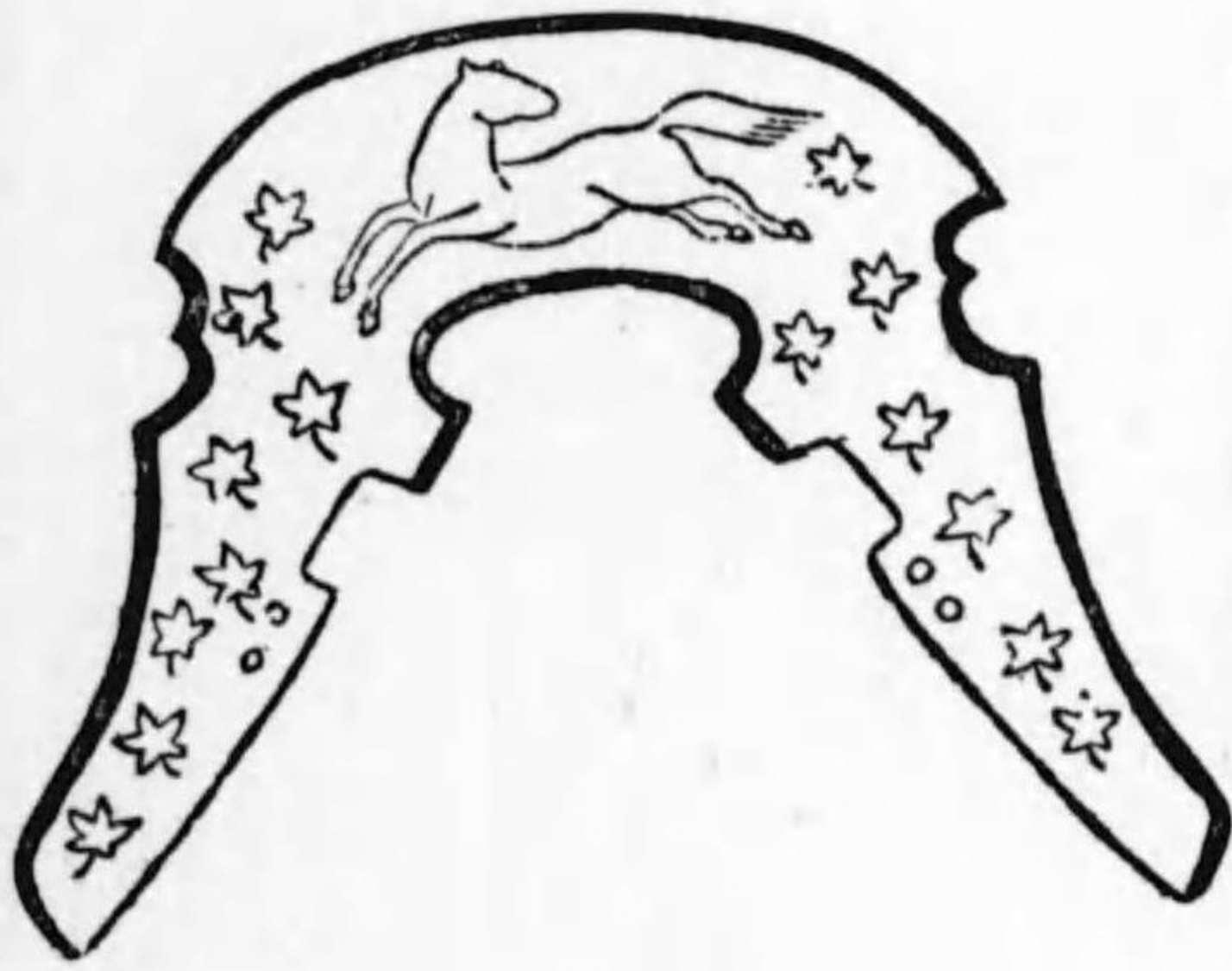
す、村民の 末社稻荷社 本社に向て 天王社 本社より東の持なり、
太神宮 村の東丘上にあり、社九尺に七尺南向なり、木の鳥居をたつ、村民の持、除地、四畝、
眞照寺 境内御朱印地内、村の東よりあり、淨土眞宗、東本願寺の末、淨水山清龍院と號す、客殿七間に六間半、巽向なり、本堂彌陀の立像にて、長二尺許、開山詳ならず、當寺もとは眞言宗なりしが、いつの頃か改宗せりと云、慶安二年に寺領の御 鐘樓門を入て左にあり、明和元年の銘、徳朱印を賜ふ、
入寺門前に 勝福寺 今に廢す、

墓所 一段許、村の北丘上にあり、地頭松下河内守が代々の法證を石に刻みて、こゝに埋むと云、

○大熊村 大熊村は、郡の東にあり、昔は小机の内師岡庄、或は小机の庄に屬せしともいへど、今は當領を唱へり、江戸日本橋までは行程七里に餘れり、民家三十五軒村の四隣、東は新羽村にさかひ、西は折本・東方の二村につゞき、南は橋樹郡小机村及び本郡の川向村に接し、北は勝田村に交はれり、されど折本村と入會にして地形も辨別しがたし、村の廣狭は、東西へ一里、南北へ十八丁ばかり、當村北より西へかゝりては高く、巽の方はすべて低し、土性は野はくと云土にしてよろしからず、田畑ともに相半せり、古よりの領主は傳へざれど、北條家の役帳に福田某拾一貫十四文小机大熊の内と記し、御入國

の後元和二年十月、稻富宮内重次、寛永十一年小長谷九郎左衛門重次等が采邑に賜はりて、今に替らず、二人が子孫稻富茂三郎・小長谷市右衛門知る處にして、其外熊野社領五石九斗を賜はれり、地頭林二ヶ所あり、一は良の方にあり、一は西北の隅にあり、いづれも段別詳ならず、檢地寛永三年八月二十五日とのみ傳へて、其姓名を傳へず、其後の年月も詳ならず、
高札場 二ヶ所 一は北の方にあり、小長谷市右衛門が采邑の内なり、一は村の南によりてあり、
小名 引地 藥師谷二ヶ所とも、東 將監谷北より 毘沙門谷 西の方を云、古へ毘沙門堂ありし故、
江川 池の邊村より村内に流入り、南の方を三十間ばかりすぎ、川幅三間ばかり、されど川床よくくし、用水とするに足ず、谷々より出る清水を用ひ、或は天水をたへて用水の助とせり、
岩穴 村の西の方矢倉前にあり、
熊野社 境内御朱印地内、村の西にあり、社は二間四方東に向り、本地佛彌陀木の立像長四寸許、縁記によるに、當社は承平年中、平將門宿願によりて、不思議の靈夢を蒙り、此の社に七日參籠せる夜藤(コケラ)不動岡浮檀金の觀音を授かり、夫より將門威勢盛になれりとぞ、其後天文年中に至り、橋樹郡篠原村の城主師岡越前守伽藍を再興せしかど、戰國の折なれば次て修理を加ふる者なく、自ら破損せり、御打入の後、慶安二年社領五石餘の御朱印を賜ふ、例祭は年々三

月五日 別當長福寺本社に向て右にあり、禪宗曹洞派、橘樹
なり、郡末吉村寶泉寺末、久松山と稱す、本堂
七間に五間南向なり、本尊釋迦木の坐像長一尺二寸許、今自山
應大と云僧を以開山とせり、此人天正十五年二月十日寂すと



云、さればこれより前にも社人 末社毘沙門堂本社の傍
の別當などありしなるべし、 稻荷社本社の南

杉山社 除地、二段、村の南丘上にあり、社二間に四間東向な
の坐像なり、長一尺ばかり、元文五年に作りし物なりといへ
り、例祭は年々七月廿九日、村の鎮守にして、新羽村西方寺の
持な 末社稻荷社本社に向て、伊勢宮左の方に
地蔵堂 除地、十五歩、村の東にあり、九尺四方に
て西向なり、石の六地藏を置、長各二尺許

舊家者百姓儀右衛門 齊藤を氏とす、今小長谷市右衛門が采
、分家なり、舊家とのみ云傳へてさざる證もなければ、古よ
り持傳へしとて、刀一腰、鞍一口、鎧一具を藏せり、鞍の圖
上の

○新羽村 新羽村は、郡の中央より良の方橘樹郡の接地
にあり、根古屋庄とも或は小机庄とも唱へり、郷名を傳
へず、當村の開闢は舊きことなるべし、其始を詳にせざ
れど、相州鎌倉郡鶴岡八幡社、正應三年の文書に、當所
の地頭肥後三郎實村が、遺領争論の事みえたり、其文に
依惡口利事狀武藏新羽郷地頭大見肥後三郎次郎實村
遺領事、相論之時嫡子頼時與平氏番申處、頼村爲逆
罪之仁由依申之、被處惡口被付論所於平氏畢、
又云、武藏新羽郷地頭大見肥後三郎次郎定村遺事定
時嫡子又次郎頼村、與後家平氏 頼時相論之時、頼村
申之定村之中陰追出□□念佛之條逆罪也、云云、平

氏可被惡口罪科之由、依令訴申被付論訴於氏女畢云
云、

正應三年 三番引付 奉行 島田民部大夫行兼
頭人 遠江入道西俗 時章

又文明十八年道興准后の「廻國雜記」に、淺草を立て新羽
と云ところに侍るとて、小石川といへる處にまかりてと
あり、同所新羽を立て鎌倉に至るとあるは、當村のこと
なるべし、其頃より中間の領主は傳へざれど、御入國の
後御代官伊奈熊藏忠次預り奉り、寛永十年若林六郎左衛
門正直・駒井孫四郎勝重・太田九左衛門吉清・遠山四郎兵
衛宗尹等が采邑に賜ふ、其後正保の頃に小俣平右衛門・鈴
木國三郎が先祖にも分ち賜りしが、其内駒井孫四郎・小
俣六郎左衛門が采邑は、上りて御料となり、今小野田三
郎右衛門支配し、私領の地頭は今若林主税・太田喜左衛門
遠山新左衛門・鈴木國三郎等なり、檢地は享保十八年寛播
摩守新田を檢地し、同き二十年松波筑後守その餘の新墾
の地を糺し、明和四年にも僅の新田を、辻源五郎糺せり
と云、御林二ヶ所合して二段五畝許の地なり、一は宇南
山と云にあり、一は丸山と云て西にあり、此外地頭林二ヶ
所はすべて三段五畝許、村の四境は東の方鶴見川を隔て

橘樹郡太尾村に接し、西は當郡川向・大熊の兩村に交は
り、乾の方は勝田村にて、南は橘樹郡小机村に及び、北
は當郡吉田村なり、東西へ凡九丁、南北は十七丁ばか
り、江戸日本橋へは行程七里、家數百六十三軒、土性は
黒赤眞土或は野土なり、水田多して陸田少し、水旱共に
患あり、
高札場 小名二本榎にあり、
御料所の内也、
小名 洞口中央より少し、二本榎村の中央にあり、此處に
株は今枯て、山崎南の方を云、以下三、大竹前 根堀 向
失せり、

龜山 村の南にあり、村内専念寺、元は此所に
ありと云、故に彼寺を龜甲山と號せり、
鶴見川 川向村より入、當村南の方を流て太尾村に達す、村内
を經こと二十町ばかり、用水にも土堰或は土樋等を設
け、小名山崎と云處にて三條
に分ち、水田にそぐと云、

土橋 鶴見川に架す、長十四間幅九尺、江戸への往來にして、
橋樹郡太尾村組合持なり、又鶴見川に添て堤を築けり、
長千五百間あまり、
村の南の方に有、

杉山社 除地、一段、字三谷にあり、又此邊を八朔堂ともいへ
り、神體は木の立像長一尺許、其形蒼神の像に似た
り、されど近來の作にして、昔本地と號せしは石像の不動に
て、長二尺ばかり、これも立像の由傳へり、石階七間程を登

りて、社前に至る、本社二間四方、拜殿三間に二間東向なり、石の鳥居なかつ、西方寺の持、以下四社も同寺の持、熊野社除地、一段四畝、宇中の久保にあり、本社三間に三間、拜殿三間に二間異に向ふ、神體本地彌陀の石像にて長一尺許、例祭は七月二十三日、

神明社 除地、一段、村の南にあり、一間半に二間坤向なり、

太神宮 除地、三畝、東の方お、い塚と云處にあり、

浅間社 除地、三畝、南の方にあり、この邊を字大いか谷と云、一間半四方の社なり、

諏訪社 年貢地、村の南にあり、小社なり、村民の持、以下三社も同持なり、

子權現社 年貢地、村の北にあり、

荒神社 村の西字大嶽にあり、神體は木の立像にて長一尺ばかり、例祭は年々二月十九日、石階四間許を登りて社前に至る、二間半に三間の社にて西向に建り、村の總領守なり、

三嶽社 見捨地、荒神社の邊にあり、

杉山社 村の坤の方にあり、本社は一間半に二間南向なり、石階數級を登りて中間に石の鳥居を立、例祭七月二十日、蓮花寺の持、

白山社 年貢地、杉山社の後背にあり、光明寺の持、

天満宮 除地、一畝、村内光明寺の下にあり、同寺の持、

子神社 村の乾の方にあり、丘上に塚の形をなす、土人の傳へに此塚の下に朱或は金の類を埋めてありしと云、とせ發きしものありしが、忽怪に逢て其ことを果さざとぞ、文化九年より石の社を築め置といふ、

西方寺 境内、四段五畝、御朱印地の内、村の中央より少く北山と號し、安養院と稱す、客殿九間に八間東向なり、本尊彌陀坐像にて長二尺あまり、慈覺大師の作なりと云傳へり、開山繼眞永祿四年正月朔日遷化す、慶安二年、觀音堂三間に三年高六石七斗を彌陀領として賜はれり、

觀音堂 三間に三年高六石七斗を彌陀領として賜はれり、境内に入右の方にあり、十一、八幡社 觀音堂の丘上面觀音は長三尺ばかりの立像なり、神體は木の坐像長六寸あまり、天神社 觀音堂の並にあり、これ鐘樓觀音前にあ

光明寺 除地、一段六畝、村の北にあり、これも鳥山村三會寺の末にして遍照山と號す、客殿六間に五間坤の向なり、本尊大日、木の坐像長一尺餘、開山什繼忌日は朔日とのみ云傳へて、其年代を知らず、二世印盛は慶長十四年七月十日遷化すと云ときは、開山の年代もおして知べし、墓所に古碑二基あり、漫滅して文字さだかに見えず、

蓮花寺 除地、一段四畝、村の乾の隅にあり、新義眞言宗、岡上村東光院末、泰榮山と號す、客殿六間に五間南向なり、本尊大日、坐像長九寸許、腹内に行基の作の大日を納むと云、廿年前回祿にかゝりて堂舎以下鳥存となりしとき、舊記も失

ひて詳なることは傳へず、たゞ開山朝譽永祿年中の人なりと云ことのみ語り傳へり、又墓所に石碑あり、後世より建しものなれど、夫にも益を刻し、二月十五日とあり、當寺は昔わづかなる草庵にして、村内專念寺の隱居所なりしな、後一字となして又改、藥師堂境内に入て左りにあり、三間四方な宗せりとぞ、藥師堂境内、木の立像長八寸許、惠心の作なりと云、いかにも古物のさまにて、すべて虫喰み面目もあざやかならず、此所より坤の方に字引地と云所あり、そのさま塚の如くにして僅の除地なり、これ元の藥師堂の跡と云、この所は隣村大熊村の地續にかゝれる所なれば、もと大熊村につきたる藥師なりとも云り、後に當村に引移せし故、引地の唱も起ると云、いづれが是なることか知ず、

專念寺 除地、三段五畝十歩、村の中央にあり、淨土宗、橋樹山と云所にありしを、此所にひきしことは前にもいへり、客殿七間に六間半南向なり、本尊木の立像にて長八寸許、慈覺大師の作なりと云り、開山は耕公慶長十年七月十四日寂す、村民良太郎と云者の先祖に清太郎と云あり、彼が慶長六年間基せしな、觀音堂門を入て左にあり、三間四方、稻荷社と云、客殿に向て左にあり、一間四方、

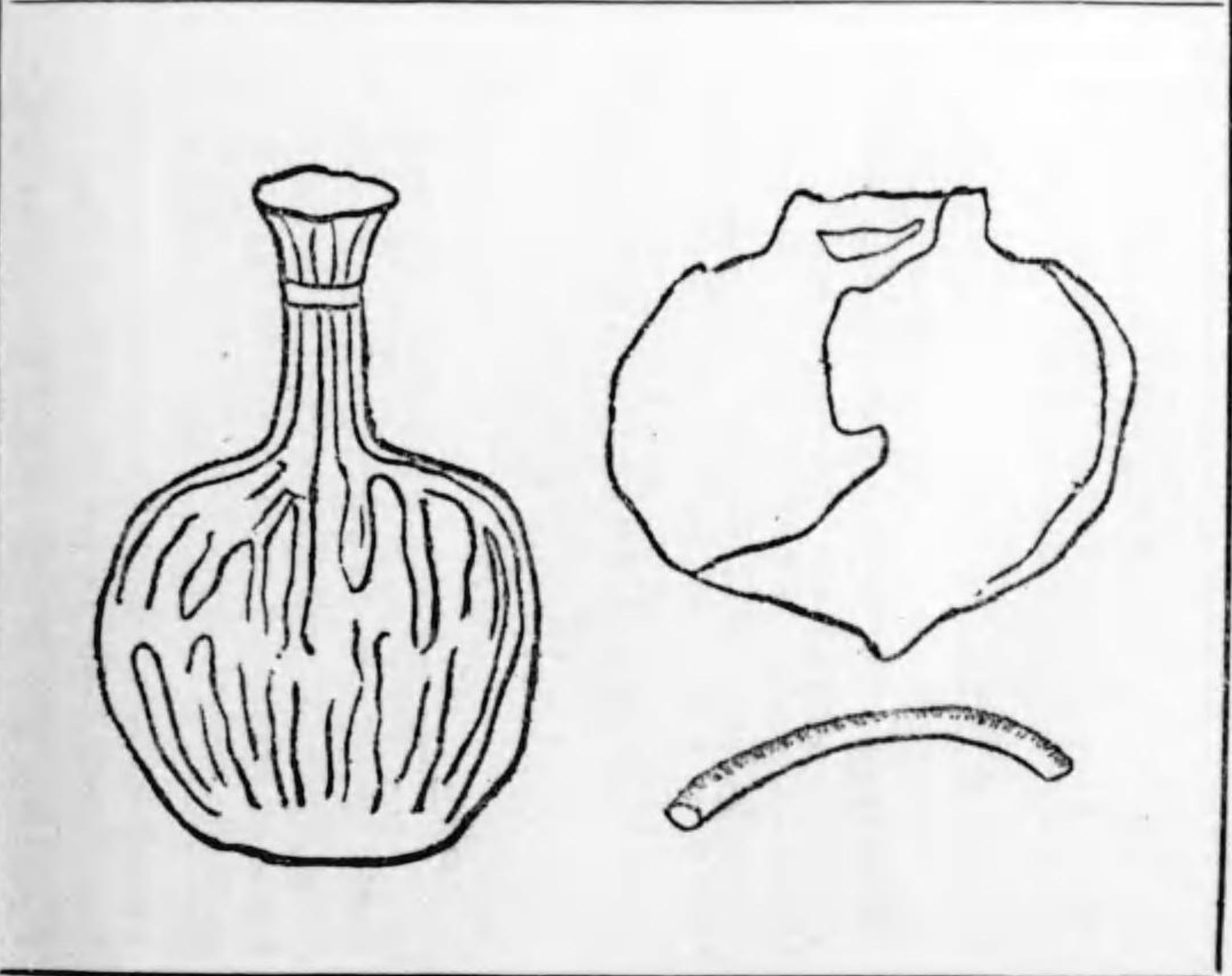
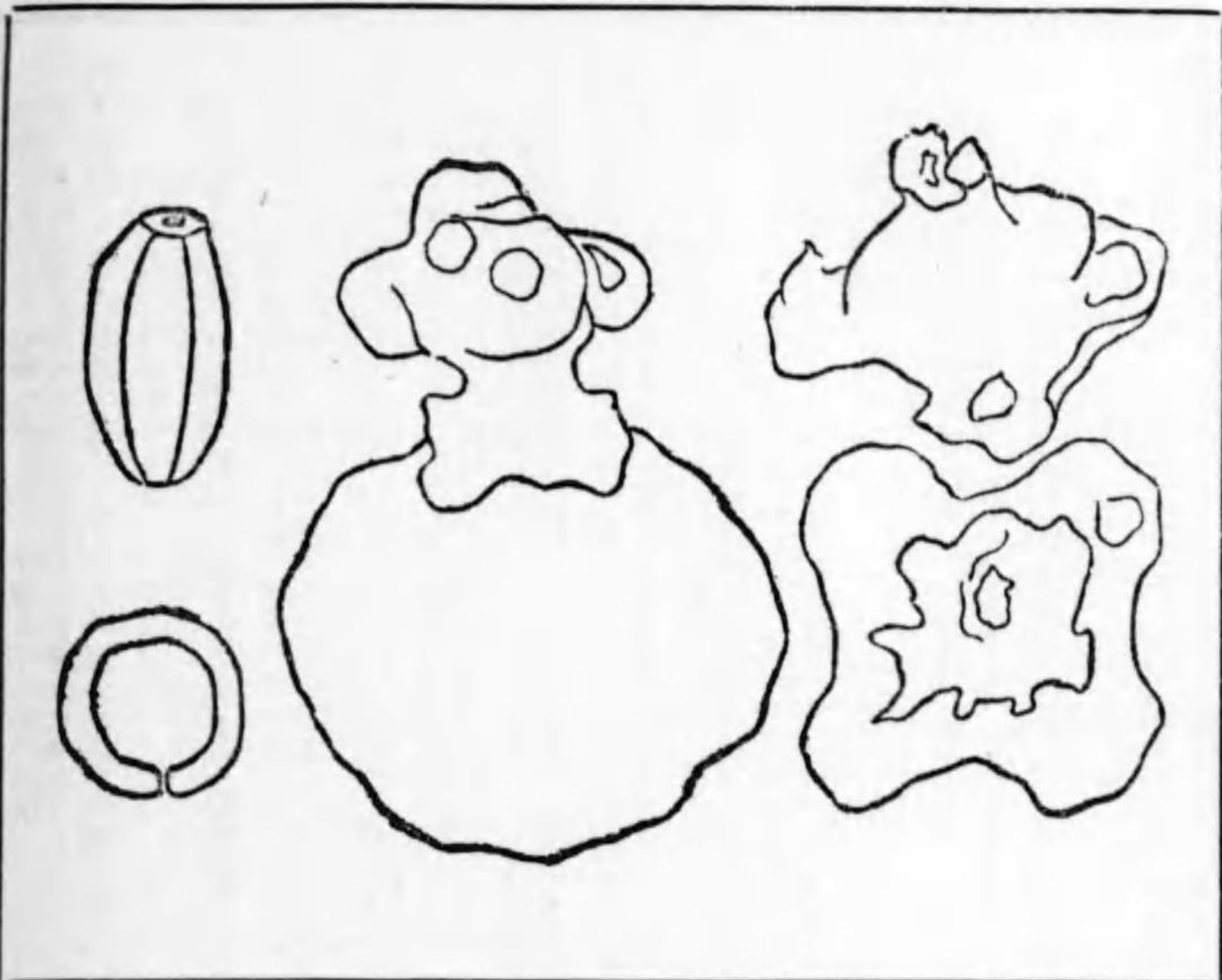
善教寺 年貢地、村の西にあり、當寺古へは池邊村の内星谷と云所にありしを、當村に移せるよし、其年代を傳へず、其頃は天台宗にて、開山を慈海と云、明應九年三月十一日寂す、慶長十七年改宗して淨土眞宗、西本願寺派になれり、山號も元は瑞瑞光山と稱せしを、今は平等山星谷院と號す、客殿七間四方向なり、本尊彌陀の立像長二尺許、此寺に北條

左京大夫氏政の文書一通を藏せり、されど宛所は法華經寺とあれば、橋樹那師岡村法華寺へあたへしな、いつとなく當寺に移して傳へるものか、縁起によれば寶治元年北條氏政歸依の靈地なりとて、山の頂に藥師佛を勧請せり、されど寶治は鎌倉將軍頼朝の頃の年號なれば、遙に年代へだれり、又重寶とて持傳ふる銅の釜一つを、氏政にあたへし時の文書なりとも云、何れ後に付會せしものなるべし、勝士の太子は惠心の作なりと云、木の立像長二尺許、被藏する文書左に載、至于舊冬上州出馬、就達本意預出僧候、殊釜給候、祝着□□幸田源次郎可申候、恐々謹言、

三月四日 法花經寺 氏政花押

山門 三間に二間、樓上に大鐘をかく、享保元年の銘文にて考證によしなればもらせり、

舊家者百姓佐右衛門 氏を西山と云、今村の年寄役なつと後背の崖崩れしに、洞穴顯る、入口五尺餘、内の廣さは二間四方ばかりなり、其處より圓の如き物を掘出せり、いかにも古物にして何れも鏡器にて陰然と金色を含めり、或は赤銅の圓鏡大小ありて金着の類なり、又は水晶にて其形は今云緒しめの如くして、長さ一寸五分許なるもの五つ、此外陶利の類にて花立と云もの、如きを棄焼にしたる物あり、みな朽損したれば今よりは全體をみることをあたはず、按するにこれ古墳なるべし、そのかみ國守郡司などを葬せし所なるべし、續日本紀に養老五年十月、喪事には其轎車、靈車、馬具、不得刻、鍍金玉繪飾、丹青素薄、是用卑謙是順とあれば、其頃までは金



玉をちりばめし帶物をせしが、後制せられぬ、此鐵器の類も其かみ帯せし物ならんか、其圖右にのす

○吉田村 吉田村は、郡の中央より良の方橋樹郡の境ひにて、師岡庄の内なり、古は小机領と唱へしが、今はこの領に屬す、當村は御料私領入會にして、此地は表裏を以て唱ふ、大抵中央より南の方を表吉田と云平地なり、北の方をば裏吉田と唱ふ、山林の丘をかきりて村内を二區に分てり、其中間に民家八十一軒あり、江戸日本橋へは行程六里にあまれり、村の廣さは東西へ三十丁南北は二十町に過ず、四隣、東の方は早淵川を隔て、橋樹郡網島村に接し、西は當郡新羽村なり、南は鶴見川を隔て、橋樹郡太尾村に及び、北はまた早淵川をへだて、山田・高田の兩村にさかひ、乾の方は大棚村につゞけり、御打入の後旗下の士數人へ賜はれり、久保新右衛門正俊に賜りしは、天正十九年にして、其子孫吉右衛門正永の時に至りて、天和二年六月二十一日故あつて采邑を公收せらる、この餘慶長六年九月、小野次郎右衛門忠明に賜り、大久保甚右衛門長重は、大坂御陣の時軍功の賞として、二百四十一石二斗あまりを當村にて加増せらる、大猷院殿御代、小長谷九郎左衛門重次に賜はり、其外朝倉織部正に賜ひしは、寛永元年十一月にて、彦坂九兵衛に賜はりし年代はしらされど、大抵同頃なるべし、其よりはらの子

孫連綿して、今大久保鶴松・小野次郎右衛門忠孝・小長谷十郎右衛門・朝倉織部・彦坂九兵衛等を知る所なり、其餘御料の方は、正保の頃は成瀬五左衛門が御代官所なりと云、其前後のことつまびらかならず、今小野田三郎右衛門信利が支配所なり、檢地は御料の方は享保二十年杉庄右衛門・粕屋金太夫、延享二年伊奈半十郎、寶曆四年岩手伊右衛門、同九年志村田宮等の御代官たゞせり、其内享保寶曆等の檢地は新田なり、私領はいつの頃にや詳ならず、百姓林六町四段八畝二十八歩を六ヶ所に分てり、いづれも松雜木立る所なり、

高札場五ヶ所 御料の方二ヶ所、一は表吉田にあり、一は裏吉田にあり、大久保鶴松がたてしは、字五靈祠のあり、彦坂九兵衛采邑の分は字神藏にあり、

小名 中里村の中央 貝塚村の西北の方を云、この邊貝殼

古へは塚ありし、近き 藏邊北の方にあり、其かみ郷頃はその形僅に存せり、 藏邊ありし跡などいへり

榎戸村の中央を云、此邊を 御所ヶ谷 これも同じ邊にあつた跡などあり、古へ御所の跡なりと 稲坂村の北の方も云、御所はそのさす所をしらす、 馬場臺同じ邊 神藏村の西

鶴見川 西の方新羽村より入、村の南をながるゝことわづかばかりにして橋樹郡網嶋村に達す、川幅十二間ばかり、早淵川 乾の方大畑村より入、村にかゝること十八丁ほどにして、網嶋村にて鶴見川に合す、川幅三間ばかり、此川を字松橋堰及び三股堰より分水し、そぐ所の水田少なからず、堤 村の東西にあり、長九百二十三間、早淵川及び鶴見川水除の爲に築く、

杉山社 除地、二段五畝、村の北の方にあり、石階敷を登りて社前に鳥居をたつ、本社二間に二間半、拜殿三間に二間南向なり、神體は不動木の坐像にて長八寸ばかり、彩色を加へたり、さして古きものとも見え、例祭は毎年九月十九日、村内正 末社稻荷社本社に向て福寺の持、

雷電社 除地、三段一畝、村の中央にあり、本社は二間四方、拜殿三間に二間南向、石の鳥居をたつ、神體は大日の如くにて、木の立像なり、長四寸ばかり、鎮座の年歴を傳へず、例祭は年々七月二十八日、此地は高丘にして南の方は一圓に平田をのぞみ、甚景地なり、末社春日社本社に向て、稻荷社本社に左の方

御靈社 除地、五畝十八歩、村の北端にあり、本社二間半四方南向なり、神體は木の立像、長一尺八寸ばかり、権五郎景政を祭りしものにて、太刀弓箭を帶せし像なり、其傍に古き木像を安せり、土人は八幡の神體なりといへど、本地彌陀の像なるにや、虫喰て定かならず、例祭九月十八日なり、

子堂 客殿より東の方にあり、三十年前に焼失して再建せず、太子の像は今寺に納む、立身の木像長二尺許にして彩色を加へ、

淨流寺 村の西にあり、淨土宗、橋樹郡小机村泉谷寺末、超海二尺許の立像なり、開山眞譽慶長三年九月廿五日寂せり、慶安二年八月高五石五斗の寺領を賜はる旨御朱印あり、境内は則その寺領の内なれば定れる坪、鐘樓門を入て左にあり、鐘數なし、門柱間一丈東向なり、鐘樓は寛政五年新に鑄しものなり、銘文考證に、地蔵堂 鐘樓のならびにあり、二間四よしなれば略す、

常眞寺 除地、一段二十歩、村の西にあり、日蓮宗、荏原郡池上本門寺末、朗榮山と號す、客殿七間半に六間半東向なり、本尊三寶を安す、開山日純本寺第九世の僧なり、天文九年三月廿一日寂す、境内に洞穴あり、入口僅なれど其中廣しとい、番神堂 境内へ入て右にあり、二間四方、番神は各長四寸許、立身の木像なり、

彌陀堂 見捨地、三畝、字稻坂にあり、四間に三間南向なり、三尊の彌陀長八寸ばかりの立像なり、淨流寺の持、觀音堂 除地、三畝九歩、正福寺の前にあり、同寺の持、堂は二間に二間南向なり、聖觀音木の坐像長一尺一寸許、慈覺大師の作なりと云、堂の後に墓所あり、其所に古碑あり、一は元弘三壬七月日と刻し、一は大永の文字仄にみゆ、其外

子神社 見捨地、一畝二十六歩、山王岸神、明三坐相殿、社は二間に二間半、神明八社、村内所々にあり、各字を以て冠りて唱へを分ち、わ具録せず、何れも正福寺持、

浮泉寺 年貢地、一段、村の良の方にあり、御料所の内なり、淨土宗、橋樹郡小机村泉谷寺末、清冷山と號し、法界院と稱す、本尊彌陀木の立像にて長三尺許、客殿八間に三間南向に開山、開山の僧譽譽元和二年四月十五日寂せり、

圓應寺 年貢地、二石一斗一升二合、村の北の方にあり、古義六間に四間東向なり、本尊千手觀音長三尺餘の立像なり、聖徳太子の作なりといへり、緣起あり、その大意に、聖徳太子攝政の頃、東國巡行し、爰に至り給ふなりといへり、されど彼太子東國へ下りたまひしことは、正史にはみえず、開山開基を詳にせず、中興開山を盛秀と、辨天社門前にあり、僅に云、正保四年五月二日示寂す、

正福寺 地頭除、一丁二段二畝七歩、村の北大久保鶴松が采地内なり、天台宗、橋樹郡駒林村金藏院末、星宿山千手院と號す、客殿七間に六間南向、本尊釋迦木の坐像長一尺八寸許、開山開基等詳ならず、第二世の僧を秀覺と云、寛永元年十一月二日、稻荷社 客殿の西の方、天神社 同じ邊に、十四日寂す、

彌陀堂 年貢地、三間に六間半巽に向ふ、木の立像にて長二尺許、常泉寺の持なり、地蔵堂 見捨地、三畝十歩、字榎戸にあり、三間に四間餘、西向なり、地蔵は木の坐像長一尺五寸ばかり、淨流寺の持なり、

地蔵堂 見捨地、一畝十二歩、村の西北のすみにあり、三間に二間南向なり、地蔵は立身の木像にて長一尺五寸ばかり、是も同寺持なり、

富士塚 村の西にあり、高五六間ばかり、丘岡の上にある、除地四畝二十九歩の處なり、庚申塚 是も富士塚の邊にあり、僅八歩許の地を除けり、此傍に供養塚あり、これも一畝ばかりの處なり、この外にもさして塚と云べきほどにはあらねど、其形をなせるもの三ヶ所あり、

新編武藏風土記稿卷之八十四 終

新編武藏風土記稿卷之八十五

都筑郡之五 神奈川領

○高田村 高田村は、土地の開闢を傳へずといへど、和名抄」によるに、橋樹郡の内高田郷あり、當村は本郡の中央より良の方にて、橋樹郡の接地なれば、そのかみかの橋樹郡の地此邊までかゝり、高田郷と唱へしを、夫も變革して郡中に入たれど、郷名の存せるは今も古名を失はざるならん、猶郡の惣説とあはせみるべし、荏原郡等々力村の民利右衛門と云もの、所藏せる弘治二年の文書に、高田分二十貫皆納とあるも當村の事なるべし、師岡庄神奈川領に屬す、江戸日本橋へは行程五里にあまれり、村の廣狹は東西へ十八丁、南北十二丁程、四隣は東の方橋樹郡綱島・駒林の二村に接し、南は吉田村にさかひ西は山田村に及び、北の方は橋樹郡久末村につゞけり、御入國の後寛永の頃は、中野吉兵衛御代官所なりしが、同十年會根半兵衛・小長谷九郎左衛門重次等の采邑に賜れ

り、民家百十二軒、すべて田畑等分にして土性は黒土眞土交れり、檢地は伊奈熊藏忠次とのみ傳へて年月を知らず、高札場二ヶ所一は小長谷采邑の地にて村の西、一は字白坂にあり、小名 矢野村の坤の、花の木坂鹽谷寺の門、鍛冶屋坂の西にあ、白坂、善立寺の前をいへ、僅なる坂なり、

古川 二流ともに早淵川を分水し、西南の方につゞきて東の方へ達す、廣き三間許なり、寛永年中南の方にて水田を開き、高百石餘を新墾し、同八年改定あり、其頃一條の用水路を掘て是を新川と號す、

天神社 除地、三段、村内興禪寺のつゞき南の方にあり、上屋は三間四方、内に小社を置、拜殿三間に二間南に向ふ、神體は新墾の二幅を安す、共に長一尺許、石の鳥居を立、村の惣鎮守にして例祭年々九月二十五日なり、

春日八幡合祀社 天神社に向て右の丘上にあり、此處より三十分程東に春日山と云所あり、元は其處にありしが、近來こゝに移せり、神明社同所にあり、

辨天社 天神社の南の傍にあり、石の小祠なり、淺間社 除地、二段、字富士山にあり、僅の祠なり、南向に立り、

山神社 除地、三段、村の南にあり、これも小社なり、

第六天社 除地、十四歩、これも同邊にあり、以上七祠共に興禪寺御朱印地の内にあり、同寺の持、

第六天社 除地、二十五歩、長圓寺の丘上にあり、

稻荷社 除地、二十四歩、西の方山田村界ひにあり、以上の二社鹽谷寺の持なり、

長圓寺 除地、凡一町、村の坤の方にあり、小長谷十郎左衛門が采邑の内なり、淨土宗、橋樹郡小札村泉谷寺の末

もと、は詠月庵と號して一寺にはあらざりしが、その後一寺となりしかば、庵號を用ひて山號とし、詠月山と號す、客殿六間半四方南に向へり、本尊彌陀木の坐像なり、長二尺、勢至觀音は長各一尺ばかり、開山安蓮社尊譽と云、元和元年十月五日寂す、

鹽谷寺 境内一段一畝、御朱印地の内、村の西にあり、天台宗、橋樹郡駒林村金藏院末、藥玉山と稱し、光明院と號す、客殿八間に六間南向なり、本尊馬頭觀音長二尺許、古物なれども其作を傳へず、開山は慈覺大師なりと云、起立の年歴を失せり、本堂元は西の方今の二王門の前にありしが、後こゝに移せりとぞ、慶安二年始て高五石四斗餘の寺領を賜はれ、二王門に高さ三間餘の石階あり、門内 藥師堂二間四方南向

なり、客殿の西の方丘上にあり、白山社 同く丘山にあり、藥師は長一尺餘の坐像也、境内の鎮守なり、興禪寺 境内一丁五段餘、御朱印地の内、村の東にあり、天台宗、橋樹郡駒林村金藏院末、圓瀧山と號し、光明院と

稱す、客殿七間に六間半南向に向ふ、本尊十一面觀音立像にて長二尺餘、開山開基詳ならず、慶安二年高七石餘の寺領を賜はれ、

愛宕社 客殿に向て左の方丘上にあり、高さ四間許の石一尺五寸ばかり、社前に六面の手洗鉢あり、面ことに佛像一尊づゝを彫る、恐くは六地像にてもあらんか、石の厚みは六寸五分、高さ四尺ばかり、殊勝の古佛なり、下の十王堂方に文保の文字ありて、其餘は廢滅して見えず、客殿の向ひにあり、二間四方、地藏堂 境内に入て丘上にあり、本尊にて各長八寸ばかり、文化十一年十一月本尊共に燒失し、石不動 南の方なる丘の半腹にあり、いまだ再建せず、水耕地にそゞぎて水田の養とせり、此

善立寺 除地、三畝十八歩、村の東にあり、天台宗、橋樹郡駒林村金藏院末、高林山と號す、客殿五間に四間東向なり、本尊不動木の立像長一尺ばかり、開山仙延實九年六月二十六日寂す、此寺も古は庵室なりしよし云傳へり、此頃は衰へて今は住僧もなし、

觀音寺 年貢地、四段餘、小名上分にあり、弘誓山藥王院と號す、客殿五間に四間なり、南に向ふ、これも近來無住にして、開山開基をつまびらにせず、本尊如意輪觀音木の立像にして長一尺五寸ばかりなり、瀧本院 妙達・瀧泉二院附當山派の修驗なり、古は此一軒のみを述つ、其内瀧泉院は今又廢せり、三院とも年貢地に住せり、

舊跡桃井播磨守某館跡 あり、此所桃井播磨守某が館跡なりといひ傳ふ、この餘村東駒林境にあかつと唱ふる所あり、これも播磨守が坪の内にて、假山などありし所なりと云、この播磨守は「太平記」に載せたる、桃井播磨守直常がことなるにや、直常は延元の頃南朝に事へし人なれば、此邊に住せしと云もよしあるに似たり、

○牛久保村 牛久保村は、郡の中央より東北の間橋樹郡の界にあり、師岡庄ともいひ又は小机庄ともなへてその傳ふる所さたかならず、この村名を土人は牛久保新田ともいへば、さまでふるき開闢にはあらざるべし、されど旗下の士へ賜はりし年代を以考ふるに、御打入の頃ははやひらけしとおもはるれば、新田とはいへど、近き頃のことにてはなかるべし、江戸日本橋へは行程七里、村の廣狹東西へは十八丁、南北三丁に餘れり、その四境、東は山田・大棚の二村に接し、南も大棚村にて、西は荏田・石川の二村に隣り、北は橋樹郡有馬村につゞけり、村内南北に山を負ひ、すべて高低山林の地なり、畑すくなく田多しといへど、谷々の清水のみを用水に引けば自ら土地に冷氣ありて、實のり悪きにより皆蒔田を作ると云、家數すべて五十五軒、當村は慶長三年久志本左京亮忠範が采邑に賜はり、安藤太郎右衛門基定もまた其ころ此所に

て采地を賜ふと云、其子孫今久志本主水・安藤一學等が知るところなり、御料の方はいま小野田三郎右衛門信利支配す、檢地は文祿三年小宮山八左衛門、延寶二年伊奈半十郎、元祿八年安藤對馬守重治なり、其内延寶元祿の兩度は御料所のみなりと云、村内相州中原道とて一條の道あり、橋樹郡有馬村より入、村を經ること七丁ばかりにして大棚村へ達す、道幅二間半、秣場村の乾の方にあり、大棚村と入會の地にて、四十丁五段二十六歩と云、

高札場三ヶ所 御料の方は村の中央なり、安藤一學が知行も同所なり、久志本主水が方は少く東によりてあり、

小名 小梅谷村の東の方にあり、清水谷 そうと谷

請地谷 熊澤谷北の方を 沖ノ谷同じ邊 池ノ谷乾の方

甚藏谷同じ邊に 金子入谷西の方にあり

八稻荷社 除地、九坪程、村の西字金子入谷にあり、其名づくる故を詳にせず、本社は僅なる社にて、拜殿二間に

一間半南向なり、例祭は年々十月九日、當社は元祿八年安藤對馬守重治檢地の時勸請せりと云、今御料所の百姓持なり、

山王社 地頭除、三畝歩、これも八稻荷社の邊にあり、例祭は年々九月二十七日、以下の九社一年に一社づゝ、次第に祭持なり、以下八社も村民の持なり、 末社稻荷社本社に向

り、

左近稻荷社 除地、三畝、東の方丘上にあり、是もいかなる故り、神體は倉魂の御靈東帯にて劍を持たる形なり、立像にて長五寸ばかり、久志本主水が采地の内なり、

伊勢宮 除地、三畝、南の方久志本主水采邑の内なり、

神明宮 除地、三畝、東の方にあり、社は一間に一間半、

子ノ神社 除地、三畝、北の方にあり、

諏訪社 除地、三畝、北の方にあり、

熊野社 除地、三畝、村の東方にあり、社一間半に二間、以上四社も久志本主水が采地なり、

淺間社 除地、三畝、北の方にあり、

白山稻荷社 除地、三畝、北の方淺間社の並にあり、是も安藤一學知行の内なり、

長徳寺 年貢地、七畝二十歩、村の南にあり、淨土眞宗、京都西本願寺末、弘願山と號す、開山淨源永正元年三月十日寂す、此寺古は淨念寺とて東本願寺末なりしが、何の頃よりか西本願寺に屬せり、文祿年中の水帳によれば、其頃常

仙寺ともいひしよし記せり、其處に今太子堂をたつ、三間に二間、客殿に向ひて左の方なり、此本尊は客殿に安置せり、彌陀の立像長一尺八寸ばかりなり、當寺の本尊も彌陀の立像長二尺一寸六分、客殿八間半に八間良向なり、境内に八木豊

後守が墳墓あり、其處に古松ありて夫を標とせり、同郡山田村の元名主の先祖なり、故あつて廢絶し、同村の百姓元藏と

云もの追福を營と云、

地蔵堂 除地、五畝、宇小梅谷と云所にあり、石の坐像長一尺三寸ばかり、堂四間半に三間半巽向なり、久志本主水采地にあり、後の方墓所に古碑あり、一基は文明年中の物にして、其餘三枚は文字漫滅して見えず、

○山田村 山田村は、郡の中央より良の方にて、これも橋樹郡の界にあり、庄名は前村と同じ、北條家分國の頃は、曾根外記が知行にて、六十二貫文この所にて領せり、文祿三年の水帳には、武州都筑郡師岡庄小机之内山田の郷としるせり、寛文五年しるせしものには、神奈川領矢股村とあり、是は文字のたかへるのみにてすなはち此所なり、神奈川領と唱ふることは、御入國後の事なるべし、江戸日本橋までは行程五里半に及び、品川宿へは

三里半にて、神奈川宿へも三里にあまれり、村の廣さは東西へ二十五町、南北十五町程、東は橋樹郡久末村及び

常郡の高田村にさかひ、南は大棚・吉田の兩村に接し、西は牛久保村に及び、北の方は橋樹郡野川・有馬の二村につゞけり、すべて村内高低ありて土性は黒砂眞土或は野土

等なり、民家百五十七軒、御打入の時千人頭に賜りて、

河野傳之允・萩原五左衛門・志村又左衛門・山本金右衛門・

山本傳次郎・曾根半兵衛・石坂勘兵衛・久保田莊兵衛・中村

彌左衛門・荻原傳左衛門等が采邑となりしが、其内山本

新編武藏風土記稿卷之八十五 都筑郡之五

二二三

傳次郎が知行は、享保中上り地になり、又石坂勘兵衛も享保二十年に收公せられ、萩原傳左衛門もいつの頃にか采地上りて、鈴木彌次右衛門に賜はり、それらの子孫知るところなり、御料の方は正保の頃は、伊奈半十郎忠治・野村彦太夫等が支配する所にして、其後御代官遷替しばゝありて今御代官小野田三郎右衛門が支配所なり、檢地は文祿三年大久保石見守長安改め、其後寛文五年にも檢地し、又享保二十年御料の内の新田を松波筑後守正春改めしと云、こゝにも中原道かゝれり、

高札場六ヶ所 御料と河野四郎左衛門・曾根孝太郎が分は、いづれも南の方に、山本橋次郎同傳次郎の方は東にあり、鈴木彌次右衛門・志村又左衛門の二給は西の方に建て建り、

小名 德持 堀ノ内 松崎 宮ノ下 下根 殿谷 日面いづれも東の 城山 東の方にあり、前の殿谷の丘を云、高き三丈餘登りて一丁四段許の處なり、今城跡と唱ふるは北の方にあり、されど誰人の居城なることなつたへず、或は鎌田兵衛正清が居住せし處なりといへど覺束なし、正清がこ 日影谷 瀧ヶ谷 二十歩谷 尻無谷 芝生谷 中井坂谷 打越谷 重代谷 寺窪谷 網笠谷 二十三夜谷 くづか堤 こむ谷 づいれも北の方によりてあり

太子堂山 北の方にあり、此山に富士塚とて高き十丈ばかりあり、又半腹に至りて太子堂を建つ、五間に二間南に向へり、太子は木の立像長一尺ばかり、村内長泉寺の持、

長瀬山 村の東にあり、登ること五丁ばかりの山なり、

諏訪山 登ること四丁あまりに北の方にあり、

早淵川 村内を流ること二十四丁許、川幅も二間ほどよりして四間に至る、此外用水には溜井二ヶ所あり、一ヶ所は字南堀と云所にありて、一段二畝ばかり、又一ヶ所は字下根と云所にあり、いにしへは二段二畝ほどありしが、今は水田となりて僅に池の形残り、こゝにたゞへし水用水の便とすといへども、用るに足されば常に旱損の憂あり、

神明社 除地、四畝許、村の坤の方村界にあり、大門六十間ばかり、兩側に松の並木ありて鳥居を立つ、本社は小社にて二間に三間の拜殿を造添へり、例祭は年々八月二十日、九月二十一日の兩度に祭れり、神體は木の立像にて長一寸五分、村内長泉寺の持なり、以下十二社とも同寺の持なり、

妙見社 除地、二町歩、村の南中原新道にあり、大門二丁ばかりありて、石階の下に石の鳥居を立、本社は僅に五尺餘に七尺餘、幣殿二間に四間、拜殿六間に三間を造添へり、例祭は四月六日、九月二十六日の兩度なり、神體は立像にて

八幡社 除地、一畝、德持谷にあり、上屋七尺四方、神體東帯の立像にて長六寸許、此處を土人呼て八幡山と云、

子神社 除地、一畝、字權現堂にあり、

長泉寺 除地、一町八段歩、村の字芝生谷にあり、新義眞言宗、本郡王禪寺村王禪寺の末、妙見山と號す、不動院と稱す、元當寺は村の西不動谷にありしを、今の處へ移せり、開山は寺傳を失ふ、中興開山を覺推といふ、延享中に寂す、本尊不動は坐像長七寸ばかり、此外銅像の不動を厨子に収む、長さ一寸八分、秘佛にて住僧といへども一代に一度ならでは拜することなえず、客殿七間半に六間東向なり、地頭河野伴右衛門より如二段五畝を寄附せり、十王堂境内の丘上にあり、登ること三十間許、三間半に三間西向なり、十王は各二尺程、傍に大日如來を置、木像にて長三尺ばかり、此堂元は經堂、辨天社門前にありといへり、

大善寺 境内、六段餘、地頭免除、字西谷にあり、淨土宗、江戸譽善達天和元年九月十九日寂す、本尊彌陀坐像にして長二尺ばかり、客殿六間半に七間半、門南に向ふ、境内墓所に古碑三基あり、其内永享の文字のみ見、太子堂 境内に入て左の方ゆ、其餘は剝滅して見えす、太子堂 境内に入て左の方間半、太子は立像に、觀音堂 同じ處にあり、二間に三間、觀て長五尺ばかり、觀音堂 音は立像にて長一尺三寸ばかりなり、

觀音寺 除地、一段歩許、字德持谷にあり、天台宗、多磨郡深大寺村深大寺末、諏訪山と稱す、開山は僧安然にて貞

長一尺ばかり、いと古佛なり、當社に元龜三年九月二十二日、石井惣野口栗原などしるせし棟札あり、其外は文字うせて分明ならず、又一枚は元和三年六月六日とありて、下に名主職口藤左衛門・高野源左衛門・名主八木豊後守・大嶋八左衛門などあり、いかにも社地古きさまにて老松繁茂せり、社前に石の二王を置く、寛文の銘を刻めり、傍に草庵を設く、これ宮守の居る所なり、

八幡社 除地、四畝、村の南にあり、

熱田社 除地、一畝、同く南の方にあり、

熊野社 除地、一畝、西の方にあり、

子神社 除地、北の方にあり、

稻荷十社 村内所々にあり、小祠にしてわづかづかの除地あり、その内二社は村内觀音寺持、

諏訪社 見捨地、二町七段五畝歩、村の北の方にあり、此外社地免四段ばかりは地頭河野伴右衛門寄附せり、神體は東帯の坐像にて、冠の上に蛇の蟠たるを頂きたる狀なり、例祭は八月二十日、九月二十六日の兩度にあり、觀音寺の持、以下四社も同寺の持なり、

第六天社 除地、三畝、字日面にあり、

荒神社 除地、四坪、字德持谷にあり、

觀年中に開基せりと、本尊正觀音立像にて長七八寸ばかり、客殿六間に七間半巽に向ふ、前に石階あり、境内山の裾に六尺四方許の穴あり、こゝを入ること三間程にして又岩穴あり、二丁許に入る、其處は四坪ばかりが間清水たゞへりとぞ、墓所に斷碑四枚あり、内に建武四年としるすもの一枚、餘は漫滅して定かによむべからず、

三寶寺 除地、一段五畝歩、小名殿谷にあり、淨土宗、江戸下谷幡院末、東林山と稱せり、寺傳に云、永曆元年源義朝の臣鎌田兵衛正清死せしを、かの菩提を弔ひしが、遙の後建長七年百回忌辰の時、彼が臣其追福の爲に石碑を建立せしと云、年代をおすに正清が百年忌は正和元年にて、建長七年より五年の後なり、疑ふべし、其頃の住僧を良範とよびしよし記せり、その石碑は今客殿に収めをけり、銘文に建長七年乙卯初秋日、寺主良範、右爲主君聖靈出離往生極樂、造立如件とあり、中興開基は佛譽常心正保二年三月十二日寂せり、客殿四間四方東に向り、本尊聖觀音坐像にして長一尺ばかり、弘法大師の作にして正清の守本尊のよしいひ傳へり、

觀音堂 見捨地、一畝十歩、村の南にあり、四間に三間、西向なり、正觀音は立像にして長二尺ばかり、藥師堂 見捨地、一畝十五歩、村の南の丘上にあり、二間に三間、藥師は坐像にて長八寸ばかり、又傍に十二神を置く、立像にて各長一尺六寸ばかり、

阿彌陀堂 年實地、三畝歩、南の方にあり、地藏堂 年實地、一畝歩、村の東中原新道にあり、これを土人鎌田堂と云、二間に三間なり、古はこの堂に印子の觀

には、竹河監物・駒澤藤三郎・三井口久七・岡部金彌等四人の交名を注す、寛永改には、田中與右衛門・堀口清左衛門・小泉總右衛門・横田兵左衛門・齋藤三郎右衛門など注せり、

高札場二ヶ所 一は東の方にあり、これ増上寺より建置所なり、私領の高札は中央にあり、

小名 織部谷 村の中央にあり、古此所に織部と稱せし人住せしと云傳ふるのみにて、すべて詳ならず、

源左衛門里 南の方なり、源左衛門など云人の住ける所にあり、

中村里 西より、あら里東の方、あをはこれ東の方なり、

早淵川 大堀村と當村との境を流る、荏田村より入、村にかゝる事十五六丁にして勝田村に達す、川幅二間半ほど、

杉山神社 見捨地、二畝歩、村の西北の隅にあり、これ「神名帳」にのせたる神社なりと云、或は傳ふ左にはあらす、「神名帳」に載たるは、郡中吉田村に坐す杉山社これなりと、されど當社の方證跡多きに似たれば、恐らくは當社こそ昔の式社なるべけれ、「神名帳」に當國小社の内に、都筑郡杉山神社とあり、又「續日本後紀」承和五年二月庚戌の條に、當社靈驗あるを以、官幣に預りしことをのす、又同書嘉祥元年五月庚辰の條に、武藏國无位杉山名神に從五位下を授け奉られしこと見ゆ、これによれば、神田もありしなるべけれど、それらの傳も皆うしなへり、かゝる古社なれど、中古よりおとろへはて、今はわづかに存するのみ、こゝに鍵取とてこの社の鍵をあづかれる助之丞と云ものあり、今は北村を氏とす、

音を置しが、賊の爲に奪れて、後に石の地蔵を再建せり、長泉寺の抱地なり、此邊を土人呼て城山或は鎌田屋敷など云、
○茅ヶ崎村 茅ヶ崎村は、郡の東にあり、昔は小机庄の唱ありしが今は廢せしと云、江戸日本橋より七里の行程なり、家數六十五軒、東は勝田村にて、南は東方村なり、西は荏田村にさかひ、北は大堀村にとなれり、東西十八丁ほど、南北六町ばかり、田畑ともに等分にして用水には谷間より涌出する所の清水をそゞぐ、すべて山林まじはり、高低多き地にて秣場もそこはく所々に散在せり、こゝにも相州中原への往還村の東のはしへかゝれり、隣村勝田村より入て三四丁ほどをすぎて池邊村へ達す、道幅九尺ばかり、當村開闢の年代をしらず、「小田原役帳」に當所五十貫三百文之間某が知行とあり、今の名主清左衛門が家に坐間彌三郎が名をのせし文書を藏せり、これ證とすべし、その文は下にのせたり、又杉山神社天正四年の棟札に、領主深澤備後守とあれば、この人もこゝを領せしことしるべし、今池邊村の農家に傳ふる天正十八年太閤秀吉の制札にも、當村の名を載たり、今は野々山新兵衛某がしる所と、増上寺領と入會へり、野々山が家傳を關るに、先祖新兵衛頼兼慶長三年當村を賜ふとあり、又増上寺へ御寄附ありし年代は寛永九年のことなりといへり、檢地は文祿三年、寛永九年の二度なり、文祿の水帳

かれが遺祖は杉山氏なり、その所藏の系圖もあり、又家に傳へしと云記録あり、その略に云、安房國安房郡安房神社の神主、天日鷲命の孫由布津主命の二十二代の孫、忌部の勝麻呂人皇四十四代天武天皇御宇白鳳三年秋九月、神託によりて武藏國杉山の地に、太祖高御座集日太神・天日和志命・由布津主命三柱の神をまつり、杉山神社と號すと云云、また鍵取助之丞が傳へには、日本武尊を祀るとも云り、神體は銅のごとき金にて作る、鏡のかたちしたるものにて、中へ不動の像を鑄つけたるなり、圓徑三寸六分ほど、八幡神明の二座を合殿とす、本社二間四方、拜殿二間に三間半、前に石階ありて、下に鳥居をたつ、ふるき棟札二枚存せり、その一は面に甲午奉造立杉山大明神御天文三年九月十六日としるし、裏面の文字は磨滅してよむべからず、たゞ以悅衆生故長澤新左衛門尉源六、大工直近丹六郎太郎四郎などの數字わづかによむべし、又一枚は奉建杉山大明神御鳥居一間事大旦那領主深澤備後守、同代官下山新介、禰宜藤原朝臣金子惣右衛門尉秀長、大工原太郎兵衛勝正、天正四年丙子十一月廿二日とあり、これによれば昔は禰宜もありしことしらる、近き頃まで神主玄著とて當社のことをうけたまはりしが、後その子孫百姓となりて今も社の鍵を預り、前に見えたる鍵取助之丞是なり、別當は村内自性院なり、例祭は年々十一月五日にて、橋樹郡平村の禰宜來りてそのことにあづかれり、
稻荷社 見捨地、一畝、宇城山にあり、わづかなる社にてすこしく高き所にたてり、自性院の持なり、
伊勢宮 見捨地、一畝、東の方にあり、これも小丘の上にありて同持なり、ともに勸請の年代をつたへず、
壽福寺 除地、六段、字臺にあり、綱崎山と號す、淨土眞宗、西本願寺の末寺なり、始は長福寺と號せしが、享保元年

て、北は荏田村につゞけり、すべて南の方はうち開けて水田を耕し、北は丘谷あり、土性黒土野土等なり、山よりはへな土交れり、村内に一條の道あり、相州中原への順路なり、東方村より入佐江戸村へ達す、村内を經ること十五丁ばかり、當村の舊領主は傳へされど、松平薩摩守殿忠吉の家老、小笠原和泉守宗忠が采地に賜はれり、其年代は知されど文祿三年采邑の内に宗忠寺を建立し、慶長の末に故ありて没收せらると云、元和元年大坂御陣の賞により、中根大隅守正成をよび村内藪村を木村源太郎元政に賜はり、正保の頃に至ても、其外戸田半平・門奈善左衛門・増上寺領・宗忠寺領等すべて六給なり、其後戸田半平知行は上りて、和歌所北村季吟に賜れり、明和五年池田喜八郎段高場を檢地して、其所は今小野田三郎右衛門信利支配す、秣場乾の方にありて川和村と共に刈れり、

高札場四ヶ所にあり

小名 不動原 城金 出口 あいの坂何れも西の、たい

とう畑是も西に かみあらい谷村の中央 をきが谷田

西南、瀧ヶ谷中原道より西 葛ヶ谷北の方 猫ヶ谷村の方、瀧ヶ谷の方を云、

方にあ 虎ヶ谷同邊な 藪村村の西木村菟右衛門が采地あり

鶴見川 村の南鴨居村界ひを流る、川幅十二間、西の方佐江戸村より當村を經ること九百間ばかりにして川向村に通す、

江川 村内谷々より出る清水合して一流となり、江川東方村へ入る、一名を折本川とも唱へり、

地頭林 六ヶ所處々にあり、段別を詳にせず、

用水 此邊水利不便により、隣村佐江戸村にて谷本川恩田川を分水し、其餘水を以て當村の水田にそゞり、

川除堤 村の南鶴見川に添て築けり、佐江戸村より川向村に至るまで長延數九百間ばかり、公より修理を加へらる

と云、

杉山社 除地、詳ならず、村の北にあり、上屋二間半に三間、内に僅なる本社を置南向なり、神體は木の立像、東帯の

狀にて長二尺許、古き神體は不動木の立像長一尺五寸許、凡作にあらずと云、秘して妄に拜せしめず、本地は八所權現なり、今其社は村の北の方に立り、村の總鎮 末社鹿島祠本

守にて例祭七月二十日、福聚院の持なり、

の右に 天王祠あり、左に 愛宕祠 稻荷社二社共に本社あり、

十王堂 社地の内大門の右にあ

稻荷社 除地、詳ならず、村の東にあり、社は二間に三間半異向なり、福聚院の持

八所權現社村の北にあり、本地十一面觀音、木の立像長八寸ばかりなるを安す、社内に納る寛永十八年の棟札によるに、祭神は奈良神巨勢節婦神・八幡大菩薩・和歌三神・稻荷大明神・祇園牛頭天王・愛宕護山神・天神宮以上の八坐を合祀して崇めり、されども鎮座の年代詳ならず、是も福聚院持、

淺間社北の方にて少しの塚上にあり、

以津院 除地、段別詳ならず、村の東よりあり、禪宗曹洞派、橋樹郡小机村雲松院末、城見山福嚴寺と號す、前に石階二間許を登りて樓門をたつ、内に大鐘を掛く、享和元年の銘文を刻す、客殿七間半に五間南向なり、本尊釋迦木の坐像にて長二尺あまり、腹籠に恵心の作れる釋迦の坐像長五寸なるを秘め置しと云り、開山の法諡ならびに寂年の傳を失

へり、開基は福聚院以津宗喜居士、天文十一年三月五日没せり、これ小机の城主等原某が一族たりといへど、其姓名を記さず、

太子堂門を入て左りにあり、三間に二、白山社太子堂に並てた

宗忠寺 除地、四段、村の中央にて中根源十郎が采地にあり、淨土宗、古は京都知恩院末なりしが、其後いつ

の頃か橋樹郡小机村泉谷寺末になれり、光照山龍香院と號す、客殿六間半に六間南向、本尊彌陀木の坐像長二尺餘、開

山雲與寂年を詳にせず、開基は松平忠吉君の臣、小笠原和泉守宗忠、法名龍香院欣清法心と云、元和四年八月十五日卒す、文祿三年宗忠己が領地に當寺を建立し、慶長の末に至り

采地を除かる、天正の頃までは當寺を長隆寺と號せしよし、

これは宗忠の親父伊豫守の法諡によりて唱へしと云、其頃は寺領千五百石にて、塔中も淨生院・良徳院・了生庵・常光院の四ヶ寺ありし、辨天祠門を入て右小池 稻荷祠同邊に地といへり、

藏堂門前にあり

福聚院 除地、二段五畝、村の中央より、少く西にあり、古義す、客殿七間半に六間南向なり、本尊不動坐像一尺餘、運慶の作と云、古への開山は傳へされど、其頃は修験にて中興を繼印と云しものなり、弘治元年正月二十五日寂す、境内に古碑四基あり、其内一は永享の年號見ゆ、三基は磨滅して見え

ず、鐘樓門を入て右にあり、一間半四方、大日堂門を入て

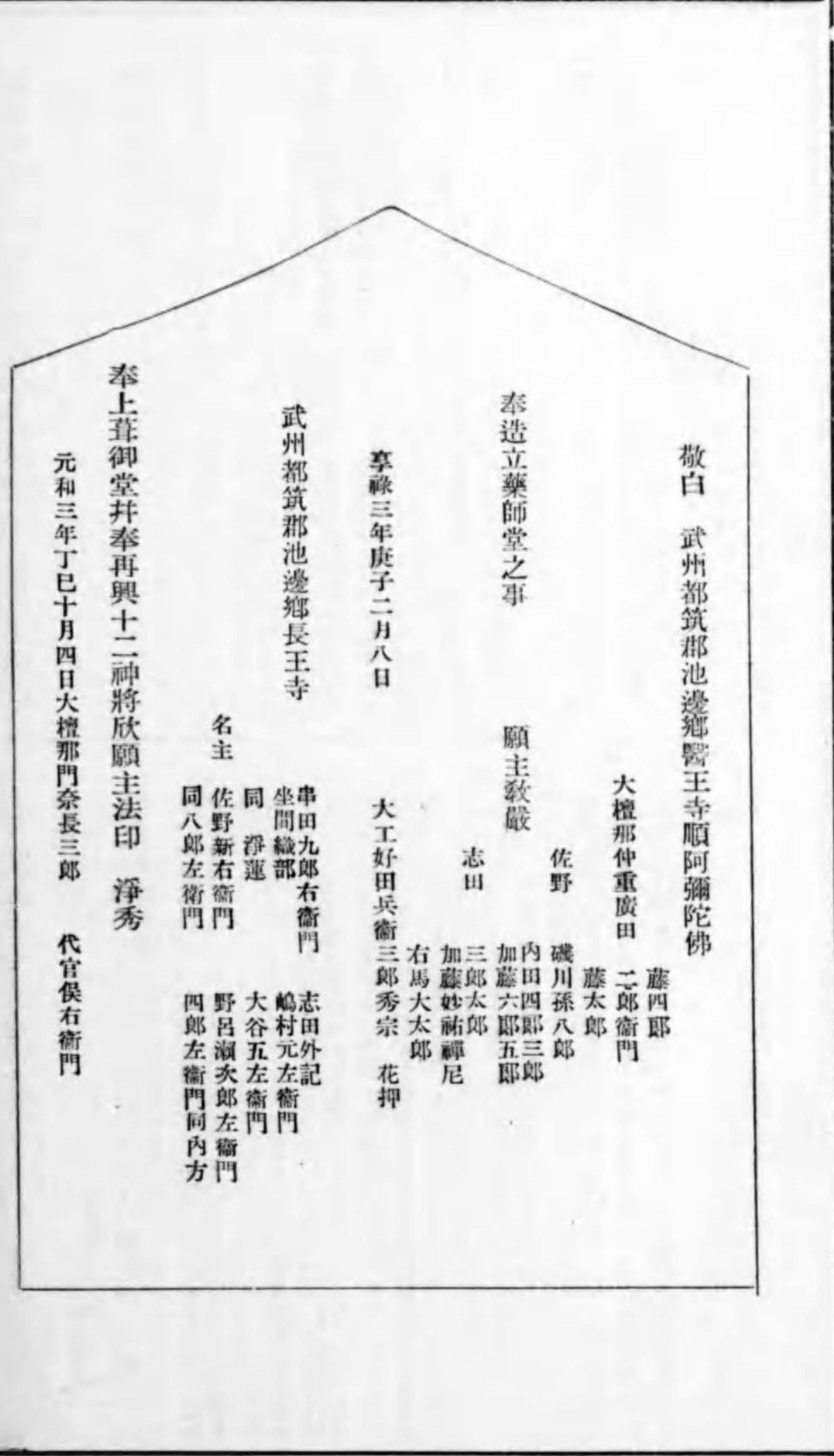
左にあり、三間半四方、木の坐像長一尺五寸なり、近き頃別に子安地蔵を安す、恵心の作にして木の立像長六寸ばかりなり、

辨天祠門を入て左 稻荷祠本堂の西

長王寺 除地、三段六畝、村の中央にあり、古義眞言宗、橋樹郡鳥山村三會寺の末、齋徳山と稱す、客殿六間に五

間南向なり、本尊不動木の坐像長一尺五寸なるを安す、開山は淨秀と云、起立の年及び寂年等を傳へず、この寺もと南の方鶴見川の傍にありしが、いつの頃か今の地に移せり、古き棟札によれば、古へは醫王寺といひしとおぼゆ、其棟札左に

す、



これは古き文を元和三年再興の時新に寫して、其裏には再興の事をしるせし棟札なり、裏面の文はこゝに略す、

藥師堂二間に三間、境内乾の方にあり、薬師は木の立像にて長二尺五寸、行基菩薩の作なりと云、前に山門を立、三間に二間に

觀音寺 除地、詳ならず、村の西よりあり、これも前に同く三會寺の末なり、圓國山と號す、本堂三間半四方南向なり、本堂正觀音木の坐像長 稻荷社門を入て左一尺餘、開山を詳にせず、

地藏堂 除地詳ならず、以津院より末の方にあり、淨念寺と號す、四間四方の堂なり、橋掛郡小机村泉谷寺末なり、寮除地詳ならず、村の西、觀音寺の並にあり、原ノ堂と呼ぶ、寮四間四方西向なり、木の立像長一尺五寸許の彌陀を安す、福聚院の持、

寮除地詳ならず、杉山社のすこし北にあり、増上寺領の内なり、念佛寺と號す、堂は四間四方にして東向なり、本堂地藏は木の立像長二尺なるを安置す、これは小机村泉谷寺持、

古蹟陣屋蹟 宗忠寺の西にあり、小笠原和泉守宗忠此地を領せし頃の陣屋跡なり、今は木村甚右衛門が采地の百姓持なり、この處に十二天を祀れり、

加賀原村の方を云、又此邊に駒ヶ原などいへる小名あり、昔加賀守と云人居住のよし土人傳へり、按に此近村の思田村に萬念寺といへる寺ありしが後廢せりと、其寺にかけたる正中年中の鐘に、加賀入道と彫りてあり、想ふにむかしこ

の入道が住せし地などにや、又小田原北條の頃、關加賀守、鈴木加賀守など云人あるよしいへば、それらの人なりしものべからず、

善教寺跡 宇星谷にあり、いつの頃よりか同郡新羽村へ移せりと云、故に山號を星谷山と唱へり、廢寺としんそう寺跡 宗忠寺の後丘山にあり、廢寺と

舊家者百姓金藏 氏を坐間と呼ぶ、門奈傳十郎が采邑の里正中下總國葛飾郡國府臺合戦の時、鐵炮にていた手負しかば、歩行かなひがたく、廢人と成て隱逸す、夫より當村に土着せりとぞ、又「北條の家人所領役帳」に十貫文小机折本坐間新左衛門とあり、又五十貫三百文茅ヶ崎坐間ともしるせり、また其頃の文書一通を藏せり、舊家なることは疑べからず、又大炊介となのりし者もあり、後法體して常運といへり、もとの菩提所は久良岐郡本牧の妙蓮寺なりと云、文書左にのす、

- 一 二十五貫二百文 坐間
- 此着到
- 三人 此内
- 壹本 小旗
- 壹本 鎗
- 壹騎 馬上
- 以上參人

右御御着到之内、壹騎壹人も不足者、必々知行を

可被召候之條如件、

午六月十二日 荊部奉

坐間殿
百姓久米吉小泉を氏とす、先祖を帶刀と云、北條分國の頃代官を勤めしと云り、後太閤秀吉小田原攻の時、近郷へ與ふる所の制札一通を藏せり、其文左に載す、

こつくへ之庄内
武蔵國都筑 いこのへ ひかしかた

をり本 大熊

さいと 本郷

鳥山 山田

大棚 ちかさき

かち田 以上十一ヶ所

禁制

一軍勢甲乙人等濫妨狼藉事

一放火事

一對地下人百姓非分之儀申掛事

右條々堅令停止訖、若於違犯之輩者、速可被處嚴科者也、

天正十八年四月日

○佐江戸村 佐江戸村は、郡の中央にあり、師岡庄とも或は小机庄とも唱へり、江戸日本橋までは七里の行程にて、神奈川宿へは二里半をへだつ、家數七十九軒、田多

く畑少し、土性は黒野土なり、村の廣狹は東西へ十八丁、南北へ二十町にあまれり、四境は、東の方池邊村に接し、南より西へかゝりては鶴見川を隔て、猿山・中山の兩村に及び、北は川和村に續けり、當村小田原北條分國の頃は、四十八貫文小机佐江戸の地猿渡某が領せしよしを記せり、按に〔小田原役帳〕に猿渡が呼名を闕く、土人の傳へに、猿渡内匠助と云人住せしと云ときは、役帳にのせたるも内匠助がことなるべし、御入國の後その年月は詳ならざれど、伊奈熊藏忠次檢地し、程なく寛永十年竹尾左五左衛門元孝が采邑に賜はりしが、寛永年中故ありて上り地となり、夫より御料所にいり、延寶元年御代官八木仁兵衛檢地し、元祿十一年諏訪某・北村某に給はれり、これよりさき大猷院殿品川宿に於て、旗下の士の武器御覽のとき、佐野次郎兵衛政長武器をあまた貯へしかば、其賞として賜はりしより、何れも子孫連綿して、今佐野佐渡守・諏訪仲之助・北村季文等が知行所なり、其餘段高場五畝六歩は、明和五年御代官池田喜八郎改出して御料となり、其後菅沼安十郎支配し、夫より今は小野田三郎右衛門信利が支配なり、村内一條の道あり、相州中原への往還なり、道幅三間ほど、中山村より村内へかゝること十一町ばかりにして、池邊村に達す、當村は其道にあり

て馬次場なり、大棚・川井と三ヶ村組合にて其役を勤む、故に他の役はすべてなしと云、寛文十一年馬次の事により、中山村と争論に及び、其後當村より相州瀬谷村へ次ぎ、夫より用田村中原宿と次第に送れりと云、又村内名主世々預る所の文書一通あり、是は古き世の證ともなるべきものなればことにひめをけり、其文左にのす、

□□□□かつき
以上

右之自分今以後赦免候、此外或小田原□請或押立以下、向後者一切令免許候、□不可立候、其上□觸に如何様之儀申付候共、一切不可致□引□□□□□□□□□□ならは各□□□□判□遣候其時者可走廻者也、仍如件、

元龜二年なり
癸未十二月一日

江雪齋
代官
佐江戸村
百姓中

高札場二ヶ所一は字辻にあり、諏訪仲之助が知行の方なり、一は村の北にたり、
小名 杉崎 半なわ 猿山渡り戸 永才田 堂屋鋪
いづれも西よりにあり、堂屋敷と云は昔此所に彌陀堂ありし故なり、此堂いつの頃か無量寺境内に移せり、鴨

居新田これも西の方にあり、此地は鴨居村の土人 横まくり東の方 ぢがんとう ちどろけ谷二ヶ所ともに北おどり場是も北の方 四ツ田 井戸田 かはらけ田何れも南の方 御所ヶ谷村の中央にて古への御所跡なりと云にあり、今その宮は東漸寺へ引移せり、今も村民は懼りて家作りせず、されど御所と云は何人の 宮田 cama田 これらも前おりし所なりや其故を知らず、 五ツ田 赤地 七ツ田 何れも異の方にあり、古へ太神宮を勧誘せしによりて此名あり 葉山屋敷むかし云、盜賊住せし處なればかく、 平臺 西北の方を云、又は唱ふと云り、をぼつかなし、 大峯ともよべり、

地蔵屋敷 此處に地蔵堂ありしか ばかくいへりと云、
谷本川 川和村より入、村内を一町許ながれ、西の方にて恩田村内を流るゝこと十七丁、川幅十五間許にして東の方に達す、
阿彌陀坂 北の方中原道にあり、

出崎坂 西の方に、是坂町坂阿彌陀坂の

種長二十間、幅二尺七寸餘、谷本川の
水を引て富村の水田にそ、けり、

鶴見川水除堤 川和村さかひより池邊村境ひに築
けり、凡長九百四十四間あまり、

落合橋 村の西の方にあり、長さ十五間餘、幅一間二尺ばか
り、中原道の往還にして鶴見川に架す、村の普請の所
なり、

杉山社 除地、一段許、村の中央中原道にあり、上屋一間四尺
に二間、神體は東帯の像にて長さ一尺許、彫刻もいと

しつほくにして甚古物のさまに見ゆ、勸請の年代は傳へざれ
ど、東漸寺に持傳ふる慶長十八年再興の棟札あり、其内に代
官小泉久彌・小代官石川次郎左衛門など云もの、名をしるし、
別當東漸寺とあれば古き社地なること知べし、例祭八月十七
日、村内三給の鎮守にて、社前に 末社稻荷社社に向て右の
鳥居をたつ、東漸寺の持なり、

御靈社 同く左りの 太神宮 あり、同じ邊に

山王社 除地、二畝許、村の良の
方にあり、東漸寺の持、

東漸寺 御朱印地の内、境内三千六百九十一坪、村の東の方中
原道にあり、古義眞言宗、橋樑郡鳥山村三會寺末、佛

法山と號す、開山の僧智運寂せし年月を知らず、たゞ二十五日
とのみ記せり、客殿五間半に七間半異向なり、本尊不動立像
にて長一尺あまり、寺領五 寺寶 五大尊畫像一幅弘法
石餘の御朱印を賜はれり、 文殊堂 客殿に向て左の方にあ
るの筆と 稻荷社 客殿の後の 二間四方の堂な
り、本尊は行基菩薩
の作なりといへり、

無量寺 御朱印地の内、境内千五百坪、古義眞言宗にて前と同
間に七間半東向なり、此寺古は七堂伽藍にてありしが、兵火
の爲に烏有せりと云、其年代を傳へず、むかしの本尊彌陀は
天明元年焼失して、その後新に今の像を安置す、立像にて長
一尺五寸、慶安二年八月十七日、大猷院殿より寺領六石餘の
御朱印を賜
はれり、

舊蹟疊蹟 宇平臺と云處にあり、猿渡内匠助と云人の住せし
所なりと云、按に此人は猿渡佐渡守が一族なるに
や、六所明神の條に傳あり、此疊は山によりて作りし岩なり、
西北の山上に本丸など、云所あり、又一町ほどの間平地にて、
今畑となりし所西丸など、云あり、耕作するもの
土中に陶器の損せしものなど得ることありと云、

○恩田村 恩田村は、郡の西相模國の界ひにあり、師岡庄
に屬す、江戸日本橋まで行程九里、村の廣狹は東西へ凡
一里、南北へも一里に餘れり、村の四境、東は八朔村に交
り、南は鶴見川を隔て、十日市場・長津田の兩村に及び、
西は多磨郡成瀬村にて、北は又山を負て當郡鴨志田・成
合・上谷本の三村につゞけり、民家すべて二百五軒、此村
も高低あり、水田多く陸田少し、いづれも谷間に開けり、
土性は黒まさ土處により眞土交れり、當村舊領主は傳へ
ざれど、北條分國の頃は小机の内恩田百廿七貫八百七十

貳拾壹貫五百四十七文

但壹反別六十
五文宛夏成

合貳百參拾貳貫五十五文

田島之辻

此内諸引物

拾貳貫百文

公事免但本途之辻十分一

五貫文

代官給

五貫文

名主免

參貫文

宮免

參貫文

井軒免

二貫文

定使給

以上卅貫百文

引方

殘而

二百壹貫九百五十文 夏秋定納

以上

右當檢地定納之辻無相違可致進納者也、仍如件、

天正十三年乙酉九月廿七日 奉行 小山筑前入道花押

中田加賀守代 柴崎但馬花押

恩田之郷 百姓中

御打入の後、元祿十一年柳澤・星合一人の給地を、伊奈半
左衛門たゞし、寛文元年井戸の采地をば、其地頭より檢

四文三郎殿と記せり、是によれば三郎景虎が知行なるこ
としらる、御打入の後正保の頃は御醫師岡本玄琳・清水
龜庵・坂春也・齋藤攝津守・井戸信八郎が先祖忠兵衛等五
給の外に徳恩寺の領あり、龜庵は何の頃にか上り地にな
り、伊奈半左衛門預り奉り、其後元祿十三年星合鍋五郎
が先祖に賜り、齋藤攝津守采地は、今の淺岡勸負御醫師船
橋宗迪が先祖に賜はれり、坂春也の采地は其子孫壽三が
時、故あつて公に上しかば、柳澤佐渡守が先祖に賜はり、
寺領ともに今すべて七給に及べり、檢地は北條家分國の
頃、天正十三年たゞせりと云、今其時の文書を村内百姓
藤兵衛と云もの所藏せり、その文によるに檢地にはあら
ず、段別ことに貢數をたて、その如く納べき由を記した
れば、今の割付などいふもの、類なるべし、されど古き
ものなればその全文を左にのす、

酉年小机筋恩田之郷檢地指出

一參拾五町四段大九十歩 田數

此分錢 百七拾七貫四百五拾八文 但壹反別五
百文宛

一參拾三町半

此分錢 參拾三貫五十文 但壹反別百
文宛秋成

地せり、村内東の方に相州道あり、上谷本村より入長さ二十五町ほどをすきて長津田村へ達す、道幅二間ばかり、秣場村の東北の間にあり、すべて三十丁ばかり、柳澤・星合等が知行の内なり、近村成合村のものこゝにて秣を刈とると云ふ、

高札場六ヶ所村内所々にありしが、今は廢して二ヶ所のこれり

小名 下臺 町田川 早川 馬場 禪念寺村 五ヶ所と

方にあ 子ノ邊谷村の西に 堀之内西の方なり、から堀

りと云傳ふ、されば折ふし古陶器な 半場西の方 井戸窪

どのかけ損じたるもの出るといふ、 佛山村の中央をいふ、小

これも同じ 萬年寺谷乾の方 高の所にして古碑あ

邊なり、文字は漫滅し 秀林谷東の方に 丸淵水をたへし

り、文字は漫滅し 秀林谷東の方に 丸淵水をたへし

て讀べからず 小溝なり、千敷の時、雨乞して くみか淵同じく西の

この水を水田へそぐと云、 八石山 村の北の方にあり

子ノ神 同じ邊にあ 柳澤佐渡守・船橋宗迪等が知行の内なり、

林二ヶ所 村の北の方にあり、すべて一町三段あまり、

鶴見川 村の南を流る、多摩郡成瀬村より入、村内を屈曲して

に達す、川幅八間にして泥川なり、

小川村の北奈良村より村内へ入、

板橋 村の南の方相州道にて鶴見川に架す、長さ八間幅八尺の橋なり、

橋字麻生山と云所あり、鶴見川に架す、作場道

橋にわたす、長さ七間幅五間、自善請所なり、

神鳥前川合社 見捨地、五段許、村の東にあり、石階敷を

登りて丘上に社あり、二間半に五間西向な

り、社前に鳥居をたつ、例祭は九月にて其日を定めず、神鳥

前川と云は、祭神は詳ならずされど、神體は不動にて秘物なり

と云、本社左の方に宮守の庵を置 末社天王社本社に

右の方に 神明社見捨地、三段許、村の東

神明稻荷相社村の西にあり、上屋三間に一 末社天王社

本社に向て右 杉山社 除地、三步、村の西の方にあり、社は一間半四方、覆

思寺の 子野邊社村の西より少く北の方によれり、上屋一間半に二間

作なりと云、又正 觀音の像を安す、 萬福寺 除地、八段許、村の中央にあり、是も古義眞言宗、徳

恩寺末、興榮山信樂院と號す、開山快秀其年代を傳へ

ず、二世を源長と云、應安八年寂すとのみいひ傳て、月日を

傳へず、客殿七間に六間南向なり、本尊藥師坐像にして長さ

五寸 護摩堂 客殿に向て右にあり、西に向ふ、堂は三間

鐘樓 境内に入て右の方にあり、一丈三 福昌寺 除地、三段許、村の西にあり、禪宗曹洞派、長津田村

四月十五日寂す、客殿七間半に六間東 觀音堂門を入て左

向なり、本尊釋迦坐像にて長八寸許 坐像長一尺ばかりなるを安す

なり、此稻荷は地頭御醫師岡 壽光院 年貢地、二丁許、村の東によりてあり、是も徳恩寺の

本末治より寄附せりと云、 日寂す、當寺第一世の僧を秀頼と云、弘治三年四月五日示寂

すと云傳ふれども、其頃は僅の庵などにもありしにや、今

これを開山とせず、延享の頃の人を開山とするは覺東なし、

客殿七間に五間南向ふ、本尊彌陀坐像長一尺二寸ばかり、

境内に古碑一基あり、延文二年十月日と刻せり、是もいかな

る人の碑と云ことを傳へず、はた此寺にはあづからざるもの

に似て長さ二尺ばかり、半より折てあり、圓徑三寸ばかりなり、是も徳恩寺持、以下同じ、

稻荷四社 村内所々にありて何れも わづかづかの除地あり、

山王社 除地、一畝十歩、村の 西堀の内通りにあり、

山王社 除地、七畝、 二十八歩、

天神社 除地、三 畝八歩、

御靈社 除地、二畝、 十五歩、

第六天社 除地、二畝、字子ノ 邊谷通りにあり、

白山社 除地、二畝、村の北白 山谷と云所にあり、

徳恩寺 境内御朱印地の内、村の西柳澤佐渡守が采地にあり、古義眞言宗、高野山實性院末、摩尼山延壽院と號す、

開山は等海律師建武二年の開基にして、應安六年三月三日 寂せり、客殿十間に九間半東向なり、本尊虚空藏坐像にて、

長一尺ばかり、門東向なり、寺領七石 寺寶 金剛薩埵の畫

像 一幅 長二尺餘、幅一尺許、弘法大師の筆なり、何の頃にや

當寺の僧高野山へ登りし時、讓受けしと云、至て古物

なり、鐘樓門を入て右の方にあり、一間半四方、安永 辨

天社 客殿に向て左の方にあり、四間四方、東向なり、木像に

醫王寺 除地、二段許、村の北へよりあり、同村徳恩寺の末、瑞瑞山と號す、客殿三間四方、本尊藥師立像長二尺あまり、行基の作と云り、開山は印興永正三年寂す、その月日は傳へず、

地藏院 境内年貢地、村の中央にあり、これも徳恩寺の末、太地蔵院州山と號す、平屋作の家にて三間半に二間東向なり、本尊は地藏坐像にして長一尺二寸ばかり、

古墳 村の南相州道の内、石塔坂と云所にあり、登ること三丁許、半腹に五輪の塔あり、故にこの名ありと云、土人の傳ふる所は昔粕屋某と云もの當村に住せし頃、隣村長津田村の地頭某姻屬なりしが、それらの人々をこゝに葬りし古墳なりとぞ、其五輪の臺石に鐫る文左にしるす、奉讀誦法花妙典一千部、成就爲判用道印十三忌、乃至利益不限而已、孝子武州恩田住、粕屋清印(敬白)、元龜四癸酉天三月五日、

餓鬼塚 村の西の方にあり、僅の處に數七ヶ所ありて、或は二間或は三間のさしわたしなり、土人云、古へ亂世の頃うえて死せるものを葬むるとぞ、今よりは定かには知べからず、

念佛塚 村の西にあり、さしわたし二間ばかり、何れも古墳と見ゆれど、傳をさだかにせず、

古蹟寺蹟 萬年寺と唱ふるは、村の南の方にあり、禪念寺と云は西北の方にありて、今は何も字にのみ残り、むかし戦争の頃萬年寺にある鐘を、陣中へうばひ行て、陣鐘に用ひ、後相州鎌倉郡瀬谷村妙光寺へ持行て今にあり、その鐘銘に、

武州恩田雷王鷲山、松柏萬年禪寺者、行基菩薩草創、泚歲時也久異云云、于時正中二年乙丑三月十七日萬年禪寺住持比丘、道周、誼題、大檀那菩薩戒弟子廣鑑、また南瞻部州大日本國中、相州瀬谷郷藤原朝臣山田伊賀入道經光、雖執倍々利潤、實本主依置流之、爲大檀那奉寄進妙光寺矣、于時寶徳四年壬申卯月十六日、大工和泉守恒國とあり、

新編武藏風土記稿卷之八十五終

新編武藏風土記稿卷之八十六

都筑郡之六 小机領

小机領は、郡中北の方より西の方へ多くかゝれり、其内神奈川領につゝまれるもの三村、四境をいはゞ、東の方はずべて橋樹郡稻毛領に接し、北の方は多磨郡府中領に交はり、夫より西の方へは同郡柚木・柚井の二領に連なりて、南よりは本郡の神奈川領につゞけり、其領名をかゝるふる村々をへだて、此領に屬する村も少しくあれば、地形を以て領の廣狭は辨別しがたし、いづれも多磨郡につゞきたる地にして、領中おしなべて小山つらなれり、

○黒須田村 黒須田村は、郡の北の方にあり、江戸日本橋へは凡八里の行程なり、此邊村々大略同じ、此村の廣さは、東西へ二町、南北は十町に過す、四隣、東は石川・大場の二村に界ひ、西は上中下の鏡村に交り、南も又大場鏡村等にて、北の方は王禪寺村につゞけり、民家十三軒、すべて田畑當分にして、土性は眞土或は野土交れり、

用水は谷々より出る清水を用ゆれども、水利あしければ旱損の患あり、當村御入國の後今井八郎左衛門が御代官所なりしが、其後年月さだかならず、今の地頭坪内源五郎代々の采邑に賜はれり、

高札場 小名 八段耕地 村の南の方を云、

御嶽社 除地、一段、村の北の方にあり、西向なり、例祭は九月二十九日村民の持なり、

○萬福寺村 萬福寺村は、郡の北にあり、麻生郷師岡庄に屬す、古萬福寺と云寺院のありしゆへかゝる名もあるにや、今は土地にも其傳へなし、またまさしく寺跡と覺ゆる地も見えず、村の廣さは凡東西へ二十町、南北十四丁に餘れり、四境、東は橋樹郡高石村に界ひ、西は古澤村に交り、上麻生村に接し、北は橋樹郡細山・金程の二村につゞけり、家數十三軒、すべて水田多して陸田すくなし、土性は眞土野土或は赤土交れり、用水は天水場なれば年によりて旱損の患あり、また細山村より出る清水を引用ひて助とせり、當村御入國の後は御料所になり、正保の頃ははや天野孫左衛門・椿井喜之助の二給にわたりて今に替らず、檢地は寛文年中ありしとのみ傳へて、其檢せし人の姓名をしらず、

高札場 村の中央にあり、

小名 長坂 東の方の神川西の邊をす 池尻南の方 笹合 北の方

十二所社 除地、二段、村内醫王寺の東丘上にある、飯糰稻 荷を合殿とす、覆屋二間に二間半にして坤の方に 向ふ、前に鳥居を立、村民の持な

醫王寺 除地、一段、村の中央にあり、新義真言宗、多磨郡坂 濱村光勝寺末、金榮山と號す、客殿四間四方坤の方に 向ふ、本尊藥師長二尺餘りの坐像なり、行 基の作と云傳へり、開山は其傳を失せり

古澤村 古澤村は、郡の北にあり、片平郷に屬す、民 家わづかに十五軒、村の四境、東は萬福寺村に接し、南は 片平・麻生の村々に隣り、西の方は伍力田村にて、北は多 磨郡平尾村に續けり、凡東西へ八丁、南北五丁、村内高 低あり、土性は前村に同じ、水田多して陸田少し、寛永 元年十一月、朝倉織部正に賜はりて今に替らず、檢地も 同じ七年に守屋佐太夫・青山大膳等糺せり、

高札場 鎮守汁守祠、 高札場の邊にあり、

小名 神川 東の方 大久保北の方をす

神川 多磨郡平尾村より入、村をふるること六町ばかりにして、 麻生村へ入、川幅凡六尺、用水にも此水をそまぎ、或は 谷間より出る清 水をも引用ゆ、

高札場 鎮守汁守祠、 高札場の邊にあり、

小名 柳ノ町 ちうば以上二ヶ所共ニ 七ツ谷 西の方

すくも塚 これも西の邊を云、丘の如く、堀切南の方をす に見ゆ、今は丸山といへり、堀切南の方をす

新井 字豪ともいへ、今僧坊村の中央なり、昔はこの邊に の字は其庵の遺名なりと云、今僧坊の文字解がたし、傳へ の誤あるべし、此坊後に西光寺へ移せりなどいへり、

川 此村内に七ヶ所の谷あり、其所を始として、多磨郡坂濱百 二村より流れいづる清水合して一流となり、村内を流る こと凡二十八町にして坂濱村へ入る、流末にては三澤川と 云、所によりては用水にも引用ゆ、されど村内多くは天水場 にして早損 の地なり、

産物 黒川炭 村民農業の暇には毎年九月より焼始て、三月を 限とせり、黒川炭と唱へて、焼くことは當郡又は

多磨郡にもあり、當村其もとなるべし、このことはいつ の頃より焼そめしことは傳へざれど、近きことなるにや、

汁守明神社 除地、詳ならず、村の中央にあり、本社は拜殿 へ造りかけて大き二間に四間巽向なり、祭神を

傳へず、本地は不動にて木の立像一尺ばかりなるを安せり、 行基の作と云、社前に鳥居を立、例祭八月二十八日なり、村 内金剛寺 の持

金剛寺 除地、二畝、村の西にあり、新義真言宗、多磨郡坂濱 村高勝寺門徒なり、墨仙山と號す、開山を詳にせず、

久能社 除地、一畝、村の西によりてあり、覆屋九尺四方東向 なり、祭神詳ならず、村内福正寺持、以下二社も同寺 の持な

天神社 除地、一畝、村の中央にあ り、坤の方に向てたてり、

熊野社 除地、一畝、村の中央にあ り、これも坤の方に向ふ、

福正寺 除地、一町、村の西にあり、新義真言宗、多磨郡坂濱 村高勝寺末、古澤山と號す、客殿六間半に五間巽に向 ぶ、本尊觀音立像にして長六寸ばかり、行 基菩薩の作なりと云、開山を詳にせず、

黒川村 黒川村は、郡の北にあり、江戸日本橋へは凡 八里餘の行程なり、民家すべて五十一軒、村の四境、東は 多磨郡平尾村に接し、西は同郡小野路・乞田の兩村にさ かひ、南は本郡栗木村多磨郡眞光寺村に隣り、北は坂濱・ 蓮光寺の二村につゞけり、凡東西へは二十八町餘、南北 十七丁、村内すべて高低あり、土性は赤土野土或は眞土 にて田畑も等分なり、村民蠶を育を業とす、小田原北條 家人所領役帳には小山田庄黒川二十八貫四百十三文小 山田彌三郎と記せり、御入國の後元和元年大坂御陣の戦 功により、駒井右京進親直が采邑に給はれり、今も子孫 藤十郎が知る所なり、檢地は明暦元年にありしかど、其 人の姓名を傳へず、

客殿五間に四間南に向ふ、本尊大日如來、木の坐像にて長一 尺五寸ばかり、行基菩薩の作なりと云傳ふ、當寺は祈願のわ ざを専にして誠 八幡社客殿の東の 觀音堂あり、如意輪 觀音にて長一尺ばかり、堂 毘沙門堂 ばかりの坐像なり、 は一間半に二間半なり、

西光寺 除地、村の中央にあり、禪宗曹洞派、片平村修廣寺の 末山なり、雲長山と號す、開山孤岩伊後、嘉吉三年十 月十日寂す、開基は西庵雲長と云人なり、文明元年五月二十 九日寂す、石階九十八級を登りて客殿を建、九間に六間半巽 向なり、本尊は釋迦の像なり、村民の持傳へし古き水帳によ れば、觀音免と記してあり、其頃の本尊觀音なりしが、いつ の頃にか、釋迦の坐像長八寸ばかりなるを置、運慶の作なり と云、又今僧坊とて、石薬師を安せし庵を此邊に立置しを、 後廢してかの薬師は當寺の客殿 に安す、長一尺許の坐像なり、

栗木村 栗木村は、郡の北の方多磨郡の界にあり、江 戸日本橋へは行程九里に餘れり、民家すべて三十軒、村 の四境、東は片平村及び多磨郡平尾村にさかひ、西は眞光 寺村にて、南は廣袴村に隣り、北當郡黒川村につゞけり、 村の廣狭東西へ二十丁、南北十五丁許なり、土性は眞土 野土交りて田畑等分なり、すべて用水の便りあしければ 天水をたへて耕にそなふ、故にしば早損の患あり、 天正十九年岡野平兵衛房恒に當村を賜はりて今にかはら ず、檢地は寛文六年地頭より改めしと云、當村の産業す

べて近村にかはりなく、九月の佳節は三日ごとに三度祝ふは他の村に異なりとす、

高札場村の東にあり、

小名 龜井東の方片平村さか

池 北の方黒川村の境にあり、鶯谷の池と呼ぶ、廣さ六畝ばかり、處によりては此水を用永に引用ゆれど、夫もわづかの地なり、

御嶽社 年貢地、村の北にあり、石階八間ばかりを登りて鳥居を建、覆屋二間四方南向なり、例祭は八月十一日、村民の持なり、

林清寺 除地、村の西北の方にあり、禪宗曹洞派、長津田村大林寺末、盛谷山と號す、開山春朝寛文四年六月九日寂す、客殿六間半に五間南向なり、本尊釋迦坐像にして長五寸ばかりなるを安す、また觀音の立像にて長三寸ばかりなるあり、これは定朝、白山社本堂に向ての作なりと云、

淨念寺 除地、五斗、其段別しれす、村の東の方にあり、一向宗、京都西本願寺の末、稻荷山と號す、開山はその人を傳へず、客殿六間に六間南向に向ふ、稻荷社、客殿の後本尊彌陀立像にして長一尺ばかり、稻荷社にあり、和合院除地、三歩程、村の南にあり、當山修驗なり、

○伍力田村 伍力田村は、郡の北にあり、郷庄の唱を失せり、江戸日本橋よりは八里の行程なり、次の村も同じ、東

西二十町、南北十三町にすぎず、山林高低ありて土性は眞土赤土交れり、田畑相半せり、用水は多く天水をたゞえ、或は處によりて谷々の清水をも用ゆ、民家十六軒、四境、東は古澤村に交はり、西南は片平村に界ひ、北の方は多磨郡平尾村につゞけり、此村寛永元年十一月近郷と同一朝倉織部正に賜はりて今に替らず、檢地は寛永七年守屋佐太夫・青山大藏等改む、

高札場東の方にあり、

小名 赤せき東の方 六所谷村の坤方を、諏訪谷北の方を云、

六所社 除地、二段歩、小名六所谷の丘上にあり、村民の持なり、

諏訪社 除地、二段歩、小名諏訪谷にあり、これも村民の持、

入定塚 平尾村界ひにあり、何ものか入定せし跡のしるしなるべけれど、其由来を傳へず、敷の廣さ二間四方ばかり、

○片平村 片平村は、郡の西多磨郡の界ひにあり、民家七十二、村の四境、東は伍力田村古澤村にて、西は多磨郡廣袴・眞光寺の二村、南も同郡熊ヶ谷村にて、北は本郡栗木村及び多磨郡平尾村なり、東西へ十二丁、南北も二十町にあまれり、此村小田原北條分國の頃は、大熊修理亮、小机片平郷二十八貫九百文とあり、御入國の後はお前

場久三郎に、二百六十八石を賜はり、其餘四十石は御料所となり、前場氏の知行は子孫權太郎の時、享保元年上ヶ地となり、御代官石川傳兵衛預り奉りぬ、檢地は文祿三年竹川監物・井口與右衛門、慶長四年竹川監物・玉勢儀右衛門・山内忠右衛門等なり、村内も高低ありて土性野土或は赤土交れり、用水は谷々の清水を用ゆ、もとより水利悪くして天水をも用ゆ、御林三ヶ所良の方にあり、凡一町八段許、秣場も西によりて少許あり、

高札場村の北の方にあり、

小名 寺臺村の南の方にあり、此あた 赤せきを東の臺はつみこれも東の方、修 天神かいと同邊を、かない原せ廣寺の邊を云、

き谷 京法臺以上三ヶ所西 夏刈屋村内修廣寺

白鳥明神社 除地、一段三畝、村の北の方丘上にあり、社は三間に四間南向なり、社前に鳥居を立、例祭は九月

二十六日、善正寺の持なり、慶長年中の棟札を納、神體は愛染の像を鐵にて鑄し物なり、

太神宮社 除地、六坪許、村の中央にあ

熊野社 除地、八畝許、村の東の方によれり、

天神社 除地、六坪、村の東にありて、

修廣寺 境内御朱印の内、村の東にあり、禪宗曹洞派、多磨郡根ヶ布村天寧寺末、夏刈山と號す、昔は村内空寺臺にありしを、いつの頃にや此所へ移せり、客殿九間に七間半東向なり、本尊釋迦坐像にして長八寸許なるを安せり、開山松潤支秀は〔讚語集〕に見ゆ、

師諱支秀、字松潤、嗣法一華、下野州安蘇郡人、姓藤、鳴鳥氏子也、爲兒大膽、出凡骨、與童明相聚、有姦戲動、古老見呵云、縣令來、速藏身去、兒云、縣令甚人、佛是人中尊、公向佛前、姦意勿犯佛名、老人縮口而去、每不屈理如此、慈父深欲令歸佛乘、勸兒相俱投瑞光芝和尚、十一歲出家、與衆共定坐辨道利那不交雜念於其間、芝一日告師云、我將歸郷、光陰可惜、悔不能楚夏於再玉於爾、天寧一華、我同參法友、青梅花發、道香昌關中、汝宜去見師受教、拜謝辭去之、華聽侍巾瓶凡十有一載、宛如一日、呼師入室、付衣法繼天寧席、鳴鐘告衆歸於龜山、師於此道價增高、晚得靈蔭首坐付法繼席、住山二十有餘霜、其化緇素不可勝計、晚於同州夏蒐郷、開修廣寺爲第一祖、一日鳴鐘衆既設茶禮、相共茶話談笑、半忽開眼云、我往、卽結印坐化、實大永四甲申年十一月十二日也、とあり、寺傳には永正十七年十二月十二日寂すと、いへば、しばらく其異同をしるす、山門二間に三間半、樓上に十六羅漢

を置、大鐘は文化三年の銘ゆへもせり、修廣禪寺の額をか
 く、中門兩柱の間一丈、いづれも東に向へり、當寺御入國
 以來高三石九斗の御 稻荷社二ヶ所共に
 朱印を賜はれり、 境内にあり、
 善正寺除地、二百五十坪、村の南の方にあり、日蓮宗、相模
 國鎌倉妙本寺末なり、妙永山と號す、開山は善覺院日
 秀、永正十七年十月十二日寂す、開基善正日中は、元當村を
 領して、北條家に仕へし大熊修理亮が先祖なり、永正二年二
 月十五日卒す、妙永日昌は開基善正日中が室にて、天文元年
 四月八日卒す、客殿六間半に五間南向なり、本尊三寶長五寸
 ばかりなるを安す、もとは此寺 番神堂 本堂に向て左にあり
 地大熊修理亮屋敷跡なりと云、 番神堂 一間半四方の堂なり
 全明寺除地、二段、村の北にあり、禪宗曹洞派、修廣寺末な
 り、寶壺山と號す、開山は其傳を失せり、客殿二間に
 三間東向なり、本尊薬師を安す、僧行基 白山社 客殿に向て
 の作にして長八寸ばかりの坐像なり、 白山社 左にあり
 富士塚 村の西にあり、其由来を傳
 へず、二間四方許の塚なり、

○上麻生村 上麻生村は、郡の北方にあり、郷庄の唱を
 失ふ、村の廣さは凡東西へ四丁、南北三十丁にあまれり、
 四境、東は下麻生・王禪寺の兩村に隣り、西は多磨郡能ヶ
 谷村本郡の片平村等に界ひ、南の方は多磨郡三輪村にて
 北は橋樹郡高石村當郡の下麻生・古澤・萬福寺の四村に交
 はれり、家數五十四軒、すべて水田多して陸田少し、土
 性は隣村萬福寺村に同じ、地頭林一ヶ所宇山口と云處に
 あり、秣場も下麻生村と入會にして東の方にあり、村名の

起りは傳へざれど、【小田原所領役帳】には小机麻生八十
 貫五百文布施藏人佐と記せり、御入國の後は三井彌市郎
 吉正の采邑に賜はりて、今に三井恒吉某の知ところなり、
 寛永五年地頭より檢地ありと云、
 高札場村の東
 小名 中下東の方 山口北の方 大ヶ谷中央を 竹ノ花
 南の方をす 宿地中央より東の 龜井村の東をいへり、
 べていふ、 方方をいへり、 龜井と云人居住せ
 しより、かくよ
 べりともいへり、
 三輪川 村の坤の方、三輪村より入るゆへ此名あり、村内をふ
 ること七町ばかりにして、下麻生村に入る、川幅六間
 鶴見川の上なり、又一流は隣村平尾村より入て、
 村内にて三輪川に合す、これも川幅二間ばかり、
 池五ヶ所一は字竹ノ花にあり、残り四
 熊野社 除地、二段、村の中央にあり、本社は二間に一間半、
 拜殿三間に三間半、いづれも南に向ふ、前に鳥居を立、
 例祭九月二十一 末社齋守覺明神合殿本社に向て
 日、村民の持、
 月讀社除地、一段、村の東にあり、三間四方、神體は坐像に
 例祭は年々九月二十九 末社稻荷社本社に向て 八幡社此
 日、村民の持なり、
 は右に
 あり、

白山社 年貢地、宇山口にあり、南向なり、
 村民の持、以下二社も百姓の持なり、

山王社 年貢地、同じく宇山
 口にあり、南向なり、

神明社 年貢地、同所にあ
 り、同じ向なり、

常安寺 境内御朱印地の内、村の東よりあり、日蓮宗、相州
 鎌倉郡比企谷妙本寺末、妙香山と號す、開山日鏡永
 正十三年七月寂す、其後天文十三年二月再建ありと云、開基
 光照院常安、俗名は小嶋佐渡守と云、永正十一年九月二十一
 日卒す、客殿六間に七間南向なり、本尊三寶を安す、常安の
 室慧性院妙香日芳は、永正十六年十一月十三日卒す、かれが
 先祖の位牌は相州矢口清龍寺にあるよし云傳へり、慶長二年
 番神堂領六石の御朱印を賜はれり、境内に古碑一基あり、文
 明十六年妙祐禪
 尼と名付たり、

淨慶寺除地、二段五畝歩、村の中央にあり、淨土宗、橋樹郡
 小机村泉谷寺末、瀧澤山春林院と號す、開山證蓮社誠
 譽順阿長應、元和元年十一月二十日寂す、開基は當村の地頭
 法名壽光院清譽淨慶居士、これも開山と云、元和元年に卒す
 と云、客殿六間四方西向なり、本尊彌陀立像にして長一尺五
 寸ばかり、慈覺大師の作なりと云、年代は傳ざれど、地頭よ
 り高十五石を 秋葉祠 本堂に向て右の丘上にあり、二間に三
 寄附せり、 神體は長一尺八寸許、其
 作を傳
 ず、

東林寺除地、三段歩、村の東の方にあり、禪宗曹洞派、片平
 村修廣寺末、麻生山と號す、開山を詳にせず、客殿六

間半に五間坤の方に向ふ、本尊薬師 稻荷白山明神合祠 本
 は立像にして長二尺八寸ばかり
 の乾の方
 あり、

○下麻生村 下麻生村は、民家凡て三十軒、村の四境、東
 は早野村に交り、西は寺家村にて、南は上鐵村に界ひ、
 北の方は上麻生・王禪寺の二村に隣り、凡東西へ六町、
 南北十一町にあまれり、村内陸田多して水田少し、土性
 は上麻生村に同じ、此邊村毎に柿の木をうえ實をとりて
 餘業とす、又農隙には年ごとに、九月より翌三月の頃まで
 黒川炭を焼、布田宿へ出して商ふ、今の地頭は安藤一學
 なり、檢地は寛文二年、元祿十三年の兩度にありしとい
 へど、其人の姓名を傳へず、
 高札場村の北方に
 小名 子ノ神東の方 島西の方 青戸袋これも西に
 並木 塚畑 ろふ口三ヶ所ともに村、 おどりば南の
 方、
 いへ 入生村の中
 鶴見川 上麻生村より入、村内十三町ばかりを
 へて早野村に入る、川幅六間ばかり、
 谷川 王禪寺村より入り、村内にて鶴見川に合す、川幅二間半
 ばかりあり、用水にもこれを引用ゆ、又溜井二ヶ所あり、

北の方にあり、或は所によ
りて用水の助ともなせり、
岩穴 村の北百姓吉右衛門が地内にあり、よほど廣き穴なり、
鏑たる太刀或は金鎖など出しことありと云、されば古の
墳墓の地にて
もありしや、

山王社 除地、五坪、村の中央に
あり、村民の持なり

不動堂 除地、八畝歩、村の乾の方にあり、五間に六間東向な
り、不動は長八寸の立像なり、王禪寺村王禪寺の持、

寮 除地、二段九畝歩、村の北よりあり、淨行寺と號す、二
間半に三間の寮なり、本尊三寶を安す、日蓮宗多摩郡三輪
村妙福寺

稻荷八幡合社 後の方丘上にあり、
即寮の地にかゝれり、

古跡陣屋蹟 村の北の方にあり、今畑となれり、
何人の居住せしと云ことをしらず、

○王禪寺村 王禪寺村も、郡の北にあり、麻生郷小山田庄
に屬す、江戸日本橋まで行程凡九里、古は麻生村の内にて
別に唱へもなかりしが、中古王禪寺開闢ありてより後、
代々寺領等もそひて頗大寺なりしゆへ、御入國の後より
寺號をもて村名になづけられしと云傳ふ、民家八十五軒
村の四境、東は石川村にとり、西は下麻生村に接し、南
は早野村に境ひ、巽の方は下鐵村に續き、北東は橋樹郡
上菅生村に至れり、東西へ凡二十町、南北へ二十五町ば
かり、土性は赤野土へな眞土等交れり、田畑相半せり、

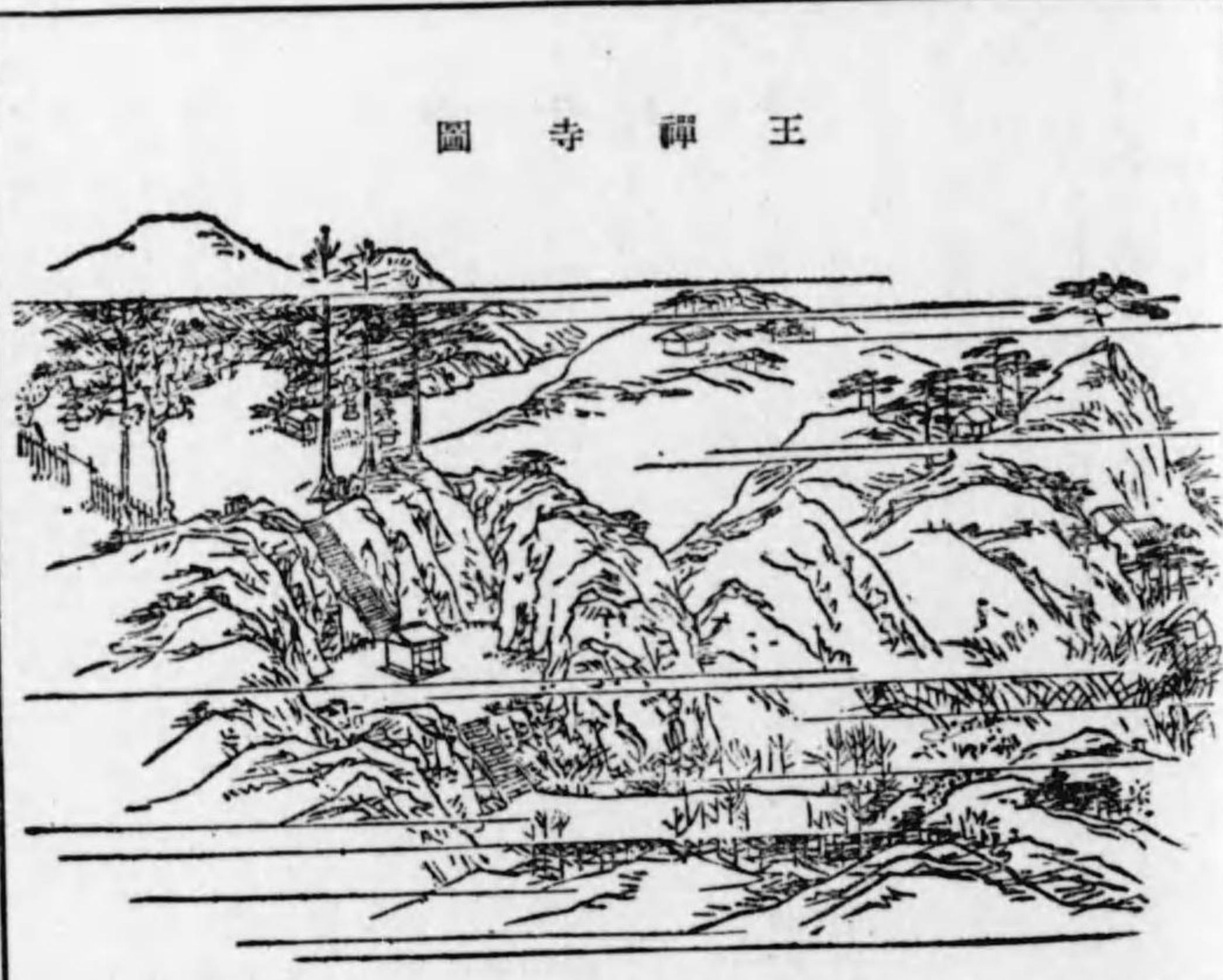
水利不便にして早損多き地なり、こゝにても柿の木をあ
またうえてその實尤美なり、江戸にて禪寺丸と稱するも
のは此所の産なり、もと王禪寺丸と唱ふべきを上略して
禪寺丸と稱すと云、またこの村にても炭を焼て餘業とす、
この村古よりの領主を傳へず【小田原家人所領役帳】を
けみするに、麻生内五十貫文王禪寺領とあり、この頃も
麻生の内なることを證すべし、御開國の後は崇源院殿御
化粧料なり、御代官として大久保石見守長安・神谷彌五
郎等預り奉り、貢税は直に酒井讃岐守へ納しとぞ、寛永
九年より台徳院殿・崇源院殿の御靈屋料に附せらる、檢
地は慶長年中にありしと云傳ふるのみにて詳ならず、そ
のち寛永九年平岡勘右衛門・宇田川新七郎改め、元祿
元年にも伊奈半十郎檢地せり、されど今はその時の繩は
用ひず、かへりて寛永九年の水帳をもて今に用ゆと云、
高札場村の中央
にあり、

小名 日吉谷 東北の方 荒立野 南西の方 入口 南の方 眞
溜井七ヶ所 所々の谷々にあり、段別の數を知らず、谷間の清
水をためて田間にそゞ、別に用水の助もなし、
神明社 除地、二畝二十歩、村の中ほどにあり、小祠
にあり、東向、まへに小なる鳥居をたつ、村持

稻荷社 本社ならびてあ
稲荷社 除地、三畝、村の中あり、南向、
白山社 除地、二畝、村の西の丘山にあり、社三間四方南向な
り、まへに石階及び鳥居あり、祭禮は年月を定めず、小
名眞福寺谷の鎮守
にて村持なり、

第六天社 除地、四畝十歩、是も中ほどにあり、小祠な
り、こゝもまへに小なる鳥居をたつ、村持、
山王社 除地、一段二畝十五歩、村の東にあり、社三
間四方西向なり、前に小鳥居をたつ、村持、 末社

王 禪 寺 圖



王禪寺 村の東の方の山上にあり、星宿山華藏院と號す、當寺
は近郷にての古刹にして、しかも頗る大寺なり、古は
久良岐郡金澤稱名寺の末にして、禪・律・眞言の三宗を兼學せ
しと云、今は京醍醐三寶院に屬して密教のみを奉せり、開闢
の來由は詳ならず、寺傳には孝謙天皇御靈夢の告により、當
村の小名光かゝ谷の土中より、一寸八分の觀音を穿出さしめ
給ひ、伽藍を御創建あり、年へて破壊せしを、崇徳院の御宇
御再建ありしなどいへど、これは全く後に設し妄説なるべし、
孝謙帝佛を信じましたせしにより、附會の説をなせしもの、こ
ゝにもかざらずあまたあり、又崇徳院の頃は世の中やうにお
だやかならず、かゝる東國邊鄙までの御結構に及ばざるべき
やうなれば、とかく古のことは傳はらざるならん、されど
古刹なることは、今よりもその境内のさまをはじめとして、
誣ゆべからざること多く見ゆ、【小田原北條家役帳】に、麻生
内王禪寺領五十貫文とあり、是永祿の頃なり、天正の頃の文
書には、三十貫文とのす、かくあまたの寺領ありしこと鎌倉

將軍家時代よりの名残なるべくもおもはる、御當代に至りても、寛永十九年寺領三十石の御朱印を賜はれり、境内もまたいとひろし、土人の傳へに、いつの頃か當山を關東の高野山と號せしと、その地のさまをうづさんとせしに、山内の谷々九十九ありて百谷にたらざりければ、やみしといへり、これは語し話したるべけれど、境内のひろきことはこれにてはかりしる、二王門 四間に二間半、前にそこばくの石階あり、そり、石階二王門の内に入り、本堂 七間四方、南向なり、大は觀音、木の坐像にて、長二尺八寸ばかり、これは後世造しものなりと云、昔の本尊はいつの頃か失ひて今はなし、前にかくる所の鰐口に刻して云、奉寄進相州小田原西光院圓盛、武州星宿山王禪寺常住としるし、裏に元龜二年十二月吉日、諸願成就、皆令満足とあり、

寺寶 古文書五通

武州都筑郡麻生郷之内王禪寺領參拾貫文、如元御證文不可有相違候、猶修理勤行無怠慢可被勤候、仍狀如件、

天正十二年十一月十七日 北條左京大夫なり 氏直花押

王禪寺

武州王禪寺之山竹木不可切、若押而切取者有之者、可有披露、小机城之用之時者以印判可申付、堅可有

成敗者也、仍如件、

北條氏虎印あり 天正十二年甲申年十一月十七日 江雪奉之

蓮乘院 東持院

王禪寺領久米陣夫一人同定之外、爲守護不入諸役令免許候、并竹木不可伐取、其外横合非分之儀至申懸者、急度可被申届者也、仍如件、

天正十二年十一月十七日 江雪奉之 王禪寺

爲堪忍分新田領金井郷參拾貫文之地出置候、致知行軍役嚴密ニ可相勤、猶雖走廻可重恩賞者也、仍如件 天正十三年乙酉十一月十日 山上強右衛門奉之 宮下太郎左衛門殿

こつくへの内三拾石共御寺領として、神彌五御代官所之時分渡候ニ、御朱印于今出中、而其内手形可被爲置候、重而御朱印をとり被進候、以上、 伊熊 印

極月廿六日

長□ 印 右十□ 印 彦小形印

大善寺按するに王禪を大善に作るは音訓を混同して誤記せる成べし、

客殿跡 本堂の巽の方にあり、近き頃回縁にあひて再興せず、又庫裡等もこのつゞきなりしが、これも焼失せりと云

この時記録なども多く、稻荷社堂に向て左に、青龍權現しなひしとおもはる、

同ならびにて、寺中 金剛院 本堂より西、持明院 同南の方左にあり、

東持院 同南の方に、寶幢院 同西に、蓮乘院 同西の方

眞福寺 年貢地、村の西にあり、新義眞言宗、村内王禪寺の門徒なり、星光山と號す、客殿六間四方西向、本尊大日

木の坐像、長二尺ばかり、開山の年代等詳ならず、

牛塚 南の方にあり、二間四方、

經塚 南にあり、

狐塚 南にあり、

塚坤の方にあり、いづれも來由詳ならず、

○上谷本村 上谷本村は、郡の中央にあり、昔は師岡庄とも唱へしよし土人傳へり、江戸日本橋までは行程八里

に過ず、村の四境、東南は市ヶ尾、下谷本の兩村にさかひ、西は成合・恩田・鴨志田の三村に隣り、北は上鏡及び鴨志田の二村につゞけり、村の廣さは東西へ十丁、南北も同ほどなり、民家すべて三十三軒、陸田多して水田少なし、土性は黒土野土交れり、渡邊源藏直綱大坂の役に功ありしかば、その賞として元和三年五月二十六日、かれが采地として當村の内を賜はる、その頃倉橋三郎五郎・花井市左衛門の三給なりしが、花井が知行は其後故ありて收公せられ、今は二給に分れり、檢地は慶安二年伊奈圖書糺せり、倉橋三郎五郎の方は天正十九年にありしまゝなりと云ふ、村内一條の道あり、東市ヶ尾村より村の中央を経て、西の方恩田村へ通ず、秣場も二給入會にして、すべて三十町ばかりなり、

高札場村の中央にして渡邊玄蕃の采地にあり、

小名 和田下 村の東よりあり、以下とふの下 池ノ谷 尾ノ尻 柳島 真谷 たいしの谷村の南の方をいふ、西行谷

これらも同じ 宮ノ下 北の方を云、以下三ヶ所 尾崎 鳥根 邊にあり、

五領村の西の、うは谷 これも西 番匠谷村の乾の、金

子塚村の東の方をいふ、出水の時塚は流失して、字にの

鶴見川 村の北鴨志田村より入、村内を流る、こと十町ばかりにして、東の方市ヶ尾村に達す、川幅凡六七間、溜井村の東にあり、

掘二ヶ所、いづれも東、

杉山社 見捨地、三段歩、村の中央にあり、覆屋一間半に二間、内に小祠を置東向なり、神體は不動木の坐像にして長八九寸ばかり、安阿彌の作と云ふ、社前に木の鳥居を立、例祭は九月にて其日を定めず、村内東光寺の持、末社神明祠本社に向て

八幡社 見捨地、二段、村の中央にあり、巽の八幡社方に向ふ、渡邊支蕃采地の内なり、

劍明神社 除地、五畝、村の東のはたにあり、今社は廢して未再造せず、又祭神のことも詳ならず、天正年中の水

祥泉院 除地、三段五畝三歩、村の中央にあり、禪宗曹洞派、相州高座郡遠藤村寶泉寺の末、開山巖峯東天文十七

東光寺 境内御朱印地の内、村の東宇和田の内にあり、新義真言宗、郡内王禪寺の末、醫王山藥王院と號す、客殿五

高札場村の中央 ころなり、

高札場村の中央 ころなり、

小名 臺山 村の中央にあり、又馬場臺ともいへり、今は麥田となりて一町四段餘、此邊城跡なりといへり、

八段田 溝向二ヶ所ともに、安藤前村の北の方にあり、安藤正少弼と云ふ、會下谷同じ邊のもの住せしにより、此名ありしと云へり、

細木谷 村の西にあり、以下二、負金 後谷 狐谷

三日月山 西の方にあり、月ごとに村民擧て此山にのぼり、常に三日月を拜するより名とせりと云、

穴三ヶ所 村の西、字負金にあり、山の半腹にて入口二尺ばかり、その内は二間四方あまりの數なり、残り二ヶ所も同じ邊

林四ヶ所 共に西の方にあり、すべて二町二、地頭松波五郎左衛門が林なり、

溜井二ヶ所 一は西南の間にあり、二段ばかり、一は西北の方にあり、一段ばかり、

十日、本尊薬師へ高五

古碑一基 北の方田間にあり、寒念佛の碑にして長さ三尺餘、幅一尺ばかり、上に梵字を刻し、中に寒念佛とあり

龜塚 詳泉院の境内つゞきにあり、わ

○下谷本村 下谷本村は、上谷本村の隣りにて、師岡庄に屬せり、此所は昔し吉濱大膳と云もの開發せしと云傳ふ、江戸日本橋へは行程七里にあまり、家數八十三軒

杉山社 除地、一段、村の巽の方にあり、石階十七級を登り上

正八幡社 除地、一段、村の南の方にあり、覆屋一間半に二間

稻荷社 村の西、地頭林の内にあり、松波

天神社 除地、一畝十五歩、村

松福寺 除地、六段歩、村の中央にあり、新義真言宗、當郡王

安養寺 除地、六段歩、村の巽の方にあり、これも前と同じく

間西向なり、本尊薬師木の坐像長一尺ばかり、寺寶 武藏坊辨慶

鉄一 辨慶が常に持たりしものなりと云傳ふれども、さして古

き物ともみえず、もとより信ずるに足ざるものなり、し

り、

り、

り、

り、

ばらくこ、に出す、阿彌陀堂除地、五畝歩、村の南にあり、堂は三間半に四間、向なり、本尊は立像にて長一尺あまり、安養寺持、

新編武藏風土記稿卷之八十七

都筑郡之七 小机領

○小菅田村 上菅田村は、郡の南の方にあり、昔は小机郷ともいひて小机百八村の内なりと土人云り、江戸日本橋まで凡八里餘の行程なり、四方の廣狭は凡東西へ十一丁、南北二十丁にあまれり、村の東は橋樹郡下菅田・羽澤の二村に接し、西は新井・新田・白根村にさかひ、南の方は上星川・川島の兩村にて、北は鴨居村に續けり、家數四十四軒、すべて田少く畑多し、土性は野土砂石交れり、用水不足にして早損の患多し、御林四ヶ所あり、多くは巽の方によれり、すべて七丁四段六畝九歩、檢地は寛永二十一年富田半之丞、享保八年寛播磨守等うけたまわれり、御入國の後、正保の頃は山本平八郎知るところにして、其後年代しれず、皆御料になれり、文化八年久良岐郡金澤へ公より要害のために、大筒臺を築かれしにより、其所の地頭山名熊五郎が采地を收公せられ、當村の

新編武藏風土記稿卷之八十六終

内にて別にたまへり、御料の方今は小野田三郎右衛門信利預り奉りぬ、高札場二ヶ所御料の方は村の中央にあり、私領の方は南よりにたてり、

小名 山崎巽の方村の、かりまた谷南の方、さんの谷、これの方、白根境西の方、大谷、上原以上村の、用水谷々よりの清水落あふて一條の流となり、村内、八幡社除地、七畝二十歩、村の中央にあり、石階を登りて覆屋二間に二間半、内に小祠を置巽に向ふ、村持にて、例祭は年々八月十五日、石階、末社天王社八幡に向て右の下に石の鳥居を立、

福姓寺 除地、八畝十五歩、村の中央にあり、古義眞言宗、久良岐郡太田村東福寺末、本尊薬師長一尺一寸許なるを安す、開山開基を詳にせず、地藏堂、元當寺の邊にありし客殿六間に四間半巽向なり、地蔵堂、堂もことの外零落せしにより、境内に移せりと云、堂二間に三間半南向なり、本尊長二尺七寸許の立像なり、

十三塚 村の南よりにあり、名のみ残りて今一つを存す、れど、土人は十三塚と呼り、僅一間半四方許、褒善者百姓七右衛門後家もん女、もん女は元より當村の生父母にわかれ、たゞ祖母のみあり、彼も孫のみなしこなるを、あはれみて、困窮の中にも心をつくし育ひそだてしかば、程なく年十七に成し頃、村内百姓の子に七右衛門と云ものあり、かれを掣とせしに、それも難苦にたへかれ、妻をすて、さり

しかば、自らひとり祖母をやしたしに、祖母もいたく老はれたれば、寒夜の頃には衾をともにして暖め、夏に至れば涼につけて暑を避けしめ、その餘力には女ながらも田畑にいで、耕作して衣食のたすけをなし、朝夕の食物など好むに隨ひ求むて食はしむ、かくしつゝ年月をおくり、祖母八旬餘に及びたれば、もとより歩行もかなひがたかりし故、常に側をさらずして起居にも心をくばり、動靜も目をそへつゝ五年を過しぬ、其後八十九歳にして天命をへしかば、かゝるきとくたることあまねく聞えしにより、村民等も舉て其奇特を感じ、地頭山名熊五郎へそのよし訴へしかば、文化九年申十二月地頭より銀二枚をあたへて、其孝心を稱せりと云、時にもんは歳四十三なり、

○寺山村 寺山村は、郡の南の方にあり、昔は神奈川領とも唱へしよし土人つたへり、江戸日本橋へは行程七里餘、下村々ほゞ同じ、村名の起りし故は詳ならず、村の廣は東西へ三丁餘、南北十丁ばかり、四隣は東の方中山村また猿山村にも續き、西は裏村にて、南の方も猿山・白根の兩村に界ひ、北は恩田川を隔て、青戸村にとなれり、民家十七軒、すべて田畑等分にして土性は赤土或は黒土なり、御入國の後正保の頃は、山本平九郎が知行所なりしが、後御料所となり、元祿の頃よりは又小濱半左衛門・菅谷平八郎等が先祖に賜はれり、村内二條の道あり、一は相州中原新田と唱ふ、中山村より當村をへて、南の方白根村へ達す、凡長二十四丁ばかり、又一條は裏村より入北の

方を通りて中山村へ達す、これば長津田村邊より橋樹郡
神奈川宿への道なり、

高札場村の西の方小濱半左衛
門が知行の内にある

小名 長坂前巽の方にあり、一町半ばかりの坂 割餘巽に
ありて、その邊をすべて云り、

あ、長尾谷 これも巽の方を云り、以 中原 大づこ
り、下五ヶ所も同邊なり、

雀谷 いふへ谷 よこた 池田東の方 本谷南の方
を云、

本谷さんさい これも南の 瀧谷峯方なり、宮ノ下
方を呼り、

横手谷 いづれも村の 井戸坂北の方にあり、古へ井
戸ありし故名とせり、

恩田川 西の方塚村より當村北の方を流る、こと凡長五
十間餘を過て、中山村へ達す、川幅五間程、

用水堀 十日市場村用水堀と唱ふ、此水は北の方塚村より入、
村の北を流て中山村へ達す、此外にも谷々より出る
清水を引て用
水とせり、

溜井二ヶ所 ともに坤の方にあり、いづれも二畝許
あれど、今はさして用水にもなさず、

杉山社 村の中央にあり、覆屋九尺四方、内に小祠を置西向な
り、村の鎮守にして例祭年々十月二十一日なり、村内
慈眼寺持、三畝は
かりの除地なり、

稻荷社 除地、三畝、村の北にあ
り、これも慈眼寺の持、

北も十七丁にあまれり、東の方本郷村に界ひ、西は猿山
村にとなり、南は上菅田村また橋樹郡下菅田村にて、北
は池邊村につゞけり、民家すべて八十五軒、村内一條の
道あり、猿山村より本郷村へ達す、村内をふるること凡長
十三丁、これ神奈川宿への道なり、

高札場二ヶ所 一は星合鍋五郎采地の内にて、村の中央
にあり、一ヶ所は東の方にあり、

小名 桐ヶ谷 殿谷方いづれも南の 池ノ谷 坤の方にあり、
此邊に溜井一
ヶ所あり、四畝許の地なり、以 鳥森 庚申丸 とうし
下三ヶ所も同じほとりなり、

谷 阿彌陀谷 西の方にあり、以下三 高倉 西ノ谷
を云、

柳戸 長の方をす 一ノ澤 村の中央
を云、

鶴見川 西の方猿山村より當村の境を流れて、
本郷村へ達す、長十町ばかりなり、

堤 村の西より東の方へ川に添て斜
に築けり、長十三丁ばかり、

杉山社 除地、三畝、村の東にあり、覆屋四間に二間半南向な
り、山王を合殿に祭れり、村の鎮守にして、例祭は神
明と隔年
に修す、

神明社 除地、二段二十一歩、村の西にあり、覆屋一間半に
二間、内に小祠を置巽向なり、社前に鳥居を立、村民
の持な
り、

子神社 除地、三畝許、社は五尺に八尺、村の
中程杉山祠の邊にあり、慈眼寺持、

慈眼寺 除地、五段、村の西の方山の中央にあり、古義眞言
宗、橋樹郡鳥山村三會寺の末、瑞應山と號す、昔は觀
音院といひて今境内にある觀音を本尊とせしが、いかなるゆ
へにや別に堂を立て本尊をかへたりしと云、客殿五間に七間
東向なり、本尊不動立像にて、長二 觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

觀音堂 境内山上にあ
尺五寸許、開山開基を詳にせず、

林光寺 境内御朱印地内、村の東にあり、古義眞言宗、橋樹郡
鳥山村三會寺末、鴨居山明玉院と號す、不動堂領とし
て五石の御朱印をたまへり、客殿五間に六間西向なり、本尊
不動立像にて長一尺五寸許なるを置、開山は誓願と云、寛永
二年正月二 辨天社 客殿に向て右の方にあり、一間に一間
日示寂す、

古碑一基 境内墓所にあり、延應元
年、亥十一月六日と刻せり、

本柳寺 除地、一段四畝二十四歩、村の北の方にあり、法華
宗、房州小湊誕生寺末、蓮秀山と號す、開山一楊院日
教、天正五年二月晦日寂す、開基は當村の百姓にて、元小田
原の浪人柳下豊後守某の後裔若狭と云ものなり、慶長十六年
五月二十日卒す、法名を眞叟善正と云、客
殿七間に五間坤向なり、本尊三寶を安す、

川和村 川和村は、郡の中央より少く長の方にあり、
師岡庄に屬せり、この村名を昔川輪と記せしことありと
云、正保年間の國圖にもしか記したれど、後に今のこと
く和の字に改めたり、それにつきて土人の説もあれど、
もとより取かたければもらせり、村の四境、東は池ノ邊、
佐江戸の二村にて、南は青砥村なり、西は北八朔村にと
なり、北は荏田・市ヶ尾の二村にさかへり、東西三十丁
餘、南北二十五丁ほど、村内多くは高低ましりて平かな
らず、たゞ鶴見川へよりたる所すこしくうちひらけたり、
家數百三十三軒、所々に散住す、陸田多くして水田少し、

すべて天水を用ゆる地なれば、やゝもすれば早損の患ありと云、農耕の餘業には紙を漉き、蠶をやしなひて生産を資く、原野もあれど隣村と入會にして歩數もわかちがたし、檢地は寛永九年なり、其水帳の奥に、石川吉兵衛など云ものども四人の交名を注せり、おもふに是等は伊奈半十郎が手に屬せし人々なるべし、この後も寛文四年、元祿元年ふたゝびの檢地ありと云、【小田原役帳】を閲るに、小机の内川和二十貫文左衛門大夫綱成が知行とあり、御打入の後は崇源院殿の御化粧料なりしが、御逝去の後此地を御拂供料として、増上寺へつけさせられ、其御由緒のことを貞享五年檢地のとき、土地よりかき上げし文あり、その大略に當村は久しく崇源院殿の御領につけられし百姓共にて、六十二年御逝去のとき、御旨をかうふり、名主年寄を初として、總百姓等皆薙髮し、御棺を昇まいらすべきの御沙汰を承りしかば、かの百姓等すべて三百五十人、皆御供を勤め参る、それよりこのかた御香免としてながく御佛殿につけさせられしかば、百姓等限りなく世にありかたと思ひまいらせて、子孫にも其事をつたへて、今に月々十七日、二十四日、十五日には、農業を廢して食物も精進物を用ゆといふ、高札場村の中央

小名 山王原村の南に 虎ヶ谷村の東の 中村村の南 道珍村村の中央を云、昔道珍と云修験の住し所と、猫谷村の北に、森村これも村の北 上村西北の間 宿村の北に、八王子道の往還を云、昔は毎月六次の市をたてしが、今は年々三月朔日、五月一日、七月十日、十二月二十日、二十一日に市たてり、この所今は纒 屋敷村村の鎮守八幡社の家數十二三軒ならべり、 道玄田南の方 城古場 田中伊豫と云もの居住せしと云、 加賀原東の方池邊村の地と入あひの地なり、これも南の 昔こゝに中山加賀と云し人住せしと云、この人も北條の家人などによ、今もその地をうがて古瓦の損壊せしものなど出ると云、こゝは廣き地にて此内に陸田もそこ 猫ヶ谷北の方市ヶ尾村の境ひにあり、この穴あり、今は用なきものなればかた あり、今非人などおりこゝにすめり、 貝ノ坂 佐江戸村の界ひにあり、此所より昔螺の出し故この名をしくべきほ あり、船組なる坂なり、こゝにも山の半腹に疊四五疊 鶴見川 西の方市ヶ尾村の境より入、村の西南を流れて、東南の方佐江戸村の方へ流れ、對岸は青砥北八朝の兩村なり、此流れ村内へかゝること 三十町ばかり、川幅十間餘、

精進場橋 村の内鶴見川に架して北八朝村へ通せり、當村及び北八朝村、谷本村、三村組合持の橋なり、長さ十間餘、幅八尺、

地藏渡迹 小名貝の坂より南の方にあり、石の地藏たてり、よほど北の方なり、

見川の瀬より二丁 水除堤 鶴見川の水除なり、長七百二十六間、高さ六尺、御普請所なり、

太神宮 見捨地、一段、村の北のはづれにあり、當社あるを以てこの邊を伊勢臺と字す、勸請の年代をしらす、五年に一たびづゝ祭ると云、東明寺のもち、

飯岡社 除地、西北の方字猫谷戸にあり、この所の鎮守にしを鑄出したるものなり、圓徑七寸許と云、深く秘して別當寺といへども一代に一たびのほかは拜することを得ずと云、本社は僅なる造にて、拜殿三間四方なり、例 末社稻荷社本祭は年々七月二十四日なり、天宗寺持、

八幡社 見捨地、村の西方にあり、神體は鏡にて三尊の彌陀を鑄出したり、小社にて三間四方の覆屋あり、例祭九月十五日、東明寺の 末社稻荷社小社、本社に向て、天神社持なり、下同じ、

牛頭天 王社、

神明社 見捨地、村の北にあり、小社なり、

諏訪社 見捨地、神明の並にあり、小社なり、

山王社 見捨地、二畝、村の中央にあり、

天宗寺 除地、一段五畝、村の北の方にあり、古は宇屋敷村の内に入りしといへど、こゝにうつせし年代をしらす、岩澤山香樹院と號す、淨土宗小机村泉谷寺の末なり、本山第五世東譽の開闢なり、東譽は慶長八年十二月十五日寂す、開基は村民伊左衛門が先祖なり、彼が氏を岩澤と云、又先祖の法號を香樹院天譽崇順と云故、寺院の名及び山號等みなこの字をとりしといへり、客殿六間四方、本 觀音堂飯綱社の尊は三尊の彌陀立像にして、長二尺餘、 觀音堂飯綱社の其縁起を閲るに、此觀音は、もと備後國御調(ミツキ)郡瓦道村法輪山淨土寺の本尊にて、上宮太子の作なり、遙の星霜をへて堂塔廢れんとす、其頃安丸と云もの信者にて、此像を奉し、大和國薩埵村へゆきけるに、おなしほとりに勝大夫と云ものあり、安丸を深くうらむことありて、折をうかやひ、あるとき忍びて一太刀切付けるに、安丸ふしきに其難をのがれてつゝ、かなかりけるにより、初て觀音の利益あらはれる、後其子孫僧となり欣譽と號し、江戸淺草用明山聖德寺の第三十四世の住職たりしとき、この觀音をうつしをきしが、夫より僧榮長及び旭阿につたへ、ついにこの地へ堂宇を造立して安置せり、時に享保年間のことなりと云々、今は、その頃の堂も破壊せしにや、假初に作りしさまなり、

東明寺 除地、二段、村の西北の間にあり、新義真言宗、王禪寺村王禪寺末、八幡山と號す、開山年歴等詳ならず、

本尊聖觀音の坐像長三尺餘、客殿五間に四間東向なり、妙蓮寺除地、二段五畝歩、村の南の方にあり、城根山と號す、日蓮宗にて甲斐國身延山久遠寺の末寺なり、古は江戸谷中感應寺の末寺なりと云、をもうに感應寺改宗の時より身延の末に屬せしなるべし、縁起を聞るに、康永三年越中阿闍梨朗慶村内城山の麓に、草庵を建てて棲居の地とせり、貞治五年入寂の後中絶せしが、後に江戸谷中感應寺の日耀、長祿年中再興してこゝに移り住せり、按するに此日耀は、荏原郡碑文谷村法華寺六世の住僧にて、文明六年三月十五日寂せり、又太田道灌が「平安紀行」に川崎の宿に休みける折節、長光寺日耀がもとよりくた物など僧にもたせて送りしよしみえたり、もしこの人にや、さればこの頃道灌など、もしたしき人とみえし、それより僧日慶在在の時まで、かの城山の邊にありしが、享祿三年三月十三日、今の地へ引移してより始て城根山妙蓮寺と號せり、又その頃有信の土人、長崎遠江といひし者の子に、善左衛門政安と云ものあり、信心無二の人なりければ、宗祖日蓮の像を造立せり、これ天文八年なり、明る九年に日慶化す、其頃のことによ、政安田畑五十石餘の地を開墾して當寺へ附せしと云、その後しばしば住僧たえて、坊中の看守の持なりしが、寛永九年此村檢地のとき、古來寺域の外二段五畝の地を免除せられしとぞ、天和三年客殿以下の造營をくはだて、八月に至りことごとく成しと云、今の客殿はその頃のさまを失はざるにや、大さ八間に七間ありて、本尊三寶祖師を安せり、又昔は別に祖師堂もあり、その本尊は朗慶の彫刻なりと云、この堂一旦回縁にかゝりてより後、客殿に安すと云、長鐘樓境内に入て左にあり、鐘に一尺許の坐像なり、鐘樓境内にあり、寶永三年の銘文を彫る、

七面社境内のつゞきなれども、客殿よりはそこばく路をへだ起てし所なり、これ村内日蓮宗門のもの、鎮守なり、縁入て修學すること年をつみしかば、其學識は、群にこえたり、然るに天和四年より思ひをおこして宗のために諸國を行脚しけるに、至る處法驗いとあらたなりしとぞ、元祿七年六月江戸にありしとき、小川市右衛門亮次と云もの、一子、九十郎亮明時に年九歳なりしが、痼病をうれひて已に難治の症となりしを、日勇ゆかりに付てかれが病床に望み、七面明神へ祈請しけるゆへ、不測に平癒しければ、かの父子湯仰にたへず、その後黄金あまた出して、一字の梵刹を造立せんとす、日勇その誠心を感じて、こゝかしこに至り、その處をみるに幸ひなるかな、當所は朗慶阿闍梨の舊跡にして、しかも土地の形勝よろしければとて、明る八年巧匠をあつめて土木の巧を起し、日ならずして成就せり、こゝに江戸藩草にすみ醫師を業とせる若林玄休と云もの、因縁あるにより、造刻せし七面の坐像を感得せり、兼てわが信するものなれば、歡喜の思をなし、そのまゝ、堂中に安置す、時に四月三日なり、これより以來、靈驗あらたなりと云々、社は九尺四方にて、拜殿三間四方、前に石階あり、側に寮あり、僧をおきて守らしむ、開山碑、青石の碑なり、高さ二尺餘、面に七字の題目を彫り、下に貞治五年二月九日とあり、これ朗慶の葬地なりや、又葬地にはあらざれど、遙拜のために建る所なるもしるべからず、とにかくにその年代のものなるべく見ゆ、古碑二基一は康永三年十二月とあり、一壘蹟境内、山の廣さ一段餘、小高き所なり、此邊を字して城古場と云、昔藤井太郎忠もと、云もの居住せし所なりと云、この人は右大將頼

朝の暮下に屬せしもの、塔頭 本生坊境内より坂を下りてなりといひ傳へり、瑞雲寺 除地、三段三畝歩、村の南の方字中村にあり、醫王山開山梅林靈竹は圓覺寺第七世の住職にて、應安七年三月三日化す、本尊は華嚴の釋迦坐像にして、長一尺五寸許なるを安す、門は南向なり、相傳ふ當寺は昔管領上杉氏の家人起立せしと云、いかなる人なりしことを傳へず、又當寺什物の目錄に、北條氏直虎の印を押せし文書四通とあり、それも近き頃紛失せしといへど、北條氏の由緒ありしことばしるべし、寺寶 應樂師像一軀此像の由來は、昔東照宮此邊御鷹狩のるを惜ませたまふ餘に、御心中に藥師へ御祈念ありしかば、忽ちかの御鷹御手もとへ下りけるとぞ、かゝる不思議のことなりしが、御供の御家人にもかくと告たまひしにより、其靈驗の心をもて彫刻せし像なるを、先住大圓感得せりと云、その狀は藥師の鷹に、鐘樓境内にあり、鐘に延寶六年の銘文乗たるさまなり、鐘樓あり、考證に益なれば略せり、稻荷社 客殿の後にあり、小社なり、寶龜稻荷と號す、その來れ昔開山關棧の庵室なり、そこにたちし稻荷を、この所へうつせし故の名なりと云、東照寺 除地、一段、瑞雲寺の向ひにあり、則その末寺に屬す、岳雲和尚を勸請して開山とす、この和尚は應永十四年三月五日化す、本尊藥師を客殿に安す、

地藏堂村の中央年實地の内にたてり、二間半に三間半、本尊地蔵堂は坐像にて長六寸ばかり、甚古色に見ゆ、瑞雲寺の持たり、
○荏田村 荏田村は、郡の良の方橋樹郡の界にあり、師岡庄に屬す、江戸日本橋よりは行程七里にあまれり、東西十八丁ばかり、南北三十丁ほど、されど村のかたち屈曲多してつまびらかにしるべからず、たゞあらましをいへるのみ、家數百六十二軒、その内往還の左右へ軒をつらぬるものは二十四軒なり、田畑の土性は白黒眞土或は野土もまじはれり、岡山によりたる地なれば水田は少く、やゝもすれば干損の患あり、村の北の境ひに古の鎌倉海道のとあり、今はこの道いとほそく、所によりてはあともなく畑となりし所もあり、されど川和村の方までもその蹟のこりて、古のさまを考ふるに足れり、當村開墾の年歴は詳ならず、(小田原役帳)に曾根采女介が知行、此所に七十七貫五百八十文とあり、御入國の後は川和村と同く崇源院殿の御化粧料となりしが、逝去の時この村よりも名主年寄を始として、三百五十人もの皆落髮して、御棺を昇奉りしと云、それより増上寺へ附させられしことなどは、すべて川和村にのする所に同じ、高札場

小名 關耕地 原根前 山根 矢羽 矢崎 以上の六ヶ
 なり、 澁澤谷巽の方 和泉谷南の方 十二社 これも南の方
 同、 大入 牛谷 田向 雙六峠 明神前 大日前
 權現谷 池田谷 小黒谷 西の方なり、下 深坪 講釋
 谷 池尻 稻荷谷 柚振 長者丸 昔此所に長者すみし
 廣さ五段歩ほど、此長者といひしもの 猿田谷 釋迦堂の
 はいかなる人と云ことを詳にせず、 方なり、下 關根 柚木谷 築地土手 今はずのみなれ
 並に同じ、 ありし故の名なりと云、いつの頃にや、石川村と境をあら
 そひしとき、築きし所なりとぞ、それゆへに石川村には、
 しばしば水溢して船をもて往來せしこともありしが、上宿村
 ば、今もかの村内に船頭谷など云地名ありと云、 東北相州への 下宿 これも東の方にて相 管絃堂村の中
 往還を云、 拜戸 村の西南を云、こゝは長者のすみし頃
 早淵川 北の方石川村より入、村の東の方大棚村の境をながれ
 巽にいたりて茅ヶ崎村へ達す、川幅四間ほど、村にか
 るること二
 十四五丁許、
 橋三ヶ所いづれも早淵川に架す、長さ各七間

八幡社 見捨地、二十四歩、村の西字小黒谷にあり、小社な
 り、棟札に元和の文字がすかに見え、その頃の勸請な
 るにや、神體は木像にて長一尺許、社の下に石二つ三つをお
 けり、その下に酒瓶のごときものあり、口の徑六七寸ありと
 云、その内に矢の根を盛る、これ義家朝臣の矢根なりとも、
 又は荏田源三と云しもの、持しなりともいへり、按に荏田源
 三は源義經につかへし人にて、「源平盛衰記」等の書にも、そ
 の名みえたり、しからば此所の人なるべし、社の背後にそ
 人の居城の跡と云あり、されば源三が矢の根なりと云ことま
 さしきにや、この八幡もも源三が守護とせし像なりと云、
 觀福寺の
 持なり、
 赤城社 見捨地、九畝、村の西赤田谷にあり、小社にて南向な
 代を傳へず、これも 末社三峰社社に向て右
 觀福寺の持なり、
 劍社 村の中央字榎木谷にあり、劍明神と號す、當所の惣鎮守
 なり、社傳あり、奇怪の説なれどしはらく、このす、
 昔陸奥國より炭を商ふもの、鎌倉へ往來して、鍛冶のもとへ
 かの炭を賣ること年久しければ、鍛冶もかの商人が來るこ
 と、年々へておこたらざることを謝して、己が作りたる刀一
 口を贈れり、商人よるこびてこれを携へ、國へかへらんとし
 て此所をすぎ、泉谷の邊りにとどまりて、路のつかれをしほ
 しやすめんとといひしに、喉のかれたりしかば、ありあふ泉
 を掬して呑けるに、酒に酔ひしごとく、覺へず倒れ臥したり
 しを、側なる松の木の上より大蛇ねらひよりて呑んとす、時
 に携へたる刀自ら拔出て、蛇を斬殺しけるにそ、かのもの危
 き命をたすかりしとなん、よりて劍を祀りて劍明神と號すと

云々、このこと世にまゝつたふる話にて、いとおぼつかなき
 ことなり、本地不動の像、今は別當觀福寺に安置せり、本社
 に上屋を設く、五間に四間半東向なり、前に石の鳥居をたつ、
 又水田の間二三丁をへだて、木の鳥居あり、古はこゝまでも
 大門前のつゞきなりしと云、此等とても境内の廣かりしこと
 しらる、例祭は九月二十七日、橋樹郡平村の神職來りて祭事
 を行ふを定
 式とす、
 熊野社 見捨地、四畝、村の中央にあり、小社にて東向な
 例祭年々十一月十五日、觀福寺の持なり、
 十二社 見捨地、八畝許、村の南字澁澤谷にあり、小社なり、
 前に鳥居をたつ、例祭は九月十八日、是も同寺の持な
 り、 神明社 見捨地、八畝許、村の西字小黒谷にあり、これ
 も小社にて前に鳥居をたつ、例祭は七月一日
 にて、かの平村の彌宜來り 末社御嶽社社に向て左
 てその事にあづかれり、
 稻荷社 劍明神の北の方にあり、運西稻荷と號す、運西はこの
 村の農夫市左衛門が法諡なり、この市左衛門は元祿年
 中の人にて、その家は古よりこゝに土着せし者なりと云、かれ
 が祀りし稻荷なるゆへに、かく號すとなり、これも觀福寺の
 持、
 觀福寺 除地、一段四畝二十歩、村の北の境ひ字關根にあり、
 境内は少しく高き所なり、寶劍山觀音院と號す、新義
 眞言宗にて王禪寺村王禪寺の末寺なり、開山の由緒詳ならず、
 中興法印朝壽は寶永五年五月二日寂せり、本尊如意輪觀音坐
 像にして長三尺、客殿九間半に六間半東向なり、前に石階
 十四五級あり、この上より臨めば四方の景色いとよし、

地藏堂 客殿に向て左の方にあり、二間半四 辨天天滿宮
 地蔵堂 方、地蔵は坐像にして長三尺ばかり、
 相殿 これも同邊 瘡守稻荷社 背後の山上にあ 第六天廢
 社客殿のなら 諏訪廢社 境内のつゞ
 眞福寺 年貢地、三畝許、養老山と號す、村の北の方相州道の
 の事跡すべし傳はらず、墓所に法印定譽と云僧の碑ありて、
 天和二年寂せしよしを刻せり、これ開山なるもしるべから
 す、本尊藥師坐像にして長一尺四寸、慈覺大 釋迦堂 客殿
 師の作なりと云、客殿六間四方坤向なり、
 左にあり、三間半に三間、釋迦は立 稻荷天神合社 釋迦
 像にて長五尺二寸、春日の作と云、
 向て右の方
 廣福寺 年貢地、五畝十八歩、村の南字榎木谷戸にあり、攝
 取山と號す、宗旨本寺等前寺に同じ、昔西藤と云もの
 傳ふるのみにて、開山の僧も詳ならず、本尊彌陀坐像にして
 長一尺二寸、客殿六間に五間半、
 境内はすべて高き地なり、
 無量寺 年貢地、五畝十歩、村の西方字小黒谷にあり、是も同
 宗同末なり、甘露山九品院と號す、昔は淨土宗にて道
 場寺と號せり、寺も其頃はこゝの地にはあらざりしといへり、
 今もそのあとを道場寺跡と唱へり、然るに一旦中絶して廢寺
 となりしを、文祿年中法印賢榮と云僧再興せしときより密教
 を奉ずと云、本尊彌陀立像にして長四尺八寸、客殿七間に五

間半北向 六地藏客殿に向て 観音堂 六地藏の右にあり、
 なり 右にあり、 観音堂 三間四方、本尊は昔
 この堂に住せし僧、橋樹郡登戸村光明院へ移住の 稻荷社
 とき、かしこへもちゆきて今は堂のみ遺れり、 稻荷社
 境内の西の山にあ 天神社 これも同所 古碑二基 墓所にあ
 り、小社なり、 古碑二基 墓所にあ
 嘉暦の二字かすかに見ゆ、一は五輪の石塔なり、明徳三年
 と刻し、右の方に禪上人と彫れるあとかすかにみゆ、
 法道寺 年貢地、一畝二十歩、村の東南字澁澤にあり、松林山
 岑明暦元年十月二十二日化す、本尊釋迦坐像に 観音堂 客
 して長一尺二寸、客殿五間半に七間東向なり、
 長一尺三寸、恵心の作にして、増上寺第三十七世照譽上人の
 内佛なり、 古碑 一墓所にあり、一は正和四年と彫り、一は正
 和五年とあり、この餘斷碑四枚ほどあり、
 年號等詳
 心行寺 年貢地、二畝二十歩、これも澁澤谷にあり、澁澤山龍
 泉院と號す、淨土宗、江戸芝増上寺の末寺なり、開山
 相譽慶長十九年五月六日化す、客殿六間四方西向なり、
 観音堂 向の堂なり、本尊は千手觀音立像にて長四尺六寸、行
 基菩薩の作なりと云、靈驗いとあらたなりとて、近郷のもの
 參詣す、とりわき毎月十七日には群集せりとなり、堂の前に

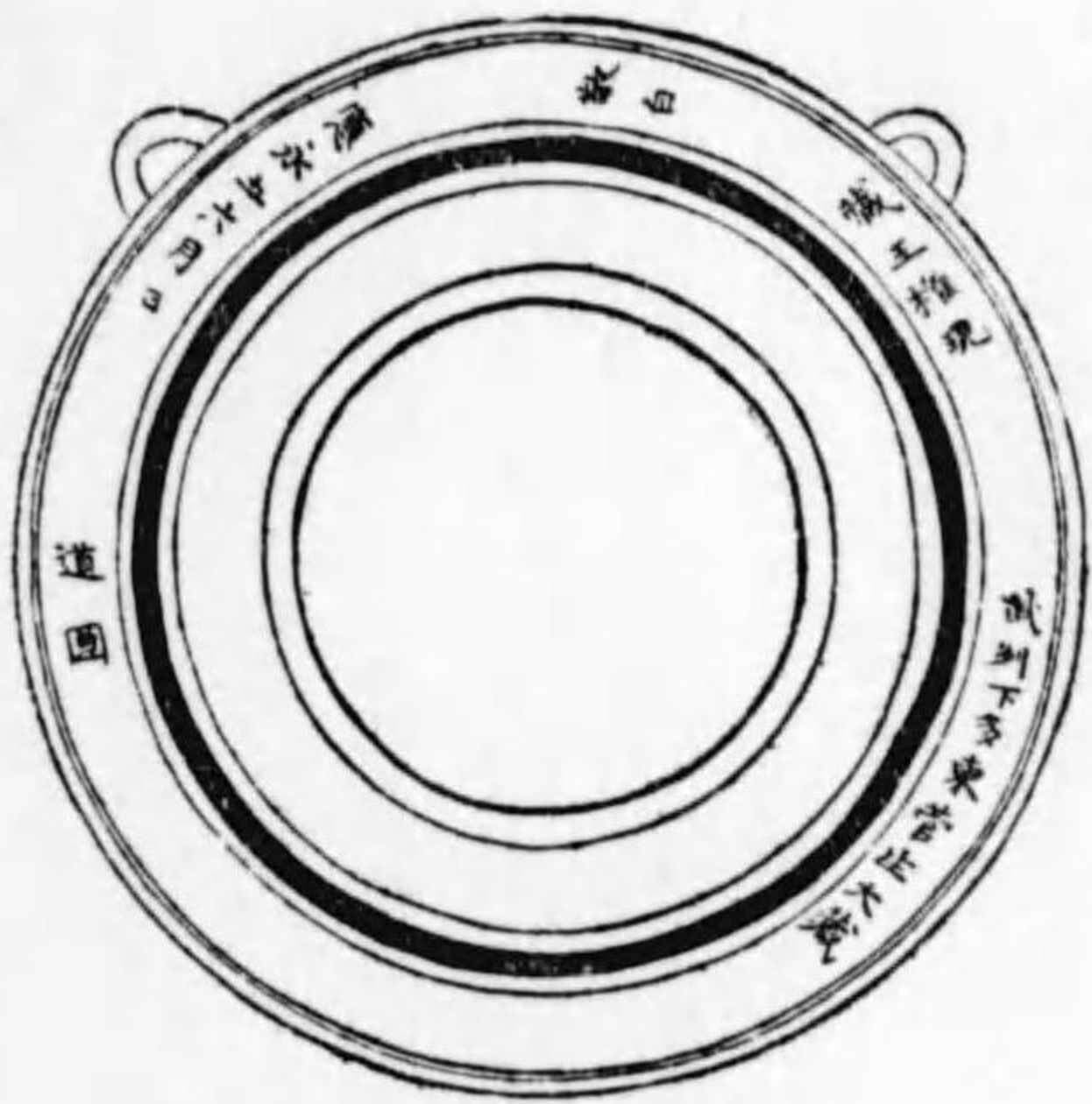
石階二十 金剛力士像 境内の入口にあり、左右にならびた
 一あり、 和二年造立の
 よしな刻す、
 大塚 字池尻の方へよりあり、圓徑十間ばかり、
 十三塚 村の南にあり、この塚あるゆへこの邊の地を、字して
 のにして、名義によれば塚の數十三ありしなるべけれど、
 今はたゞ一塚のみをのこせり、塚上にしやこ神を祀れり、
 敵見塚 觀福寺の傍の山上にあり、この所より神奈川の邊をの
 ごとく、古城址の邊なれば、物見臺のあとなるべし、村内に
 はこの餘にも行塚・車塚・經塚など云塚もあれど、させるゆへ
 よしもつたへざれ
 ば略してのせず、
 ○勝田村 勝田村は、郡の中央より少く良の方によれ
 り、師岡庄小机領に屬す、郷名の唱へを失へり、江戸日
 本橋までは行程六里、村の廣さは東西へ十六丁、南北十
 二丁に餘れり、四隣東より北へかゝりては、大棚村にさ
 かひ、東の方は吉田村に接し、南は新羽村に及び、西は
 東方茅ヶ崎の二村につゞけり、此村も山林高低ありて、
 土性は黒野土交り、水田少くして陸田多し、民家三十九
 軒、檢地は文祿三年小宮山八太夫、寛文十二年野村吉左
 衛門・田村休心等改む、當村は慶長三年久志本左京亮常範

に鍛冶田郷を賜はるよし、彼家の譜にみえたり、正保の
 頃のものには村名を歩田としるせり、今も久志本左京が知
 ところなり、村内一條の道あり、これを相州中原新道と
 唱ふ、北の方大棚村より、村内を過て南の方東方村へ通
 す、道幅二間ばかり、
 高札場 村の乾の方
 小名 野ノ中東の方を云、以下三 出口 金子田 權太
 蛇山 南よりあり、其地形蛇の 籠場 九平坂いづれも同
 丸澤 桑ノ木畑二ヶ所とも 井戸尻 杉下二ヶ所と
 方をい はかんどろ 南にあり、墓所などの跡なるにや、古
 へり、 まつ場 古へ茅ヶ崎城賣の時、人數此所に屯して待居たるに
 ひにあ ひるくひ場東の方を 十三坊塚今塚はなけれ
 の界にこの名のこれり、 間谷 巽の方
 其ゆへを詳にせず、

玄蕃山 巽の方丘上をいふ、いにしへ玄蕃と云もの、此地所を
 持居たればかく唱ふといへど、是も浮たる説にて其詳
 なることな
 丸山 東の方にあり、
 丸山を云り、

林二ヶ所一は八段山と云所にあり、南の方なり、一は東の方
 なれば殿山
 とも呼り、
 早淵川 茅ヶ崎村より入、當村を流るゝこと七八丁ばかりにし
 り、その末は早淵川へ合す、
 勝田橋 相州中原への新道のうち、早淵川に架す、當村と大淵
 溜井三ヶ所一は西の方に一段五畝、一は南の方に一段ば
 田にそゞり、
 杉山社 除地、五畝、此外免田三段四畝、地頭除、村の乾の方に
 あり、本社二間半に二間、拜殿三間に二間、本社に作
 りそへて東に向へり、神體は不動木の立像にて長八寸なるを
 安置す、又八幡稻荷を合殿に置り、例祭は年々八月二十一日
 村の鎮守にて村民の持なり、當社の勸請は傳へざれど、應永
 の鯉口を社前に掛く、其圖上にのす、かゝるものあれば古社
 なるよしへど、うけかいがたし、猶
 橋樹郡内下菅生村の條合せ見るべし、
 山王稻荷合社 除地、二畝、村の中央にて乾
 太神宮稻荷合社 除地、二畝許、村の東
 最乗寺 除地、二段、村の西北の方にあり、淨土眞宗、西本願
 寺末、勝田山と號す、開山教龍慶長十七年七月廿一日

寂す、本尊彌陀の立像長一尺八寸なる
か置、容殿九間半に八間東向なり、
九尺四方、寛政元年の銘文を刻す、
鐘樓境内に入り左



圓徑五寸二分

清光寺除地、四十八坪、村の西北江戸道の東にあり、浄土眞
宗、村内最乗寺末、堂は僅に二間に二間半東向なり、
薬師堂とも呼ぶ、此堂元村の東の方にありしを、
いつの頃にかこゝに移せり、本尊薬師を安置す、

舊家者百姓八郎右衛門 氏を關と云、先祖は關加賀守とて、
の後ろ小高くして先祖の墳墓あり、其邊に應長二年二月日と
しるせし古碑を立、安永の頃傍の崖を穿ち、古錢四十貫文程
を掘出せり、又近き頃五貫文餘をこゝより掘出せり、此外硯
二つ茶碗三つを得たり、硯は世云忠岑形に似たれど、皆外へ
譲りしとして
今はなし、

○大棚村 大棚村は、郡の中央より良の方にあり、師岡
庄に屬す、又小机の庄ともいへり、江戸日本橋より行程
六里にあまれり、村の廣さは東西へ五十丁、南北も七丁
に過ず、その四境、東は吉田・山田の兩村にて、南は勝田・
茅ヶ崎の二村にさかひ、西は石川・荏田兩村につゞき
て、北は牛久保村に隣れり、當村も山林高低ありて土性
は黒野土交れり、陸田多く水田少し、家數すべて五十七
軒、檢地は文祿三年小宮八左衛門、延寶八年伊奈半左衛
門忠順等なり、古への領主は傳へざれど、北條分國の頃
は三十七貫百文大棚會根外記としるし、御入國の後千人
頭へ賜はり、荻原五左衛門昌泰・窪田庄兵衛・窪田助之
允・石坂勘兵衛・原權左衛門・中村彌左衛門・窪田五右衛
門・荻原傳左衛門・山本金右衛門・河野傳之允・志村又左
衛門・窪田善九郎の十二給の外に、御代官野村彦太夫支配
所あり、又伊奈半十郎へ村高の内より野米六俵を出せ

り、かの十二給の内荻原傳左衛門・窪田善九郎の知行は
上地になりし其年代を傳へず、石坂勘兵衛采地は、石坂
彦三郎代に至り、享保年中ゆへありてこれも收公せられ
たり、今この三給のあとは御料所となりて小野田三郎右
衛門信利支配し、私領の分は今河野四郎左衛門・窪田辨
次郎・窪田忠兵衛・窪田與左衛門・山本橋次郎・原半左衛
門・志村内藏之助・荻原信太郎・中村萬吉等なり、村内に大
棚・下山田村とて當村に附屬せるあり、一村たちたるやう
なれど、御料私領の分ちをせんためかく唱ふ、この地名
の起りは、山田村の方によりたる家なりと土人いへり、
檢地は元祿八年安藤對馬守重治、明和九年久保田十左衛
門等なり、村内西の方に相州道とて、橋樹郡有馬村より
村内十町許をへて、荏田村に達す、道幅三間、又中原道
と云一條あり、山田村より村内五町許にして、勝田村に
至る、道幅二間程、秣場も村の西にあり、すべて四十町
五段、十六歩、當村下山田牛久保村のものともたがひに
刈れり、
高札場三ヶ所 御料の方は村の申程にあり、私領所も中央にて
原半左衛門采地なり、荻原信太郎の方は東によ
りてあ
り、
小名 牢場 西の方石川村堺ひにあり、此處に昔牢屋ありし跡
なりと云、四五丁許の所なり、何人の建置し牢屋

たりや知 礮場牢場のつゞきにあり、以下 しやうじん
らす、 三ヶ所も同く西にあり、
場 宿ノ入谷 矢崎以下四ヶ所とも 中村 堂谷 清
水谷 ませ口 東の方にあり、 鶴目 矢ノ谷
早淵川 石川村より當村に入、吉田村に達す、村
内を流るゝこと凡一里、川幅二間半程、
うとう坂 字牢場の邊
にあり、
大坂村の西の方にあり、
僅なる坂なり、
杉山社 除地、一段、村の東端目により、本社二間四方、拜殿
三間に二間南向なり、例祭は十月二日、村内龍福寺の
持、
第六天社 除地、十歩程、村の中央にて祠も廢せしまゝ未再造
せず、慈照寺の持、以下九祠も同寺のもちなり、
太神宮 除地、十六歩、字清水谷に
あり、これも祠を廢す、
吾妻社 除地、一畝九歩、村の中央にあり、吾妻山と號す、社
一間に一間半南向、丘上に登ること二十五間ばかり、
八幡社 除地、二十五歩、村の申程にあり、社二
間に三間坤向なり、例祭は十月二日、
御靈社 除地、二十五歩、
八幡の並にあり、
淺間社 除地、字堂谷戸の丘上にあり、古へは淺間
谷にありしを、いつの頃か此地へ移せり、

稻荷四社 村内所々にあり、わづかの見捨地あり、
金毘羅社 年貢地、慈眼寺持、山の内にあり、

慈眼寺 見捨地、一段五畝ばかり、宇堂谷戸にあり、新義眞言宗、王禪寺村王禪寺末、福楽院青蓮山と號す、元龜二年八月の起立にして、開山僧淨海寂年を傳へず、本尊聖觀音立像にして、長三尺五寸許、客殿六間に五間西南の向なり、この寺は元大徳寺とて、其頃は後の方谷戸にあり、昔は庵室にてもありしにや、永祿年中火災にかゝり、其後今のところへ移せり、淨海塚境内の丘上にあり、一坪ばかりの處なり、供養の爲に當寺の開山經文を埋めし跡なりと云、

東善寺 見捨地、一段、字中村にあり、淨土眞宗、京西本願寺末、大桐山得藏院と號す、開山淨念天正四年九月二十一日寂す、本尊は彌陀の立像長一尺四寸許、客殿六間に四間半坤向なり、此寺は古へ禪宗にて、橋樹郡小机村雲松院の末なりしが、天正の頃改宗して今の宗門になれり、又古き半鐘を持傳へしが、其銘文の内には大永四年九月大桐山得藏院改名東善寺と刻せり、夫も 稻荷辨天合社境内に文化三年鑄改めしと云、

清林寺 見捨地、三畝、村の東端にあり、淨土宗、在野郡奥澤新田村淨眞寺の末、鶴目山觀音院と號す、開山清閑元祿五年に開基して、同七年九月九日寂せり、本尊聖觀音立像にして、長二尺八寸、恵心僧都の作と云、客殿六間四方異向なり、鐘樓境内に入て左の方にあり、鐘樓明和五年の銘文あり、

御入國の後は加藤權右衛門景正に賜はり、その後明和元年に至り、半は御料所となりて今小野田三郎右衛門信利支配す、檢地は天正十九年竹川監物、元祿五年のころ地頭檢地もあり、村内に溜井二ヶ所、一は東の方に二段ばかり、一は北の方によりて一段五畝程なり、
高札場村の乾の方

小名 瀧尾 廣町共に南の荒戸前西により、せうじんばこれ西の方あり、

第六天社 除地、一畝、村の中央にあり、村民の持、

神明社 除地、二畝、村の巽の方にあり、村持、

宗英寺 除地、二町八段四畝、村の西にあり、禪宗曹洞派、江戸邊谷長谷寺末、一抽山と號す、開山仁嶺實徳元和三

年五月二十一日寂す、開基は此村の地頭加藤權右衛門景正なり、法名を大樹院一抽宗英と云、寛永七年八月卒す、客殿七間半に五間半、坤の方に向ふ、本尊釋迦木の坐像にして長一尺ばかり、
觀音堂 除地、二畝、村の中央にあり、堂は三間半に四間南向なり、觀音は長二尺五寸餘の立像なり、村持、
○中鐵村 中鐵村は、前村に辨せしごとく上下鐵村と入會なり、江戸日本橋へは八里の行程なり、民家すべて十二軒、村内四境は前村に同じく、田畑も等分なり、北の

龍福寺 見捨地、一段五畝、村の東端にあり、新義眞言宗、王禪寺村王禪寺末、大杉山と號す、開山實宗天正十五年の起立にして、その寂年は傳へず、本尊十一面觀音立像長一尺五寸、客殿六間半に五間南向なり、表門は南向に立つ、藥師堂 宇堂谷にあり、堂は一間半四方、藥師は木の立像にして長八寸ばかり、春日の作と云、村内慈眼寺の開山淨海元龜元年の建立と云へり、同寺の持、除地四畝、
そうげん塚 村の北の方にあり、塚のまはり三間ばかり、高さ五尺餘、古へそうげんといふ山伏を葬りし塚なりと云、
鶴目塚 清林寺境内の丘上にあり、塚の周囲三間ばかり、高さ八九尺、其由来詳ならず、
大塚二ヶ所 村の北の方

小塚二ヶ所 これはそうげん塚の邊にあり、

○上鐵村 上鐵村は、郡の中央より少く長の方によれり、江戸日本橋へは八里の行程なり、民家四十四軒、正保の改には尙一村にて、元祿の改には既に分てり、故に三村犬牙して接界も分ちかたたく、東の方はすべて黒須田・大場・市ヶ尾の三村に隣り、西は寺家村まで、鶴見川を隔て、鴨志田村に界ひ、南は上矢本・成合の兩村に接し、北は早野・王禪寺の二村につゞけり、凡村の廣狭は東西へ十五丁、南北も十五丁に過ず、村内水田は少く陸田多し、

方によりて秣場あり、すべて一町許、御入國の後寛三郎左衛門正重に賜り、今子孫半兵衛知る處なり、溜井一ヶ所、北の方王禪寺谷にありて田間にそゞぐ、

小名 島根 南の方 川窪 西の方 青木明神杉山明神合社 除地、三段許、鐵三村の鎮守にして、村の乾の方にあり、覆屋五間に二間半南向ふ、社前に鳥居を立、例祭年々九月十九日なり、

八幡社 字嶋根にあり、古は社地も除あれど、今その處を失へり、此邊をすべて宮田といへり、
觀音堂 年貢地、村の中央にあり、堂は三間に二間半南向なり、村持、

○下鐵村 下鐵村も、正保の頃までは分たざりしが、一度御料になり、其後私領にたまひ、今寛喜太郎知行となれり、四隣は前の鐵村に同じく、田畑も相半せり、谷川一條北の方王禪寺村より入、南の方鶴見川へ合せり、川幅四間ばかり、うた川と唱ふ、
高札場村の南に

小名 坊ノ前 南の方をす 風向 北の方にあり、
寶福寺 境内御朱印地内、村の長の方にあり、新義眞言宗、王禪寺村王禪寺末、如意山持輪院と號す、開山は長賢といふ、寶徳三年五月四日寂す、客殿八間に七間南向ふ、本尊如意輪觀音坐像にして長一尺三寸ばかり、慶安二年高十石

三斗の御朱印をこの 稻荷青龍神明合殿本堂に向て
観音に賜はれり、

彌陀寮 寶福寺持にて御朱印地の内村の西よりあり、四間
半に三間南に向ふ、彌陀佛は坐像にて長一尺許、

○石川村 石川村は、郡の北にあり、古は小机庄なりし
が今は唱へず、江戸日本橋へは七里の行程なり、當村南
より北へかゝりて山多く、すべて土地平かならず、土性
は眞土へな土交れり、水田多く陸田少なし、村の廣さは
東西へ一里餘、南北も十八丁ばかり、四隣東の方は橋樹
郡有馬・土橋の兩村に界ひ、西は王禪寺村にて、南は大場・
黒須田、又鐵三村にもつゞけり、北は橋樹郡下菅生村に
て、巽の方は荏田村の地に隣れり、家數すべて二百六十
七軒、當所小田原北條分國の頃は、小机石川郷八十四貫
九百二十七文吉田とその分限帳にあり、御入國の後崇源
院殿の御化粧料にて、大久保石見守長安預り奉り、貢税
は酒井讃岐守忠勝へ納めしとぞ、寛永九年隣村王禪寺村
と、もに、増上寺の御靈屋料となれり、檢地は寛永九年
にありしと云、用水は谷々より出る清水合して一條の流
れとなり、小川をなせり、村内をふるること一里ばかりに
して荏田村に在る、

高札場村の中央
にあり

小名 保木村の西よりあり、以 牛込 平川 船頭
下三ヶ所も同邊なり

枝子田 同く西の方を云、この邊に穴あり廣き二間半、
四方ばかりにして、昔は人もすみしきまなり、

胸つき坂 北よりあり、二丁 中村村の中央 小屋場村
にあり、近頃までは此處より鎗或は太刀の
にみなど鎗たるを、掘出したりと土人云ふ、

鷺明神社 除地、三段三畝十歩、村の東にあり、本社は二間に
二間半、拜殿五間に二間南に向ふ、前に鳥居を立、
石階三十六級、當村の鎮守にして、例祭は九
月十二日、村民の持なり、以下六社も村持、 末社稻荷社
本社に向て

伊勢社 除地、一段、村の東
にあり、南に向ふ、

山王社 見捨地、村の西にあ
り、これも南向、

十社權現社 見捨地、西の
方にあり、

神明社 見捨地、南に
あり、

八幡社 見捨地、西の方にあ
り、向は南なり、

御嶽社 二ヶ所 共に西の方にあり、いづれも東に向ふ、除地、
一は一畝五歩、又一は一畝十二歩なり、

満願寺 除地、一段五畝歩、村の中央にあり、新義眞言宗、王
禪寺村王禪寺の末、金剛山成就院と號す、客殿八間半

早野村 早野村は、郡の北にあり、江戸日本橋へは八
里の行程なり、民家すべて二十五軒、此村も前村にさし
てかはりなく、高低ありて土性も眞土赤土交れり、陸田
多して水田は少なし、すべて村内水利悪ければ、溜井七
ヶ所を掘り、常に水をたゞへて用水に引用ゆ、御入國の
後文祿三年富永孫六郎參吉に賜りてより、其子孫富永親
負參前一人の知行なり、四隣の界ひ、東南の方は上中下の
鐵村入會にして、下麻生村にさかひ、北は王禪寺村にし
て、坤の方は寺家村に隣れり、凡東西へ三町はかりあ
り、南北も四町にすぎざる小村なり、

高札場村の中央
にあり

小名 龍ヶ谷 東の方を 堀向 西の邊をす 矢崎 南の方に
あり、

子神社 除地、一段歩、村の北さかひにあり、社は二間に一間
半南向なり、社前に鳥居を立、村の鎮守にして例祭年
々九月十九日なり、村持、
以下四祠は、村民持、

浅間社 除地、一段一畝、村の北にあり、
南向なり、例祭は六月朔日、

稻荷社 村の中央地頭林の内
にたつ、西向なり、

第六天社 これも同じ
にあり、

神明社 同じ處に
あり、

富士塚 南の山上にあり、古松わづかに立り、
富士みゆる故に此名ありと土人いふ、

金井塚村の北の方に
よりあり

に六間半東向なり、本尊不動坐像にて一
尺八寸許、作知らず、開山を傳へず、 觀音堂 門を入て
三間四方、觀音は木の坐 地藏堂 同所にあり、堂は九尺四
像にして長五寸ばかり、 地蔵堂 方、これも木の坐像五寸
許、

西勝寺 除地、一段四畝二十歩、村の巽の方にあり、京都西本
願寺の末、影顯山と號す、客殿七間四方、坤の方に向
ふ、本尊阿彌陀佛長二尺餘の立像な
り、開山順應元文四年九月朔日寂す、 太子堂 本堂に向て左
半に三間、太子は長五寸
ばかりその作を傳へず、

萬藏院 年貢地、村の西にあり、
本山派の修験職なり、

藥師堂 除地、四畝六歩、村の西にあり、東向にて四間四方の
堂なり、藥師佛は坐像にて長二尺ばかり、萬藏院持、

不動堂 除地、一畝十八歩、村の西にあり、堂は焼失して假に
草庵に安す、木の立像長三尺ばかり、荏田村心行寺持

釋迦堂 除地、六畝歩、村の南にあり、堂は四間に五間、
釋迦佛は坐像長二尺八寸ばかり、満願寺持、

觀音堂 除地、二畝歩、村の西にあり、三間に四間の堂なり、
土人これを陳願堂といふ、本尊觀音は立像にて長二尺
ばかり、荏田村
心行寺の持、

富士塚 南の山上にあり、古松わづかに立り、
富士みゆる故に此名ありと土人いふ、

金井塚村の北の方に
よりあり

戒翁寺 境内御朱印地内、村の東にあり、禪宗曹洞派、片平村
十一月二十六日寂す、開基は此所の地頭富永主膳正源光吉、
正保三年十二月十六日卒す、客殿七間半に六間半西向なり、
本尊如意輪觀音、木の坐像一尺五寸なるを安す、慶
安二年十月十七日高五石五斗の御朱印を賜はれり、

○奈良村 奈良村は、郡の西によりて多磨郡に接せり、
山間の村にして四隣の往來も常に丘岡を越て其村に至
る、四境は、東の方鴨志田村に隣り、西は多磨郡成瀬・本町
田・金井の三村に接し、北は當郡岡上村多磨郡三輪村に及
び、南の方のみ平陸にして恩田村につゞけり、東西へは
凡二十町、南北は六七町に過ず、江戸日本橋へは行程十
里に及べり、古は師岡庄と唱へしよし土人傳へり、當村
開墾のことは傳へざれど、「北條家人役帳」に小机奈良岡
上三十七貫二百八十二文、大普請の時半役可致之福島四
郎右衛門としるしたり、されば永祿の頃は、や開けしこ
としるべし、御入國の後正保の頃は石丸石見守が采邑に
て、今も石丸定五郎が知行なり、延寶四年地頭檢地あ
り、家數七十軒、土性は黒土或は眞土交れり、田多して
畑少し、秣場村の西北にあり、廣さ十五丁程、岡上村と
入會に列れり、地頭林二ヶ所、東の方によりてあり、二
段歩ばかりの間なり、
高札場村の南にあり、

小名 熊ヶ谷南の方にあり、以下七ヶ 長谷 はし戸
市ノ窪 いやひ 堂前くらぼね 地藏堂 太田平西
方にあり、以下二ヶ所 かつた田 こまかり谷 品ノ入
も同じほとりを云、 烏ヶ谷 淨土松 油
東の方 がうどう北の方をいふ 以下同じ、
を云、 ト谷村の中央 花たてこれも中央
土橋山 村の西にあり、此山間より出る清水一條の
流となり、恩田村に入て恩田川に合す、
本山上橋山のつゞ
坂下山 字小曲りのつ
溜井二ヶ所 一は字本山にあり、潤さ二段ばかり、一は字宮
ども水利不便なれば、や
もすれば旱損あり、
住吉社 除地、四段許、村の東丘の半腹にあり、上屋あり南向
十三日、恩田村 末社富士淺間社 境内丘上にあり、六月朔
德恩寺の持、 日近郷のものとも群集せ
り、
杉山社 除地、二十歩、村の
西北の間にあり、

神明社 除地、十五歩、村
の中央にあり、

辨天社 除地、二歩、神明
社の邊にあり、

子神社 除地、二歩、村の東
の方によりてあり、

竈明神社 除地、二歩、村の
西北の間にあり、

松岳院 除地、七段、村の中央にあり、禪宗曹洞派、多磨郡根
布村天寧寺の末、大峰山と號す、客殿七間に六間半異
向なり、本尊釋迦木の坐像長九寸五分、開山正翁慶長六年九
月十九日寂す、開山は地頭石丸定太郎が先祖にて、法名正覺
院應譽身西、正保二年十月六日卒す、此法諡を取て、 白山
寺號とせしが、いつの頃よりか松岳の文字に改む、

社 境内に入て左の方面
丘の半腹にあり、

瑞圓寺 年貢地、三畝許、村の南にあり、當寺は松岳院より
も古き寺なるよし云傳ふれども、開山起立の年代を知
ず、その後おとろへはて、今は却て松岳院の末となり、僅の
庵室なり、長谷山と號す、本尊地藏木の坐像長八寸許、安阿
彌の作なりと云、別に長一尺八寸、丸み八寸許なる石
を奥院に安して本尊とす、是を劍石地藏と唱へり、

盛圓寺 年貢地、三段歩、村の中央字宮ノ谷にあり、日蓮宗身
延山の末能王山と號す、客殿六間四方西向なり、本尊
三寶を安置す、六老僧日持の開闢にして永正年中に日授 七
律師再建をくはだてり、律師は天正十六年三月寂す、

面堂 客殿に向て左にあり、木の坐像 鐘樓 客殿に向て右に
長一尺許、堂は三間四方なり、 銘文左に

す、

物之啓發、莫先乎音聲、所謂此方真教體也、音聲之
中、又以鐘爲先、聞而至乎無聞者上也、發乎善心者
次也、結乎勝緣者、又其次也、雖有親疎遠近、其所
以至之一也、于爰本山甲州身延嶺久遠寺末流、武州
郡筑那奈良村能王山盛圓寺第七世、以遺狀先師實乘
院日繼、後住八祖月圓日性鑄掛之餘、欲其勝緣不悖
援筆即記、又爲之、
銘曰

鑄鑄新鐘 箱廬梵宮 侵曉吼月 含霜喚風
寺住大盛 人證圓通 娑婆教體 在此聲中
延寶第七己未曆仲冬如意吉日
願主 法名

圓通院殿前石州乘譽到月辨居士
俗名石丸石見守源定次
嫡子石丸數馬源勝

觀音堂 除地、三畝歩、村の南にあり、三間四方の堂なり、聖
持、 觀音は木の坐像長一尺許、安阿彌の作なり、村内松岳
舊跡陣屋跡 村の東にあり、地頭石丸定太郎が先祖の陣屋跡
なりと云、寛永の頃江戸に於て屋敷を賜はり、

かの處は六畝八歩許、今もとの形残りて村民の持となれり、

○新井新田 此新田は、郡の巽にあり、昔は御林なりしを、橋樹郡神奈川の人、新井忠兵衛と云もの、寶曆年中開發してより新井新田と唱へり、村の廣さ東西へ三町餘、南北六町にあまれり、四境、東は上菅田村に接し、南は川島村にて、西より北へかゝりては白根村なり、眞北の方は鴨居村につゞけり、江戸日本橋まで行程八里ばかり、家數十四軒、村内すべて小山多くして平かならず、畑多く田少し、土性は黒野土なり、坤の方に四段ばかりの秣場あり、檢地は久保田十左衛門なり、御代官の遷代は大貫次右衛門・伊奈半左衛門・菅沼安十郎・中村八大夫・伊奈友之助かはるゝ支配して、今は小野田三郎右衛門あづかり奉つりぬ、

高札場村の中央

小名 庚申丸村の東の 會所前これも東の 境谷南の方

長坂おなじ邊 網張場西の方 樹木谷前に同 千貫丸

北の方をす 中道同じ邊を 大村村の中央

稻荷社 除地、一段六畝二十四歩、村の坤の方にあり、わづかの社にして東にむかへり、村の鎮守なり、橋樹郡星川

村法性寺のもちなり、新田開發のち勸請すと云ふ、

新編武藏風土記稿卷之八十七終

新編武藏風土記稿卷之八十八

都筑郡之八 領名未勘

○久保村 久保村は、郡の南方にあり、古は小机領と唱へしが今は郷庄領の唱へを失ふ、江戸日本橋より行程九里、村の廣狭東西へ三十町餘、南北十五町許、四境は、東の方臺・小山の二村に隣り、南は白根・川井の兩村に接し、西は十日市場村、北は榎下村に續けり、家數七十四軒、當村御入國の後正保の頃は植村五郎右衛門・比企次兵衛の二給なりしに、元祿九年比企藤十郎代に至り廢家となり、其後伊奈半左衛門支配せり、同十二年醫師謙光院法印に賜はり、延享四年太田道壽代に至り、是も家廢して又御料所となり、其内高百十石九斗餘、文化九年西尾藤四郎に賜り、同年高三十五石餘、富士又一郎へ賜ふ、植村五郎右衛門が系地も、元祿の頃柳澤出羽守に賜りしが、又上地となり、元祿十一年朝倉靱負の家に賜はる、御料の方今は小野田三郎右衛門支配す、檢地は慶安元年其頃

の地頭比企次左衛門・初次兵衛と植村五郎右衛門等たゞす、當村すべて高低あり、畑多して田少し、土性は野土砂交れり、秣場あり、榎下村と入會の地なり、此外所々にも刈りとる、すべて二十町許もあり、村内一條の道あり、東の方臺村より入、村の内四町許を過て榎下村に通ず、道幅二間餘、神奈川宿より八王子邊への道なり、

高札場村の東の方

小名 伊勢原村の中央なり、此あたりは殊に地高き、馬窪

風吹 菅田村の東の 上陣場 舊城寺の邊なり、此邊小き

並びて殘 下陣場これは上陣場の北 下屋敷下陣場の脇

段ばかりの地なり、百姓三 七段目村の西の方なり、其

り、牛堀田 白地久保 大かみ 木ノ下 板取場

籠場乾の方榎下村 さ、峰村の南 久保谷 葦草田

も南の方 的場北方村さか じやうせん谷これも北の方

を云、昔此邊にじやうせんと云盲人の住せしよし、又當村

に居城せし山田右京進家老蘆垣淨泉とて、居住せしにより

此名ありしも知べからず、されど主人は彼盲人の説によれり、左近下北の方、恩田川、北の方榎下村より入、村内を流る、川幅五六間ばかり、日市場村内にて恩田川を堰入、其支流當村へも引來て用水とせり、

天満宮除地、一段、村の中央にあり、北向なり、榎下村圓光寺の持、比企次左衛門采地の時、地頭より寄附せし除地と云、

念珠坂、村の中央にあり、登る、

神明社、除地、二段許、村の中央にあり、これ榎下村圓光寺の持、

杉山社、除地、三百九十坪、免田二段餘、村の東の方にあり、本社二間に二間半、拜殿二間に三間、本社に造り添たり、ともに巽向なり、村の總領守にして、例祭は十月十七日、社前に鳥居を立つ、

長運寺、除地、百三十坪、村の中央にあり、古義眞言宗、橋樹南向なり、本尊大日坐像にて長一尺許なるを安す、開山詳ならず、

稻荷社、除地、五畝、村の中央にあり、僅の祠を立、東向なり、

舊城寺、除地、五段許、村の北の方にあり、是も同く三會寺の日坐像にして長六寸許、藥師堂、客殿に向て右の方にあり、開山を詳にせず、

十二天社、除地、四段許、村の中央にあり、本社は拜殿へ作りかけてあり、二間に三間、南向なり、

伊勢宮、除地、一段五畝、こ

伊勢宮、除地、一段五畝、こ

藥師堂、客殿に向て右の方にあり、此堂もとは村の南今の藥師谷にありしを、いつの頃か寺内へ移、城迹境内にあり、此地は山田右京進と云もの、居處を本城跡と云、常寺の入口に、近き頃までも噴遊の土手ありしなり、墓所に石碑を立、覺養院相傳淨雄居士、慶長十九年十一月十五日とあれば、城主右京進が家老蘆垣淨泉同大膳などの石碑なりや、近來まで榎下村に彼蘆垣が族残り、かれが先祖なりと土人は云へり、

神明社、除地、一段、村の東の方にあり、わづかなる祠なり、稻荷社、除地、一段、村

塚、村の北のはづれにあり、周廻六十間ばかりの丸き塚なり、高一間あまり、山田右京進の石碑なりとて五輪の塔あり、寛永四とばかりみえて、下の文字漫滅せり、

八幡社、除地、一段、東の方塚村界

天満宮、除地、五畝、村の

天満宮、除地、五畝、村の

辨天社、除地、二十歩、村の

辨天社、除地、二十歩、村の

辨天社、除地、二十歩、村の

富士塚、東の方塚村界にあり、高五尺餘、周廻十間ばかり、富士土淺間の供養塚なりと云、延寶の頃のものには藤塚と

舊家者百姓三郎兵衛、先祖は三河國の住人にて水野氏なり、

羣籍經目自然憶持、郷邑無足爲師者、弱冠杖策、遍學南北、駐高野山、淬練業成、主無量光院、品藻宗教、筆削著志、嘗憂關左密法之衰、晚年東行、居武州鳥山三會寺、性好讀書、或赴外請、必駕小牛、鞍著文章、行誦且吟、東關編白崇德歸風、永正十六年

となりと云、苜屋喜左衛門定廣は、天正の頃の人にて、軍事に鍛練なるものなりしかば、相州小田原御陣のときも、東照宮より御書を賜はれり、其頃いづれの合戦にや、手疵あまた負ひしかば、働も不自由なりしにより、三州より長男三之丞を伴ひゆかりにつきて、當村佐藤三郎兵衛と云もの、方へ來り、かの三之丞を三郎兵衛の女にめあはせけり、定廣は文祿元年六月十八日に没す、本郡桑村弘松寺はその菩提所なりしを改宗して、橋樹郡小机村本法寺へ葬る、其後は三郎兵衛も故あつて苗字を改め、苜屋を名乗れり、

八月中旬、夜半取滅、壽八十五、關東八州有古義談林六十餘院、寫融小肖、歲時饗祭、平生撰述、有袖保隱通抄二十卷、釋論指南抄十卷、大日經指南抄九卷、釋論愚案抄七卷、古筆拾遺鈔、十往心論廣名目各六卷、大日經愚案鈔、金胎曼荼羅抄各三卷、大日經奥之疏證要鈔、諸眞言句義釋論名目各二卷等、凡數十百卷、學者爲珍、行于世、

木造左衛門佐陣所之儀、其方次第何程も可申付候、何迄も別有間敷候也、

○市ケ尾村、市ケ尾村は、郡の中央より良の方にあり、今は郷庄領の唱をいはず、享保の頃記せし物には小机領とあり、村名を昔は市郷とも書しとみて、北條家人所領役帳に小机市郷四十八貫五百文上原出羽守とあり、其子孫今新五兵衛と云て名主の役をつとむ、先祖より持傳ふる文書にも市郷とあれば、今の市ケ尾と書改めしは、天正より後のことなるべし、江戸日本橋へは行程七里、家數六十四軒、村の中央より南北の方へ散住す、惣體山附にして土地高低あり、土性は眞土或は黒赤土等

七月十四日、苜屋喜左衛門殿、家康花押

釋門僧印融、姓氏を詳にせず、また何人の子なることを傳へ入剃髮染衣の身となり、諸國を遍歴し後郷里にかへりて、隣村小山村の觀護寺に住し、又當村の舊城寺及橋樹郡の三會寺にもをり、其行業のあらまはしは「本朝高僧傳」にあれば、そのまゝ左に載す、

傳云釋印融、武州久保縣人、生氣含英、特具志節、

新編武蔵風土記稿卷之八十八 都筑郡之八

交れり、陸田多して水田少し、水旱共に患あり、村の廣は東西へ六丁、南北二十丁許、東は荏田村に隣り、南は鶴見川を隔て川和村にさかひ、坤の方はすべて北八朔村につゞき、西も同く鶴見川をへだて、下谷本村に及び、北は上谷本・大場・下鐵の三村に交れり、村内一條の道あり、相州矢倉澤へ通ふ道なり、東荏田村より入西の方上谷本村に達す、道幅は八九尺なり、當村御入國の後寛永十九年青山因幡守に賜はりしが、其後所替ありて久世大和守廣之が采邑に賜はり、寛文九年又上り地になりてしばらく伊奈氏にて支配し、同十二年甲斐庄喜右衛門正親へ賜はり、今も其子孫庄五郎がしる處なり、此外朝光寺東福寺へ寺領を賜る、檢地は中野吉兵衛糺せりとのみ云傳へて其年代を知らず、

高札場村の南に
小名 谷耕地 北の方にあり、以下六 元木 山崎 鮫畑
竹ノ下 荏橋 鹿谷 てんか谷村の巽の 川間北の間
を云へ 宮地 西南の方 川袋同邊に 會下前 南の方にあり
じ邊な 姥力淵 西ノ城 押廻し
丸山 村の北方にあり、高半丁
諸ありて秣を刈れり

谷本川 鶴見川の水元を云、村の西を屈曲して流るゝこと四十町ばかり、砂石川なり、上谷本下鐵の兩村より當村に入て、川幅六七間、
林 村の東にありて雜木繁茂す、すべて一段許、甲斐庄五郎采地の内なり、
清水 村内谷々より涌出せり、是を水田に引き用水の助とせり、
溜井 村の東北の間にあり、すべて五六畝許の堤谷本川の水除堤なり、村の西の堤方に築けり、長三町ばかり、
橋 谷本川に架す、相州街道にあり、長十間程、幅凡八尺、自普請所なり、古は歩むたりなりしが、近き頃橋を架して往來に便す、

牛頭天王社 除地、二十四歩、村の西の端にあり、覆屋二間四方、内に小祠を置西向なり、木の鳥居をたつ、例祭は毎年六月十四日、村内地藏堂の前に假屋を設て、其所へ持來りて祭れり、こゝを旅所とす、東福寺持、
杉山社 除地、五畝許、村の南の方にあり、覆屋三間半四方、内にも小祠を置、南向なり、木の鳥居をたつ、例祭は年々なれども月日を定めず、神體は丸き鏡にて徑八寸ばかり、胎藏界の大日の像を刻す、村の惣鎮守なり、東福寺持、以下三社ともをな
じ持なり、
稻荷社 除地、一畝、村の西によ

第六天社 見捨地、十歩、村の巽の方なり、西向にて小祠をたてり、

三嶽社 除地、十歩、これも同じ、

諏訪廢社 除地、五畝、村の

朝光寺 境内御朱印地之内、村の南によれり、禪宗曹洞派、相模國高座郡遠藤村寶泉寺末、白玉山士峰院と號す、慶安二年八月二十四日寺領六石五斗の御朱印を賜ふ、開山碧岑東全文十六年十一月十七日寂す、開基は當村の名主新五兵衛が先祖、上原勘解由左衛門にて、此人は天文十七年十一月卒す、法諡を朝光寺法山道念と云、又勘解由左衛門が妻の法名を土峯院盛山淨榮と云、天文七年六月十六日卒す、此法諡によつて當寺の院號をつけしにや、元は今の門前にありしを享保の頃こゝに 寺寶 鎗一筋 上原勘解由左衛門持しよし、移せりと云、 白山祠 客殿に向て左の方に 第六天 總體鑄を生じて鐵色 をみるべからず、 客殿の後丘上にあり、五輪の塔なり、文字は磨滅して讀べからず、傍に松の大樹あり、此邊に古碑十五基あれど、石理碎けて何れも全きものあらざれば讀がたけれど、たゞ其内延徳四天 應永二十九年など書し碑あり、
東福寺 境内御朱印地、村の南方にあり、新義眞言宗、郡内王禪寺村王禪寺末、初刻山永壽院と號す、慶安二年八月二十四日、寺領九石五斗の御朱印を賜へり、其文に觀音堂領先規御寄附に任の由を載られたれば、境内觀音堂は古き世より

ありしものにして、當寺は彼の堂の別當寺なりしならん、開基詳ならず、客殿八間に七間半西向なり、元の堂は門前にありしが、いつの頃にや今の所へ引うつせり、本尊 觀音大日坐像長一尺五寸許なるを安す、其作を傳へず、
堂 客殿に向て左の方にあり、堂は三間に三間半南向なり、此十一面觀音は立像にて長一尺四寸ばかりなるを安す、
地藏堂 年貢地、六畝二十歩、村の北にあり、堂は四間半四方地蔵堂南向ふ、本尊木の立像長三尺六寸ばかり、弘法大師の作と云、東福寺の持、

富士塚 村の東にあり、除地二十歩ばかり、小高き塚なり、淺間を祭りしにより、此名ありといへり、東福寺の持、
舊家者百姓新五兵衛 村の名主をつとむ、先祖は小田原北條家仕へし上原勘解由左衛門なりとぞされど家系も傳へざれば其歴代も詳に知られず、北條の「家人役帳」にも小机市郷四十八貫五百文戸部大鏡寺分、六十七貫七百八十文上原出羽守とあり、又云、太田信濃入道御味方に參候時、無二當方へ申上候、因茲美濃守御敵申時、岩付を引切馳參候、其時市郷被下、諸不入之御判形頂戴とあり、よりに按するに、出羽守はもと菅領家の侍にして、太田信濃守資時が手に屬し、岩付の最寄などに住せしにや、然るに資時世を早くせしにより、弟美濃守資正家をつぎて後、北條氏へ敵對の色を立しとき、出羽守等も資正へ與すべかりしを、引たがへて北條へ從ひしと見ゆ、役帳にいへる諸不入の判形といへるもの、及び市郷を賜はりし
太左就申合候、其方別而當方御荷擔候事、誠祝着候、

仍御本領之由候間、都筑郡之内市郷雖小地候進候、猶小菅可申候、恐々謹言、

天文十六丁未八月七日 氏康花押

上原出羽守殿

武州戸部郷陣夫之事、先當年中夫錢ニ被仰付候、如御定八貫文相澄郷中へ罷歸可致作毛者也、仍如件、

北條家虎印あり天文十二年なり
癸卯二月三日

戸部郷百姓中

同 代官

市郷公事之事

一 城米之事

一 押立之事

一 棟別并段錢之事

以上

右三ヶ條赦免申候、但件夫大普請之儀者、可被申付候、其外之事者可爲守護不入者也、仍如件、

天文十六丁未八月廿八日 氏康花押

上原出羽守殿

按に、右の文書は前に載たる役帳に、守護不入の判形を賜はると云もの、これなるべし、

當方ニ就可有住所、武州之内戸部之郷七十貫文之地進之候、可有御知行候、恐々謹言、

天文十七戊申五月七日 氏康花押

上原出羽守殿

戸部郷未年之年貢之内、中村平四郎給廿貫文、此内兩度ニ拾五貫文請取、殘而五貫文未進、早々被申付可被相渡候、住郷中皆納ニ付候者、急度可被申越者也、仍如件、

北條家虎印あり天文十七年なり
戊申八月十日

上原出羽守殿

今度自岩付被出候人數、本地之事者不及申、新所之儀迄も出置、涯分可引立候間、何も彌相知らせ儀可被抽忠節之由、何へも可被申届候、恐々謹言、

正月廿一日

遠山殿

氏康花押

左京亮殿、遂日入魂候段曾承候、特其方馳走候由、猶亦御かせ儀可爲本望候、恐々謹言、

三月七日

氏康花押

上原出羽守殿

今夜尺木きわかたむへき衆

伊丹

河村

上原

其外鐵炮衆

右遠山衆之内、百召れ尺木きわ堅固ニ可相固者也、仍如件、

卯月十三日

氏直花押

伊丹殿

河村殿

上原殿

七本 廻七八寸竹
右舟橋之用所ニ候、市郷ニ竹有之由候間、所望候、

長さ次第申付、其郷之傳馬を以來月三日江城届、遠山代ニ可相渡候、仍如件、

北條家虎印あり後同天正十四年なり
丙戌十一月廿三日 江雪奉之

上原殿

船橋之用候、市郷ニ有之竹五十本御所望候、可致進上候、廻六寸七寸之竹長有次第切之、來廿二日其郷傳馬を以江城指越、遠山代吉原ニ可相渡者也、仍如件、

天正十四年なり
戌三月十八日

山角彌三奉之

上原殿

船橋之用ニ候、市郷ニ有之竹卅本御所望候、廻六七寸長有次第可致進上候、其郷以傳馬來十八日江城へ指越、遠山代吉原ニ可渡之者也、仍如件、

戌九月十一日

山角刑部左衛門奉之

上原殿

七本 廻七八寸竹
右船橋之用候、市郷ニ竹有之由候間所望候、長有次

第申付其郷之傳馬を以□□□江城へ届、遠山代ニ可相渡候、仍如件、

天正十七年なり
己丑二月八日

山角紀伊守奉之

上原殿

此度歩足輕拾人相嗜可走廻由申上候、御本意之上御扶助可被成旨被仰出者也、仍如件、

天正十八年なり
庚寅二月廿五日

山角紀伊守奉之

上原甚二郎殿

於江城別而以懇切難忘却候、就中上人度々御入來、御風呂被下之、御取成難謝候由被申候、此段以書狀雖□□度候、御陣中御取紛令推察候間、無其儀候、自盡甚□可然様以短札可申之段、被申付候、仍抹茶□合被進之候、□□いたみ殿抹茶被進之候、是は御名字之正字なと覺不存知候間、以書狀も不申入候、乍恐此段御會談之時頼入存候、委細□口上可有之候間、不能□賢
上啓神奈河近邊ニ御領中御座候由承存候、神奈河與

藤澤へ被罷立候砌、傳馬少々借預候者、可爲歸事候由上人被申候、

九月六日

定京 孫阿
上原勘解由左衛門尉殿

御陣所

○小山村 小山村は、郡の中央にあり、古は小机領師岡庄なりといへど、今郷庄領の唱へを失へり、江戸日本橋へは行程八里、當村天正十九年十月の水帳によるに、武州都筑郡小机筋八朔の内とあれば、此村はもと八朔村の分郷なりしも知べからず、水帳のおくに牛田市平・山河甚内・山本九兵衛・井出平藏等の名を記せり、御入國の後文祿の頃荒川長兵衛重世に賜はり、今も其子孫主計の知るところなり、享保八年荒川八郎次へ分地せしが、其子八三郎に至り事ありて明和五年廢家となり、此分御料所にして、今は小野田三郎右衛門信利預り奉りぬ、村の廣狹東西へは僅に一丁半、南北は七八丁に過ず、坤の方より良へは凡二十丁、東の方は北八朔村に隣り、南は臺・久保・榎下の三村に堺ひ、西も榎下・十日市場の二村に接して、北の方は西八朔村につゞけり、家數二十八軒、田畑等分にて土性は黒土なり、檢地は寶永八年地頭荒川忠左

衛門なり、秣場村の東にて青砥村と入會にて刈とれり、すべて三段許、林は恩田川の際にあり、すべて二段九畝八歩、地頭林なり、この所の字を大橋山と云ふ、高札場村の中央

小名 下河内ヶ所も同じ邊にあり、琵琶首 そり町

高島村の乾の方にあり、此邊水地にして、柳田これも同

り、池ノ下 北の方なり、もと此邊に池あり、鳥居戸

同じ邊なり、いにしへ西八朔村杉山 久保田 西の方に

社の一の鳥居此處にありしといふ、

半繩田 村の南恩田川を隔て、榎下村・久保村等の接地にありて考るに、慶長九年榎下村分郷の數に、當村を入ること

恩田川 西八朔村より入、村内西南の間を流て青砥村に達す、

田村にて堰入、當村

念佛橋 恩田川に架す、土

山王社 除地、六畝、村の乾の方にあり、上屋一間半に一間半

寺持、以下四社も

第六天社 除地、四畝二十五歩、字大橋山の内にあり、もとは神明宮の處にありしといふ、

第六天社 除地、六歩、村の南

稻荷社 二一は村の西にて上屋六尺に七尺長向なり、除地二十

一畝六歩、

神明社 村の東にあり、元は第六天の社地なりしに、近來此社

ぞ、

觀護院 除地、四段四畝六歩、村の南荒川主計の采地にあり、

と號す、客殿九間に六間南向なり、本尊聖觀音木の坐像、長

二尺許、春日の作なり、開山詳ならず、僧印融を以て姑く開

山とせり、印融は久保村の産にて、同村壽城寺の住職となり

他山へも移轉して後亦當寺に來り、永正十六年八月十六日遷

化す、此寺も古へは八十石の御朱印を賜りしよし、しほは回

祿に逢て舊記等烏有せしかば、後願べき便りもなく、往事を

知事を得ずと云、このわたりより富士山を眺望あるにより、

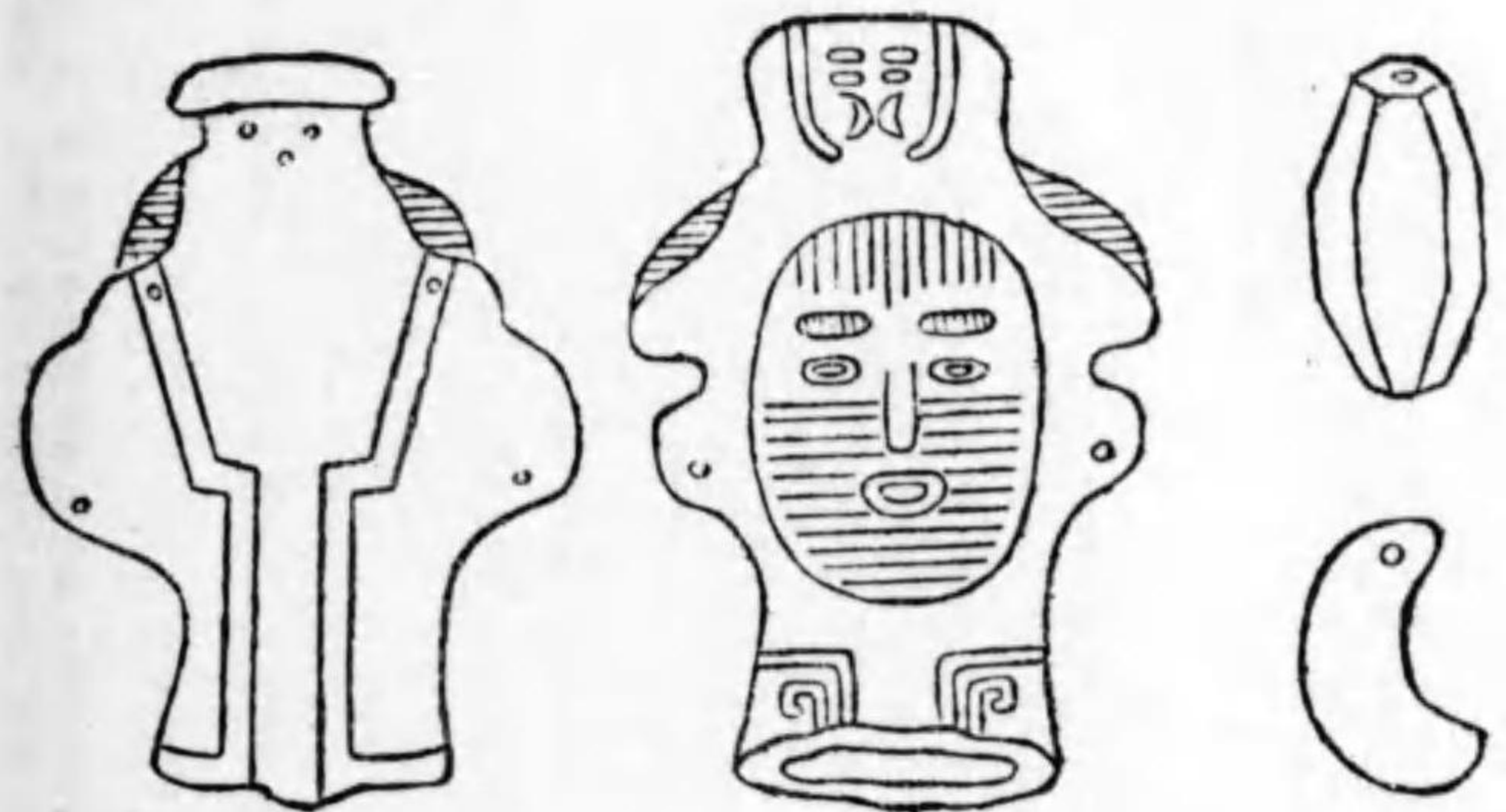
土人は富士見寺などと呼べり、又寺前の水田に其形のうつれ

ば、其田を富士見田

保壽院 除地、一町三段十五歩、此外山林水田九段十七歩、村

末寺、當寺は昔荒川長兵衛重世東照宮に仕へ奉りて、當村を

采邑に賜り、文祿年中重世母の追福の爲に、爰に此山を開て



龍澤山と號す、客殿七間半に六間西向なり、本尊釋迦木の坐像長一尺許、開山英願齋哲慶長二年七月二日寂す、

鐘樓一間半四方、寶曆三年の銘文あり、

光明院 村の東にあり、わづかの庵室なり、或は地藏堂とも云ふ、木像の地藏を安す、長二尺許、天正の水帳に百五十坪光明院とあるをみれば、其頃ははやありしこと知べし、

舊蹟陣屋蹟 村の西北の隅にあり、恩田川の涯にて、荒川主計の宅跡なりと云、今は二段一畝十四歩程の餘地なり、

○成合村 成合村は、郡の中央より少く北の方によれり、郷庄の唱は失へり、江戸日本橋への行程は九里にあまれり、村の廣さは東の方より西の方へわづかに五町、南北の徑りも六町にすぎず、四隣は、東の方上谷本村に接し、南より西へかゝりては恩田村にさかひ、北は鴨志田村につゞけり、民家すべて十六軒にて所々に散在す、村内山林高低あり、水陸の田等分にして土性は白眞土或は砂交れり、當所はむかし北條氏分國の頃は、かの家人長谷川彌五郎といひし人、十二貫八十四文の地を此所にて領せし由、其家の役帳に見えたり、其餘は詳ならず、御入國の後正保の頃は、淺岡八太夫某・寛三郎左衛門正重が知所にして、その賜はりし年代を傳へず、子孫今淺岡靱負某



・寛三郎左衛門正教等の采邑なり、檢地は寶永四年地頭寛が方にて糺せしよし、その餘の事は詳にせず、

高札場 南の方にあり、

小名 尾崎 東北の方 天窪 巽の方村界 北ノ脇 村の中央にあり、

小川 南の方恩田村より流れ來れり、村内を流るること六丁許にして北の方鴨志田村に達す、川幅六尺許、

岩窟 村の東の方山の半腹にあり、口の廣さは一間四方ばかり、或時此ほとりの山崩れし頃より、此穴顯れしと云、村民其窟の内へ入りてみれば、八九疊ばかりなる所に、丸き石を鋪てあり、そのところより出し物として、古き陶器三つを得たり、今も村民吉藏忠八平七等が家にもてり、古への曲玉を入し壺の類にてもあるにや、此外水品の如く、形は六角にすりたて、うち穴あきたるもあり、或は蔵手の如くにして、穴明たるもあり、其數十五顆程ありしを、近き頃兒輩の玩弄に與へなきし故、いつとなく失へり、是古への曲玉なるべし、又村民久次が家に持傳ふる人の面のさましたる陶器一つあり、これらの類はいかなる物にや、今よりは知れがたし、これも村内土中よりほり出し物なれば、いづれ葬具に用ひし物ならんか、其圖

右の如し、

淺間社 見捨地、二段許、村の東山上にあり、社は二間に一間、二尺西南に向ふ、山の麓に鳥居を立、村民の持たり、

子神社 見捨地、二段許、村の鎮守なり、淺間の社より谷を隔て、西にあり、社は一丈に一丈五尺東に向ふ、社前に鳥居を立、これも 末社八幡社 本社に向て左の方にあり、此村民の持なり、

にありしを、やゝもすれば祟のありし故、近き頃此所に移せしと云、

○寺家村 寺家村は、郡の中央より北の方によれり、江戸日本橋をさること八里ばかり、村の土地高低あり、土性は眞土にして田畑ともに等分なり、天水を憑める所なればまゝ早損の患あり、其廣さは東より西へは十丁、南北七丁ばかり、東は早野村に界ひ、南は鴨志田村に接し、西は奈良村にて西のはしより北へかゝりては、多磨郡三輪村及本郡の麻生村にも少くつゞけり、此村も古き領主は傳へず、正保の頃は御代官伊奈半十郎忠治が支配所と、寛三郎左衛門正重が采邑にて、今御料の方は、小野田三郎右衛門信利支配し、私領の方は寛喜太郎・寛半兵衛が二給に分れり、此村の農人源右衛門が所藏せる天正九年の文書に、當村の名見えたり、檢地は元祿八年安藤對馬守重治御料を檢地し、同十年私領を時の地頭より糺せり、高札場村の中央より少く、高札場北の方によれり、

小名 山田谷 村の西の方 彌二郎谷 西南の方 熊野谷 山谷と彌二郎谷との間にあり、熊野權現のほとりなるゆへ此名ありと云、

鶴見川 北の方多磨郡三輪村より入、麻生村の界を流て鴨志田村に達す、村内をふるること十町あまり、川幅も七八

許、

橋 鶴見川に渡す、早野村への通路なり、長さ七間、幅五尺ばかり、自普請所なり、

溜井四ヶ所 一は小名熊野谷にありて一段許、此外三ヶ所は小名山田谷にあり、段別をつまびらかにせず、

熊野社 宇熊野谷にあり、石階二十間許を登りて社を立、一間に二間巽に向ふ、例祭九月二十二日、東圓寺の持て則彼寺領の内なり、

末社 稻荷社 本社に向て

稻荷社 東圓寺領内にあり、下の

山王社 東圓寺領内にあり、下の

神明社 東圓寺領内にあり、下の

東圓寺 境内御朱印地の内、村の中央にあり、新義真言宗、郡中王禪寺村王禪寺の門徒にて、臨水山桂月院と號す、

開山開基ともに詳ならず、天正年中の中興のよし傳ふれば、これよりさきの開基なるべし、客殿七間に五間東向なり、

本尊藥師坐像にて長一尺二寸ばかり、寺領十二石餘の御朱印を、大猷院殿の御代に賜はれり、 青龍權現社 境内に

舊家百姓源右衛門 氏を大曾根といふ、今寛半兵衛が采地の

小田原北條の家人にて、かの家没落の後、當村に移れり、中頃氏を金子と改む、今又元に復して大曾根と云、北條氏直よ

り與へし文書二通を藏せしかど、先年故あつて伊達遠江守家人成田五郎七と云ものへ預けて、其寫のみを持傳へたり、證とすべき記録なれば左にのす、

壹貫六百六十文 鴨志田寺家分段錢

但し本増一倍掛從當年可致進納辻

此外壹貫六百六十文年來大曾根被下候

右先年無檢地郷村、就御代替當年雖可被致候、其以來被打置於今事六ヶ敷間、以段錢増分被仰付候、米穀計運送之苦身可存者、員數相當次第黄金永樂絹布之類麻漆等有合候物ヲ以可納之、然者十月晦日必可致皆濟所、可捧一札旨被遺候者也、仍而如件、

辛巳八月十七日

鴨志田寺家分代官 百姓中

貳拾七貫二百文 寺家鴨志田

此着到

- 一本 鎗二間之中柄箔可推持手具足皮笠、
- 一本 指物四方寸方、笠六尺五寸、横四尺二寸、具足皮笠
- 一騎 自分甲面臍立物寸方五尺七分、上江成共横江

成共、後江成共隨意、必竟左右江之長可爲此分、具足手益馬鎧金紋隨意、一人步者具足皮笠手益指物 以上四人

右以前之着到被改被遺候、自今以後嚴密可務之候、仍如件、

天正九辛巳七月廿八日

大曾根飛騨守江

○鴨志田村 鴨志田村は、郡の中央より少く北によれり、江戸日本橋へは行程九里にあまり、民家三十八軒、當村開墾の年代は傳へざれど、正保の頃御料の方は伊奈半十郎忠治支配して、今は小野田三郎右衛門信利預り奉れり、私領は杉浦與十郎・大久保平左衛門忠顯の二給にて、大久保氏に賜りしは寛永十一年正月六日なり、今も子孫大久保平右衛門忠居・杉浦長門守知行せり、檢地は元祿八年安藤對馬守重治なり、すべて山林高低の地にして、土性は赤土眞土交れり、村の廣狭は東西へ十一町餘、南北も四五丁に過ず、東の方鐵村に隣り、西は奈良村にて、南は成合・恩田の二村に接し、北は寺家村に及びて田畑とも等分なり、

高札場 村の南の方

小名 念佛堂村の西北の 金久保同じ邊に 松山谷 本

郷西によりてあり、臺北の方を

鶴見川

北の方寺家村より入、村内を流る、こと五六丁ばかりにして、東の方鐵村に達す、川幅六七間ばかり、

甲明神社

見捨地、一段五歩、字臺にあり、平地にして畑つゝ、

を立、神體は其形石劍に似て、

長さ一尺八寸許の石なり、

神明社 見捨地、二畝許、北の方少許の山上にあり、小祠前

稲荷社 見捨地、四坪許、東の方の耕地にて

御嶽社 見捨地、一坪半許、稻荷社の向

山王祠 僅なる見捨地なり、

南慶院

除地、三段、村の南の方にあり、北斗山と稱す、禪宗

の内僧大川を以て勸請して開山とす、大川は延應元年三月二

日寂すと云傳ふ、寺はさして古き起立にはあらず、地頭杉浦

中興開基すと云、これも其年代は記さず、客殿五間に 薬師

七間南向なり、本尊聖觀音木の坐像長三尺ばかり、

堂客殿に向て左の方にあり、二間四方の堂なり、薬師は木の

坐像長八九寸ばかり、境内の墓所に斷碑三基あり、文字漫

り、御入國の後天正十九年岡野平兵衛房恒に賜はりてよ

りこのかた、今その子孫内藏助に至るまで、世々知行せ

り、檢地はいつの頃たゞしありしにや、記録を失ひ、か

つかたりも傳へずと云、

高札場 道の北側龍昌寺

小名 中村道の南裏なり、福 岡部谷 中村の南の方をい

の住しける故に 臺川井村と相州とに接 御前田 中央な

この名あり、 岡野某陣屋のありし所なりとい、 宿名なり、 東光寺 南

ふ、以上の地を上長津田と呼り、

の隅隣村成瀬村へまたがりし小名なり、今寺院の舊蹟もな

けれども、此名によればむかし東光寺と云寺ありしなるべ

し、

境川 村の東北を流る、北の方成瀬村の方より流れ来り、村の

境を繞りて川井村に入る、これ二俣川の水上なり、川幅

八間ばかり、

大橋 境川に架す、これ大山路の内なり、長

さ八間餘、地頭所より作る所なり、

用水 村内の谷々より出る清水なり、道の南を流

れ水田にそゞぎ、其餘水は境川に流る、

水車 道の南の方に大橋の方

へよりてあり、百姓持、

大石權現社 除地詳ならず、高札場の邊の丘上にあり、此社あ

減して見

○長津田村 長津田村は、郡の西南の隅にあり、江戸日
本橋より行程九里、郷庄の唱を失へり、領名も又傳へず、
此邊わきて邊鄙の地なれば、近き頃まで夫役を勤ること
もせざりしに、大山路の驛亭となりてより、人馬の役足
らざりければ、願上近村へ助郷の役を命ぜられたり、此驛
へ人馬を出す、所々當村を合て八ヶ村を長津田かすみ某
の村と呼、當村はその本郷なり、かすみと云こと方言なり
や、俗に組合と云に同きとぞ、今修験者など組合のこと
をかすみと云と、同意なるべし、家數百六十軒、多くは
道の左右に軒をつらね、其餘所々散住するものも少な
らず、北より東はすべて恩田村に隣りて、川流を界とす、
南は川井村にて、西は相州鎌倉瀬谷村を初として、北の
方へは當國多磨郡鶴間・小川・成瀬等の三村に接し、東西
一里八町、南北二十町ばかり、村内すべて山丘重疊して
たゞ東より西の方へ大山路かゝりたる所わづかに平かな
り、陸田は所々の谷間にあり、水田は東の方川流の邊に
少くあるのみ、土性はすべて野土なり、當村古のことは
定かならず、北條家分國の頃古河公方の料所なりしと見
えて、「所領役帳」に三十一貫二百六十文葛西様としるせ

臣を祭れるなりと云、神體は石にてその大さ人の容に同じ、
相傳ふ昔は相州の境にありて兩國の百姓あらそひをこりし
が、その後當村のものに定りしにより、此地へ祭りしと云、
朝臣東國へ下向し、死して石に化したりと云、尤無稽の説な
ること論をまたす、されど當所に祭ること舊きこと、見え
て、石階の上の左右に古木四株ならびたてたるさまなり、すべ
て社地の生ひしげりたるをすれば、古代よりの地なること誣
ゆべからず、本社の上に覆屋あり、三間に四間、例祭は年々
六月二十四日、
不動院の持、

王子權現社 除地詳ならず、小名中村にあり、當社あるを以
てこの邊を宮ノ前と云、年代はしれざれど、も
との地頭岡野平兵衛房恒が勸請する所なりと云、されば御入
國後遠からぬ頃のことなるべし、本社九尺四方ばかり宮作に
して、欄干を設け、扉には丸に酸醬草の紋を彫る、是岡野家
の紋なればなり、覆屋は三間四方にして前に鳥居を立、其ま
へに石階あり、
末社稻荷社 本社に向て左に立、傍
福泉寺持、

神明社 大石權現社の後にあり、この祠あるを以て、此所の字
しを、いつとなく土人湯仰して、一間ばかりの祠とせりと
ぞ、故に除地と云ものもなしと云り、これも福泉寺の持、
大林寺 境内四千六十坪、小名御前田にあり、禪宗曹洞派、相
州愛甲郡三田村清源院の末にて、慈雲山と號す、開山
は清源院五世の僧麟哲なり、當寺の開闢せし年代はたしかに
傳へずといへども、この僧は慶長十三年七月二十二日示寂す
と云ときは推して、開立の來由を尋ねるに、此村の地
頭岡野平兵衛房恒、天正十八年北條家に屬し、岩槻の城に籠

りしが、没落の後隣村恩田村に盤居せしを召出されて、御家人に列しけり、その時采邑として當所を賜はり、この地へ陣屋をかまへたり、その後老父岡越中入道江雪が、菩提の爲に當寺を起立せしと云、按に系圖に江雪入道は、慶長中伏見にて没せしと云ときは、天正文祿の頃、江雪が此寺を開基せしも知べからず、本堂十間に八間半、本尊釋迦を安置す、當寺の寺領十五石餘は慶安二年八月二十四日、大猷院殿より御朱印を賜ひし所にして、今も寺領はかはらず、鐘樓堂に向て右にあり、鐘は寛政年中開山二百年、閻魔堂本の正面にあり、二間半に三間ほど樓門の狀につくれり、昔はこの所に山門ありしに、五六十年前回廊にあひて後、再造にちから無して、もとより門の西にありし十王堂を、鎮守社と云へ再興し、僅に山門のかたちを存せしと云、南の隅に稻荷辨天等の小社あり、是らの祠今はなし、東衆寮 本堂に向ひて左にあり、江湖を行 總門あり、この門の内外に少く

福泉寺 境内御朱印地の内、字中村にあり、古義眞言宗、恩田村も地頭岡野房恒が開基にして、兼て鎮守の別當寺とせり、開山は僧榮存と云、遷化の年代をしらず、もとわづかなる寺院なりしが、慶安二年大林寺と同く、寺領四石五斗の御朱印を賜ひしよりこのかた、今の如き寺院となれりとぞ、本堂六間に七間、本尊 山王社 本堂の向ひにあり、不動を安す、

隨流院 境内、三石五斗、地頭免除、街道の北側にあり、大林寺の末寺なり、陽向山と號す、開山僧顯堂長發年代は詳ならず、されども現在まで十六世なりと云、本堂七間に五間、本尊釋迦を安置す、觀音堂て左のおきたり、本尊は地頭より寄附せしと云、龍盛寺 境内四斗三升、免除大石權現の東に隣れり、これも大龍盛寺の末寺なり、平僧地なれば山號もなし、堂は三間に四間ばかり、本尊 不動院 街道の北側村の東によりてあり、古義眞言宗、大石山不動を安せり、開山の年代を詳にせず、本堂六間に七間、本尊所なり、本堂に向ひ左の高き處に山王の小社あり、耕雲庵 岡部谷にあり、大

大場村 大場村は、郡の中央より北にあり、庄領の唱は傳へずといへども、古より小机郷の内と記せり、村名の起りは、昔鎌倉將軍の頃、大場三郎こゝに住せしにより、村名起るといへど、たゞ土人の傳へてまことは知べからず、江戸日本橋へは行程七里、村の四境、東西の方市ケ尾村に隣り、西は下鐵・黒須田の兩村に界ひ、北は石川村につゞけり、凡東西へは二十町、南北二十三町に過す、又北の方によりて僅の飛地あり、民家はすべて三十一軒、中央に散住す、水田多くして陸田少なし、土性

は眞土野土交れり、村の西に三段許の溜井あれども、水利悪ければ常に水たゞへず、やゞもすればひがたとなれり、御林二ヶ所、坤の方によりてあり、九町二段七畝十歩、村の檢地は元祿四年とのみ云傳へて、其人の姓名を知らず、當村御料は僅にして、小野田三郎右衛門信利支配し、私領の方は昔寛三郎左衛門正重に賜り、今其子孫三郎左衛門正教にいたれり、高札場村の中央より少し南によりてあり、

小名 九郎次山 東の方をいふ、其 堂下これも東の方にあり、由來を傳へず、觀音、此所にありし、寺下南の方なり、元藥王寺此邊にあゆへ名とせりと云、寺下南の方なり、元藥王寺此邊にあゆへ名とせりと云、其後今の所へ移せしと云へ、をつこし谷 引田二ヶ所とも、明喜谷 山伏 衛門谷 いづれも北の方、大名藪のなだれに穴三ヶ所あり、一は口のわたり三尺ばかりにて、深き二間程なり、一ヶ所は一間四方許にて、口の徑り同く三尺ほど、又一ヶ所も僅に形のみ残り、

諏訪社 見捨地、三畝、村の長の方にあり、石階六十級を登りて覆屋二間に二間半、内に小祠を置、南向なり、村の鎮守にして、例祭は年々九月十日神樂を修す、藥王寺持

稻荷社 見捨地、二畝、村の巽の方にあり、上屋一間半に二間、内に小祠を置、巽向なり、木の鳥居を立、是も藥王寺の

藥王寺 境内御朱印地内、東の方丘上にあり、新義眞言宗、王禪寺村王禪寺の末、弘仁山衆芳院と號す、客殿七間半に四間半巽向なり、開山は詳ならず、中興開山は後發貞享元年十一月五日寂す、本尊坐像一尺二寸なるを安す、觀音堂 客殿の左の方にあり、小机三十三所の一なり、堂は三間半に三間巽向なり、正觀音坐像二尺ばかりなるを安せり、僧惠心の作と云傳ふ、阿彌陀堂 年貢地、三畝、村の北の方にあり、堂は四間に三間、坤の向なり、阿彌陀佛は立像二尺八寸許なり、元祿の頃建立せ

岡上村 岡上村は、本郡の西にありて、東西北の三方共に多磨郡に接せり、古への事は傳へされど、正保の頃は多磨郡に屬し、元祿に至ても猶多磨郡に屬せしと云、されど村内の東光院慶安年中の御朱印には、都筑郡の内とあれば、兩郡接地なるゆへに未だ本郡に入らざる前に、たまゝかく唱へしこともありしなるべし、土人の傳へは多磨郡にも屬すといへば、慶安中は多磨に屬せしやもしるべからず、或は本郡にも隨ひ、近き頃は又當郡に附せしと云、村名の起りは詳にせずといへども、岡上氏の住

せし所などにや、岡上系圖に、岡上豊前・藤原景行、武藏國に生る、北條左京大夫氏政に仕へ、其子甚右衛門景親、天正十八年御打入の後、大久保石見守長安に屬し、御代官をつとむとあり、多磨郡子安村に、岡上次郎兵衛が屋敷などもあり、天正の頃此邊には、十八代官とて大久保石見守を始としておかれしとぞ、岡上甚右衛門も其一なり、又【小田原北條役帳】には、三十七貫二百八十二文小机奈良岡上大普請之時、半役可致之福島四郎右衛門とあり、且村内里正三郎兵衛が家に、天正十九年水帳の寫を藏せり、舊き村なること知べし、村の廣さは東西へ十一町、南北十四丁にあまれり、東の方は多磨郡三輪村に接し、西も同郡金井村にて、北も同郡熊ヶ谷村に續き、南の方のみ本郡奈良村に及び、此村も山林高低ありて土性は黒土なり、陸田多して水田少しく、用水は谷々より出る清水を引用ゆ、民家五十軒は處々に散住せり、秣場は村の南僅なる處にして、奈良村と入會へり、今地頭は大久保彌九郎なり、

高札場村の中央

小名 自性寺谷村の西にあり、自性寺は天正十九年の水帳れど、いかなる故にて、いつの頃廢せしといふことを傳へず、せいの堂同じ邊にあり、

の水帳に見えられたれば、舊き名な 關村北の方にあり、振あるべけれど、文字は詳ならず、
云、川井田西の方鶴見川 阿部ノ原南の方にあり、多と云あり、其邊を三輪の臺と唱ふ、いかなる人のまもりし城なることを傳へず、たゞ此城に居住せし人の家老を、阿部某といひしが、其人こゝに住せし處なればかく唱ふとぞ、
鶴見川 西北の方多磨郡熊ヶ谷・金井の兩村境より來り、村内北の方を流るゝこと十三丁餘にて、東の方多磨郡三輪村に達す、川幅七間許、
劍明神社 除地、三段程、西の方田畑の間小高き所にあり、前向なり、もと劍を神體とせしにや、今は神體なし、本地不動を置たるは、近き頃村民宮野某納めしよし、村の鎮守にて、例祭九月二十八日なり、
諏訪社 除地、二段許、村の南にあり、僅なる祠を北向に立、例祭七月二十七日、これも同寺の持、
東光院 境内御朱印地、村の北にあり、新義眞言宗、京都三寶院の末、岡上山寶積寺と號す、本堂十一間に七間東向、本堂不動立像長三尺許なるを安置す、開山開基を詳にせずと云へど、天正の頃まで十一代に及ぶといひ、又天正十九年の水帳にも載たれば、いづれ古き寺なること知べ、
鐘樓門 鐘樓門を入て右の方にあり、近き頃鐘門堂の正面にあり、鐘樓門を鐘なるに似たれど、其鐘し年月五間に二間半、

をしる 天神社堂の右に 抱齋神社これも同じ

○川井村 川井村は、郡の南にあり、古へは御厨屋の庄とも、榛ヶ谷の庄なども唱へしよし、されど舊くは御厨屋を三栗谷とも唱へしにや、既に文祿二年の水帳にも、小机の内三栗谷庄としりせり、村名の起りを詳にせず、土人の傳へは多磨郡川井村の者來りて開發せしにより、此名ありと云、正保の頃のものには、川井村とのみ記して、上下を分たざりしに、寛永年中の御朱印に、上河井村とあれば、この頃上下を分ちしものにや、元祿年中郷村の帳には、はや今の如く三村に分ちしりせり、されども一村の地なれば、その境ひ犬牙してきたかに辨しかたけれど、大抵上川井村は西北にあり、川井村は東の方によりて下川井村の地は南の方に交れり、江戸日本橋へは行程十里に餘れり、家數百三十五軒、四隣、東の方は白根・今宿の二村に接し、西は相州鎌倉郡瀬谷村に交はり、南は二俣川村にて、北は長津田村に及び、良の方は久保村につゞけり、東西へ凡三十五町、南北二十五町に餘り、すべて山林高低ありて土性は黒土砂交れり、田少くして畑多し、當村元の領主は傳へず、その後の地頭も入あひの地なれば尤辨しがたし、しばらく三村をあはせていへば、御入國の後伊奈半十郎忠治、御代官所の外、

元和元年駒井右京亮親直が采地に賜はり、其餘はいつの頃にも、鈴木作兵衛・倉林五郎右衛門等に給へり、今御料の方は小野田三郎右衛門預り奉り、私領の方は駒井右京・倉林五郎右衛門知る所にて、鈴木作兵衛が采邑はいつ頃か收公せらる。檢地は元祿六年伊奈半左衛門奉りて糺せり、村内北の方古海道とて僅に存せるあり、今よりは往來とも見えず、長津田・久保の二村より入、南の方二俣川村へ達す、又相州中原道も白根村より村内を経ること二十六町餘にして、相州鎌倉郡瀬谷村に達す、又一條は八王子往來道とて、東の方今宿村より入、村内を過ること三十五町ばかりにて、西の方長津田村に通す、
高札場村の東に
小名 下宿東より 三ツ屋 山崎屋敷ニヶ所ともに中央、五段田北の方によりて下川 ろうば谷同じ邊り 矢指谷西南の方 せきぐち南の方 かまとり池これも同じ邊りにあり、
相州鎌倉郡河久和村界ひに池ありし故、名付しも知べからず、今池の形はなけれども、文祿の水帳にもせられたれば、舊くよりの名なるべし、
吉祥山 村の中央にあり、その名づくる故を詳にせず、

川 二俣川の一の水元なり、上川井村の内小名大貫谷よりの清水合して一流となり、東の方今宿村へ達す、村内をふるこ幅も二間に餘れり、川

新橋 東の方中原道の邊にあり、長五間、幅七尺五寸、自普請所なり、

八幡社 除地、七畝二十四歩、村の東の方にあり、社は二間に二間半坤に向ふ、前に鳥居を立、神體は弓箭をとりし形にて、彩色を加たる像なり、長八寸ばかり、例祭年々九月にして其日を定めず、上川井村長源寺の持、

○上川井村 上川井村は、前村及下川井村・坂倉新田と三所入會にして、接界も分ちがたし、上下に分れし年代は、略前村に辨せし如く、寛永の頃村高の内、上川井二百七十三石餘、庄定之丞が先祖へ賜はりし御朱印あれば、推考すべし、されどそれもいくほどなく收公せられ、正保の頃は鈴木作兵衛の知る所なりしが、これもまた收公せられ御料所となり、今は小野田三郎右衛門信利支配す、檢地は元祿八年安藤對馬守重治たせり、秣場は上下川井村の接地にありてたがひに列れり、

高札場 村の北の方長源寺の前にあり

小名 大竹 東の方 大貫谷 北の方を 日向根 東北の方

東根 南の方を

神明社 除地、二段五畝歩、東の方にあり、社は二間半に三間坤の方に向ふ、前に鳥居を立、例祭は年々九月にて其日を定めず、社は丘上にて松杉繁茂せり、

長源寺持、以下五社も同寺の持なり、

神明社 除地、十四歩、村の良の方にあり、小社にて南に向ふ、

天神社 除地、三畝九歩、北邊によれり、僅な祠を南向に立、前に木の鳥居あり、

第六天社 除地、二十歩、西南の丘上にあり、社は五尺に九尺北向なり、木の鳥居を立、

杉山社 除地、二十四歩、西北の間丘上にあり、社は六尺四方許にして巽に向ふ、木の鳥居をたてり、

圓法寺 除地、五畝、南の方にあり、禪宗曹洞派、相州高座郡中和田村泉龍寺末、南鶴山と號す、開山開基を詳にせず、客殿三間半に四間半長に向ふ、本尊彌陀木の立像、長一尺五寸ばかりなるを安す、

長源寺 除地、七畝九畝九歩、北の方にあり、古義眞言宗、橋樹郡鳥山村三會寺末、川井山觀音院と號す、開山を詳にせず、中興開山實圓元文三年八月九日寂せり、石階數級を登りて客殿あり、四間に五間、南向に五間、本尊十一面觀音、木の立像、長一尺八寸ばかり、鐘樓門を入て右にあり、一間四り、行基菩薩の作なりと云、鐘樓方、鐘銘に明和五年と刻せり、後證に益なれば略す、

八塚 村の南よりあり、僅の塚にして大松一株あり、圓も六七尺ばかり、されど其由来を傳へず、

○下川井村 下川井村も、上下川井・坂倉新田と地境犬牙せり、昔より倉林五郎左衛門の采邑なり、新田の方は

祿八年安藤對馬守重治檢地して、今小野田三郎右衛門信利支配す、

高札場 南の方にあり

小名 瀬戸 東により三嶋社 吹上村の中央 矢場 東北の間

邊を 金ヶ谷 南の方 原字瀬戸より西の方を云り、

大鳥山 村の南にあり、古へ大鳥某といへる郷士の住せし所と云り、

三島社 見捨地、二段許、村の東の方にあり、平地にして松杉數樹繁茂す、社二間四方南向なり、社前に木の鳥居を立、神體は長一尺許、此邊の鎮守にして、例祭は九月十一月の内其日を定めずして祭れり、

福泉寺 除地、二町許、北の方にあり、禪宗曹洞派、長津田村大林寺末、清隆山と號す、開山庭山と云、その年歴を傳へず、されど二世の僧宗隨は永祿年中寂すと云によれば、開關の年代もおしてはかるべし、今顯堂長齋を中興開山とす、寛永九年八月二十六日寂す、客殿十間に六間半、東に向ふ、本尊文珠、此像の腹籠に長一寸八分の文珠を籠置しと云、これは行基の作なるよし、慶安 山門 三間半に二間半、二年寺領十石の御朱印を賜はれり、

置、物門 柱間九 鐘樓 山門に向て左にあり、九尺四方、鐘門・藤原房次とあれど、開山堂 客殿の南にあり、考證に益なれば略す、

新編武藏風土記稿卷之八十八 都筑郡之八

文珠庵 年貢地、二畝、村内南の方にあり、堂は五間四方、巽向なり、本尊彌陀木の立像長二尺、福泉寺の持、

舊跡御殿場 下川井村の内、東の方中原道の傍にあり、むかし東照宮江戸より相州高座郡中原御殿に渡御ありしとき、しばしが程此所におはし、御茶を立られしと云、古松一株あり、御殿松とよぶ、圍み八尺ばかり塔をゆひ廻せり、

倉林屋敷 北寄にあり、一段六畝、文祿の水帳に倉林手作とのせられたれば、當時地頭倉林が先祖の屋敷にて、菜園など開き置しにや、

○坂倉新田 坂倉新田は、上川井村の西北にあり、村の四境は、前にいへる如く川井村に犬牙して、ことよく辨しがたし、皆畑の地なり、民家纒に、當村もと空閑の地なり、貞享四年小高市右衛門といふもの、小高新田開墾の時、同く開發せんとし、既に其功を奏せんとせしかど、費用足らずして金座の屬坂倉利右衛門其財を出し、故に此地を與て購ひけるにより、利右衛門こゝに移て其功を畢、巳が氏を以て村名とし、居こと二三年にして去て、土地には農夫のみを置けり、檢地は元祿八年安藤對馬守重治たせり、開發以來御料所にて、今は御代官小野田三郎右衛門信利假に支配す、

新編武藏風土記稿卷之八十八終

新編武藏風土記稿卷之八十九

多磨郡之一

郡圖

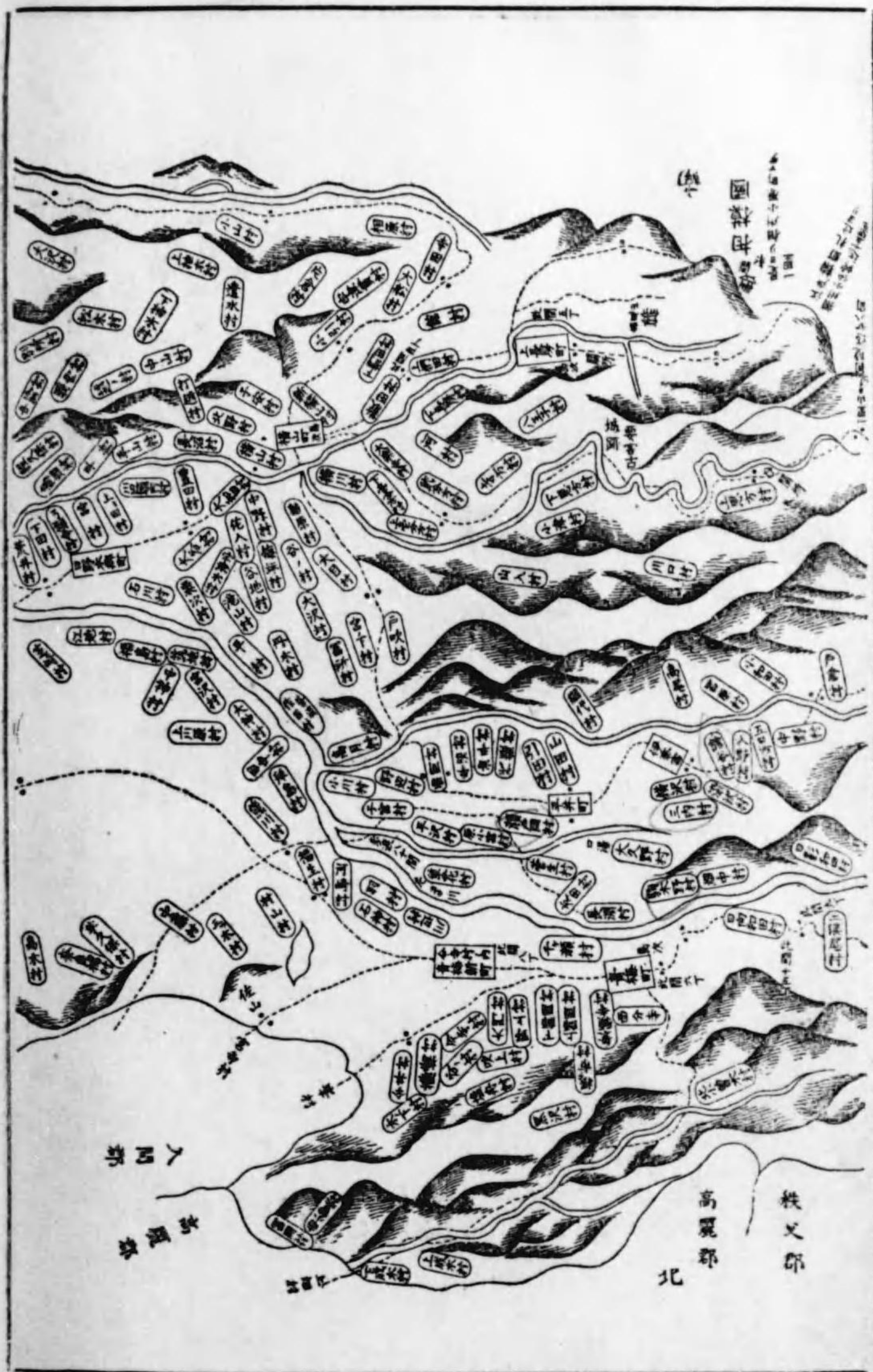
總説

多磨郡は、國の西南に當りて、當國の内にもことに大郡なり、多磨の名は【安閑紀】に多氷屯倉とあり、こと多氷は多磨郡のことなるべしと云説あれど得たりとも思はれず、正しく古書にあらはるゝは【和名類聚鈔】國郡の部に、武藏國府多磨郡にありと、多磨を訓して太婆と註す、今の府中は其遺名なり江戸よりかの地へ六里に及びり、郡名の起る所はさだかに傳へざれど、郡中三田領に大丹波・小丹波の兩村あり、是古へ太婆と唱へしよりと云るなるべければ、是より始ともいへり、一説に多磨川の水源は、甲州都留郡丹婆山村より出て、郡中に流れ入ゆへ、川の名も丹婆川と唱へしより起るともいへど、其

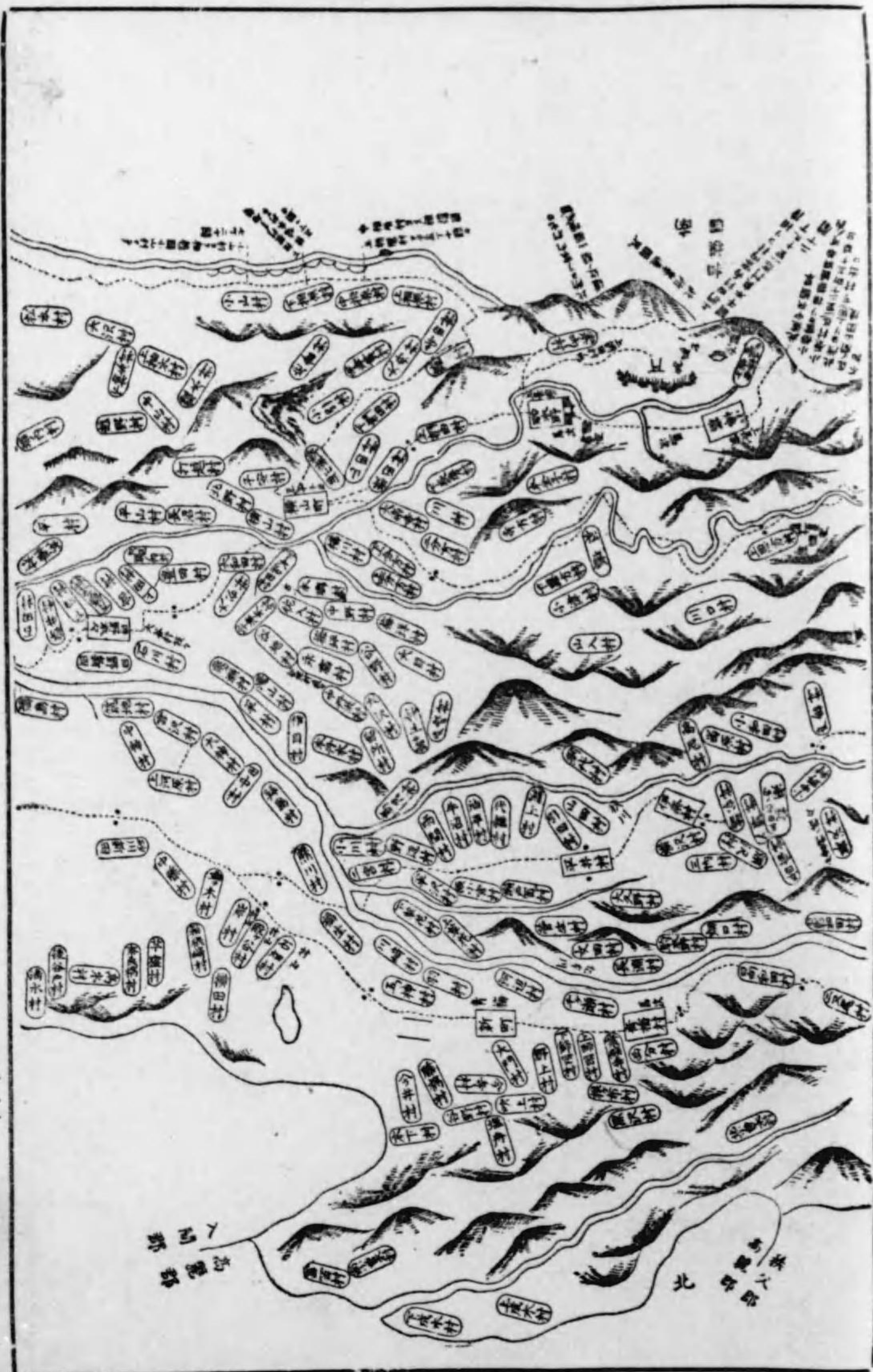
本説さだかならず、後世すべてたまと唱へり、當郡は古へ入間郡へかけ人家もまれにして、たゞ渺茫たる曠原なりしゆへ、公私旅行の者や、もすれば飢寒疾病の患あるによりて、多磨・入間の兩郡の界に悲田所を置れしこと、【續日本後紀】天長十年の條にのす、是郡名の初て古記にあらはれしものなるべし、又【續日本後紀】承和十一年の條に、武藏國多磨郡狛江郷と見ゆれば、郷名のこととはこゝに初てあらはれしなるべし、其邊をばすべて武藏野と唱へしは、【萬葉集】に歌あるをもて思へば、猶ふるくよりあらはれたり、其野をすべていはゞ十郡にわたりしなどいへば廣大のことなり、其内にも當郡にある原野は、他郡よりことに廣きことは論なし、中古に至り【東鑑】に、建仁二年上多磨川の水を通して、小机郷邊の水田を開かれしことをのすれど、是は稻毛領小机領の水田を開墾せられしこと、見ゆ、夫よりあまたの年曆を経て、御打入の後より享保年間に至るまで、武藏野の廣原を開かれ、今に至りて八十餘ヶ村の武藏野新田と唱るもの出来たり、尤他郡にもかゝれど、其大半は郡中に在て今の如く人家所々に散在し、耕作の地あまた出来しも、承應年間多磨川を疏鑿して水道を通ぜられしより、村民交々水利の便宜を得て、つとひ來り村落をなせり、古へ荒野の

正保年中改定圖





元祿年中改定圖





形勢は變じて、阡陌うちまじりし耕畝の地となれり、又いつの頃よりか郡を二つに分ち多東・多西と唱ふるも、入間郡の入東・入西の如く、ふるきよりのこと、は見ゆれど、此唱の起りたる始は傳へず、建武の頃の文書には既に所見あれど、夫よりは遙に古きことなるべし、思ふに入間郡・埼玉郡の東西を分ち唱へしも同時のことならん、治承・壽永の頃には、埼玉郡の名まさしきものに見ゆ、又寶治の頃入西郡と出たれば、多西・多東ともに治承などより上に唱へ初しなるべし、既に葛西郡の名も、【東鑑】に見えたり、又東西を分ちし方位もさだかにしがたし、多くは多磨川を分ちしなどいへり、按僧仙覺が文永六年三月しるせしものに、葛西・葛東は大井川をもて堺とせりなど云ことも見ゆれば、多磨川をもて分ちしと云はさもありなんか、郡の地形は東西へ長大にして、南北は狭く、東は荏原・豊島の兩郡に對し、南は橋樹・都筑の堺に至ては犬牙なせし所もあり、都筑郡と相州鎌倉郡との間を少しく差出て、同國高座郡より津久井縣までは、堺川の流を以て限とす、西の方は又津久井縣より甲州都留郡、北にむかひ秩父郡までは悉く嵯峨た嶺峯を堺とせり、高麗郡に抵ては成木川を限とす、入間に及ては金子領の民戸陸田入合て、狭山の下に至る迄は南の方へ少しくせ

はまりて、又東え狭山の峰を界とし、新座郡の限りまでは柳瀬川を界ひ、新座に及ては土地平坦にして相接し、此四郡を郡界とす、すべて十二郡に係れり、東西の長凡二十二里半、南北の幅は廣き所にては六里に及べり、土性大抵野土にて陸田多く、水田は東南により川に従て平坦の地にあり、其邊は眞土なれど郡中にとりては僅の所なり、又三田領・小宮領・由井領の内にも山に接する地は、砂利眞土と唱る土性なれど、陸田多く水田の地は至て乏し、郡中の地勢東は低く、西の方へ漸々高くして、三田領の奥に至ては、村々の民戸多くは屈曲して登れる山上にやとりをしめたり、高尾小佛の嶺より案下の嶺並に檜原の山々並び聳へ、日原の巖巖、秩父山の峰へ連続して三ツ峰山武甲山まで續き、此武甲山と號するは、もとは武光の庄のたけみつ山と號せしを、いつの頃よりか日本武尊の東征のことを附會して、甲の字に改め、今はこの字をもちひて稱號すといふ、古へ武藏根と云しも爰にて盡せり、扱郡中に驛路の往還二條あり、其一は江戸の方四ツ谷新宿より高井戸へ二里餘、夫より府中を過て八王子驛まで十二里、此所より三里餘を経て小佛の嶺上に至り、又一里餘を歴て相模國津久井縣小原宿に達す、是を甲州街道と云、其一は四ツ谷新宿より一里許にて中

野村に至り、是より田無村へ三里、又北へ折て行岐路あり、此所を小名柳澤と云、そこをへて入間郡野老澤へ三里許、是は秩父・高麗の二郡、或は上野國え行の路なり、扱本道は田無より、小川へ至り、凡十里餘を経て宮根ヶ崎へ出て、四里許にして成木に至る、是を成木街道と唱ふ、又宮根ヶ崎より路を左に取て行事二里餘にて、青梅村を抵る、此所より驛宿なく、多磨川に従ひ山路九里餘を経て、當郡の界甲州郡留郡鴨澤村へ達す、是甲州裏道と唱ふ、又南北するの道一條あり、往古は足柄或矢倉澤街道と號し、京師より奥羽へ往還の故道なり、相模國座間より當郡木曾へ入て、小野路關戸を経て凡四里許にて國府を來る、國府の北えは府中より戀ヶ窪は一里餘を過て原野の道を貫き、清戸邊より豊島郡練馬へ出て岩槻へ達す、奥羽へ行の故道なりと云、又府中より戀ヶ窪南秋津へ出、三里餘にて入間郡に達し、夫より上野へ往來せしともいへり、是は上古當國東山道に屬せし頃の道なりしが、便宜あしかりしに因て、太政官奏して寶龜二年より東海道に屬せしかば、此街道はすたれり、其後鎌倉將軍の頃、専ら越後・信濃・上野等の諸國より、相模國への往還とせし故道の迹なり、關郡の狀は南北の中間を西より東へ多磨川流る、南に堺川並に都筑の岡つらなり、東は

村里陸田平坦の地につき、北は柳瀬川を帶たり、又狭山の峰にかゝりて宮の池あり、北より西へ巡り高麗秩父の峰續き、日原檜原の峻嶽、案下・小佛の嶺、高尾山に至まで峻巖疊同して界をなす、されども郡の境界に至ては、後世沿革せしことにや、【和名鈔】に載る郷名の中勢多といへるは、今の瀬田の地なるべし、此地名は本郡を出て荏原郡に屬し、當郡の界にあり、大岱村は入間の地にして、當郡に飛入、日比田村は本郡の邑にして、入間郡の地にはさまれり、是等は全く後の世のことにて變革せしともいひがたし、扱人物風俗等に至ては、させる別異なしといへども、女も貨布の短衣を身にまとひ、うち混じたるさまは、さながら男女をも別たす、只其鬚鬢の有無を以て知れり、言語應對に至ては尤野鄙なり、是らの風俗は頗る東方の諸郡に異なり、

【和名鈔】所載合郷十

小川 乎加波と訓す、今の小宮領小川村なるべし、又は阿岐留郷ともいへど、古へ小河郷と云しことは、應永十九年に書しものあり、多西郡小河郷二宮社頭大般若勸進當社小河大明神者、當國六所隨一と云云、今も二宮村二宮明神と云へり、應永の頃は小河郷小河大明神と唱へしこと見ゆ、二宮村も小河郷なること知らる、

川口 加波久知と訓す、今小宮領川口村あり、村内圓福寺と云古刹におさめし大般若書寫の奥書に、武州多西郡由井郷川口村とあり、同所元應の鐘の銘に、北河口とも見ゆ、小宮領など唱ることは後のことなり、小楊 乎也木と訓す、今其名ののこれる地をしらず、或云府中領青柳村ならんと、されど正しく是なりとも思はれず、

小野 乎乃と訓す、今府中邊小野郷にて、小野神社と號する古社も鎮りをわせば、小野郷なること知らる、

新田 爾布多と訓す、今上下布田宿あつて、布多天神社の古社あり、布多を布田と書改しは中古以來のことなり、天正十八年四月豊臣家より出し禁制書に、武藏國多東郡補陀郷と記せしは、たまたま誤りしなるべし、小島 乎之萬と訓す、其遺名を知らねど、布田五ヶ宿の邊に小島分と唱る小邑あり、是其遺名なりとも云、按に新田郷を布多といはんには、五ヶ宿の内に又小島郷の遺名ありと云もうけかひかたき説なり、小島は後の世の人の領せし地をさして云なるべし、

海田 安萬多と訓す、其遺名を知らず、或云世田ヶ谷領に鎌田村あり、是唱への轉じたるにやと、石津 伊之都と訓す、其遺名しれず、

狛江 古萬江と訓す、今も佐須村深大寺村邊狛江郷と唱ふ、文字の誤りある説は下に出せり、此郷名【續日本後紀】に載たる説上に出す、郡中郷名の古く國史に見えたる始にて、かゝる古き郷ゆえ虎狛神社と號する古社も佐須村にいませり、又【延喜式】神名帳に載するは、狛を誤て柏とす、是は往古書寫の誤りとみゆれど、世に行はるゝこと久しければ、普く世上にとらかしはの神社と唱ふ、矛と木とを刻み違ひしなり、字書に狛音柏と有て同音ゆへ、たかひ易き字體の文字なればなり、又【武藏七黨系圖】西の黨の祖狛江太夫等を載す、【東鑑】云承元二年七月、武藏國威光寺院主圓海參訴云、狛江入道増西去月廿六日卒、五千餘人亂入寺領云云、是地名を以て古へより稱號せしと見ゆ、

勢多 今荏原郡に入て當郡との界にある瀬田村なるべし、此所ならんには後世變革して他郡に入しなり、勢田を瀬田と改めしは、尤後のことなるべし、中古所唱郷庄並保小川郷 説上に出小野郷 説上に出由井郷 此名も古き唱へなり、應永の比のものに武州多西郡由井郷川口村と載す、

立川郷 享徳四年正月廿一日、鎌倉公方成氏朝臣と上州白井の長尾と戦ふ、是を立川原合戦と號す、【七黨系圖】西黨の立川二郎宗恒・立川入道恒成等を始とし、立川氏多く載たり、【東鑑】に立川兵衛尉・同三郎兵衛尉基泰等の名を載たり、是も武藏國住人なるべし、さもあらば皆地名を以て氏とせしならんか、又村内鎮守八幡宮本地佛銅像の背面に銘あり、天正十四年三月十五日、武州多東郡立川郷柴崎村八幡本地再興、願主立川照重と云云、是らも世々此所の住人なるべし、又中神村に立川宮内少輔が一族の屋敷跡ありと云、

村山郷 此名も古き唱へなるにや、【七黨系圖】村山黨之祖、村山貫主頼任、其子同貫主頼家等より、多く村山氏出たり、是在名ならん、古き地名なること知らる、【東鑑】に治承五年五月十六日、村山七郎頼直本知行所今更不可相違之由被仰と云云、則此地を本領とせしを云なるべし、

長淵郷 今七ヶ村此郷名を唱へり、羽村の鎮守阿蘇神社の棟札に、天文五年三月廿日、武州柚保長淵郷羽村大且那平朝臣三田掃部助定重と云云、往古は此所より青梅邊すべて柚保長淵郷といへり、
小曾木郷 根ヶ布村天寧寺、大永元年の鐘銘に、武州柚

保小曾木郷と云云、今も此郷名を唱る地多し、福生郷 今此郷名を唱ふるもの、北條氏照家臣布施兵庫大夫・横地監物丞・大石左馬助等が奉にて、郷中へ出せし制札に於福生郷云云西三月とあり、
中野郷 天正十八年四月豊臣家朱印の禁制書に云、中野郷五ヶ村とあり、今は野方領中野村と唱ふ、
關戸郷 前に出せる禁制書同年月關戸郷とあり、今は日野領關戸村と唱ふ、
平井郷 北條家より出せし當所傳馬定の書に、平井郷傳馬奉行と云云、今は平井村と唱へり、
大久野郷 永祿元龜の頃のものに、武州多西郡大久能郷とあり、又村内山祇社にある鰯口の銘に、大久能郷山神鰯口、至徳三年丙寅三月十日日奉守吉と云云、今は大久野村と唱ふ、

横山庄 此横山の名は古き唱へなり、【七黨系圖】横山黨の祖、從四位下武藏守隆泰、其子武藏權守義隆始て、横山に住してより、子孫横山氏を稱し、數代此地を傳領せしが、横山右馬允時兼が代に、建曆三年五月和田亂に討死し家絶けるよし、【東鑑】同書に横山の庄を大膳大夫に賜と見ゆ、時兼が所領没收の地なるべし、今の由井領元横山村・新横山村八王子横山宿などの邊は、す

べて往古は横山と號して、いとひろき地にして、其名の遺りしならん、元横山村の地に横山氏の石碑今に存せり、これ全く横山庄の本村なるにや、くはしくはその處の條に見ゆ、

小山田庄 此名も古き唱へなり、【東鑑】等に小山田別當有重がことを載す、當所に住し地の名を以て稱號す、【小田原役帳】に小山田庄四ヶ村と記し、同書に此邊の村名十六所を記して、小山田彌三郎が所領たることを載たり、されば古より連綿と此地を領せしにや、

小山田保 嘉慶二年日勸進沙門等尊敬白小山田保眞光寺と云云、【私案抄】今に眞光寺村あり、往古は小山田保と云云、に見ゆ 今に眞光寺村あり、往古は小山田保なることを知る、又云小野路村小野明神の古鐘を、戦國の時相州三浦郡に持行て、沼間村海寶寺に今現存せり、銘に小山田保小野路村小野大明神鳴鐘也と云云、柚保 大永元年天寧寺の鐘の銘に、武州柚保小曾木郷高峰山天寧寺、大且那三田彈正忠平定政と云云、天文五年羽村鎮守の棟札に、武州柚保長淵郷羽村とあれば、其邊より西は往古すべて柚保なるべし、天正十九年に賜ふ御朱印に、青梅村金剛寺へは武藏柚保青梅とみゆ、二俣尾村海禪寺へは武藏柚保二俣尾と云云、
今所唱合郷三十

狛江 村一、此説上に出、

立川 村一、同上、

村山 合村十一、同上、

小川 村一、すなはち小川村にて唱へり、或は秋留郷とも云、されど往古は二ノ宮村も同郷なりしこと、説上に出、

栗原 合村四
關戸 村一

福生 合村二

秋留 合村二十七、秋川にそひし地にて此となへあり、

徳恒 合村十

小澤 合村四

長淵 合村五、長淵村より起りし名なり、

氷川 合村七

小河内 合村四

小曾木 合村八

木曾 合村十二

小野 合村三、説上に出、

瀧山 村一

野上 合村二

神山 村一

福島 村一
 仙川 合村三
 柚井 合村二
 阿部 村一
 相原 合村三
 谷地 村一
 石井 村一
 成木 合村二
 奈良橋 村一
 宅部 合村二
 片山 村一
 今所唱合庄十七
 横山 合村四十四、説上に出、
 小山田 合村七、同上
 谷地 合村七
 分倍 合村九
 土淵 合村十四
 高倉 合村十一
 橋 合村二
 諸岡 村一
 立田 村一

吉富 村一
 菅刈 合村五
 的矢 合村二
 瀧山 村一
 片山 村一
 新倉 村一
 兼房 村一
 今所唱保一
 柚 合村八、説上に出、
 今所唱保庄一
 柚 合村廿三、此保庄の唱は其村にもついて辨するごとく、保と庄との義をしらず、後世混して唱ふるなるべし、其實は保にして、前にのする柚保とをなしかるべきを、土人あやまりてかく唱へ傳ふれど、茲に其まゝをのす、
 今所唱合領十
 府中 合村四十四、外六所神領此領に屬す、
 柚木 合村二十四
 日野 合村二十
 由井 合村五十六、外八王子千人町瀧山此領に屬す、
 小宮 合村五十九

三田 合村五十五
 拜島 合村十六
 山口 合村二十三
 野方 合村五十四
 世田ヶ谷 合村二十九
 武藏野新田 合村四十
 右件の村々郷庄保領にわたり、或は再出或は三出するものもあるも、是を要して改定編集するところ左の如し、
 木曾藏 合村十一
 小山田庄 合村二
 府中領 合村四十四、此領中六所神領は村數に加へず、
 柚木領 合村二十四
 日野領 合村二十
 由井領 合村五十六、此領中八王子千人町瀧山は村數に加へず、
 小宮領 合村五十九
 三田領 合村五十五
 拜島領 合村十六
 山口領 合村二十三

野方領 合村五十四
 世田ヶ谷領 合村二十九
 武藏野新田 合村四十
 閩郡合村四百三十三内宿驛十六、外小佛駒木野の二驛は、上長房村の内なり、合せて十八なり、
 前に載する村は今現存の數なり、此餘近世原野を開き陸田とするもの俗に是を持添新田と號す、本村に隸して民戸なきもの三十一、民戸あるもの二、その新田の分合て三十三、正保年間改定の合村三百二十、元祿に至て再訂の時合村三百六十七、前に比すれば増加すること四十七、今現存の合村を元祿の頃に比すれば、又加はること六十六、
 山川
 狭山 郡の北にあり、東の方野口村より西の方は宮根ヶ崎村まで三里許も連り、此峰を以て郡界となす、登凡そ二三町、此山に古歌ありて名所なることは世人の知る所なり、
 【千載集】 顯季
 五月やみ狭山か峰にともす火は、雲の絶間の星かとそ見
 【新古今集】 家隆
 ともしする狭山の峰の狩衣、秋にもまさる袖の露けさ

【續古今集】

後鳥羽院御製

秋風になひく狭山の葛かつら、苦しや心うらみかねつ

【新後拾遺集】

前中納言匡房

ともすれはなひく狭山の葛かつら、恨みよとのみ秋風そ吹

同

床しきに野邊に立出てなかむれば、狭山か裾に鈴虫のなく

向岡【風土記】に多磨郡北限向岡、又云、豊島郡北限向

岡と記たれど、今其所在を詳にせず、一説に狭山の一名ならんといへど、其據をしらず、されどとにかく玉

川の邊なる事は論なし、【新勅撰】小野小町の歌に、武藏野の向の岡の草なれば、ねをたつねてもあはん

とぞ思、此餘【萬葉集】を始として、世々の集にも向岡を詠せし歌多ければ左に録す、

【萬葉集】

柿本人麻呂

出てみれば向の岡のもしけく、咲たる花のならばやまし

【續古今集】

正三位知家

あさなあさなよそにやはみる増鏡、むかひの岡につも

る白雪

【新後撰集】

源邦長朝臣

西にのみ向の岡のゆふつく日、ほかに心のうつりやはする

【玉葉集】

前中納言定家

たつく日向の岡の薄もみち、またきさむしき秋の色かな

【玉葉集】

後一條前關白左大臣

秋霧のたえまをみれば朝つく日、向の岡は色つきにけり

【御集】

後鳥羽院

いつのまに向の岡の小松原、月もるまでに成にけるかな

【拾遺愚草】

前中納言定家

いかにして向の岡にかかる草の、つかのまにたに露の影みん

【壬生二品】

家隆

この山の峰より月や出ぬらん、向の岡にかけそうつろふ

【歌林】

隆源

夕日さす向の岡の郭公、雲のはたてにをりはえてなく

【題林】

爲家

夕附日さすや向の岡のへに、みかくれわたるつゆの玉篠

【千首】

同

夕附日向の岡のたま松の、いつともわかし君かちとせは

【永久四年百首】

皇后宮女房常陸

見渡せばむかひの岡の夏草を、たかかふ駒のためとかるらん

【夫木集】

爲實

もしけき向の岡の菊のえに、ましりて青き花の下くさ

【夫木集】

藤原信實

山かつのいそく朝戸もあけ侘ぬ、向の岡の雪のふききに

【夫木集】

藤原光俊

夏にこそはや成にけれ出てみる、向の岡のもしけるまで

【夫木集】

讀人不知

鳥さけひの聲や待らん鷹人の、むかひの岡にとほみ立つ、

宮の池 狭山の尾崎にある池にて、地の名も宮根ヶ崎と

名づけしならん、是も人の普く知る所にて古詠あり、

古へ沼池の廣さは或は十五丁四方ありしとも云、又は九町八段歩ありしともいひ傳ふ、今は悉く水涸て芝生の地となれども、中くぼみて今も池ありしさまとおも

はる、されば近來東に寄り地を鑿て小池となし玉川上水の助水の道を通せり、

【夫木集】

知經

冬ふかみ宮の池邊を朝ゆけは、氷のかみみぬ人そなき

【六帖】

武藏なる狭山の池のみくりなは、曳は絶すや我そこへぬる

【歌枕】

兼昌

あやめ草狭山の池の長きねを、これもみくりの被にそひく

【同】

隆祐

みくりくる狭山の池の便にし、かけはひかれぬ青柳のいと

【同】

仲實

春深みさやまの池のねぬなは、苦しけもなく鳴かはつ哉

人見山 府中領人見村にあり、村の西寄にて三ヶ所に屹立し堂山中山淺間山と唱ふ、其淺間山を第一として、其二是堂山、其三是中山なり、淺間山の高さ廿間許、堂山は十四五間程、中山は十間許、其形ち丸くして山上は平坦なり、第一は五六間許、其次は四間四方程、其次は二間四方許なり、西の方は陸田にて地より築揚たるが如く東向なり、堂山中山は東の方へ一段低く三方へなれたたり、周廻凡二町許、此内中山は分界をとれり、淺間山は東北の間へ一段低きなだれ山あり、周廻凡四町歩許なり、茲に奇異なることあり、此四邊は悉く黒野土なれども、山の土性は眞土なり、是をもて考るに、全く築き立たる山に似たり、此所より玉川へ廿五六丁、府中まで十八丁、北の方狭山をさること三里許、江戸へは六里許、西の方へ五里餘の間平原にして、中に此土山あること一奇なり、扱此山に付て一説あり、上古當國造の堂域なるべしとも云へど、未だ眞をしらざれば茲に記せず、

横山 この地は當郡にても名に負し名所なり、此横山は郡中を西の方小佛の嶺より互り出て、由木關戸並に橋樹郡の界まで、東の方へ、連り出たる山なり、古きよりの唱へにて、【萬葉集】にもたまのよこ山とよめり、其

歌に
あか駒をやまのにはなしとつかひて、多磨のよこ山
あしふかくらん
妹をこそあひみにこしかまよひきの、横山ねへろの
しちす思へる

【七黨系圖】横山黨の始祖を武藏守隆泰と云、其子權守義孝始て横山に住しければ、子孫横山を以て氏とせしより横山黨の始祖とはなれり、
玉川 郡の中央を東す、古名多婆川なり、今も三田領の邊にては多婆川と唱ふ、水源は信州いさるが嶽より涌出し、七八里流れ來りて甲州都留郡黒川村へ入て黒川と唱ふ、又三里許流て同郡一ノ瀬村に入て、泉谷川・綴津川・逆サ川三流黒川と合て、此所にて一ノ瀬川と號し、又三里許東流して同郡丹波山村へ入て丹波川と唱ふ、又四變して當郡小川内郷留浦村へ入、夫より三田領下村和田村邊までは兩岸悉く嶮巖にて、川幅窄く廣き所にて五十間許、狭き所は廿間許ゆへ、水勢盤渦して青梅村下に至るまで曲折すること六十八、盤洪水にていか程増加るとも、武甲の界より青梅までは水路十四五里の間なれども、兩岸の村邑水害なし、又此邊すべて渡船なく、又徒渉する所もなし、兩岸より岩頭指

出たる所を撰み、大材を兩岸よりさし出し、兩頭を合せて其上へ桁を渡し、板を敷手摺など附て、長さ廿二三間、幅四尺許、水際まで高さ四五丈あり、洪水にも患ひなく、通路自由なるを以て萬年橋と名付く、此橋都合三ヶ所にあり、其餘は狭き所に丸き橋を架して通行せり、青梅の邊より漸々川幅廣く、拜島日野邊に至りては急流なりといへども、水勢をだやかにして河原百間或は二百間餘なり、水幅廿間、或は三十間許東へ流るゝに従て砂利川となれり、渡舟は青梅下より世田ヶ谷領邊登戸の渡まで十二ヶ所、此内日野拜島は公より命ぜられし渡なり、すべて冬春の間は柴橋を架す、西の方より郡中へ入て荏原郡六郷領まで東流すること凡三十八里、深淺は平常にて二尺或は三尺より五六尺に及べり、

秋川 郡の西古名阿岐川或は秋留川といへり、中古下略して秋川と唱ふ、水源は郡中檜原村より出て、其地にても秋川と唱へ、凡五六里許東流する内、其兩岸の村々通稱して秋留郷と稱す、小川村と高槻村との間に玉川に落合、川幅四十間より五十間、或は百間餘の所もあり、水幅常に七八間より十間許、深さは幾筋にも流るゝ所あれば、一尺或は二三尺、檜原・戸倉兩村の内

は川幅狭く、水底深きゆへ常に高き往來橋を構へたり、五日市村より東の下流は、所々に徒渉の場所有て、冬日に至れば橋を架し往來の便とせり、
日原川 水源は郡の西にて國界に及び、日原村大日谷一石山の深谷より涌出し、同所南の谷よりも一流出て、村内にて合流し、大石多き谷川ゆへ水勢激流して白波を翻し、急湍危石に觸て響をなすこと雷鳴の如し、兩岸岩石にて川幅十四五間、河原もなく一面の川なり、水原より四里許流て、氷川村永川社の下にて丹波川に落入、水勢すこしく劣れり、此邊の土人の説に、甲州より流來は丹波川なり、日原川は多磨郡の中より出て郡中を流るゝゆへ是玉川なりと云、又村内往來に兩岸より大材を差出し、兩頭を合せて桁を渡して造れる板橋二ヶ所あり、各長十五六間幅五尺許なり、
大丹波川 郡の西大丹波村の奥公林山の麓より涌出し、村の中央を北より南へ一里半あまり流て、河井と澤井と兩村の間に玉川へ注ぐ、此川も谷川にて怪岩多く水勢荒し、川幅二間或は三間許、深さ平常にては大抵一尺又は二尺に及べり、

成木川 郡の西北上成木村より出て、一里半許流來りて下成木村に至り、高麗郡上下畑村と郡界を東流し富岡

村に係り、なを界を流る、郡中の西南黒澤村より一派の小流來り富岡にて合し、夫より北流し高麗郡岩淵村と下畑村との間へ流て入間川に入る、郡にかゝること二里半許、川幅十間或は十四五間、深さ常に一二尺ばかり、

霞川 郡の西北、水源は郡中根ヶ布村天寧寺境内の沼池より出づ、此池を霞の池と號するより、川の名にも唱ふ、村内を経て師岡村城山の麓を流れ、上下師岡を経て北へ折て鹽船・大門・藤橋等の村々を経て、吹上・鹽船・谷野村などの山合より小流落入、今井村に至て東流し、入間郡金子領へいる、是までは泥川にて、同郡黒須村へ入て黒須川とも云ふ、此邊に至りては砂利川となれり、郡中に係ること二里許、川幅一間或は二間餘、深二尺或は三尺なり、

平井川 郡の西北、水源は大久野村三つ澤入より出、大久野村と云、又平井村に入て平井川と唱ふ、川幅七八間或は十四五間、砂利川なり、深さ常に二三尺許、上中下の平井を経て東流し、草花村と平澤村の間にて玉川にそゞく、水路二里餘なり、

谷地川 郡の西、水源は戸吹村の谷より涌出し、東方石川村へ係り、粟の須村界より北へ折て此村下にて玉川

へ入る、水路凡二里許、川幅九尺或は二三間程、深さ一尺或は二尺、此水路十二三村を経て流る、地を谷地庄と唱へ、或は谷地谷戸とも號せり、

淺川 郡の西南、水源は三四流あり、其一は上恩方村より東流し、橋原村と下一分方村との間に至までは案下川と呼び、中野と本郷と兩村の邊に來て淺川の名あり、又一流小佛領の幽谷より出るを小佛川と呼び、同所木下澤谷よりも谷川出て村内にて落合ひ、一流の小佛川となり、一里許東流して字小名字と云所に至り、又一流南の方上柵田村より出て、高尾山琵琶の瀧の下流も落入案内川と呼び、是も一里半餘流て同く小名字と云所に至りて小佛川と合し、一流の川となり、長の方へ三十町許流て、下長房村と上柵田の内、原宿との邊より河水悉く潜流して、散田村新地と云所より千人町裏、並に島之坊宿本郷村界までは常に川に水なきゆへ、土人水無河原とは唱ふ、末は本郷村東寄に至て所々より涌出して淺川に入、是より東流すること一里餘にして、南の方より小比企川片倉川一流となりて、長沼北野兩村の間にて淺川に落入、又一里餘東流して石田と落川と兩村の間にて玉川に合す、水源より大抵四里半許なり、都て砂利川にて常は水幅五間許、河原ともに廣き

所は五十間より百間或は百五十間にも及べり、徒渉する所あまたあり、冬に至れば橋を架す、

大庫裡川 郡の南、由木領奥より出て、領の中央を東流し、此所にて由木川と呼び、凡一里半許流て、良の方へ折て、和田と關戸との邊に至て、大庫裏川の名あり、往昔此邊に眞慈悲寺と云古刹あり、其大庫裏の邊を流れしゆえ斯號するといひ傳ふ、是より東流し關戸村の下にて玉川に落入、水源より三里許、川幅由木川と唱ふる邊は一間或は二間餘、下流に至ては三間或は四五間、深さ常に二三尺、所々往來の橋を架することあまたなり、由木領の内は泥川なれど、關戸邊より砂利川となる、

横野 郡の中名所なれど今其地を傳へず、古歌もありて多磨の横野とあれば、郡中なることは論なし、
名寄 家隆

雲さそふ嶺のこがらし吹なひき、玉の横野にあられ
ふるなり

古關蹟 小山田の關と云、古名是も人の知ることにて古歌など世に流布し、普く唱ふれど、時世久遠なれば、今は、小山田庄の内に關跡とをほしき所もしれず、
【夫木集】

あふことを山代水にまかせてそ、こさんこさは小
山田の關

【東鑑】云建曆三年十月十八日、置武藏國新關云云、此時置れたる關は今の關戸と唱ふる地なりと土人いへど、是も其證據しれず、又道與准后の【回國雜記】には其所の關を霞の關とて吟詠あり、詞かきに云、名にきゝし霞の關をこへて、これかれ歌よみ連歌などいひすてけるに、
あまつ路の霞の關にとしこへは、われも都にたちそ
かへらむ
都にもいそくわれをはよとめし、霞の關もはるを
まつらむ

是はこのほとりに關戸といへる名のあるに思ひより、かの名高き霞が關は是なるべしと云人あるをもて、かくはいはれしなるべし、
府廳跡 郡の南北にては中央、東西にては東に寄れり、今の府中は其遺名の地なり、上古國を治る人を國造といひ、毎國に府廳を置て政務を行ふ所ゆへ國府と唱ふ、古代は當國も三ヶ國にて、國造も三ヶ所にありしこと【國造本紀】に載たり、其後一國に合して此所を當國の國府と定られしは、何の頃なりしやしられず、

【和名抄】 國郡の部に、武藏國國府多磨郡にありと云云、國史を按ずるに、皇極天皇の勅宣より、國造の號を改めて國司と唱しよしいへど、いかなる人を當國に任せられしと云は、古記にも傳へず、【文武紀】大寶三年秋七月甲午、從五位下引田朝臣祖父爲武藏守と初て見えたり、孝謙天皇の天平寶字二年、國司の任限六年と定られし事も【續紀】に載たり、又仁明天皇の承和五年七月の勅に、諸國の守介は四年を以て任限とせられしこと見え、夫より遙に世を経て武家の代となり、鎌倉右大將頼朝の時、郡國に守護を置、庄園に地頭を補せられ、國守の外に守護職を置ければ、上古よりの國政は變せしなるべし、その頃源義信が平治の亂に舊勳あるを以て、最初に朝廷へ請て武藏守に拜し、義信當國守となり、府廳にて國務無私衆庶の歡心を得たりしかば、建久六年七月十六日、將軍書を以て褒賞し、後來當國の守たらんもの、義信が行ひを以て法則とすべしとて、其書を府廳の壁に榜せしめらるゝとぞ、是より當國守の法は、皆是に倣ひしといふ、其後足利義氏は北條時政が外孫にて、武藏守に任じ、任限僅にして北條泰時武藏守となれども、執權職なれば鎌倉に居て國務を沙汰し、嫡孫經時祖父泰時が讓りを受けて、執權

職にて是も武藏守を兼たれども、同く鎌倉に在て當國の府廳に赴ずして國政をとり、當國には守護のみを置しかば、府廳は此頃より廢せり、尤諸國是に同じ、しかりしより、大抵北條の兩執權、或氏族の内にて相模守・陸奥守・武藏守に任ずることぞ成ける、其後元弘建武以來は、戰國の衝となり、やがて名のみこり荒廢の地となりけるが、あまたの年を歴て御打入の砌、府廳の舊蹟なるを以て、御敗獵の設として、荆棘を掃ひ、其舊蹟へ殿舎を結構せらる、されども程なく寛永の末に、丙丁の殃に罹り、其後は御造建はやみて、再び芝生の地となりけるが、寶曆中開墾せられ、今は悉く陸田となれり、土俗呼で御殿地と唱ふ、是上古より國府の舊蹟なり、
村市所出織物 郡中八王子横山宿八日市宿兩驛にて、四八の日市たてり、織物は上田島八丈類、川勾島太織島絹繩類、青梅島類、木綿類、繭絲帛此品々は、郡中由井領・三田領・小宮領の村々にて多く製せり、終日賣買して江戸へ送る、他の地より持來るものは、郡内島類上州織物秩父絹等なり、青梅村市は二七の日にて、是は生産の青梅島のみ、外に日原邊の山中より出せる炭を販けり、五日市村も五十市たてり、此所は炭市なり、

檜原山中より出す、彼土は邊鄙ゆへ山中雜穀諸品に乏ければ、炭を出し交易して販る、又平井・拜島の兩村は、古くより市の定日あれども、今は市はたゝすなりぬ、

新編武藏風土記稿卷之九十

多磨郡之二 木曾郷

木曾郷の説は、郡の首卷及び郷中木曾村の條にも、辨したればこゝにはのせず、後世大抵領名を以郡をわかつといへども、僻遠の地は領名なき所もまゝあり、これ始より領名を唱へざるか、はた唱へしを後に失ひたるもしるべからず、故に今別に木曾郷をたて、屬する所の數村を下にかく、

○成瀬村 成瀬村は、郡の東南の方都筑郡の界にあり、村名の起りを尋ぬるに、其始を定かにせず、土人云この村の中央にわづかなる流あり、雨降てまさに晴んとする時は、川の瀬鳴りひびきてかまびすしきゆへ此名ありと、されば鳴瀬とかくべきを、いつとなく假借して成の字を用ふるとぞ、されどこの説も信じかたし、【小田原北條家人所領役帳】には小山田庄の成瀬と記せり、今は其唱を失へり、江戸日本橋よりの行程十里にあまれり、戸數百

新編武藏風土記稿卷之八十九終

四十五、畑谷々の際に散住せり、村の四境は、東は都筑郡恩田・奈良の二村にして、南は郡中小川村及び都筑郡長津田村なり、西は郡中高ヶ坂・金森・大谷の三村に隣り、北は本町田村及び都筑郡奈良村に接せり、東西十五町ほど、南北二十町ばかり、すべて土地低くして、わきて嶮岨と云にはあらざれども谷合多し、北の方には秣場そこはくありて、東より西の方へうちひらけたり、水田・陸田・山林各三分の一にあたり、土性は黒土に砂交りて甚瘠土なり、しかのみならず水旱ともに患あり、當村の領主古の事は詳かならず、小田原北條家分國の頃は、小山田彌三郎が知行九十六貫六百三十二文、これ天文十二年癸卯檢地のよし役帳にせり、その餘代官所もありしこと文書に見ゆ、其文は下にのせたり、御打入の後は御料所にして、寛文十戌の年平岡右衛門檢地せしと云、今按に平岡系圖に平岡岡右衛門道益は御代官をつとめ、寛文元年清揚院殿へ附させられたり、これよりさき慶長元和の比、村内をさきて久留忠兵衛門正吉に賜はり、その餘は猶御代官所なりしが、寛永十年御家人の祿にしたがひて總て御加増の地を賜ひしとき、井戸忠兵衛重弘・三田市郎右衛門守一等二人に賜はり、正保の頃久留七郎左衛門が領知もありしものに見えたり、されば一村すべて

私領となり、今に至て久留金之助正賀・井戸信八郎重最・三田次郎吉守清知行せり、この餘六石三斗は村内の東雲寺にて領せり、高札場 三ヶ所あり、一は小名吹上にありて、小名 東光寺 南の方なり、隣村都筑郡長津田村にもこの小名、今は小名にのみ存して寺跡と覺しき所もなし、近郷三澤村に東光寺と云寺あり、これらの寺もしくはこの所にあるに其説なし、西久保村の西南 上合 西の方 會下山 これも西の方なり、昔會下寮 三叉 西北な 吹上方なり、山根 これも東 奈良谷 東北の方 水利 用水村の中央にある小流なり、隣村高ヶ坂より當村に都筑郡恩田村に流るること十五町ばかり、東に至りてこの流を村内所々の水田に引て用水とす、神社 杉山社 除地、二百坪、字上合にあり、村の鎮守なり、勸は唐冠を戴き、笏を持て立る木像なり、長七寸ばかり、按に杉山神社は、都筑郡にいます式内の神にして、祭神は玉大猛命なり、然るに當社の祭神は高座雲尊なりと云いふかし、ともかくにもこの木像は後に當社勸請の時、後世の衣冠の樣を以彫刻せしものなるべし、もと佛道行はれざる前は、像を用ふることなければ、古社には木像を以て神體とせざること

勿論なり、相殿二座左は神明、右は熊野にて、神體は二座とも白幣なり、社前に鳥居をたつ、例祭は年々九月十九日、同廿日に行ふ、圖師 末社稻荷社 村の修驗大藏院持、

天神 除地、三段許、字西久保にあり、わづ 末社稻荷社 諏訪社 除地、八十坪、字奈良谷にあり、これも小社なり、神體は唐銅にて造りし立像なり、長四寸五分、甚古色にてすべて黒みわたれり、これは地頭三田次郎吉守清先祖より傳來せしものなりしを、左衛門某がとき靈像なればとて此祠を造りて遷し祀れり、時に享保十四年九月なり、これより年々九月九日扉を開て、土人拜禮すと云、東雲寺持、寺院 東雲寺 字奈良谷にあり、寺領六石三斗の御朱印を賜りしを、慶安元年七月七日なり、その文に先規に任せてたまはるよしみへたれば、その地を領せしはそれよりもさきなることしるべし、曹洞宗にて、小机村雲松院末寺なり、龍谷山成就院と號す、開祖僧龍谷は天文五年五月二十七日寂せり、その頃は今の境内の向ひの地にありしが、明眼宗珠當寺に在住のとき、今の地へ移りしとなり、よりに宗珠を開山とせり、此僧は寛永八年正月五日寂す、本堂は八間半に七間西向なり、本尊は華嚴の釋迦木 寺寶 辨天塑像一枚 弘法大師の坐像にして長一尺ばかり、餘灰を以作し所なりと云、形は板の如くにて長さ八寸幅六寸二分、中央に辨天の像をおきあげ、その左右に大黒・稻荷の二像をつらね、下には十五童子ならべり、裏面に掌の形をおして天長七年七月七日云の數十字あり、下に空海としるせ、鐘樓 本堂に向て左にあり、九尺に二間、衆寮 同邊に鐘樓 延享二年に鐘し所の鐘を掛く、衆寮あり

六間に

慈眼寺 境内一段五畝、字西久保にあり、古義眞言宗、都筑郡恩田村徳恩寺の末なり、今は衰微して山號さへしるべからず、本堂六間に五間、本尊 地蔵木の立像にて其長二尺、

觀性寺 除地、八段、字三叉にあり、曹洞宗にて、東雲寺の末寺なり、本堂五間に六間異向なり、本尊は如意輪觀音木の坐像にして、長一尺、行基菩薩の作なりと云、

藥師堂 除地、五百坪、字上合にあり、三間四方にして異向なり、堂を護る、五大院は圖師村大藏院の配下也、と云傳ふ、堂の傍に本山の修驗五大院といへるもの居

舊家 百姓七兵衛 先祖より年久しく當村に住すと云、所 壹貫七百九十一文 成瀬郷正木棟別錢年々納辻

此内 壹貫百九十一文 三ヶ一精錢 三ヶ二麥

右子年者、地下中事繁ニ付而、御赦免畢、然者於當年麥毛上被仰付候、三ヶ二者麥ヲ以納可申、此麥拾壹俵三斗二升九合、百文ニ三斗五升目積、玉繩御藏へ可納之、三ヶ一者、可爲精錢、但小田原御本城御庭へ持寄、奉行人前にて撰渡可申、六月晦日限而皆濟可申候、此日限致無沙汰者、則家内牛馬を可取者也、依狀如件、

神奈川宿への往還なり、水田は十分の四にして、陸田は十分の六に當る、土性は黒土或は黒眞土なり、水旱ともにさせる患なし、**小田原家人所領帳**を關るに、**小山田彌三郎**が知行九貫五百二十一文、天文十二年癸卯檢地、辻にて此も前村と同じく小山田庄の内なるよしを記せり、此餘小机の代官所もありしとみへて、前の成瀬村の條に出せし古文書にも、小机より年貢收納のことを下知せしこと見えれば、あはせみるべし、御うち入のとき村内をさきて高木善次郎清秀に賜はり、子孫三代知行せしが、伊勢守守久元祿十一年御加恩を蒙りしとき、所替ありて同頃大久保勘三郎忠行に賜ひ、今子孫矢九郎忠方知行せり、その餘は井戸信八郎弘最が知行にて、前村と同じく、先祖忠兵衛重弘へ御加恩の地なり、檢地は寛文十一年成瀬五左衛門たゞせりと云、村の方量東西凡十二町、南北二十町許、

高札場村の中央あり、
 小名 馬ノ背 東南の方、柳谷 西の方なり、前に出せる天正のこの收納一貫三百文の地、隠田となりしを、臺 東の方のせたればふるき地名なる事知るべし、
 中島北の方 谷 中央より少し東の、谷方へよりてあり、

水利 用水 村内の谷合より涌出する清水、小流となりて北へ流へいるなり、
 末流は成瀬村、
 神社 三島社 社地一段餘、字中嶋にあり、勸請の年代を傳へず、社に向て右の方に池あり、廻り八九間ばかり、この水いかなる炎暑といへども潤る事なしといふ、**福壽院**の持、
 末社 稻荷社 社に向て左の方にあり、小、
 杉山社 社地八畝、同邊にあり、勸請の年代を傳へず、社は四尺五寸に二尺五寸覆屋あり、神體は白幣なり、**福壽院**の持、
 太神宮 社地八畝、同邊にあり、小社にて上屋あり、白幣を神體とす、社頭は大松二株あり、一は圍一丈ばかり、一は八尺ばかりなり、同寺持、
 山王社 字谷にあり、小祠にて覆屋あり、これも白幣を神體とす、**福壽院**持なり、右に出せる杉山・山王・三嶋の三社、
 六日、次第して一社づゝ祭禮を行ふ、
 山神社 村の南にあり、小社にして覆屋あり、これも白幣を神體とす、社前に鳥居をたつ、同じ持なり、
 寺院 **福壽院** 境内一段八畝、村の中央より少し南へよりてあり、と號す、三石三斗五升七合の除地を領す、開山朝賢元祿二年六月十日寂す、本堂六間に五間西向なり、本尊不動は木の立像にして長一尺二寸許、作しれず、
 鐘樓 本堂に向て左にあり、二間四方、鐘銘の末に寶曆十三年とあり、

寶篋塔 これも堂に向、
 觀音堂 これも同邊にあり、三間に四間半南向なり、十一面觀音を安す、木の立像にして長二尺、厨子に納む、前立の像長八寸ばかりの坐像なり、堂の前に石階四十二級あり、
 子ノ神社 これも本堂に向ひて左の、
 三寶荒神社 同ならびにあり、
 稻荷社 子の神祠に向て左正面に石階二十九級あり、

○鶴間村 鶴間村は、小川村の南にあたりて、武藏・相模兩國の境にあり、村の西を境川流れて對岸は相模國高座郡鶴間村なり、去はもと一村にして兩國へまたがりしなるべし、東の方は都筑郡長津田村に隣り、南は相模國鎌倉郡瀬谷村なり、北は郡中金森・小川の二村に接はれり、東西八町、南北十七町、江戸日本橋より行程十里許り、水田すくなくして陸田多し、村内すべて平衍なれども、土性はことよからずして、糞培の力をからざれば五穀生殖せず、もとより川にそひたれば、夏雨秋霖の比は水溢の患あり、されど、常は用水に乏しくして、多く天水を待ち播種する地なれば、やゝもすれば旱損の年多しと云、村内に二條の道あり、村の東より入て六七丁をすぎ相模國鶴間村へ達す、この道二つにわかれて、同國矢倉澤へも大山へも通ぜり、又一條は北より南へわたりて長十七町ほど、是は橋樹郡神奈川への道なり、村の開けし

年歴は傳はらず、永祿の頃は小山田彌三郎が知行する所にして、十六貫二百七十二文のよし、**小田原家人所領帳**に見へたり、又其比は小山田庄に屬せしことをも記したれど、今は其唱を失へり、御打入の後は御料所なり、慶長三年大久保石見守長安檢地して租税の數を定めしと云、その後齋藤喜六郎が支配せし比、寛播磨守正輔奉行して新墾の陸田を檢地せり、當村慶長元和の頃百六十五石の地を割て、神谷又五郎正次へ賜りしが、子孫に至り故ありて享保三年にその半を收公せられ、その餘は今子孫縫殿助正勝知行せり、かの收公せられし地は、小野田三郎右衛門信行が御代官所これなり、その餘須藤岩之助盛至が知行する所は、賜りし年代をしらず、されど正保の比は已に先祖太左衛門某知行せしよし、又設樂權兵衛が御代官所ありしことも、**田園簿**に見へたり、家數はすべて九十軒あり、

高札場 小名宿の中ほ、
 小名 宿村の南の、町屋北の方、
 山川 境川村の西を流る、此川を以武藏相模の界とする故このほどにして、南の方相州鎌倉郡へ折れて、高座との郡界を流る、此川村内にて引わかち、小溝を通じて田方の用水とせり、

神社 熊野社 除地、五千六百坪、小名町屋にあり、鎮座の年代は坐像にして長一尺ばかり、村の鎮守にて、例祭は九月十九日なり、百姓持、

山王二社 共に同邊にあり、

寺院 圓成寺 境内除地、千六百五十坪、小名宿にあり、浄土新宗、西本願寺末、紫玉山と號す、開山空存はもと小田原北條家の侍にて、山中修理亮といひしものなり、後に遁世して僧となり、當寺をひらきしと云、天正十二年寂せり、按に山中修理亮は、北條左京大夫綱につかへて、數度武略を顯はせし功の者にて、その比武士司に補せられたること【北條五代記】に見へたり、又【小弓御所御没落記】に云、天文六年八正院義明討死の時、小弓の侍逸見山城入道詳仙もついで討死せんとせしとき、山中修理亮よき敵とめざして馳來りしかば、詳仙いさぎよく首をのべ討れんとせしとき、さすがに山中も感にたへずして、うつわれもつたる、ひとものもろともに、おなしうてななにならまし、と詠せりと云、修理亮が心ばへおもひやるべし、本尊彌陀の立像を客殿に安置す、この像は惠心僧都の作なりと云ふ、長二尺にあまれり、

常樂寺 境内除地、百八十坪、小名町屋にあり、曹洞宗、相模國高座郡下鶴間村泉龍寺末、起立の年歴及び開山のことすべて詳にせず、本尊地藏客殿に安置す、これ僧丹誓が作なりと云、

舊家 百姓善四郎井上氏にて先祖を伊豫尉と稱し、小田原北條家人なりと云、當時の軍記等に、北條旗

下の士に井上某と名乗し人もまゝ見ゆれど、伊豫といひし人はいまだ見ず、又家に氏政の文書なりとて秘藏するものを見るに、天正六年五月とあり、北條阿波守氏政としるせり、氏政が阿波守に任せしことをきかず、あやしむべし、その文は當所安堵のことを申くだせし状なり、文の體もいとうたがはしきものなればこゝには載せず、

○金森村 金森村は、郡の南にあり、江戸日本橋を距ること十里の行程なり、【小田原役帳】にはこれも小山田庄とあれど、今はその唱を失へり、村名の因て起る所詳ならず、家數五十軒にして所々に散在せり、村の四境、東は成瀬・高ヶ坂の二神に錯り、西は武相兩國の境川を隔て相模國高座郡鶴間村に對せり、南は當郡鶴間及び小川の二村にして、北は原町田村なり、東西纒二町にあまり、南北は十二町ばかり、村内中央に一條の往還あり、字を太田道と呼ぶ、北の方原町田村より入て、南の方小川村に貫けり、こゝより橋樹郡神奈川宿へ通ふ小徑あり、當所は原野に添し村にして、すべて平地なり、水田少し陸田多し、土性は黒土にして糞培の力をからされば五穀生殖せず、しかのみならず水旱ともに患あり、又村の東南方に秣場あり、檢地は北條家分國の頃、天文十二年癸卯改定ありしこと役帳に見ゆ、御入國の後は寛文十一年成瀬五左衛門たゝして稅務を沙汰せり、初め北條分國の頃は、當所十七貫六百文の地を、小山田彌三郎が知行せり、

しこと、これまた役帳にのす、御打入のとき村内をさきて近郷小川村と同じく、高木善次郎清秀に賜はり、その餘は御代官所なりしが、元祿十一年清秀が孫伊勢守守久知行せしとき、所替ありて一圓に御料所となり、江川太郎左衛門英暉支配せり、寶永四年二月ふたゝび地をさきて、町野筑後守三安・細井佐次右衛門勝郷二人に賜はり、今子孫細井佐治右衛門勝延・町野恒太郎知行せり、これよりさき正徳二年御料所の方も、御醫師太田道壽に賜はりしかど、故ありて寛延元年に收公せられ、其あとは今大岡源右衛門孟清が支配所なり、

高札場 三ヶ所 一は村の西南の間字時宗久保にあり、其外二ヶ所は村のなかほど字太田道の内に係りてあり、

小名 下大久保川の西北にて境、狸久保村の西にて之も在り、中村狸久保の、いもう田中村の南、川根之も中村時宗久保の間に在り、山ノ根南にあり、御藏屋舗山ノ根の東、下屋舗中央より少し西、宮ノ脇西北の方、西に在り、太田道中央に在り、

山川 境川 北の方原町田村より入、村の西武相の境をながる、川幅五間、許、

橋梁 圪橋村の西境川に架せり、相州鶴間村への通水路 用水堀で、村の西邊にかゝること八町ばかり、この間所々の水田にそゝぐ、餘水はまた境川へ入る、

神社 杉山社 社地、三畝十歩、村の西北の方にあり、鎮座の年は木の立像にして長五寸、社前に鳥居二基をたつ、例祭年々九月廿八日、村持、末社 稻荷社 本幣を神體となす、白幣を神體となす、

杉山社 社地三百坪、無年買地、下同字西稻荷社 社地九坪、これも、稻荷社 社地五十四坪、こ金山社 社地五十四坪、こ山王天神二社 社地三十坪、これも西田の中に同森の中に持、

寺院 金宗寺 年買地、村の中央にあり、曹洞宗、原町田村金森をとりて、寺號とせしのみにて山號はなし、宗保院第四世の住僧舜山が開きし所なり、本堂四間半に二間半、本尊勢至をす、安、

念佛堂 村の北よりてあり、三間に三間半の堂にて東向なり、地藏彌陀觀音等の像を安す、堂地四畝餘地なり、

○本町田村 本町田村は、もと隣村原町田村を通じて一村にて町田村と號せしを、後に原町田の地開けしにより本の字を加へて唱へをわかしならん、故に「小田原家人役帳」には、小山田庄町田十二貫六百四十七文、小山田彌三郎が知行にして、癸卯の年檢地のよしをのせたるは、當所の事なるべし、こゝも今は庄名の唱は失へり、御入國の後高木善次郎清秀へ、村内そこはくの地をたまへり、ついで慶長元和の頃、又村内をさきて久留忠兵衛正吉に賜はり、その餘は御代官所なりしが、同頃のことによ、又福井修理久次が二男清左衛門久國へ賜へり、正保の頃は久留七郎左衛門かする所なりしと、かくて福井が知行も收公せられしにや、御代官所となり、その後又梁田半兵衛正勝へたまはれり、然るに正勝が子孫主殿某没して嗣なきにより、元祿年中に收公せられぬ、高木清秀が知行も、同十一年伊勢守守久がとき所替ありて、皆御代官所となれり、よりにて古の地頭はたゞ久留忠兵衛が子孫金之助正賀のみ、今に因襲してその餘は神谷富三郎が知行と、小野田三郎右衛門信利が御代官所と入會へり、その地は郡の東南によれる所にして、江戸日本橋より十

里の行程なり、民家百四軒宇宿と云所に軒をつらぬ、この所にて毎月七日に市をなして、近郷の人頗るつどへり、故に僻地の村落なれど、宿驛などの如く見ゆ、四隣は東の方金井村及び都筑郡奈良村にさかひ、東より南へかけては大谷村なり、この村はもと當村の地にて、別に分村せしと云、南は原町田村につゞき、西は木曾村にて北は山崎・野津田の二村なり、東西凡十六町、南北十二町許、西北の方はすべて谷々多くして平かならず、東南に至ては少しく打開けたる所もあり、水田は少くして陸田は多し、土性はすべて黒土にして龜薄なり、農民耕作の暇、男は黒川炭を焼き、女は蠶桑を事とするを以餘業とす、村内の中央に一條の往還あり、西の方木曾村より入て、村内をふるること十六町ばかりにして東の方大谷村へ達す、

高札場 村の中央字宿にあり、

小名 一色あり、西に今井乾の方、向村南の方、宿中央、

芝生に秣場一ヶ所あり、合ノ原西の方なり、こ

山川 村の西の谷々より涌出する所の清水三流あり、中央に川幅一問、或は二間の小流にして、無名の川なりと云、

神社 天神社 社地三畝、字向村にあり、勸請の年代を知らず、神體は坐像にして長一尺ばかり、社は四間四方東

例祭は七月二十五日、大澤寺の持なり、

淺間社 字一色にあり、わづかな

七面社 是も一色にあり、三間半に五間龕に向ふ、神體は長一丈二尺ばかり、これも安善寺の持なり、

寺院 宏善寺 字一色にあり、慶安二年八月二十四日寺領七石の

蓮宗にて、甲州身延山久遠寺の末山なり、久住山善立院と號す、開山日海その年代を傳へず、本尊三寶祖師、本堂は七間に六間半南、鐘樓本堂に向て右にあり、鐘銘の番神堂本

養雲寺 字宿にあり、寺領三石の御朱印を賜はる、淨土宗、瀧山極樂寺の末寺なり、慶長山と號す、本堂八間四方南

向なり、本尊は三尊の彌陀、中央の像長一尺五寸、脇士二體各九寸ばかり、三軀ともに木にて作れる坐像なり、又觀音の像あり、これはもと當村と大谷村との界に堂ありて、かしこに安置せしが、一旦回祿にあひて再造に及ばず、しばらくこの堂中に移しおけりと云、清林庵 境内南の方にあり、六間開山傳譽寂年をつたへず、彌陀を本尊とす、長九寸ばかりあり、

舊蹟 殿ノ城 或は御屋舖とも呼ぶ、何人の館跡と云ことを傳へり、其一是今の名主文右衛門がもとに藏せり、上指の根と覺しき彫股なり、この舊蹟のあたりも、今多く陸田となれり、

○原町田村 原町田村は、郡の南にあり、前にいへることく、もとは本町田村と通じて一村なりしを、いつの頃か分村して今のごとくなりしなり、江戸日本橋を距ること本町田村に同じ、村の四境は、東は高ヶ坂村に隣り、西は森野村に接し、西より南へかゝりて境川あり、向ひは相州上鶴間村なり、北の方は本町田村に及び、東西凡九町、南北は五町ばかり、村の中央に東西へ通ずる街道あり、これを神奈川道と云、長八九町ばかり、又南北への往來あり、これ江戸への道なり、村内を經ること凡五町なり、もと曠原の地ゆへ皆陸田なり、土性は黒土にて専ら糞培の力をたのめり、民間五十八軒、村の中央なる町の内を軒をつらぬ、土人農隙には男は薪を伐いたし、又は黒川炭を焼く、女は蠶を業とし、木綿糸を繰る、これらの物を毎月二の日に村内にて市をなし、近郷の人輻湊して賣買せり、檢地は寛文十一年成瀬五左衛門たせり、又村の北に秣場あり、安永七年伊奈半左衛門忠郁檢地す、この所のみ御代官所にして、今は小野田三郎右衛門信利が支配所なり、古田の方は前村と同く、昔よ

高木伊勢守守久が知行所なりしが、元祿十一年所替ありて、當村をば田中一郎右衛門忠理が遠甲二州なる采邑にかへ賜はりしより、今その子孫田中主計知行せり、この餘宗保院領も少しくまじはれり、

高札場の中央

小名 上村の西を 中中央を 下東の方

山川 境川 西の方森野村より入、村の西南の境を流ること八、川幅五間許、

橋梁 橋南の方堺川に架す、長五間幅三尺板橋なり、當村及び橋相州上鶴間村の内、小名谷口と兩所の普請所なり、

神社 天神社 社地、三百坪、無年貢地、宇下にあり、わづかな四方にて共に西向なり、神體は坐像にして長七寸ばかり、勸請の年代を傳へず、例祭も定れることなく、農隙を待て行ふの持

宗保院 寺院 宗保院 宇下にあり、曹洞宗、相州大住郡日向村石雲寺の末、金森山と號す、開山は吸江和尚天正十八年四月十八日示寂す、慶安二年八月廿四日寺領の御朱印を拜領す、その文に、同村の内にて七石三斗餘、任先規御寄附云云、今に至るまでその地を領せり、この境内も、惣門 柱間二間、の寺領の内にて定まれるつほかすなし、惣門 金森山の

飯繩社 社地三十坪、無年貢地、宇上にあり、

山王社 社地三十坪、無年貢地、これもも下に

寺院 宗保院 宇下にあり、曹洞宗、相州大住郡日向村石雲寺の末、金森山と號す、開山は吸江和尚天正十八年四月十八日示寂す、慶安二年八月廿四日寺領の御朱印を拜領す、その文に、同村の内にて七石三斗餘、任先規御寄附云云、今に至るまでその地を領せり、この境内も、惣門 柱間二間、の寺領の内にて定まれるつほかすなし、惣門 金森山の

三字を扁額す、門 大き惣門と同じ、宗保院の三 本堂間月舟の書なり、門 字を扁す、之も同筆なり、本堂間に五間半東 禪室 本堂に向て左にあ 鐘樓 本堂に向て右に向へり、禪室 七間に四間、鐘樓あり、二間四方、尺許、銘文左にのす、

武州多磨郡金森山宗保院住持龍現、募衆緣改鑄洪鐘、還托人乞銘於山僧、隨喜勝緣爲之銘曰、

龍吟雲起、虎嘯風旋、匪膏龍虎、佛事亦然、緇唱自和、鑄鐘以懸、暮擊朝和、擊震大千、破煩惱夢、覺性頓圓、宗乘長保、利益無邊、

禪定月舟撰

于時天和龍集閑逢困敦華朝吉祥日 金森山宗保院現住龍現代改鑄之

白山社 小社なり、境内鐘

勝樂寺 除地、畑三段二歩、宇下にあり、淨土宗にて、瀧山極中の方に向へり、本尊三尊の彌陀を安置す、木の立像にて長二尺五寸ばかり、脇士の長各一尺五寸ほど、惠心僧都の作なり、開山を光譽と云、鐘樓 本堂に向て右にあり、九尺四尺、天正元年に建立す、鐘樓 鐘は延享年間に鑄造せしものな 門 前にあり、少 惣門 石階あり、淨雲寺 除地、二段三畝十五歩、宇上にあり、日蓮宗にて、甲州身延久遠寺の末寺なり、法要山と號す、本堂七間半

を傳えず、

高札場の中央

小名 三藏寺 村の東の境高ヶ坂村へまたがりてあり、舟

橋 中央な

山川 川 水源は村の西本町田村より涌出し一條の川となり、村の中程を流ること八町ばかりにして、南の方高ヶ坂村に至る、川幅一間より二間許りまで

神社 天神社 年貢地、八段程、村の中央にあり、社地松杉及び雑草、本社に覆屋あり、三間に四間、拜殿二間半に二間、前に鳥居をたつ、共に南向なり、年々九月二十五日を例祭と定めり、南松

寺院 南松寺 天神社地へ入る所にあり、則社地のうちなり、普間、本尊阿彌陀を安置す、開山開基詳ならず、

森野村 森野村は、地名のよりにて起る所を詳にせず、古は森村としるせり、正保の比までも猶そのごとくなりしが、森の村と唱えしゆへ後に野の字を加へしにや、小田原役帳に小山田庄森とあり、その地は郡の巽の方武相の界にあり、江戸日本橋を去ること十里に及べり、村

に六間坤に向へり、本尊三寶祖師を安す、開山日明天正五年に開闢せり、鐘樓 門を入て左にあり、鐘は貞享年中のものなり、序銘を刻したれど、考證に益なければ略せりと、番神堂 門にあり、二間に三間、三十番神の小像を安置し、左右に天神と七面との像あり、

延命院 除地、八畝十歩、宇上にあり、本山修験木曾村覺圓坊の觸下なり、天満山と號す、本尊不動

○大谷村 大谷村は、郡の東南都筑郡の境にあり、江戸日本橋よりは十里の行程なり、當村古は本町田村の内なりと云、されどその分村せしもふるきことと見えて、【小田原役帳】には已に當村の地名をのす、又その比は小山田庄の内なるよしをしるせり、時の領主は小山田彌三郎にして、十四貫二百七十六文を知行せしことをのす、今は久留金之助正賀が知行にして、御入國の後ほどなく先祖忠兵衛正吉へ、近郷の采地と同く賜はりしと云、村の四境は、北より東へは成瀬村及び都筑郡奈良村にて、南高ヶ坂村に隣れり、西の方は森野村及び本町田の二村につゞき、東西八町、南北十町、家數二十六軒、村内に散住せり、地形高低あれど多くは平地なり、土性は野土にして瘠土なり、専養培の力を借て耕種す、水田陸田相半せり、檢地は小田原分國の比天文十二年癸卯にたゞせしことは役帳に見ゆ、御打入の後檢地はいつの比にや今年歴

の四隣、東は原町田・本町田の二村に接し、西南は武相の境川を隔て、相州高座郡淵ノ邊・鶴ノ高・上鶴間の三村にさかひ、北は郡中木曾村に隣る、東西四町ばかり、南北十四町ほど、土地もとより低くして、平かならざれども、さまで嶮岨と云ほどのことにもあらず、土性は黒土砂交などにて畑多く田少し、霖雨の時は境川溢て水損の患あり、また旱損の患もまぬがれぬ地なり、民戸四十七畑、農業の外蠶桑を事とし、或は蓑などを作りて生産の助とす、往古の領主を傳へず、小田原分國の比は、小山田彌三郎が知行にして、二十三貫四百四十五文癸卯檢地の由役帳に見えたり、御入國の後須藤太郎左衛門に賜り、今もその子孫岩之助盛致知行せり、この餘北の方に若干の秣場あり、之は御料所にして、今小野田三郎右衛門信利が支配所なり、檢地帳はいつの比か回祿にあひて失ひしにより、檢地の年代を傳へず、村内に二條の道あり、一は神奈川道といひ、一は江戸道と呼ぶ、神奈川道は東南の方より西北の方へ達す、村内にかゝること四五町にして、原町田村へいる、江戸道は南西の間より東北へかよふ、村内を經ること十四町ばかりにして、本町田村へ達す、高札場村の中央

小名 上の方、中央を、下の方
 山川 境川南の境を流る、川幅五間ばかり、村内を流ること十町程、西の方木曾村より入て東流し、末流は原町田村に至る
 橋梁 土橋無名の橋なり、境川へ架す、長五間幅一間
 水利 堰 西の方住吉社の邊にあり、こゝより境川の水を引きて水田へそゞぐ、残水は又南の方よりさかい川へながれる
 堤 境川の北の岸にあり、長十四町餘、堤すべて川にそひてきづけり
 神社 辨財天社持、以下二社も同じ持なり、妙延寺
 住吉社 除地、二畝二十歩、これも上にあり、村の鎮守なり、日化す、本堂七間半四方、本尊三寶祖師を安す、寺寶
 鹿島社 除地、六歩、字下にあり
 寺院 妙延寺 除地、五畝廿五歩、字中にあり、日蓮宗、荏原郡池上本門寺末、長瀧山多聞院と號す、本山第四世日山の弟子日頭開闢せり、日頭は正長二年七月廿三日化す、本堂七間半四方、本尊三寶祖師を安す、寺寶
 十界勸請曼陀羅一軸 長三尺三寸、幅一尺七寸、嘉元三年九月日興書とあり、日興は日蓮の弟子六

老僧の第三なり、經文殘闕、日蓮の筆なり、下總國葛飾郡中山法華鐘樓に鐘しものなり、銘文もあれどもこゝに略せり、祖師堂 本堂に向て左にあり、五間四方、祖師の像なり、木像長二尺ばかり、中老日法の作なり、番神堂 本堂に向て右にあり、九尺に二間、鐘は寶曆年中、も左の方なり、三間に二間、番神は木の小像なり、左右に七面妙見の二像を安す、赤山社 番神堂あり、九尺に二間の社あり、赤山は抱齋を守護する神なりと云、

○木曾村 木曾村は、すなはち木曾郷の名のごとし、本村なるべければかたかたゆへある地名なるべし、村内八幡社の鐘の銘によれば、鎌倉將軍家の比、木曾氏の人こゝに來り住せしことあるによりて、起りし地名なりとみゆ、されどたしかに傳ふる所なければ、今より考ふべからず、木曾と云家號は、治承壽永の昔より、木曾義仲を始として、ふるく號せしなれば、さもありしにや、小田原役帳によれば、こゝも小山田庄の内なり、相州矢倉澤海道に宿場にて、古は木曾町と號せしが、今は往來もまれなれば、おのづから村里のことくなり來りて、唱をも村と稱るに至れり、江戸日本橋より行程十里、東は本町田村に隣り、東より北へは山崎村に連り、西より南は森野村の地少しく係り、多くは境川を隔て相州高座郡淵の邊村に對し、北は小山田・圖師の二村にして、其の間

に根岸村の地少しく交はれり、東西凡三十町、南北六町ばかり、民戸百七十軒、村内に散住せり、地形平かにして土性は黒土なり、水田は少く陸田は多し、やゝもすれは旱損の患あり、村の西に林三ヶ所あり、又西南の方相州淵ノ邊村の内に、根岸村及當村入會の秣場あり、西北より西南へかけて一條の往來あり、長六七町、これは相州矢倉澤道へ通ふ間道なり、當所昔のことは傳へず、小田原分國の頃は小山田彌三郎が知行所なり、その貫高は四十五貫五百七十文にして、天文十二年癸卯檢地のよし役帳に見ゆ、御打入の後高木善次郎、並梁田半兵衛正勝二人に賜はりしより、子孫相ついで知行せしが、元祿十一年に高木伊勢守守久が知行は所を替られ、梁田主殿某は同比没して嗣なかりしにより、采邑を收公せられ、一圓に御代官所となれり、今は小野田三郎右衛門信利が御代官所と、倉橋内匠久幾が知行と入合へり、久幾が知行は賜はりし年代を詳にせず、檢地は寛文十一年成瀬五左衛門某たゞせり、

高札場二ヶ所共に村の中
 小名 矢部村の西北なり、この所矢部村と、本村なり、或は宿とも呼、境川の名にあらず、境川のべりとも呼、境川邊ゆへにこの字あり、

山川 境川 西南の境を流る、小山田村の方より流れ來り、末流は森野村にそゞ、長さ三十町ばかり、用水もまたこの水を堰き入て、田間にそゞり、

橋梁 板橋 無名の橋なり、境川に架す、長六間幅八尺ばかり、

神社 矢幹八幡社 社地二町四方、其餘田二段九畝十一歩、俱に除地なり、小名矢部にあり、昔木曾某と云もの始て建立せしと云、造立ことなりしとき、其羽箭を以て屋上にさし、によりて矢幹の名ありと云のみにて、その年代をつたへず、もと近郷の惣領守なりしが、今は當村と根岸兩村のみ鎮守とせり、例祭八月十五日、神輿を村中へわたし且社前にも神事を行ひ、隨身門 四間に三間、隨身の木像て土人尤も群聚せり、隨身門 長二尺、前に石階あり、本社 申の方に向ふ宮作にて覆屋あり、三間に四間、神體は長八寸ばかりの像なり、本地彌陀、これも木の立像にして長一尺、拜殿 三間に五間、本社の前にもあり、その間三間餘許、間ばかりの間す、鐘樓 隨身門に向ひて右の方にあり、九尺にて梵なり、鐘樓 四方鐘の銘あり、その文左にのす、

武藏多磨郡小山田庄木曾郷矢部村八幡宮鐘銘

耕齋菊地東句撰

矢部村八幡祠、不知何代何人、因何事而建之也、土人傳言、古者木曾某赴相陽之次、下營於某處、身親奉幣、禱以策功、遂葺以羽箭、因曰箭幹祠、名其去鐵之處曰根岸村、其下營之處曰木曾村、雖事之有無

若不諱者、而如其言則其來已久矣、祠也當武相之間、西臨大川傍、環重山麻畦芋區、生民贍業草舍此門闕闔撲地、如夫宮牆之觀、山光織朝暮之景、水聲奏自然之樂、遠樹放花、郁郁芬芬、平無垂綠、萋萋垂萋明月懸天、則一村總開水晶宮殿、白雲落空、則列壑乍現寶花樓閣神既靈異、地亦佳勝、歸世尊崇無懈、不亦宜乎、從五位下伊勢守源姓高木守久、往年賜采於根岸、父守次祖清秀、清秀夙著武名、顯仕東照神宮、曾尾州石瀨之戰、一日之中七與敵接鋒、其他軍功又復類之、平生篤志奉承此神、守次守久能繼相為敬事、自清秀沒而若干年、朝經四君、家歷三世、而食邑於神所宅之地、其豈徒然哉、孰謂非之於神之顯命而父祖冥佑耶、於是今歲春季、大募梟氏、新鑄華鐘、棲以高樓、上鑄社稷永、下資父母冥福、及釐成、命某作銘、銘曰

矢部之村、八幡之宮、靈威夙著、茅茨惟崇、華鯨爰鑄、抗以龍虹、豐嶺霜曙、沙麓暮空、聲濕雲外、講開寺中、小大鳴異、人天響通、誰爲之者、高木某公、上壽 國脈、下禱匪躬、乘此願力、世建武功、家聲遠播、與鐘無窮、

寛文五年乙巳三月十三日、

從五位下伊勢守源守久獻、

鐘樓の向ひにあり、別當所よりこの寮所に宮番のものを置て守らしむ、鳥居 隨身門の正面を隔ること一、片葉松 隨身門の内にもあり、門より七間ばかり、この松はその側にあり、圍六尺ばかり、石階の上へ垂し枝あり、枝に生る葉丸くして一莖なり、その餘はみな常のこ

とく雙生、別當覺圓坊 除地、五畝十一歩、本村にあり、京吉祥山住善寺達藏院と號す、開山、神輿堂 境内にあり、六尺は傳燈阿闍梨、明徳三年五月寂、神輿堂 四方にして茅葺なり、八幡の神輿、觀音堂 これも境内にあり、三間半に五間をこゝに納む、觀音堂 正觀音の木像を安す、長三尺ばかり行基の作と云、この觀音、免田三畝二十七歩あり、

神明社 見捨地の内わづかなる社、見捨地の内わづかなる社、福昌寺 除地、七畝五畝二十七歩、本村にあり、曹洞宗、相州津久井縣根小屋村功雲寺の末、木曾山と號す、開山僧快天永祿十一年創建す、本堂九間に六間、本尊釋迦木の坐像、長一尺、

傳重寺 除地六畝九畝二十三歩、これも本村にあり、淨土宗、龍山大善寺末、淨叡山と號す、開山僧源貞慶長元年に草創す、本堂六間に七間、本尊彌陀の木像、長二尺五寸、本、舊家 百姓五兵衛助と稱せしもの甲州武田氏に屬せしと云、

その時のものなりとて、文書を藏す、其文に

今般相州就出陣、軍馬糶依爲不足、先達而申付候處、無相違令用意、麥豆總計五百石送給、神妙之至感悅不斜候、令歸陣者、不日恩賞可沙汰之條如件、

永祿十二年己巳十月六日

土屋右衛門尉奉之

飯田兵部助殿

○根岸村 根岸村は、今は一村なれどももと木曾村の枝郷なり、その分村ありしは延享二年のことなりといふ、されど根岸と云はこゝに限らず、多くある地名にしてふるき唱なることは論なし、矢幹八幡の鐘の銘に此名の起りしゆへを載たれど、これは肯ひがたき説なり、按に成瀬村の農家に傳ふる天正中の文書に、小川村の邊に根岸と云地あり、隱田のことを載たり、もしくは當村のことなるか、その地は本村の間にはさまりて、江戸日本橋より十里の行程なり、南の方は武相の境を限として、相州高座郡淵野邊村に隣り、北の一方のみ圖師・小山田の二村に錯れり、東西五町餘、南北七町ばかり、すべて平地なり、昔本村の内に屬せし時、寛文十一年成瀬五左衛門某檢地せしと云、且昔の地頭は木曾村と同一、梁田隱

岐守直秀・高木伊勢守守久なりしが、それも替りて御料私領入會の地となりて、今は小野田三郎右衛門信利が支配所と、倉橋内匠久幾が知行所なり、水田少くして陸田多し、ことに早損の患多き地なりと云、土性は黒土にして薄土なり、糞培の力をからざれば五穀生殖せず、戸數五十二烟、所々に散住す、農耕の暇に蠶桑を事とし、春は原野に生する所の柴胡を採て餘業とす、これ當國の内を生するものながら鎌倉柴胡とて世に用る所なり、村西に御林一ヶ所あり、楢柵その餘の雜木等たり、又秣場村の南の方にあり、此地はもと相州淵野邊村の地にして本村及び當村と三村犬牙する所なり、

高札場村の中程

小名 日向根村の西北 柄澤日向根の東 一ノ久保村の師村の境 札ノ辻村の中程 上ノ原村の東 光正寺の方なり、古寺院ありし故の地名なるべし、されどその傳を失へり、

山川 境川 西南の端にあり、西の方木曾村の内字矢部より流來り、村にかゝること五町ばかりにして、東の方木曾村に至る、この流をせき入て用水となせり、

橋梁 板橋 境川に架す、無名の橋なり、長六間ばかりにて幅は八尺なり、相州淵ノ邊村へ通ふ橋なるゆへ、彼の村

と當村との普請所なり、

水利 惡水堀 村の西の方にあり、下流は境川へ入る、

倉廩 郷藏 御料所の内にあり、郷藏二間に一間半なり、

神社 山王社 字日向根にあり、下の三社並に同じ、僅なる小社にして、形は鏡などの如くにして、中央に觀音を露出し、下の方に左右に猿の形あり、裏に萬治二亥年と刻せり、經一尺許もあるべし、本村覺圓坊持なり、

天神社 字上ノ原にあり、同坊の持なり、勸請の年代を末社傳へず、小社にて西向なり、白幣を神體とす、

社 淡島社 小祠なり、天縛社 神明社

御嶽社 村の南にあり、勸請の年代をしらず、これも小祠にて覆屋あり、南向なり、白幣を神體とす、社頭に松樹の二大樹あり、圓二丈ばかり、是も覺圓坊持、

○高ヶ坂村 高ヶ坂村は、村名の起りを詳にせず、江戸日本橋より十里の行程にして、郡中の方位は東南の方向なり、家數五十軒、村内に散住す、四境は、東の方成瀬村に隣り、南は金森村にて、西は原町田村に續き、北は大谷村に接す、東西十二町、南北十三町ばかり、土地すべて

平かならずといへども、嶮岨といへる程の高低もなし、土性は野土にて專糞培の力を頼めり、陸田多くして水田少し、水旱ともに患なし、當村開墾の年代を傳へず、室町將軍家より、京都鹿王院領に寄附せられしこと、應永十八年三月永享七年三月二度の文書あり、その文には武藏國赤塚郷同國高坂郷と記せり、この後のことは所見なし、永祿の比は小山田彌三郎が知行にして、其高十三貫七百六十五文のよし役帳にのす、又その地は小山田庄の内なるよしをしるしたれど、今はその唱を失へり、御うち入の後慶長元和の比、百五十石の地をさきて神谷又五郎正次へ賜はり、その餘は御代官所にて設樂權兵衛等支配せり、神谷正次が知行は子孫につたへ襲祿せしが、享保三年故ありてその半を收公せられしとき土地となり、

一回に御料所となりしが、同十九年二月十九日地をさきて、高井兵部少輔信房に賜り、今子孫但馬守常房知行せり、この餘は遠藤備中守領せり、その賜りしはいつの比にや詳にせず、

高札場二ヶ所 一は字樹下にあり、一は字丸山にあり、

小名 松葉村の東 桑樹下でをすて云、丸山中央なせと川これ、黒牛西の方、西ノ原これ、西 半場これ

も西の 三藏寺 村の長の方なり、この小名隣村大谷にも唱院の境内あり、芹谷 乾の方 大谷淵村の北に

山川 川三流 瀨村に入る、一は村内字芹谷より涌出し、東南して本町田村より出る川へ合す、一は水源當村より涌出し、東へ流れ本町田村より出る川と合す、右の川幅一間より二間に至る許の小流、

神社 熊野社 除地、二段三畝十五歩、字西ノ原にあり、村の鎮守なり、勸請の年代を傳へず、社の上に覆屋あり、例祭は九月十九日、村内山王と隔年に行へり、圖師村大藏院持、末社稻荷金毘羅二社ともに小社にして本

山王社 除地、十三間に十七間、字黒牛にあり、これも村の鎮守にして大藏院の持なり、神體は圓三尺ばかりの丸き石なり、すべて白き貝つきてれりものなどの如し、社に覆屋あり、南向なり、前にいへる如く熊野社と隔年に祭れり、

淺間社 除地、百坪、村の東にあり、わづかなる寺院 祥雲寺 境内四町、字桑樹下の南にあり、曹洞宗、相州大永祿三年六月十五日寂す、今寺領十五石の御朱印をたまへり、本堂八間に七間東向なり、本尊は華嚴經迦木の立像にて、長一尺二寸ばかり、本山石雲寺は相州足柄上郡關本村最乗寺の末寺なれば、當村亦八十五年に一度、最乗寺の輪番あたると

云、
觀音堂 本堂に向て左にあり、二間に二間半北向なり、菩薩の作なり、
白山社 本堂の正面にあり、小社なり、
地藏堂 宇桑樹下あり、祥雲寺の持なり、地藏は木の立像に、長六寸ばかり、恵心の作なりと云、前立の像も亦同容なり、この餘十王の像を安す、堂の大き二間四方南向なり、

小山田庄

この庄に屬する所の村數村あれども、今こゝにはその内郷領の唱なきもの二村を出せり、小山田の説は已に首卷に出したればこゝにはのせず、

○山崎村 山崎村は、郡の南にあり、小山田庄の唱たゞ當村のみ今も傳へて稱せり、村名の起りしゆへをしらず、四境は、東より北へはすべて野津田村に隣り、西は國師・木曾の二村に接し、南は本町田村へ堺へり、東西十三町、南北九町許、この地南の方山を負て高低ひとしからず、土性は眞土黒土相錯る、陸田多して水田少し、水旱共に患あり、戸數八十烟、所々に散在す、江戸日本橋より十里の行程なり、昔北條氏分國の比は小山田彌三郎が知行にして、その高五十一貫二百八十三文のよし役帳にのす、おもふに此邊は往古よりして小山田氏の領する所なるべし、御入國の後はこのも、梁田半兵衛正勝が知行

なりしが、その子孫主殿某没して嗣なきにより、收公せられけり、これ元祿の比なり、その後は御代官所と松平内膳が知行と入會の地となれり、今の御代官は小野田三郎右衛門信利なり、村民耕作に力を盡し、農隙には男は炭をやき、或は山林に入て茯苓を掘て生産の資とす、女は蠶養を事とせり、檢地は北條氏の時天文十二年に改まりし後は、成瀬五左衛門が改しと云傳ふるのみにて、水帳を失ひたれば年代をしらず、こゝも近郷と同く、寛文十一年の改なるべし、

高札場二ヶ所 一は村の西にあり、一は東の方なり、

小名 織部谷 西の方 蟹原らびなり、桑樹平 東の方

七國 桑樹平より、竹内 北の方

山川 川 西の方 師村より流來り、村の境を延貫すること十町ばかり、東の方 野津田村に達す、川幅五間ばかりなり、

水利 用水 溪間より出る清水を、用水引て水田に沃く、

神社 八幡社 餘地、五畝、村の北にあり、當社のあるを以て此邊を八幡平と號す、村の鎮守なり、勸請の年歴をしらず、わづかなる社にて二間に三間の覆屋を設く、拜殿三間に二間坤に向ふ、その前に鳥居をたつ、例祭八月五日、師村大藏院持、

稻荷社 餘地、一畝十歩、東の方 宇下平と云所にあり、これも勸請の年を傳へず、わづかなる社にして、覆屋三間四方なり、神體は寶珠を掌にして白狐に跨れる像なり、長七八寸、前に鳥居及石階あり、宏善寺の持

第六天社 餘地、四十坪、村の中央にあり、小祠にて覆屋あり、孝養寺の持

山王社 餘地、十坪、これも中央にあり、小祠なり、同寺持

寺院 梁田寺 境内八段一畝十八歩、餘地、曹洞宗、入間郡越生衛正勝建立して、僧鐵春を以て開山とす、鐵春は萬治二年八月廿日寂せり、半兵衛正勝は承應元年十二月九日没す、法號は梁田寺性山樹見、その妻を東向院本叟榮心と云、夫婦の法號を採て寺號とせしなり、又寺領として四町八段一畝十八歩の地を寄附して、永く修理の料に充つ、されど梁田が家絶て後此地御代官所となりしかど、尙舊によりて餘地となれり、當寺に東福門院の御靈牌あり、これは正勝が長男懸岐守直次が、東福門院へ附せられて久しく在京せし故に、薨せられし

のち御靈牌を造りて、當寺へ安置し奉りしと云、又直次が守護の千手觀音一軀あり、長一尺五寸ばかり、木の立像なり、鐘樓 本堂の前

武州多磨郡小山田庄、山崎村東向山梁田禪寺者、龍穩二十一世、嶺樹大和尚開闢之勝地、而洞家之道場也、粵有梁田氏源正勝公、寛永六己巳之秋、爲佑先

祖冥福、創建梵刹、爲晨夕供香燈之慮矣、予應正勝公之孫子、直秀公之請、爲當寺第二世、以故爲警悟群生、同入圓通門、命冶工而新鑄銅鐘以懸高樓矣、樂汁圓徵曰、君子鑄金爲鐘四時九乳、是以撞鐘以知君、鐘調則君得道、又淮南子曰、景公族、鑄鐘撞之於庭下、列雉皆雊之、又古今樂錄曰、古鐘名有大林之鐘、景鐘九龍之鐘、千石之鐘、又周禮曰、鐘懸謂之旋、旋蟲謂之幹、鐘帶謂之篆、篆間謂之枚、枚間謂之景矣、又宣律師感應記曰、有祇近戒律院、內于銅鐘、重三十萬斤、目連以通力擊之、則聲震鐘形如吳地、又六帖曰、修多羅石鐘者、拘鐘秦佛所造、佛滅度後婆娑竭羅龍王收去、至釋迦佛興、龍復將來、佛滅度已龍將去、鐘者禪林之禮樂、禪誦警悟之法器也、又禪苑曰、擊大鐘之法、先輕擬鐘三下、緩十八聲、緊十八聲、三緊三緩、共一百八聲也、民曉齋粥之節、散以鳴樓鐘、曉鐘者破長夜警睡眠昏鐘者覺昏衢蘇蒙昧、須緩揚聲湖長矣、加旃降伏邪魔百怪、事業能令諸有皆得清淨也、然有八百萬大菩薩衆、感應而前後圍繞守護也、又叢報差別經曰、若有衆生、奉施鐘聲得十種功德、一得梵音聲二有名聞聲、三自識宿命、四所有出言、人皆敬受、五常有寶蓋、以莊嚴、六有妙瓔珞以爲服飾、

七面貌端嚴、見者歡喜、八具大福德、九命終生天、十速證涅槃、如斯功德利益甚深、豈無量哉也、

銘曰

武州之國、山崎境中、東向山秀、梁田梵宮、瓊樓高構、新懸銅鐘、形團堅永、口輪裏空、韻韻聲惶、聲聲驚衆、降伏魔外、普入圓通、所庶幾者、聖壽無窮、檀越長久、佛法建隆、

貞享五閏茂執徐歲賓涼十五日、

永平勅三十三世東向山梁田禪寺二世高都謹題

門東に向、稻荷社境内にあり、わづかなる祠なり、正一位客殿四間半に五間、本尊大日本の坐像にして、長二尺許、

孝養寺 境内餘地、八段三畝二十六歩、村の中央にあり、此邊院の末山なり、北崎山と號す、開山の事實年代等を傳へず、

○金井村 金井村は、都筑郡の境にて郡の東南にあたり、開闢の年代を傳へず、「小田原役帳」を閱るに、永祿の比は金井木倉とて、全く二村なり、共に小山田庄の内にて小山田彌三郎知行せり、今も小山田庄の唱を存せり、又二村をあはせて一村とせしは、元祿年中よりも前のことなりと云、猶下の小名の條と照し見るべし、御入

國の後福井修理久次が二男清右衛門久國、台徳院殿へ召出されしとき、當村を賜はり、子孫襲祿して知行せしが、六代の孫清助某正徳五年六月四日早世して嗣子なかりしにより、除邑せられ、一旦御料所となりしが、いくほどなく神谷志摩守久敬に賜はりしより、今その子孫富三郎知行せり、江戸日本橋よりの行程は九里ほどなり、東は都筑郡岡上村にて、南は同郡の内奈良村に隣り、南の方より西へかけて本町田村の地めぐり、乾は野津田村にて、北は大藏村なり、すべて谷間の地にして高低多し、畑多くして田少し、土性は黒土眞土の二品なり、もとより水利便なくして天水をたへて用水とす、故に旱損の患あり、農民耕種の暇に薪を採り餘業とす、又蠶桑の利も少しくあり、風俗は近郷に異なることなし、當所小田原分國の比、天文十二年癸卯檢地ありし後、御當代となりても改られしといへども、水帳回祿にかゝりて其年歴しるべからずと云、村の西南にあたりてそこはく原野あり、これを秣場とす、又一條の往還あり、南の方本町田村より入る村の中ほどを良の方へ横ぎり大藏村に達す、高札場東北の方金井谷

小名 金井谷村の北なり、この所中ころまで金井村と號せし地なるべし、「小田原役帳」に小山田彌三郎知行

行二十六貫二百九十文 木倉谷 南の方なり、この地昔は木とあり、知るべし、

が、いつの頃よりか村内に屬せしなり、「小田原役帳」に小山田庄木倉十四貫六百八十六文小山田彌三郎が知行にして癸卯の年檢地ありしよし見へたり、又正保二年地圖改定の頃も、別に一村にして當村の端村とせり、されば永祿の比は全く別村なりしが、さまでひろからぬ地なるにより、枝郷のごとくなり來りて、今ついに村内の地となりしなるべし、

山川 小山田川 西北の方野津田村より流來り、村の北の方を四

川幅は凡五

六間許、
神社 八幡社 字木倉谷にあり、勸請の年代を知らず、村の惣鎮守なり、社上に覆屋を設く、大さ二間半四方にして東向なり、神體は長五寸ばかり、社前に鳥居をたつ、例祭七月二十八日、獅子舞を執行す、弘福寺の持、

稻荷社 二ヶ所 一は村の東にあり、一は東南の方にあり、二社とも弘福寺の持にして、わづかなる祠なり、
七面社 字金井谷にあり、これも勸請の年代を知らず、四間四七面社方の社にして南向なり、神像は女體なり、長一尺五寸ばかり、前に鳥居あり、相州高座郡谷口村青柳寺もち、

寺院 弘福寺 除地、高四石六斗六升五夕、字金井谷にあり、新開闢の年代及び開山の僧詳ならず、本尊大日本の本像長一尺五寸ばかり、客殿七間に五間、前に石階あり、 山王

社 境内の鎮守なり、向て右の方に在、

阿彌陀堂 字金井谷にあり、わづかなる堂なり、彌陀の木像長五寸ばかり、百姓持、

舊蹟 古戰場 今その所を詳にせず、觀應三年閏二月廿日、京都將軍尊氏と新田義宗等、此地にて戦ありしこと文書に見ゆ、足利尊氏此年三月廿日松浦太郎に賜はる文に云、去月廿日武藏國金井原合戦之時、父治部左衛門尉討死すと云、去月とあれば閏二月なり、又同年六月八日尊氏一色入道に與へし狀に云、松浦治部左衛門尉秀(本のみ)事、武藏國金井原合戦之時討死訖ぬ、子息幼稚に候間、不及參洛(中略)恩賞事以便宜之地可被致計沙汰也云云、按に「太平記」には此合戦の場小手差原としり、しかるに尊氏の旗下の十三富綱四郎が軍忠のことを申し文書に、同年閏二月廿日金井原同廿八日小手差原兩度合戦とあり、されば「太平記」に記す處誤れるにや、今は土地にてもまさしく古戦場の地を傳へず、金井原と云ときは村の西南の原野など昔の原のかたちの残れる成べし、

新編武藏風土記稿卷之九十終

新編武藏風土記稿卷之九十一

多磨郡之三 府中領

古國府を置れしは多磨川の東にて、今府中領と號する地は、その邊の村々なり、この多磨川の西にあるものは、纔に九村、地理の便宜にしたがひて、この領中に屬するものなり、

○上谷保村附持添新田 上谷保村は郡の東にあり、分倍庄栗原郷と稱す、府中宿を距ること一里、江戸日本橋までの行程九里に餘れり、天和三年上下の二村にわかたれ、大抵西を上とし東を下とすといへども、地理犬牙して細かに區別すべからず、西は青柳村に接し、東は下谷保村に犬牙して、南の方半は多磨川に臨み、半は四ツ谷村に墾す、北は中藤新田・榎木戸新田に隣れり、土地の廣袤は上下を通じてその大凡を云は、東西へ二十一丁あまり、南北十五町ばかり、南の方少しく低しといへども、大抵平夷の地なり、田圃は等分なり、土性水田は眞土、陸田は

野土なり、當村は甲府への街道にして、民家百六十軒、往還の左右に簀を連ぬ、耕作の外飼蠶をなす、歲時の風俗他村にことならずと云、御開國より御料所にして、正保の頃は野村彦太夫爲重、天和貞享の頃は國領半兵衛・神尾元右衛門・元祿の頃は西山六郎兵衛・細井九右衛門・今井九右衛門・寶永の比は雨宮勘兵衛、今は大岡源右衛門御代官所なり、村内に遠藤・堀江・三田・佐伯を氏とせる民あり、土地開けしよりの四家なりと云、されど舊記も所持せざれば古をしることあたはず、村の北に新田あり、元文元年大岡越前守忠相檢地せり、今は戸倉新田に譲りたれども、なを谷保新田と唱へ來れるなり、

高札場千牛にあり

小名 四軒在家 窪 臺 中平 石神 千牛 以上西より數へて

東に至 地藏街道 城山共に南に 栗原西にあ 假屋坂

村内安樂寺の西をいふ、其所に小坂あり、坂上に三間四方許の塚あり、石塚といふ、來由を傳へず、武具永錢など掘出せし事ありと云、往古村上帝より天滿天神へ勅をたまはりしとき、假屋をいとなみし所なりと云、

山川 多磨川村の坤の方をながる、

水利 用水 多磨川の分水なり、七村組合の灌溉となす、

堤多磨川べりにあり、馬踏六尺、敷三間、長堤百八十間、坤の方にあり、御普請所なり、

神社 天滿宮 社地一町三段、村の東の方にあり、本社二間に三斗を附せらる、神體木の坐像長二尺五寸許、東帯、社傳に菅神太宰府へ左遷の時、三男道武玉川の邊に遷され、星霜を送らる、菅公薨じ玉ふを開、泣哀の餘り此像を彫刻せられしといふ、道武當地の縣主貞盛と云るもとにありて、その女を妻として一子をまうけらる、これを菅原道英と號す、後孫津戸三郎爲守、僧法然に歸依して無常を感じ自殺せしと云、此社傳いふかしのいへども、此邊津戸三郎の因みあることはたしかなるべし、本宿彌勒寺に津戸勘解由左衛門尉・菅原規嗣の古碑あるを觀てしるべし、當社古へは本宿にありしが、後この地に遷せりとぞ、縁起には養和元年六月三日遷れりと云いふかし、今其舊地を天神島といふ、遷坐のとき假屋を設けし所を假屋坂といへりと云、例祭毎年正月廿日、二月廿五日、七十五膳の供具あり、又八月廿四日より 本地堂三間四方廿六日まで獅子舞及角力神樂等あり、 末社辨天社小社、本にあり、十一面觀音木像長二尺五寸は 末社辨天社小社、本にあり、立身胎藏に黄金佛ありと云、 稻荷淡島合殿にあり、神明熊野稻荷合殿本社の後背に、 稻荷淡島合殿小社、本地堂 三郎殿社小社、本社の南にあり、菅神の三男の南にあり、 道武の社といふ、例祭十一月三日の夜新穀を供し、又七十五膳の供具あり、此日は此地に遷神座ありし日とも、又は三郎薨去の日なりともいへり、 神寶天滿宮額一面 背に建治元年乙亥六月乙丑廿六日書之、正三位藤原朝臣經朝とあり、社傳に後宇多帝

上谷保村



勅定の扁額ありとは此事なり、別に水府の館より、元祿三年納められし模刻あり、背に祈禱のため寄進するの由を記せり、
狛狗二疋村上帝の寄附したまへるよ 別當安樂寺

除地三段、千牛にあり、梅香山松壽院と號す、太宰府に擬して此院を置りと云、天台宗、當郡深大寺末、客殿四間に九間、本尊血文彌陀の本像長一尺五寸許、僧法然津戸三郎が爲に彫作する所の木像、及三郎道武血書、經文胎藏にありといふ、開山方圓天曆元年七月廿七日寂す、其墳墓往來を隔て北の方にあり、其所を瀧の院と云、二間半に三間の堂あり、

什寶大般若經四卷九郎判官義經、武藏坊辨慶、龜井 甲藥師一軀 長一寸五分許、十二神ともあり、津戸三郎守護の靈佛なりといふものあり、眞偽を辨せず、

八幡社 小名假屋坂にあり、小社、

石神社 小名石神にあり、街道に臨み、九尺四方の覆屋なり、

御嶽社 小社村の南にあり、

寺院 南養寺臺にあり、谷保山と號す、禪宗臨濟派、當郡紫崎村普濟寺末、本堂十間半に七間半南向、御朱印十石の寺領を附せらる、本尊釋迦木の坐像 觀音堂 四間四方、長一尺、開山大定貞治二年十月八日寂す、
手觀音立身長二尺 鐘樓 九尺四方、安永 寮 一字門の西に餘、運慶の作、 六年の鑄作、

門 谷保山の三字を扁す、前南禪 永福寺境内除地四石四斗、僧録司大川宗達の書とあり、
寶林山と號す、是も普濟寺の末、本尊彌陀木の坐像長一尺許、開山天叟天和七年十月十日寂す、
舊蹟 城跡村の南にあり、三十間四方の地、周廻に土手あり、小社なり、傳へ云ふ津戸三郎住居の跡なりと、又こゝより三丁程を隔て壘跡とおほしき所あり、檜臺或は土居の遺跡あり、誰の住蹟と云を傳ず、

○下谷保村 下谷保村は、上村の東にありといへども、土地犬牙して細かに區別すべからず、民戸九十六軒、上村と同じく甲府街道の往還に並居る、田圃等分、餘は既に上村の條に委し、こゝに復贅せず、

高札場村の中程にあり、

○青柳村附持添新田 青柳村は、郡の東にあり、郷庄の唱を失へり、府中宿を距ること一里、江戸の行程前にをなし、甲府街道の村なり、街道の係ること凡六丁餘、東は上谷保村に隣り、西は柴崎村に接し、南は多磨川を踰て石田・荒井・萬願寺等の三村に墾す、北は榎戸新田に邊す、東西凡六丁餘、南北三十丁、地形平夷なり、土性水田は眞土、陸田は野土、陸田多して水田少し、延寶六年野村彦太夫・中川八郎右衛門檢地す、御開國より御料所にし

て、正保の頃は野村彦太夫爲重、天和年中國領半兵衛御

代官所、その他の遷替詳かならず、今は大岡源右衛門孟清支配所なり、家數四十八軒、街道往還の左右に並居る、往昔は此村今の本宿の南多磨川岸の青柳島といふ所にありしが、寛文十一年此地へ移りしよし、其舊地古へ楊柳多かりし故其名も起り、村名にも呼べりといへり、一説に【和名抄】に收る所の小楊柳は、此地のことなるべしと、いまだ然るや否やをしらず、後洪水の變にかゝりて、今の地へ移りしよし、その時本宿及四ツ谷村などへも移りしものあり、今に森田を氏とせるもの、皆青柳の舊民なりといへり、當村今は石田村新田の民と雜居し、田圃も亦犬牙せり、本村の北に持添新田あり、元文元年大岡越前守忠相檢地す、東は谷保新田、西より北は竿久保新田、南は柴崎村なり、東西凡二丁半、南北六丁に及べり、
高札場 村の中程にあり、
山川 多磨川 村の南を流る、界際を經こと凡四丁、西の方柴崎村より注ぎ、東の方上谷保村に達せり、
貝壳坂 村の西にあり、多磨川に至る道なり、この處古の甲州街道なりしと云、
水利 堤 多磨川の岸にあり、長三丁許、當村及上谷保村の持にて、御普請所なり、
扒樋 幅四間、長八間、村の南にあり、これより玉川を引、當村及上下谷保村、是政府中三宿當村を并せて凡七ヶ村く

みあひの瀧 瀧とせり、

神社 稻荷社 年貢地、七段二十五歩、村の南玉川の涯にあり、
び九月九日、府中 本町安養寺の持、

○四ツ谷村 四ツ谷村は、郡の東にあり、郷庄の唱を失ふ、江戸日本橋までの行程八里、東は本宿村、南は上下落合川村及び一之宮村に接し、西は石田・萬願寺の兩村に隣り、北は上下谷保村に墾ひ、東西凡二十町、南北二十五町に及べり、正保のものには四屋村とあり、名の起りを詳にせず、寛永の初洪水に依て、地所一旦流失せしを、今の村民三左衛門が先祖内匠再び開墾せし邑なりといふ、民家五十二戸、處々に散在す、田畑等分、土性眞土なり、村の西南によりて秣場あり、凡四町八段餘なり、寛永十二年深谷喜右衛門檢地す、後又延寶六年野村彦太夫・中川八左衛門再び檢地をなせり、同年檢地の新田もあり、又多磨川の涯に段高場あり、明和七年久保田十左衛門政邦檢地す、外に三左衛門新田といふあり、その家の新墾にて今に三左衛門一人の持なり、延享五年神尾若狹守春央・逸見出羽守檢地す、抑當地御代官所にして、御代官は正保延寶の間野村彦太夫、正徳中雨宮勘兵衛、延享三年より養笠之助それよりなを遷替ありて、今は大岡

源右衛門孟清支配所なり、村落の北にあたりて小徑あり、府中本町より本宿村の田間を経當村の北凡七八町を過て、日野萬願寺より日野宿へ出、この路古の街道なりしが、慶安の頃より府中谷保青柳柴崎日野へかゝりて往來せるよし、
高札場村の中程

小名 寺東村の北に 三家西北に 上ノ島南にあ 大川
端西北に 北川原西にあ 新田川内南にあ 上ノ宮北
あり、寺屋鋪同邊に 古屋鋪西南に

山川 多磨川西の方萬福寺村より入り、東の方本宿村へ入る、
水利 用水多磨川の分水なり、石田村境よ

堤長三丁餘、寛保四年御代官小
野佐太夫の時築けりと云、

神社 第六天社 除地、八斗三升一合、北川原にあり、九尺に
内の鎮守、例祭年々九月十五日、古へ
は二十日なりしと、村内玉川寺持、

寺院 玉川寺 除地、一石七斗五升、青明山と號す、第六天の
西にあり、新義眞言宗、郡中高橋村金剛寺の末、

前柴間を其方新田ニ見立候而申上候間、御公募之人
足を以、せきを入用水存分ニ入相渡候間、此上之儀
ハ精ニ入田畑をひらき、御百姓可仕候、爲後日、依
如件、

寛永四年卯三月十四日

守屋左太夫在印

府中領上之宮内匠

○本宿村附持添新田 本宿村は、郡の東府中驛を距ること
十丁程にあり、江戸日本橋迄の行程八里餘、東は屋敷分
村、西は下谷保村、南は四ツ谷・中河原の二村、北は戀
ヶ窪及中藤新田に堺し、巽の方本町の内分梅に及べり、
東西凡九丁半、南北二十五丁許、分倍庄栗原郷と稱す、
古名小野縣或は小野郷ともいふといへり、今村内小野神
社の邊をおしなへて小野とよべり、蓋古は小野郷内にし
て牧場もありしにや、故に小野牧・小野駒などいへるなる
べし、其事新宿六所宮の條に委し、甲州古街道の村にて
そのかみは民家村南にありしよし、其所は開墾して水田
となれり、今に田間に高さ七八尺許の塚、相向て二つあ
り、是古道の一里塚なりしといふ、其頃は府中の驛場なり
し故本宿の名残なりしも知るべからず、後今の街道に改
められしに因て、民家從て遷りしよし、街道の係ること

客殿六間に五間、本尊不動木の坐像長一尺二寸、起立の年歴
詳かならず、或は村内百姓三左衛門先祖の開基なりしといふ、
舊家百姓三左衛門 梅印は、新羅三郎義光の苗裔にて、甲斐
國八代郡市川上の宮に住す、因て市川を氏とす、武田氏に仕
へて戦死す、二男を忠次と云、かれは故ありて小田原北條に
屬し、武州神護寺の城主北條陸奥守氏照の旗下となれり、北
條家落去の後兄右近と共に民間に潜み、此地に來り住し、其處
を上ノ宮と云り、本國の地名を取て名づけしとかや、寛永の
初四ツ谷村洪水の爲に退轉に及べり、因て其時の御代官守屋
佐太夫の許容によりて、再び開墾をなせし由なり、しかるに
この家のものに、其時縁に己と家來三人、各家居をなし、合
せて四軒ありし故四屋村とはなつしよしを書せり、是誤なり、
四屋の名それより以前の稱呼なり、末にのする守屋左太
夫より渡せし文書、今にこの家に所持す、其文を見てしるべ
し、今仍て左に收む、先祖内匠より今の三左衛門まで十一代
に及べりといふ、馬鞍二口を藏せり、共に海ありにて、一は
形小にして本地に梅の折枝の金蒔繪あり、文祿三年二月日伊
勢因幡守貞繼作と銘じ、□如此花押あり、一は大形にして黒地
に金銀葡萄の蒔繪あり、大坪式部大輔廣秀と銘す、この人は
上總の産にて、後馬術に達し、ことに鞍轡の制作に名譽あり
しことは世に知る所なり、はじめ孫三郎といひ、又左京亮と
もいへり、或は廣秀を慶秀と書せしものあり、將軍義満及び
義持につかへ、後ち薙髮して道禪と號せり、外に黒塗の鎧あ
り、板金にて、此

一四ツ屋之村、近年田畑屋敷共ニ流候付而、上之宮

凡九丁餘、今戸數百六十九煙、大抵街道の左右に簀を連
ね、或は田畝の間に住するもあり、地形平夷にして南の
方較低くし水田あり、水田は少く陸田は多し、土性府中宿
に同じ、御料所にして延寶六年中川八郎右衛門・野村彦
太夫檢地す、正保の頃野村彦太夫爲重御代官所、其後の
遷替詳ならず、今は大岡源右衛門孟清支配所なり、本村
の北に持添新田あり、元文元年大岡越前守檢地す、その
頃は上坂安左衛門御代官所のよし、今本村と同じく大岡
源右衛門孟清支配所なり、
高札場村の中程街

小名 間島村の南の方四ツ 小野宮 間島の東 天神島多磨

の田間にあり、是地谷保 村天神の舊地なりとぞ、

水利 用水多磨川の分水なり、谷保村より引り、

神社 小野神社 除地一段五歩、小野宮にあり、村民徳左衛門持
本社九尺四方の覆屋、拜殿九尺に一丈二尺、
石の鳥居を建、當社は式内の神にて、
野郷に係けて所祭瀬織津比咩也、垂仁天皇三年甲午始行祭禮
有神戸巫戸等圭田五十六東三宇田とあり、もし是文に據れば
六所宮よりも古き鎮座なり、又元慶八年秋七月十五日、癸酉
武藏國從五位上小野神社に正五位上を授けられしこと國史に
見えたり、後武藏執權の世に及て六所宮を崇敬ありて、當社

衰微に及び、六所宮より社務をも概行し、後には終に彼社に配祀せるなるべし、當社及び稻倉魂命下春太神、是を客來三神と稱して東殿に安置す、近來武藏國造十世の祖を祭て小野神社となし、後其社を一の宮村に移せしによりて、小野は一之宮の舊迹なりといふ、應説を唱ふるものあり、享和中碑を建て故蹟なるよしを録せり、亦彼應説に従ひ、彼一の宮祭神當社と自ら別なることをしらす、

熊野權現社除地、五段五畝二十八歩、村の西にあり、本社覆屋九尺二間、拜殿二間に三間、本地彌陀、觀音、藥師三軀を安す、木の坐像各長一尺、村内彌勒寺の持也、

稻荷社除地、三段七畝二十八歩、村の南にあり、二間四方の覆屋、神體陀鬼尼天、木像一尺許立身、安樂院持、當社元和五年祝融の災に逢て舊記を失ひたりといふ、惟古棟札の寫なりとて、奉造立稻荷大明神一字成就弘治二年二月、車戸氏子中別當觀音院泰雲と記したるものあり、これに據はるのかみ此ほとりを車戸と稱せしとみえたり、

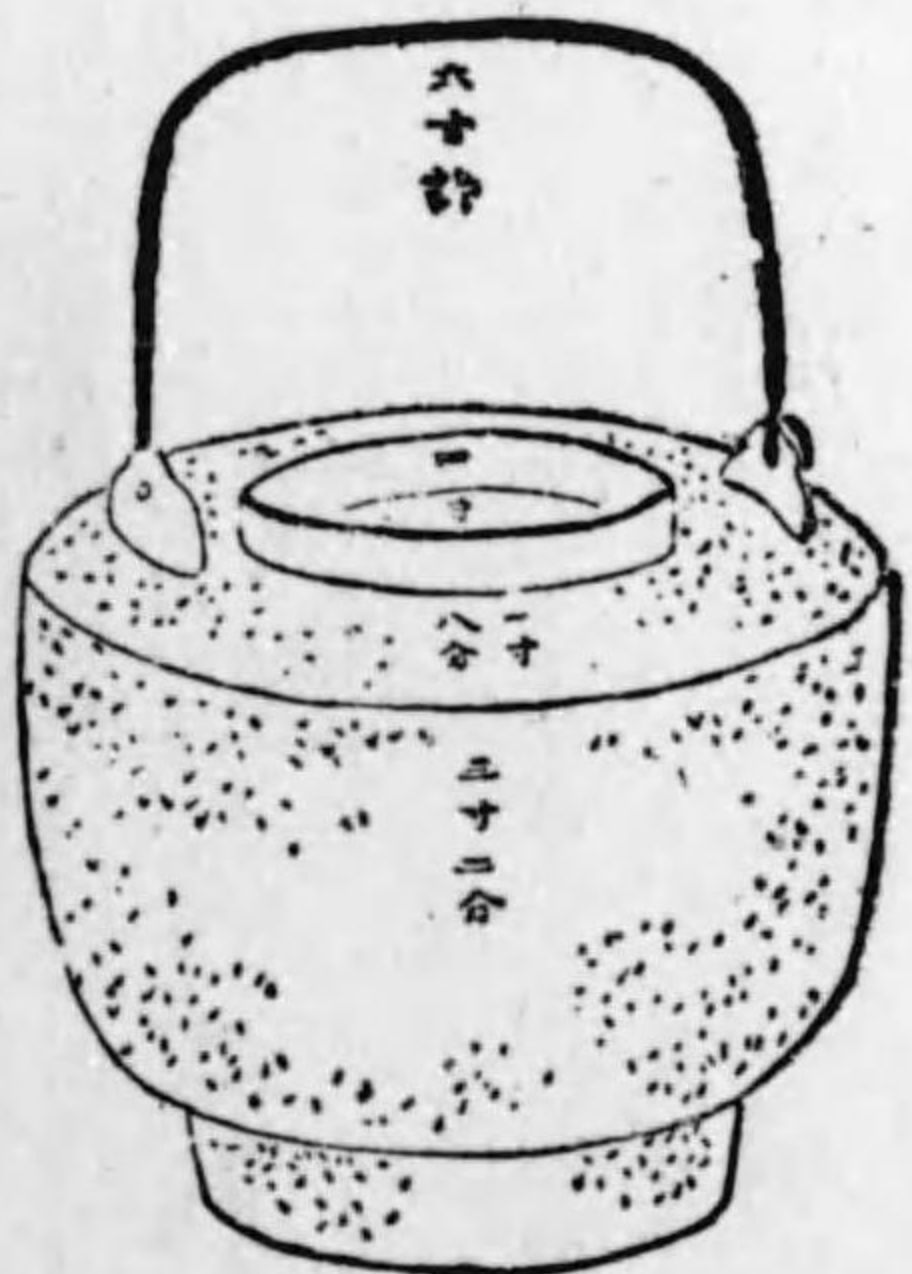
山王社除地、三段二畝二十八歩、小社、村の南にあり、安樂院の持なり、子權現社除地、一段十八歩、小社、別に拜殿あり、二間に三間、神體畫像村民の持なり、

八幡社小社、四ツ谷新田にあり、村民の持、

稻荷社除地、二段二畝三歩、小社、村の南にあり、村民の持、

稻荷社除地、一段二畝二十八歩、小社、村の東にあり、村民の持なり、

寺院 彌勒寺境内除地、一町一段四畝八歩、村の西北に在、石上山般若院と號す、新義眞言宗、府中宿妙光院末、本堂五間に九間、本尊大日本の坐像長二尺許、開山開基詳ならず、此寺古へは村の南にあり、其舊地より昔年古碑一基を穿ち出せり、津戸勘解由左衛門尉菅原規嗣延文五年七月十日子刻死去、沙彌道嗣とあり、又土中より得しものとて圖



の如き器あり、鐵器にたれとも、其器辨しかたし、縁に蔦の模様微にみえたり、正光院境内除地、二段四畝十一歩、小野宮にあり、吟松山と號す、是も妙光院末、本尊不動木の立像長三尺五寸許り、開山尊祐元、觀音堂二間四方、本堂文三年九月寂す、

安樂院除地、二段三畝十六歩、村の中程にあり、慈眼山觀音寺と稱す、本山修驗、開祖泰雲、弘治年中の起立と云、觀音堂三間四面、立身の正觀音長一尺許、木像、行基作と云、

舊蹟 古戰場 分倍河原につゞきし地所にて古戰場なりといふ、塚といふあり、來由を傳へず、この所に弘長元年の文字みえし斷碑あり、又それより北によりて御嶽塚といふあり、高一丈五尺許なり、

○屋敷分村 附持添新田 屋敷分村は、本宿村の東隣にして御庄領の唱、及び日本橋への行程等は前村に同じ、村名の起を傳へず、古は府中の内なりと、されど分村せし年代詳ならず、東は府中宿に隣り、良の方番場本町の西村に犬牙し、北は國分寺村に及び、西は本宿村に隣り、南は本町の内分梅に堺す、東西凡五町餘、南北二十町に及び、土地平夷陸田多し、水田は纔に東南隅にあり、用水は多磨川の分水をそゞげり、土性野土、延寶六年野村彦太夫檢地す、甲州街道の村にて、街の係ること凡五町餘、民戸六十軒、往還の左右に並居る、耕作の外少く飼蠶をなす、御開國より御料所にて、御代官は寛永十五年の頃守屋左太夫、正保承應の間野村彦太夫、天和貞享の頃國領半兵衛、元祿八年の頃より臼井九右衛門、それよりなを遷替ありて今は大岡源右衛門支配所なり、

本村の北に持添新田あり、元文元年大岡越前守忠相檢地す、その頃は上坂安左衛門御代官所なりしよし、今本村に同じ、

高札場村の中央より少し南にあり、

小名 上分梅村の西をいふ、この地に古碑あり、元應元年霜月八日とえれり、何人の碑なるや詳らず、荒宿村の東方なり、

神社 富士淺間社除地、四段、小社、持添新田にあり、社地祭九月九日、塚の如く平地より築出す、村内の鎮守、例村持、

○是政村 是政村は、那の東にあり、郷庄の唱を失ふ、古は横山村と云しよし、村の舊記に見えたり、天正年中井田是政この地に土着せしより是政と呼りと云、東は小田分村に隣り、西は府中宿に接し、南は多磨川を踰て大丸村に堺し、北は小金井村に及び、東西凡十二町、南北一里餘、土地平夷にして北の方少し高し、水田少く陸田多し、土性水田は砂眞土、陸田は野土、延寶六年三月野村彦太夫檢地す、村の中央を東西へ貫きて甲州街道あり、民家百二十七軒、御打入の頃より御料所にて、御代官は正保慶安の間野村彦太夫、貞享元年より國領半兵衛、元祿五年より細井九右衛門、同十六年より今井九右

衛門、寶永三年より雨宮勘兵衛、享保中會田伊右衛門、その後なを遷替ありて今大岡源右衛門支配所なり、日本橋までの行程八里、

高札場村の行程

小名 小六林村の東北 三屋 中村ともに村の中 西裏

村の西 眞慶寺村の北の方、名の起りを知

山川 多磨川 西の方府中本町より来り、村南を流ること凡十

水利 堰三箇所 多磨川の分水口あり、一は上下染谷村へ、

神社 鹿島社 除地、二十歩餘、西裏にあり、九尺四方の覆屋、村

稲荷山王水神 共に小社、本社

天満宮 除地、一段七畝、村の南にあり、一間四方の覆屋、里

寺院 龍泉寺 除地、一町一段四畝廿四歩、中村にあり、八流

寶性院 除地、一町五段三畝廿歩、村の南にあり、泰明山薬師

西蔵院 除地、一町二段九畝十歩、西裏にあり、是政山と號

地蔵堂 三間四方、木像長

舊跡 横山屋敷 村の西にあり、横山某の館跡なりといへり、古

舊家 百姓佐兵衛 井田氏なり、その家系に據に、島山次郎重

て、その下の字なかば滅し、二の字の如くのこれり、おもふ



佛長三寸ばかり、

八幡社 除地、二畝五歩、中村にあり、三間に二間の覆屋、小

の亂に討死の時にあたりて、なを幼穉なりし故、家臣久米川

○坂濱村 坂濱村は、郡の東南部筑郡の境にあり、小澤

達す、道幅二間ほど、又一は大山道と呼ぶ、八王子宿の

はこれを八王子道とも云、當村開墾の年代を傳へず、御打入の後は小泉治太夫吉次が御代官所なりしが、寛永六年中野吉兵衛某かはれり、然るに同十四年天野孫左衛門重房に賜はりてより、今の孫左衛門久周に至るまで世々知行せり、

高札場村の中程小名根方

小名 根方村の中程 鏡野中央より南によれり、この所の

かみの塚あり、いかさま由ある塚なるべけれども傳へ高を失へり、この塚より鏡野の名も起りしなるべけれど、高勝寺臺の方なり、この地に高勝寺 山谷南の方 和田村の坤の 於部屋これも同 上谷西の方をすべ 瀧澤北よりたる 鶴巻東によりた 宮ノ臺東の境の所なり、

山川 あら井の坂村の東百村の境にあり、こ

三澤川 水源は村の西黒川村と小野路村との谷間より涌出し、村へかゝること三十丁ばかり 東へ流れて百村に入る、川幅凡そ四間ほど、この水を水田へそゞげるなり、

橋梁 板橋小名根方にあり、三澤川に架す、長五間幅四尺ほど、

神社 天神社 小名鏡野にあり、勸請の年代をしらず、神體は長一尺二寸ばかり、東帯して坐せる像なり、小

社にて覆屋あり、三間半に三間東向なり、前に鳥居をたつ、社地古松しげりてものふりたる所なり、例祭八月二十五日、角力を興行せり、高勝寺持たり、下の二社並におなじ、

上野社 小名宮ノ臺にあり、これも勸請の年歴をしらず、本地不動の像長八寸、小社にて覆屋三間半に五間半、前に鳥居をたつ、

神明社 小名上谷にあり、小社にて覆屋四間に二間東向なり、前に石階三十六級ありてその上に鳥居をたつ、

諏訪社 村の中程にあり、南

寺院 高勝寺 境内凡五町、村の巽の方にあり、その邊を高勝寺臺と呼ぶ、新義眞言宗、京仁和寺末、岩船山大智院と號す、開山鎮海應安元年に起立し、同八年二月廿一日寂せり、本堂十一間に八間西に向へり、本尊大日長四尺ばかりの坐像なり、門 寺寶心經一部弘法大師の筆、是は今兩柱の間二間あり、 六字名號一幅同 觀音堂 鐘樓門

寺へ寄附せしと云、 六角名號一幅同 觀音堂 鐘樓門

これは觀音堂の門にて、則堂の正面にあり、五間に三間、鐘に銘文もあれども近き世のものなれば略せり、前に石階三十四級あり、地蔵堂 本堂に向て左にあり、五間に四間西向なり、これを岩船地蔵と號して日本三體の靈佛なりと云、こ

いひ傳ふ、前立の像あり、大正本尊と同、 古碑 本堂の墓所の中にあり、應永二十一年六月一日とあり、

寶藏院 境内除地、年貢地、入合小名根方にあり、権現山と號す、眞言宗にて、高勝寺の末寺なり、開山印榮永祿十年七月十日寂す、本堂七間四方南向なり、本尊不動長一尺八寸許、

妙福寺 小名於部屋にあり、戸隠山と號す、これも高勝寺の門徒なり、開山僧師祐天正十年三月十三日寂す、本堂三間四方巽向なり、本尊觀音木の立像長五尺ばかり、行基菩薩の作なりと

舊家 百姓郡司氏を富永と云、今名主の役をつとむ、先祖富永のなり、その長男主膳正は東照宮へ召出されて、子孫今に至るまで世々仕へ奉れり、二男織部此村に住せり、郡司は其子孫なり、傳來の古器文 具足一領 鞍背一口 槍一筋 辨書等左に出せり、 天像一軀 弘法大師 一休和尚墨蹟一軸 古文書二通 北條上杉輝虎の文書なり、

今度懸川へ相移於塌粉骨者、罷歸上進退之儀、涯分可引立候、萬一遂討死歟、又者於海上不計以難風令越度歟、一跡之事速ニ申付、妻女之儀聊モ無別條可加扶助候、此條至寄子被官中間等迄、可爲同筋目間、可被中間者也、仍如件、

戊辰極月廿三日 氏政花押 板部岡右衛門殿

此板部岡右衛門は郡司が先祖富永孫左衛門重久が舅にて、その子織部が外祖なり、故にこの文書を家に傳ふと云、按に戊辰は永祿十一年なるべし、この頃駿州今川氏眞が領國亂れし時なれば、氏政より懸川へ人數を出せしならん、此岡右衛門は【小田原役帳】にものせし人なり、

就一和之義、從氏康父子預使僧候、輝虎心腹之通天用院へ申渡候、既以神名血判申合上者、毛頭別條有之間敷候、向後者可然様取成任入候、扱又向甲出馬之儀、令得其意候、恐々謹言、 閏五月三日 輝虎花押

北條源三殿 按に永祿十二年閏五月なるべし、北條氏康永祿十二年の頃、上杉輝虎と和儀とのひたること【小田原記】等の書にのせたり、文を閲るにその比の書通なるべし、

新編武藏風土記稿卷之九十一 終

新編武藏風土記稿卷之九十二

多磨郡之四 府中領

○府中宿 府中宿は、郡の東の方にありて多磨川にそへる地なり、今番場宿・本町・新宿の三宿に分ち、總てこれを府中宿といふ、江戸より甲府への街道驛場なり、三宿を代る驛亭を開て旅客の人馬を出せり、一月の内十二日は本町の持、餘る日數を番場宿・新宿の二區に分ち司とる、江戸日本橋より行程八里なり、土性は三宿すべて水田は眞土にて、陸田は野土なり、抑國府は諸國にありて古へ麻府を置れし地なり、〔和名類聚鈔〕に武藏國國府在多磨郡行程上廿九日下十五日とみえたり、成務帝の御宇武藏國造を置れしこと國史に載せられたり、今其舊趾は本町の内にあり、後國の守を下されしも、又この麻署にありて國務を司りしなるべし、然るに番場宿・高安寺といへる寺院の傳説に、當寺境内は藤原秀郷の館迹のよしをいへり、秀郷この地にありしは天慶中武藏守となりて

下りし時のことなるべし、されば國司或は府内に於て其意に任せて館邸を設けしにや、又はかの寺傳も舊迹を飾説するの附會なるか、此等今詳にせず、鎌倉執權の世に及ては、東山北陸への街道なり、その頃は果もなき武藏の原にして、殊に玉川の邊なれば當國の内にては水草の便もあしからず、故に關東兵亂の時屢戰場となりしこと勝て數ふべからず、今そのあらましを擧るに、治承のむかし源頼朝關東八箇國の兵を府中軍配河原に召集しと傳へたるは、今の分梅のことなり、本町の條にくはし、又梅松論に後醍醐天皇の御宇元亨二年七月小山下野守秀朝一族、家人百餘輩府中に於て逆徒相模次郎が爲に自害せしとあるは、何れの邊なるや今しるべからず、正慶二年新田左中將鎌倉に攻登り、久米川に陣をとり、分陪河原に於て數日の戰に、兩軍たがひにそこはくの討死あり、飽間齋藤三郎・藤原盛貞・同孫七家行等、及岩松江太郎時兼が四男田部井四郎經氏、四代の孫太郎二郎泰賢、北條高時の味方として戰死せしは皆この時にあり、又建武二年五月諏訪三河守三浦介入道清久等、鎌倉へ赴く時澁川刑部大輔義季・小山判官秀朝等當國に於て會戰し、官軍敗北して秀朝府中に自害す、其後永徳元年六月十五日鎌倉右兵衛督氏滿、小山義政を退治のため、關東十二國

の軍勢を引率して發向ありて、府中高安寺に陣座、上杉憲方先手の大將として小山へ馳向ふ、九月十九日小山遂に降參す、又永享十年八月將軍持氏上杉憲實を退治のため、一色時長を上州へ遣し、持氏も府中に進發す、九月憲實上州白井城を打立て、分陪河原に着陣し、たまたまた上杉中務少輔大將として、持氏退治のため綸旨を被て關東へ下る、茲に於て持氏の兵、心を變して憲實に従ふもの多し、此時持氏兵を遣はして憲實の居城を攻さす、たまたま京軍の來ると聞て味方の結城・千葉・小山・佐竹をはじめ、關東の平氏武藏の七黨皆旗を卷て落失たり、持氏高安寺に在て一色直實を大將として、猶も攻させけるが、一戰に利を失ひ、高安寺まで逃歸る、持氏大に驚き、高安寺を引拂て相模の海老名に陣取て、軍兵を招きしかども應ずるものなし、翌十一年持氏終に高安寺に於て自害す、次で康正元年正月成氏上州の敵退治のため、鎌倉を立て府中へ發向し、是も高安寺に陣を取る、是を聞て上杉の徒上州を立て分陪河原へ寄來る、成氏急に攻ければ上杉の兵敗れて大將憲顯自害し、上杉兵部大輔房顯も分陪河原に於て、深創を被て夜瀨にて自害せしとあり、夜瀨の地未考、この戰に鎌倉勢も亦多く死せり、分陪河原にて數日會戰、里見・世良田深入して亦戰死す、然れどもこ

の時遂に上杉敗北す、この年六月成氏を退治として今川上總介範忠、京都の御教書を賜り、東海道の勢を率て鎌倉へ發向し戰に及ぶ、此軍に鎌倉勢打負て成氏府中へ落られ、それより下總國葛飾郡古河縣に着せりとぞ、同三年上杉朝興北條氏康と府中玉川の涯小澤原に屯し、府中の合戰あり、其後永祿四年上杉景虎、東八ヶ國の兵を催し小田原へ發向せしが、計策相違して上州へ歸りける、なをもつよみを見せんとや府中六所明神へ參詣す、この時北條の家人中條出羽守毛呂太郎等、越後勢の小荷駄奉行柿崎を追崩し、荷物を悉くとりしかば、景虎府中に逗留、民屋を追捕し、兵糧をととのへ、上州へそかへりける、かくの如く多年の戰場となりし地ゆへ、兵燹にも又屢逢ひしかば、土人等も古の事跡は皆失へり、此地始て甲州驛場となりしは、慶長元年のよし、其後路程の次を改られて、今の街道は慶安の頃開かれしといへり、其三宿に分れし年代等は、今詳かに辨すべからず、餘はその地の條に見ゆ、

○番場宿 番場宿は、府中領小野縣分陪庄と稱す、郷名を稱せず、東は新宿、西は屋敷分村、南は中河原・是政の二村、北は國分寺・貫井・上小金井の三村に接す、田圃三宿犬牙して區別すべからずといへ共、大抵東西凡十五町

南北二十九町、家數百三軒、街道の左右に簷を連ぬ、水田少く陸田多し、延寶六年野村彦太夫・中川八郎右衛門檢地す、高安寺領十五石の外御料所にて、御代官は元和寛永の頃守屋左太夫、正保慶安の間野村彦太夫、萬治元年より野村藤左衛門、寛文元年より野村彦太夫、天和二年より國領半兵衛、その後なを遷替しばしにして、今は大岡源右衛門支配所なり、風俗他に異ならず、但當宿より東の方にては、正月門松をたてず、只竹のみをたてり、六所宮の忌たまふ故なりといへり、番場宿の唱へは後の起りにて、元和の頃は茂右衛門宿といへるよし、村の舊記にみえたり、上石原一里、日野宿へ二里、宿内に北折して一條の往還あり、川越の通路なり、

高札場 宿の東にあり、三宿あり、名磨川の防堤なり、

小名 片町 宿の西に 神戸 東の方あり、

山川 多磨川 宿の南を流る、西の方下河原村より注ぎ、東の方長三歩、三宿入會の地にあり、

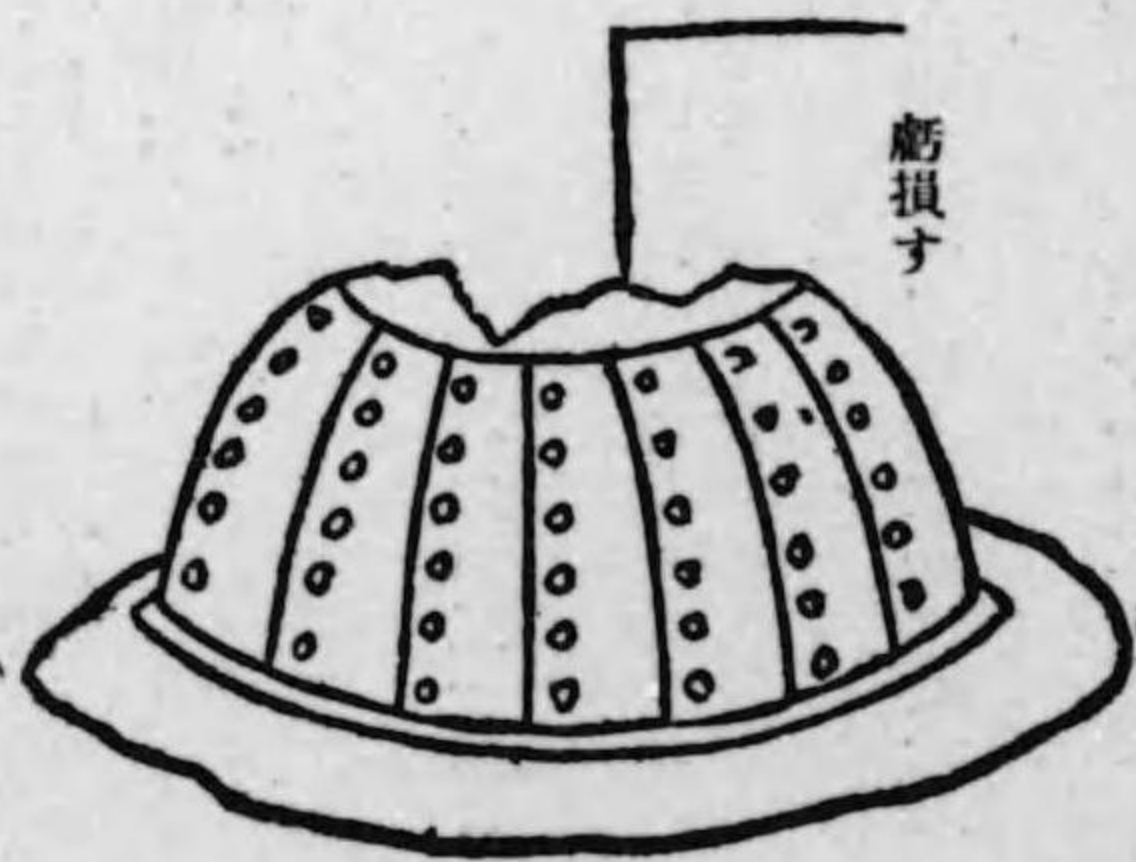
水利 用水 多磨川の分水なり、各保村より引注ぐ、この邊堤あり、

寺院 高安寺 片町にあり、龍門山等持院と號す、洞門の禪宗、當郡二又尾村海禪寺の末、御朱印十五石の寺領を

附せらる、末寺四院を統、本尊釋迦木の坐像、長二尺七寸餘本堂に安す、開山大徹心悟貞治三年四月十四日寂す、中興開州徳光慶長十八年八月廿七日寂す、寺傳に境内は往古田原藤太秀郷の館跡なり、故に今に秀郷稻荷と稱する小社あるはその故なりと、是天慶三年秀郷武藏守となりて下りし時のことにヤ、その事已に前條にいへり、又源義經辨慶もしばしににに住居せしとて、今に辨慶の井と稱する古井あり、各保村の安樂寺に藏する所の、義經辨慶等書寫せし大般若經も、元來當院の什物なりしといふ、これ等のこといふかきこと多しといへども、姑く傳説のまゝを存す、又寺傳に將軍尊氏市川山見性寺といへる寺院を改て、龍門山高安護國禪寺と號し心悟禪師當寺を開山とし、其時は濟門の禪宗建長寺末なりとぞ、按に寺寶の文書によれば、心悟禪師當寺を中興せしは、貞和四年の頃とみえたり、仍て尊氏を開基となし、其法蓋を以て當山の院號とす、古へは大伽藍にて塔頭十院、末山も七十五院ありて、結界も廣大にして東は代田村、西は貝坂、南は向山、北は山口に及び、延喜凡四里程に亘れりといへり、其後兵亂の間しばしば將軍家の陣所となれり、永徳の初將軍應永六年周防の大内助義弘京都にむかひ、逆心を起せし時、左兵衛督滿兼府中に打出、當院へ勸座、それより上州足利庄へ進行あり、應永の末將軍持氏小栗退治として、下野國結城に事ある時、暫らく府中に陣座ありしが、同三十一年當山燒失座所なきによりて鎌倉へ歸陣、又正長元年八月安房守憲實を討んとて、持氏將軍鎌倉を打立て當院に陣座あり、永享十年憲實を退治のため、持氏この地に進發せしに、たまたま持氏を退治として、上杉中務少輔持房を大將として、關東へ下され、府中分陪に着陣、翌十一年正月持氏終に當院に於て自



高安寺境内圖



虧損す

害す、又享徳四年將軍成氏上州の敵退治のため、鎌倉を立府中へ發向、當山に陣を取分陪の軍あり、この時大將右馬助入道憲顯深手を負て當寺に於て自害せり、かく歴年の兵戦を経て、後には衰へて古へ大刹のすがたも失へり、慶長中に及て海禪寺第七世徳光禪師再興の功あり、こゝに於て濟派を改て洞門となし、海禪寺を以て本山とす、今なを境内凡一萬四千坪あり、四方に小渠を、本堂十二間半に九間東向、等持院穿て堤防を繞らせり、

觀音堂 五間

洪鐘 本堂の

程赤城なり、外に龍門山と題せる山門の額あり、雲山の筆、今山門廢して別に藏去す、

稻荷社 小社、本堂の西にあり、

懸、元祿七年、稻荷社、秀郷稻荷と稱す、

門内にあり、正觀音木の坐像長三尺許、胎藏に混池佛長九寸許のものありと云、猶外に六軀あり、各長二尺許、寺傳に繼體天皇即位の三年、權化の雕作なり、承平年中、秀郷此像を感得し、爲に一字を建て安置すといふ、其他は今門外に觀音橋と呼ぶ所あり、其邊にありしとぞ、後洪水の患に逢て、今の所に遷せしといふ、又昔の山門及び禪室の跡なりとて、山堂の前に 辨慶井 住せし時、この井の水を以て大般若經を書寫せしゆへに、名づけ 彌勒佛 銅造にて露座の像、そのしなりと云ひつたへり、 彌勒佛 長臺共凡一丈許、本堂の前東向に 總門 甲州街道に臨みてあり、兩柱の間九尺許、及禪堂の遺蹟あり、 寺寶兜ノ鉢一頭 辨慶井より出し者として、其眞偽は辨せざれ 辨慶自畫肖像一幅 同木像一軀と是に圖を出せり、 長七寸許、三井寺の鐘を背負たる形像なり、辨慶自作とも或は運慶作ともいふ、もと村内百姓某家に傳來のものなりしを當寺へ寄附せ 陣鏡一口 徑一尺三寸許、尊氏の時のものとといふ、 袈裟一項 尊氏より心悟に贈られしもの、 本山並諸寺院中興梵刹建立成就之所、

持衣一項 奉贈
大微心悟禪師法座下
貞和四戊子歲仲秋吉旦

源大將尊氏納焉

袈裟一項 黃絹なり、持氏寄附

說法衣 一項
奉贈

大微和尚法座下

應永三十三年午二月二十四日

從三位源朝臣持氏花押

十六善神畫像一幅 東照宮の御寄

北條家古文書二通

寺中棟別之事、指置之畢、横合之儀不可有之候、仍如件、

弘治三年丁巳十一月二十七日

狩野大膳亮

庄式部少輔奉之

高安寺

寺中棟別之事、任虎御印判被指置畢、横合之義、不可有之旨被仰出者也、仍如件、

丑六月十二日

近藤奉

高安寺

花藏院 境内餘地、二段七畝十八歩、宿内南側にあり、大家山本尊地藏木の坐像長一尺二寸、開山開基詳ならず、土人の説にもと察なりしを後に一字の寺院となせりと、太子堂二間四方、立身の 閻魔堂 二間四方、十王俱にあり、闕り、

長福寺 境内餘地、五段六畝二十八歩、宿内北側にあり、古木らず、本堂六間半に五間、本尊彌陀立身の木像、長三尺許、勢至觀音各二尺古碑あり、嘉吉文安貞治等の年號見えたり、諏訪社門に入り右の 稻荷社 同き邊にあり、

舊家 百姓茂右衛門 村内の舊家なり、氏を矢島と云、家系に村に住せり、よつて氏とす、矢島七郎といへるもの、新田義貞に仕へ、後孫に至て小田原北條の家人となり、矢嶋左京亮師康と稱し、安房守氏邦に從て武州鉢形に籠り、天正十八年三月城陥て戦死、その子四人市郎右衛門師忠、次郎左衛門師國、彌二兵衛師次、内藏之助師時也、市郎右衛門子孫今なを鉢形にあり、師國・師次は俱に江戸に出しかど、子孫の内此地に残りて村民となれり、今里正次郎左衛門及茂右衛門は師國の後なり、年寄役忠兵衛は師次の末裔也とぞ、師時は川越城主大道寺内藏頭に仕ふといふ、次郎左衛門家に文祿三年府中の檢地帳を藏せり、其頃は茂右衛門といひ、殊に村の長たるによりて、此地も茂右衛門宿と呼べり、元和の頃までもなをしかり、かの檢地帳を閲るに、當時家數四十六軒と見ゆ、又忠兵

衛家に先祖某が兜の内に藏め置し藥師なり

とて、長一寸七分の木像一軀今に所持す、

○本町 本町は、番場宿と新宿との間にありて、甲州街道より南の方にをれり、横道なり、民家東西に並居れり、或は村南分陪に散在するもあり、凡百八十三軒、東は六所神領及是政村に接し、南西北の三面は全く番場宿と同じ、三宿犬牙せる地にて四至の廣狭區別すべからず、この地は鎌倉執權時代の奥羽街道にして、關戸よりこの宿に至り、戀ヶ窪村を過て久米川に達せり、又甲州古街道といへる一路あり、常久村の南より六社宮の大門中間を過てこの宿に至り、日野宿の東小名萬願寺と云所に出て往來せり、今なを宿の南の田間に其頃の一里塚なりと云あり、地形は平夷にしてたゞ南の方に水田ありて較低し、一年兩度七月十三日十二月晦日市を立て諸品を交易せり、村内安養寺妙光院寺領の外、御料所にして、御代官同く遷替ありて、今は大岡源右衛門支配所なり、餘は皆番場宿に同じ、

小名 分梅 村南をいふ、古戰場な 矢崎 村の方、芝間 南の

土産 甘瓜 昔此處へ美濃國眞桑村のもの二人をめし、各月俸二口をあたへこの地に於て始めて甘瓜を作らしむ、其頃

瓜田凡八段といへり、今は三段に減ず、しかしながら其瓜を生ずるは、却て昔よりも多し、享保の頃は千五百顆を上る、今は凡七千顆に及べり、年々澆養の費若干の金を給せらる、其地一定なし、毎年土の宜を相して植といへり、

橋梁 清月橋 用水に架せり、廣六尺長三間の石橋なり、名の起を傳へず、

神社 天王社 除地、二段三畝廿五歩、纒の本社にして、拜殿九尺に一丈二尺、石の鳥居を建、分梅にあり、

稻荷社 除地、二畝二十歩、屋敷分

稻荷社 除地、一段十八歩、小

稻荷社 除地、村内光明院の持、

辨天社 年貢地、凡八畝許、以上共に

白山社 見捨地、十六坪、矢崎

稻荷社 除地、一段八畝、分梅

山王社 見捨地、三十六坪、矢崎

稻荷社 除地、四畝、御殿地の西北の方にあり、

寺院 善明院 除地、一町二段、本町西側にあり、彼岸山園養院

院なり、御朱印十石六斗餘の寺領を附せらる、本堂六間に七間南向、本尊彌陀の大佛、木の坐像長凡一丈、内陣に毗尼苑

の三字を扁す、延享年中天台准后公選の御筆なり、衆寮二間半に五間半、門に入て左にあり、右の方に書庫あり、門は四趾柱作り攝僧大界の石標を立、門内に攝僧大界第一標といへる小石標あり、又攝僧大界第二標といへる石標もあり、是は古へは大刹なりしや、中頃衰へて甚たの貧寺となれり、日粵の内に五十嵐定右衛門といひしものあり、數多の田地を所持せし村民なり、神道を好て其學に通じ、傍ら佛理を以て其説を助け、別一派の神學を興せり、其道を以て天台准后に拜謁して大に待遇を蒙むり、それより高貴の家にも出入し、生産に富り、神道を専門とせしより、故ありて姓氏をも改て田伊織と云、江戸谷中邊に住居をトせり、因て吾宅地を棄て寺地となし、もと番場宿にありしをこの所に遷せり、殊に大に構營を加へ、剩へ若干の田地までも寄附せり、これより富院福地となり、今に至て愈清淨の靈地たり、寺を移して再建を加えしは、延享元年のことなり、仍て其時の住僧證海を以て中興の開山となし、伊織を中興開基となす、明和元年没して後、この寺に歸葬す、今世に大成經を唱へし辨神學と沙汰せるものこれがことなり、數部の著述并に所藏の書籍を併せて、皆此寺へ納め書庫を作りてこれをおけり、と、
妙光院 御殿地の東の方にあり、本覺山眞如寺と號す、新義眞元年眞如法親王の開山にて、二世慈濟僧正也と云、後遙かの星霜をへて元亨十一年、法印宿源修理を加へしよし、東照宮此邊へ御遊獵の時、屢當山へ駕を寄られしよし、すでに此ほ

銅磬



とりに御殿地あり、その頃賜はる所の蜀紅錦の袈裟なりとて今に寺寶とす、大猷院殿も當寺に御入ありて、御筆の黒畫を下されしことあり、是も今に秘藏せり、慶長中官の修復を加へられしことあり、寛永十一年御殿敷の災に罹りし時、此寺も同く烏有す、其時は御殿敷の餘財に、白銀五貫を添て再建の料に下されしよし、同十七年工全く竣せり、元祿の頃より官の修造を停られしと云、境内西福寺跡とて除地十五歩の所あり、西福寺は當山の子院なりとぞ、其廢せし年歴をつたへ、本堂九間に十三、觀音堂東三十三體を安す、大悲殿の三字を扁す、寮一棟音堂の邊にあり、鐘樓九尺四方筆者覺眼、仁王門二間半に三間半、寺寶虚空藏畫内にあり、天和四年、仁王門仁王長六尺許、
像一幅 弘法大師の筆 十一面觀音畫像一幅 筆者 藥師木像一幅 上宮太子の 毘沙門一軀 是も上宮太子の作といふ、像一軀 彫作と云、
いかに古色にして最殊勝にみゆ、虫喰あり、或云この釋迦もと國分寺の舊物なりと、國分寺今は當山の末寺なり、
銅磬一枚 天然より渡し來るものなりと云傳ふれども、その由ぐひ希なるものなり、その製蓮華を模して、減金住々剥落してみゆ、その圖右に出せり、堅二寸五分、横八寸餘、厚さ五分、

北條陸奥守氏照書翰一通

先日者、使僧殊御卷數并芳麴子送給候、悦着候、折節普請候故取込候、不及曲報候、恐々敬白、二月十七日 氏照花押

妙光院

預芳札候、悦之至候、特護摩卷數并兩種送給珍重候、委曲使僧可有口達候、恐々敬白、十月廿日 氏照花押

妙光院尊答

蓮乘院 境内除地、一段一畝、御殿地の北にあり、觀流山と號す、新義眞言宗、村内妙光院の末、客殿三間に四間半西向、前に石坂あり、本尊正觀音立身の木像長二尺七寸許なるを安す、二間半四方、開山開基詳ならず、

光明院 除地、二段五歩、分梅にあり、梅花と號す、本寺に同光院、本堂五間に七間西向、本尊不動木の坐像、長一尺餘、開山開基 彌陀堂 二間四方、本堂 詳ならず、

常光寺 除地、六段五畝二歩、矢崎にあり、菩提山と號、禪宗臨濟派、江戸澁谷祥雲寺末、開山開基詳ならず、客殿三間に四間半、本尊正觀音木像長三尺五寸許立身、別堂に安す、四間に五間、門の正面にあり、四趾柱の門菩提山の三字を扁す、筆者道榮、觀音 別に除地三畝十歩あり、

花藏院 除地、一段四畝十二歩、藥王山と號す、天台宗、村内安養寺末、本尊藥師立身の木像長二尺餘、二間四方の

堂に安す、別に客殿なし、藥師除地一段四畝十二歩、開山開基詳ならず、

安養寺 末、御朱印十五石の寺領を附せらる、末寺三院、門徒十一寺を統、客殿六間半に九間、本尊彌陀木の坐像長一尺八寸許、觀音勢至立身、各長一尺、川越仙波喜多院とて同慈覺大師の開山なりと云、寺傳に永仁四年勅によりて再興ありと云、尊海僧正を以て中興開山となす、建武元年十一月廿日、それより後今に至りて二十九世に及べりとぞ、その間しばしば觀取の災に罹りて、舊記等皆失へり、よりて古を尋ねるに便りなし、此に奇談あり、尊海より第三世等海に隨從せし狸あり、名を筑紫三位と呼べり、その筆せしものとて、起立の來由などあやしげにつゞりしもの、山王社 小社、客殿の西にあり、今寺寶となして藏せり、

稱名寺 甲州街道の北裏にあり、諸法山相承院と號す、時宗、領を附せらる、本堂九間に七間半南向、本尊彌陀長二尺八寸許、惠心作、六孫王經基平將門を征伐の時、當院に止宿ありしと云傳ふ、此事誠ならんには、其より以前起立の寺なるべし、然れども外に證左なければ其是非を知らず、古へは三井寺の碩學大道寺と唱へしよし、寛元の頃にや稱名寺と改めしと寺傳にいへり、什物に古様の太鼓あり、銘に正應二己丑年治云云の文字ありて、次に寛永寛保の年歴、并に工人の名氏等を記せり、破壊の後屢修理を加へし者なるべし、又墓所に應永・吉・嘉文・延文の年號みえし古碑ともあまたあり、是等をみれば何れにも舊蹟なることは推して知るべし、今開山を尋ねるに一向道和人といへるもの

舊蹟

御殿跡 妙光院の西方にあり、東北は平地につゞき、西南り、廣袤凡百歩許の丘阜なり、此地は太古當國の國造住し舊蹟なりとぞ、成務帝の朝二比之宇迦諸忍之神狹命十世孫多毛比尊定賜无志耶國造と見えしは、此地に府を置れし始なり、或は安寧帝の朝多毛比尊を武藏國造と定めたまふといへる説あり、是成務帝より十世前にあり、この説は近來となふる所にして、何に据る事を知らず、神代の記に、天穗日此出雲臣武藏國造土師連等遠祖なりと見ゆ、天穗日命は天照大神の皇子なりとも、又素戔鳴尊の第二の御子ともいへり、されば多毛比命は天穗日命の子孫なる事しるべし、たゞ其幾世の裔といふことを詳にせず、又兄多毛比命兒伊狹知直國造を賜ふと見えたり、箕表を繼てこの府におはしたまふか、一説に此府の國造の兒伊狹知直立郡に別れたまふと、是大國は必別府あるの故なりと、後教朝を歴て貞觀十六年三月、新銅印一面を鑄て武藏國に賜ふ、舊印文刻盡るを以たりとみえしは、この地在府の國司に賜ひしものか、斯る舊蹟の故にや、東照宮この地に御殿を造營ありて、遊獵の草舎などなしたまひき、寛永中回祿に遇て再營ありしが、正保の頃又奪取の爲に烏有し、それより構營の沙汰なし、享保九年に及て開墾し陸田とせらる、今村民の耕作の地なり、

りしといへり、後世川瀬の移るに從て、其地皆田圃となれり、南の方多磨川に臨み、東西廣く、南北短し、延委凡七八丁の所なり、武藏野新田に連續せり、田間に棚塚首塚などいひて多くの小塚ありて、其數を知らず、其中に就て高倉塚と呼ぶものあり、是古へ國府屯倉の蹟なるべしといへり、今按に天應元年高倉福信遷彈正尹兼武藏守とみえしことあり、或は福信此府にありて卒し、むくらをこゝに埋めしも又しるべからず、この地戰場の事歴已に府中宿の條及番場宿高安寺の條に出せり、并せ

舊家

馬醫下與市 先祖は下與市某とて、大坂御陣にも供奉に今これを藏せり、府中元御馬預りと稱して、この地に居住すといへども、村吏の指揮にあづからず、若年寄支配なりと云、五十俵二人口を賜へり、拜領地屋敷凡三千坪あり、此邊古より馬市あり、關ヶ原の役にも軍馬多くこの地に於て擇ばれしよし、其事はこれが先祖の預りしことなりとぞ、馬市のことは神領の條に見えたるなり、

○新宿 新宿は、番場宿の東隣なり、北は上小金井・貫井の二村に界ひ、東南は六所明神の社領にして、其あなたは是政・常久・上染屋の三村に隣り、東西凡七丁、南北十二丁、古へ府中新宿と稱す、今たゞ新宿と呼、往古は采女宿と稱せしよし、正保の頃は野村彦太夫御代官所及久保田善九郎が采地なりしが、今は皆御料所となりて、大岡源右衛門が支配所なり、民戸八十軒、街道の左右に並

居れり、宿内に街道の係ること凡二丁、この地は水田多く陸田少し、土性水田は眞土陸田は野土なり、田畑總て三宿散錯して境界を分たず、餘は番場宿の條に見えたり、

小名 天地村の巽にあり、天地は天

神社 稻荷社 除地、二畝十二歩、宿内南側にあり、社に九尺四方の覆屋す、村内門善坊の持なり、

第六天社 除地、三畝十八歩、石祠なり、

寺院 普門寺 除地、四段五畝九歩、外虚空蔵料六畝八歩、小名本町妙光院門徒、本堂二間四方、本尊正觀音立身の木像、長二尺許、開山開基詳ならず、中興の開山は惠傳法印、天文二十一年六月二

十一日寂、天満宮 小祠、本堂の脇に在、虚空蔵堂内より南の林中にあり、小舎なり、坐像の木佛長一尺二寸、弘法大師の作、

西蓮寺 除地、八畝二十四歩、天地にあり、藥王山延命院と號本尊藥師木の坐像長一尺七寸、并て十二神の像あり、開山開基を詳にせず、中興開山は眞護と云、享保七年四月一日化す、

門前坊 除地、四段九畝二十歩、宿の北北側にあり、寶塔山と號す、聖護院配下の修験者なり、

○六所社領 神領と云は、天正十九年御入國の後六所宮神領五百石を寄附せられ、府中三宿の鎮守にして、社壇

も三宿の地に接すれども、其地域は別に一區をなし、社地の東に續けり、四境、東は是政・常久・上染屋の三村に界ひ、西は三宿に入交り、南は是政村に及び、北は貫井村にさかへり、地形平夷にして土性眞土の所は玉川に寄れり、水田は少く陸田は野土にて水田より多し、東西六丁許、南北凡七八丁、此内三宿の地入交りければ、其境界わかちがたし、五百石の内三百石は神主猿渡近江の持、二百石は彌宜社僧以下に配賦す、神領の民七十七戸、小名八幡宿并京所に散住す、此邊甲州街道にして其往來の係る所六町許、東は是政村より入て、新宿に達す、此街道の北に當れる陸田の内に、小人見塚と唱るあり、周圍三十間許、高五尺程、其來由はしれず、領中の南寄に穢多十戸あり、

小名 八幡宿 社より東へ去ること四丁にあり、甲州街道より東へ去ること四丁にあり、甲州街

所 是も前の東に

六所社 社地、三町八段二畝十歩、甲州街道の南の側にあり、石の大鳥居を建つ、往還に臨めり、總社六所宮といへる額を掲ぐ、筆者細井廣澤なり、それより又七八歩にして石鳥居あり、慶長年中宮の修造のよしを彫たる文字見えたり、今斷折したれど分明なり、當社祭る所六神美濃鳴命・大己貴尊・布留太神、共に一殿、是を中殿とす、瓊瓊杵尊・伊弉册尊、

大宮女命共に一殿、是を西殿とす、外に瀨織津比咩・天下春命・稻倉魂太神共に一殿、是を東殿とす、三殿合せて一社とす、是を本社と云、七間半に三間餘、幣殿三間餘に三間、拜殿八間餘に三間半、其中に就て、左右を分ちて唱へをなす、左を般若席といひ、右を神樂席といふ、四方に瑞籬を築らせり、社傳に景行帝の御宇大己貴尊、小川郷小野里に降臨ありしを、里人私に祠を立て祠れり、成務天皇の朝に及て、兄多毛比咩國造を賜て此地に來り、麻府を開かれし時、大己貴尊に素盞鳴尊等の五神を配して、始て宮社を建て祭れり、これを六所宮と稱せりと、(一)說六神は大己貴尊・少彦名尊・事代主命・健甕名方尊・武甕槌命・經津主尊なり、又近來大己貴尊・去來册尊・服狭雄尊・布留太神・大宮寶命・亞背氣命を以六神に充るものあり、いまだ孰れが是なるを知らず、今姑く社傳に従ふ、又社傳に總命けて大麻止乃豆天乃神といへりと云て、式内の神にあつるものあるは覺束なき説なり、今採用せず、東殿の三神は櫛屏に印記して、一乃宮小野客來三所瀨織津比咩天下春命稻倉魂神とあり、一乃宮は即ち多西の一之宮村祭神天下春命なりと云ふ、小野は本宿村小野神社祭神瀨織津比咩なり、今なを二社各村に其祠字あり、何の故ありて何れの世神坐を當社に移して、合殿に祀りしや其來由を詳にせず、社傳紛々たりといへども願末體かならざれば、亦敢て据用しがたし、おもふに當社は後世鎌倉將軍家の崇敬盛なるに從て、神威も日月に愈榮へ、彼二社は從て衰微に及びし故、總社の因を以てこゝに併せ遷し、別に一殿を添て合せて九神一社となせしものなるべし、故に櫛屏に客來のよしを勒して、當社の舊主に別てるならん、客來の内稻倉魂神いづれより遷座せりしといふこと詳かならず、或は云も小野神社祀記の神なりとも、又自ら一社にして遷坐の舊祠を失ひしものと、未其定説をき

かず、當社後に本地佛を延て、釋迦聖觀音毘沙門を中殿三神の本地とす、西殿は彌勒地蔵不動、東殿は藥師文珠十一面觀音なり、抑當社の古へを尋ねるに、康平五年源將軍頼義、奥州安倍の貞任を追伐のため、東國へ下りし時、六月十九日當社へ一宿して戦功を祈り、翌日彼地をさして發向す、果して軍勝利ありし故、凱旋の後社木千樹を植られしとぞ、今鳥居内兩邊の大木是なりといへり、今に年々六月廿日天下太平の神事あるも、又其因みとかや、治承の昔源頼朝兵を起し、分梅河原に於て、關東の軍勢をめし集めしきさみも、當社に參詣ありて神馬上詣矢を捧げしよし傳へたり、壽永元年八月十一日御養所産に臨み、祈禱のため伊豆箱根を初め、近國の宮社に幣使を立られし時、葛西三郎清重當社に至れり、社傳に文治二年宮祠造營を加へられしよしをいへり、按に「東鑑」文治二年六月廿九日の條に、二品神社佛寺興行の事、日來の思願、且は京都に申され、東海道に於ては守護人等に仰せ、其國の總社并に國分寺破壊及尼寺顛倒の事を注せらる、是全く修造を加へられしがためなりと見えれば、是年當社も修造ありしこと社傳のごとくなるべし、又建久三年五月八日、法皇四十九日の佛事を修せられ、百僧供あり、其僧衆に六所宮二口と見ゆ、さればこの祠の社僧預りしことしるべし、其後寛喜四年二月拜殿破壊に因て修理の議あり、武藤左衛門尉資頼奉行すと云々、此等に据れば其頃將軍家の崇敬自らしるべし、上杉家關東に威を振ひし頃に至ても、代々武州の守護にありし故にや、伊豆の國國清寺に當社を勧請せりといふ、是は崇敬の故にはあらずときこゆ、此時小田原を責んとの計策相違して、鎌倉を引拂ひ、上州へ歸る時、なをもいきをひをしめさんとて、この社參ありしなり、このきさみ北條家人



六所地井府中宿之圖

中條出羽守等景虎が小荷駄奉行柿崎某を追くづし、荷物を悉く奪ひければ、景虎府中に逗留して民家を追捕し、兵糧をと、のへて上州へと歸なん、御開國に及んでも當社を尊信せさせたまふ事淺からず、先規に任せて神領を附せらる、慶長十五年宮社及樓門鳥居諸末社以下倉庫等に至るまで、造營を加へらる、この時大久保石見守長安奉行せり、かの石見守奉納の銅燈籠今に存せり、元和三年東照宮の尊儀、日光山へ遷御の時、この地に一日御逗留あり、因て社地に神靈を崇祀したてまつる、翌四年御宮井に三重塔鼓樓等新宮を命ぜられ、且四月十七日の祭奠を許容せらる、しかるに正保三年十一月本町より出火して、社殿殘らず燬燼となる、この時の燒餘なりとて、朱梁の殿扉六枚、樓門の格子戸四枚、今猶藏して神庫に在り、因て寛文七年再營の命ありて、久世大和守廣之其事を奉行す、今の宮社は是なり、樓門以下三重塔鼓樓等はみな略せられ、其後享保申社殿大破の由訴へ上げれば、白銀百錠を下され、井に助費の勸化を許さる、是より宮の修理を停られ、後を例とすといふ、例祭は年々五月五日なり、この日申の刻ばかりより神輿を假殿に遷し、奉幣の禮を行ふ、この時里民等ことごとく燭をあくることを禁ぜり、それより野口の假殿に遷し、献酬の禮ありて、又もとの假殿にかへりて、流鏑馬の式あり、こゝに至りて始めて燭をあけ、神輿本社に遷れり、このほか年中の祭儀はたびたび有れど略せり、東照宮神殿九尺四方瑞籬を繞らせり、宮姫二尺、拜殿二間に三間、一の鳥居内東の方にあり、祭神須勢理比咩、稻田比咩、木花開耶比咩、例祭七月十二日、鎮座の來由詳ならず、或云、國造の始て、本地堂三間四方、釋迦、地藏、十一面觀音祀る所なりと、

二尺、地藏長一尺六寸、觀音長九寸、中尊の左右に列す、護摩堂本社の東にあり、不長二尺は、炊屋五間に三間、護摩神輿舍地堂の前に在り、隨身門三間に四間、内、水屋隨神門に膳殿本社の西南にあり、鐵佛一軀彌陀の坐像なり、長七尺餘覆屋あり、此鐵佛といふ、其谷を鐵谷といへるも此佛出し故なるか、或云戀ヶ久保村にありしもの移せりと、銘あり左の如し、



銘曰

大勸進念阿彌陀佛、明達大工藤原助近右志者、過去二親行嚴新發意、乃至法界衆生平等利益、奉鑄一丈二尺佛身也、

建長五年癸二月十八日寅彼岸初日

今はこの銘文摩滅、末社八幡社本社より四丁程東にあり、此邊呼て八幡村と云ふ、鳥居あり街道に臨めり、鳥居より社前に至るまで左右松樹を列す、例祭年々八月十五日、天神社、除地、二段、本社より東一丁餘にあ、瀧神社本社より八丁程東にあり、小社、稻倉魂太神を祀れりといふ、例祭年々四月初巳日、社前に瀑水あり、六所五月の祭儀神職以下この瀧に於て御石塚社、除地、四段五畝十五歩、小社、本命誓筒女命、例祭、制札二ヶ所にあり、一は鳥居の傍にたつ、年々正月十五日、由て來ることいと久きことなり、今社地の内に古馬場と唱ふる所あり、これは往古此邊に御牧ありし時、その馬をこゝに集めて擇ひし所なるよし云傳ふ、それより今に土人の言に細馬驅馬の語あり、細馬は善馬の古言なりとか、りし故を以て夫より遙の後までも馬市たちて甲斐・信濃・陸奥等の野馬をこゝにて擇びしと云、御打入の後關ヶ原及び大坂の役に用ひられし軍馬も、こゝにて擇ばれしとぞ、因て大坂凱旋の後一の鳥居の左右に於て、三百歩の馬場に埒を寄附せられ、こゝにて馬市を立たり、その後享保年間にこの市を江戸麻布に移さ

れしより、此地には廢せり、されど、古への例によりて、今年々十月江戸馬喰町の名主高木源兵衛、及石町の名主山本傳右衛門官の御馬をひき來りて、この馬場にて調し、それより本社及び御宮に参拜す、これを吉例の御馬と稱せりと云、この調しは馬場御寄附の時定られし掟書なり、其文左に記す、

掟

一此所ニおゐて馬町立之事、五月三日駒くらへより初め、九月晦日限るへし、彌堅此おもむきを相守へし、若違背之輩於有之者、曲事たるへき者也、依而下知如件、

奉行

一は社地の竹木を伐采及び牛馬の通行等のことを禁ぜられし掟書にて、寛文七年と記せり、これも鳥居のほとりにて、馬市この所に馬市のたしは由て來ること甚だ久し、往古は比小川立野と云云、【武藏風土記】に小野神社を小川郷にかけり、此書信用しがたしといへども、古書なることは論なれば、此等姑く取るべきに似たりといへども、【和名鈔】に載て當郡に小野郷小川郷并に其餘十箇の郷名あれば、此所は全く小野郷にして、小野神社は古へより本宿村にありしものなら

ん、小川郷をそらくは他所なるべし、又近村に小川村などあれど、是は新墾の地にして、中古まで武藏野の廣原を開かれ其開墾せし民の氏を小川と稱するに因て、村名とせし地なれば、舊跡にかゝらず【和名鈔】に載たる小川郷の遺名ともすべきは、小宮領に小川村あり、其邊の二ノ宮社頭へ應永十九年大般若勸進せし文に、多西郡小川郷と書たるものあれば此等古く小川郷にて、秋川・多磨川の流れも因循し、又村内に藍染川など云小流、二ノ宮社頭の御手洗と號する沼地など有て、水旱の便もあれば小川牧と稱するは、彼土なること疑ふべくもあらず、又【拾芥鈔】に八月廿日武藏小野御馬、廿五日奉武藏立野馬云云、然るに【延喜式】に小川ありて【拾芥鈔】には小野と載たり、按に小野は古へ既號にて、殊に上古府解を置れし地なれば、御牧の別當牧監より府廳へ牧馬を送りしを、國司郡司等細馬を擇びてまつりしを【拾芥鈔】にのする小野御馬とあるは、このことならん、されば小川牧或は小野牧とも混じていへるならん、神職猿渡近江盛章 姓は藤原、世々社務の長なり、其舊家なること條氏照に屬して、瀧山落城の時戦死す、邸舎も兵火に罹りて神寶家記等も皆烏有せる故に、今に至てはその家系の詳なることをしることあたはず、或は傳ふ國造の後裔なりと、又【東鑑】に猿渡藤三郎などいへもの見えたり、もしくはこれが先祖なるか今詳なる傳へなし、かの戦死によりて一旦繼嗣を失ひしを、盛政が親戚半込忠左衛門が許に、たま其一族遠山左衛門尉景政寓居す、忠左衛門かの景政の氏族を己が子となして、盛政が家をつがしむ、是を左衛門佐盛道と云、呼て中興の始祖となす、今の盛章に及ぶまで、凡十世なり、今寶器に備ふるもの、大刀廿一振、神鏡百面、運慶の作、狛犬獅子等

秀忠花押

武州六所神主とのへ

來翰殊數并蠟燭百挺到來、令祝着候、猶青山常陸介可申候、謹言、
八月十四日 秀忠花押

禰宜一人織田出雲 社家四人 佐野數馬・鹿嶋田半人・中善寺某・田村右善等なり

社人三十五人 社僧七人 惣行寺・明王院・圓福寺・花光院、皆天台宗にて、宿内安養寺末なれども、記事に於いては神主の配隸に屬す、その寺及び宅地は皆神領の内、社邊に居れり

○戀ヶ窪村 戀ヶ窪村は、郡の東府中驛を距ること凡三十丁にあり、江戸日本橋までの行程八里、府中領と稱す、郷庄の唱を失ふ、東南の二方は國分寺に界ひ、西は内藤新田、北は戸倉新田・鈴木新田に接せり、東西凡五六丁南北八丁程、當村の新田も亦其北の方に接地す、土人の傳へに此地古へ鎌倉より奥州への街道にして、いとにぎはいたる驛亭なりしかば、遊妓などもをりし故、それらの因によりて村名も起れりといふ、里正作左衛門の屋敷

寄進 六所宮

武藏國多東郡府中之内 五百石之事

右如先規令寄附訖、彌守此旨可抽武運長久懇祈、殊可專祭祀之狀如件、

天正十九年辛卯十一月

大納言源朝臣花押

當表在陣、爲屆扇子到來、被思召祝着候、委細全阿彌可申也、

卯月廿三日

御判

武藏六所神主

爲年頭、奉數并蠟燭到來、祝着候、猶青山常陸介可申候也、

二月十二日

に一葉の松あり、古木は枯てうえ繼しものなるべし、今なを舊株の朽たるかふらとて其傍にあり、是かの街道たりし時の路しるべなりと云、又時々土中より布目ある古瓦或古碑など掘出すことあり、是亦古へ家居もにぎはひたること計り知るべし、御開國より御料所にして、御代官は正保延寶の頃野村彦太夫、天和中中川半兵衛・野村彦太夫・成瀬五左衛門等代り、元祿元年より細井九右衛門、その後屢遷替ありて、今は大岡源右衛門支配所なり、陸田多くして水田少し、土性は野土、延寶六年中川八郎右衛門・野村彦太夫檢地す、家數凡二十四軒、其内十七人古き百姓のよしにて、檢地の時毎戸屋敷敷地を免除せられ、併せて是が爲に二段九歩の藪を除せらる、村の中央に一條の往還あり、川越への通路なり、北の方小川村より入り、南の方國分寺村に達す、此路傍に古塚あり、土人これをよこれ塚といふ、何のいはれなることをしらす、その所に古碑あり、應永九壬午八月十五日、了圭禪尼の文字みえたり、

高札場村の中央あり、

小名 山家村の北東 堂場窪村の西北

水利 用水 玉川の分水なり、小川村より鈴木新田に注ぎ、當村水利の北にて三岐に分れ、一を貫井用水、一を國分寺村

用水、一を村田の用水とす

神社 熊ノ野權現社 社地除一段三畝一步、村の中央にあり、前石階十五級あり、村内東福寺の持

八幡宮村の東にあり、小社、この所に傾城松といふあり、古八幡宮木は枯て植繼のものなり、來由を詳にせず、土俗昌山重忠のことを附會せり、妄説にて辨するに足らず、

子權現社 堂場窪にあり、

寺院 東福寺 境内除地、七畝、村の南によりてあり、武野山殿五間半に六間、本尊大日、木の坐像長一尺許、靱立の年歴を詳かにせず、中興開山宥雄寛永元年三月寂す、

十王堂 除地、一畝十歩、三間四方、熊野社の南にあり、東福寺持、間長三尺許、古色なる物なり、尋常の闕王とは形状異なり、或云壽命佛なりと、餘の九體も木像各長も二尺許、又地藏の木像あり、長一尺六寸許、立身孰れも古物なり、

彌陀堂 三間四面、村の南境にあり、府中高安寺持、木の坐像長二尺許、此堂昔は無量山道成寺とも云、或は飯寺とも云へるよし、いづれ寺の廢跡なるべし、

○國分寺村附持添新田 國分寺村は、郡の東府中宿を距ること二十丁北にあり、府中領に屬す、或は野方領と稱

水利 用水 玉川の分水、懸ヶ窪村より支派して當村に入、又國分寺村の北にて三岐に分れ、一を貫井用水、一を國分寺村

池 百姓勘兵衛宅地にあり、廣さ二間四方許、土人呼で小町姿池見の池と云、其いはれを語れども妄説辨するにたらず、池中に孤嶼ありて辨天の祠字を置、覆屋九尺に一丈二尺、神體木の坐像長一尺五寸、國分寺持なり、この池水も亦前件の清泉と合し、田

神社 八幡社 藥師堂山林の内にあり、二間に三間

寺院 國分寺 境内、一段六畝、村の東方にあり、醫王山西勝院九石八斗九升八合を附せらる、客殿八間半に六間半、本尊藥師木の坐像、長三尺五寸、殿内に金光明四天王護國之寺と題

せる額あり、當院は人王四十五代聖武帝の朝釋教を崇信ありて、毎國兩寺を置れ、水旱の患を禱禱し、災兵を止め疾病を遠ざけ、國家の福祥を祈らしめしとなん、歴朝相承て制をあらためず、その事國史に歴然たり、天下諸國に各七重塔一區をつくらしめ、併せて金光明最勝王經妙法蓮華經各十部を寫し、帝又別に金字の光明最勝王經を寫したまふ、每塔各一部を置しめしとなり、國司等に命じて務めて嚴飾を加ふ、又毎國に僧寺施封五十戸、水田十町、尼寺二十丁、僧寺は必二十僧を置、其寺名を金光明四天王護國之寺となし、尼寺には十尼を置、その寺を名づけて法華減罪之寺となす、僧尼闕あれば即ち補す、僧尼毎月八日必最勝王經を轉讀し、月半毎に誦戒、毎月六齋日を立、公私魚獵することを得ず、國司等恒に

す、東は貫井村、南は府中本町・番場の二村に隣り、西は屋敷分村、北は懸ヶ窪村なり、東西凡十町、南北僅かに四丁程、陸田多く水田少し、土性は黒野土、延寶六年野村彦太夫檢地す、民家凡六十八軒、御開國より御料所にして、藥師領の外御代官所なり、寛永正保の頃は野村彦太夫、その後しばしば遷替ありて、今は大岡源右衛門支配所なり、古へは鎌倉より奥羽への街道なりと云、今なを一條の往還あり、川越への通路なり、南の方府中宿より來て北の方懸ヶ窪村に達す、當村持添の新田、本田新田との間にあり、東西十丁餘、南北纔に二丁餘、平地の林にして民家なし、この地は元文元年大岡越前守奉行して檢地せり、

高札場村の西に

小名 向臺村の中央より少 中丸村の北を 新居村の東に

黒鐵村の西にあり、府中六所にある所の鐵像の彌陀は、昔寺跡と呼、この地も舊蹟とみへて古瓦を多く掘出して散亂す、國分寺の瓦と一樣のものなり、天平の古へ、國府に僧寺尼寺の兩院を置れしと見たれども、今その尼寺の舊迹を失ふ、古瓦を以て按すれば、彼尼寺の舊跡ならんもしるべからず、されど外に攷古の便もなければ、今知べからず、

藥師堂礎存跡
も七つ七つ
側毎七つ
四合七つ
各り四七
を隔り十
四つ石間
つ間あて



國分寺境内圖

檢校を加ふべしとの詔勅あり、これよりきき年數豊ならず、疫癘頻に至るが爲めに、天下の神宮を増飾し、普く天下に令して丈六の釋迦像を鑄造し、并せて大般若經各一部を寫せしむ、この春に至て風雨序に順ひ、秋稼豐饒の徵あり、靈觀答へあるが如しとて、いよいよ恭敬を盡され、國家の爲にこの舉あり、是天下國分寺を置れし權輿なり、後又承和元年四月國内の行者を擇て、國分僧寺に於て、三日金剛般若經及藥師悔道を修せしむ、同四年二月普く五畿内七道諸國につけ、諸淨行僧國分寺に於て、一七日夜十一面觀音之法を修すべきの勅あり、同六年六月頃、年僧寺獨最勝王經を講し、尼寺滅罪の場法華妙典を説ことなし、修善閑如せんことをおそる、宜く五畿内七道諸國をして、僧寺に於て最勝王經を講し、尼寺に於ては法華經を講すべしと勅せらる、同十二年武藏國よりまうす、國分寺七層塔、承和二年神火に焼れていまだ構立せずと、この時に於て男衾郡大領外從八位上壬生吉志福正聖朝の爲に、彼塔をつくらんと請あり、仍てこれを許さる、貞觀十五年十二月陸奥國まふす、武藏國の例に準じて五大菩薩を造りて國分寺に安置せんと、又延喜簡主税に武藏國國分寺料五萬東と見えたり、是等に據れば、當府の國分寺太古經營の莫大想ひはかるべし、其後武將執權の世に至ても、なを諸國の國分寺に於て、最勝王經を轉讀すべきの宣勅あり、寛喜三年民部大夫入道行然、その事を奉行せしことなどみえたり、それより星霜を経て王化陵夷せしによりて、此寺も亦從て衰廢に及べり、ことさら元弘よりこのかた、此邊防戰の地となりて、しばしば兵燹に罹りしよしなど口碑にも傳ふ、寶徳元年上杉安房守憲實子息三人伊豆國を落行、出家して行方しれずなりし時、永壽王殿は關東へ下り、武州府中村岡に逗留ありて國分寺にありしなど、是又當時の風情をはかり知るべし、

今なを一字の寺院たりといへども、古の堂塔伽藍のおもかげは、遺礎となりて僅に阡陌のあいだにのこれり、

藥師堂村の西丘岡の上にあり、往古の堂礎なりといふ、平地を経て堂前に至る、堂は七間半四方、藥師像は木の坐像、長六尺二寸、行基の彫刻せし所なりと云、又十二神の木像及日光月光の二像あり、「私家抄」を閲するに、日光月光の二像は應永七月僧祖明が勸進して造立せる像にて、十二神はふるき像なるを、これも祖明が修飾せしことしらる、されば今日日光月光も行基の作なりと寺僧の傳ふるは、その誤明けし、祖明が狀の案

請特蒙法界檀越助成、奉造立武州國分寺之日月光
二并、耀一天普照威光、播萬病消滅利益狀、
蓋聞國分寺者、是好良藥今留在之尊容像法轉時、安
婆有緣之靈佛也、聖武皇帝御宇天平年中諸國配立大
伽藍也、云草創、云靈驗、事既舊焉、不追具述、抑此
二并者、爲理智究竟之脇士、伊王善逝之行化、爲慈
悲最勝夢、廻衆生頓悟之方便、凡厥非日月光之德用
者、誰人辨晝夜之明晦乎、非瑠璃尊良藥者、何棄療
生死苦惱哉、爰祖明先年發愚願、勸諸且、雖修立十
二神將之尊像、未遂日光月光之造功、桑門身投寸木
無力、出家質求於半錢失據、嗚呼悲哉、歎而有餘、
冀以諸人之奉衆力速成、愚弟發誓之小願、然則我此

名號衆病悉除之、花吐芬馥於十二上願之梵風、家屬
資具悉皆圓滿之月、耀威光於一四天下之惱闇矣、乃
至法界平等利益、
應永七年九月日 祖明謹テ疏ス

堂の後背平林中に往古の礎石あり、四歩毎に一つ、凡七石あり、土人の考に遺礎の様子を以て按すれば、往古の堂は大抵二十八間四方もありしにやといへり、又これより南の圃中に小篠の生たる丘岡あり、その地は後代の堂跡なりといへり、こゝにも遺礎残り、今の堂は寶曆中移せしものなりとぞ、此邊すべて田圃の間古瓦夥しくあり、皆布目あり、好事者或は硯の材にあつ、その内諸岡郷の字、或は豊の字などみゆるもあり、そのかみ造營の時命ありて、近郡より寄附せしものならんといふ、土俗この瓦を携へ去るものに必災ありと云ならはせり、諸人もこれを怯れて持去るものなし、故に千歳の後幸にこの地にあり、寶曆中この丘庭に國分寺の由来を記せし碑をたてり、文は攝津の服雄撰述、書筆せし者は阿保壽なりといふ、
仁王門 三間半に二間餘、輔弼の像長七尺餘、此門近めて仁王門に
なせしと云、

寶塔蹟 國分寺より一町餘、南の陸田中に平石一枚あり、大さ尺餘、是古へ七層塔の礎石にて、圓穴は心柱の穴なるべしといふ、然れどもこの所もとよりの舊跡か、或は外より掘出せしをこゝに移し置しものか、
今つまびらかならず、

○貫井村 貫井村は、國分寺村の東隣なり、或は温井に作る、郷庄の唱を失ひたり、東は上小金井村に接し、南は府中宿に及び、西は國分寺村、北は當村の新田なり、東西凡十町程、南北十二町、土性は黒野土、水田少く陸田多し、御開國より御料所にして、正保の頃より延寶中まで野村彦太夫支配所なり、延寶六年同人檢地せりといふ其餘御代官の遷替詳ならず、今は大岡源右衛門支配所なり、家數五十四軒、日本橋までの行程七里餘、高札場村の中程

小名 鞍骨村の西國分寺 本町中央を、四軒町同所な

山川 堀川 村内東の方丘陵の下より清水所々湧出せり、村内井

分寺村に注ぎ、其村より出る清水に合して一渠をなし、再び當村に入、これを堀川といふ、廣さ纒に一間、流末小金井村

に入、又此水を澁め水碓に灌く、水碓二ヶ所あり、一は村民友八の持、一は新田の百姓三郎右衛門の持なり、

水利 用水 玉川の分水なり、懸ヶ窪村新田地にて、支派

神社 辨天社 社地除、八畝十歩、村の北にあり、其地に廣さ二畝

拜殿三間に二間、前に木の鳥居を建、神體木の坐像長三寸許、弘注大師作と云、

寺院 千手院 境内除地、一段許、村の南にあり、八幡山と號す、洞門の禪宗、府中高安寺の末、近頃無住職、

客殿四間半に三間半、本尊千手觀音木の坐像、長一尺二寸、開山は高安寺第七世天室傳理、延寶五年寂す、八幡宮 客殿に向て左にあり、社六尺四方、神體立身の木像、長一尺、村内の鎮守なり、菟田二段あり、秋葉榛名の兩權現を合せ

眞明寺 境内除地、七段二十二歩、村の北にあり、貫井山と號す、新義眞言宗、府中妙光院末、客殿六間に五間、本尊大日本の坐像、長一尺、開山開基詳ならず、

新編武藏風土記稿卷之九十二 終

新編武藏風土記稿 自卷之七十三至卷之九十二 要目

卷之七十三	富田郷	金澤領
久良岐郡之一	杉田郷	本牧領
郡圖	釜里谷郷	村數
總說	同今所唱	山川附海
郷名和名抄所載	釜利谷郷	山
鮎浦	杉田郷	金澤原
大井	禪馬郷	大岡川
服田	笹下郷	八幡川
星川	日野郷	二俣川
郡家	多々久郷	侍從川
諸岡	大岡郷	日野川
洲名	森郷	海
良崎	石川郷	屏風浦
同中古所唱	庄名中古所唱	金澤廢湊
久友郷	六浦庄	洲乾湊
六浦郷	同今所唱	産物
本牧郷	小机庄	鯛
平子郷	平之庄	章魚
	領名今所唱	沙噴

鹽.....二二

卷之七十四.....二二

久良岐郡之二金澤領.....二二

社家分村・寺分村・平分村.....二二

六浦.....二三

引越.....二三

瀬ヶ崎.....二三

大道.....二四

三艘.....二四

渡場.....二四

四塚亭.....二四

林.....二四

矢倉.....二五

海.....二五

侍從川.....二五

六浦川.....二五

室ノ木浦.....二五

鹽濱.....二五

油堤.....二五

郡署米倉丹後守陣屋.....二五

瀬戸明神社.....二五

瀬戸三島社鐘銘.....二六

藥師堂.....二六

蛇混柏.....二六

三木杉.....二七

辨財天社.....二七

熊野社.....二八

稻荷社.....二八

太神宮.....二八

日光權現社.....二八

春日社.....二八

第六天社.....二九

秋葉社.....二九

山王社.....二九

圓通寺.....二九

東照宮.....二九

金龍院.....二九

飛石.....二九

九覽亭.....二九

上行寺.....二九

柄香爐一箇.....二九

祖師堂.....二九

吉田兼好寓居蹟.....二九

嶺松寺.....二九

長生寺.....二九

千光寺.....二〇

善照寺.....二〇

光傳寺.....二〇

天神社.....二〇

地藏堂.....二〇

鐘樓.....二〇

寶樹院.....二〇

常福寺.....二〇

大寧寺.....二〇

三河守範賴畫像一幅.....二〇

長刀一振.....二〇

御幣杉.....二〇

範賴墳.....二〇

泥牛庵.....二〇

翠積菴.....二〇

文殊堂.....二〇

觀音堂.....二〇

地藏堂.....二〇

玉世姫墓.....二〇

洲崎村.....二〇

野島浦.....二〇

乙瀬浦.....二〇

金澤原.....二〇

瀬戸橋.....二二

第六天社.....二二

天王旅所.....二二

稻荷社.....二二

龍源寺.....二二

鐘樓.....二二

八幡社.....二二

福壽院.....二二

引攝院.....二二

光徳寺.....二二

正學院.....二二

善應寺.....二二

觀音水.....二二

圓明院.....二二

地藏堂.....二二

舊家者百姓太右衛門.....二二

泥龜新田.....二二

野島山.....二二

イブシ島.....二二

内川.....二二

町屋村.....二二

能見堂.....二二

染井.....二七

關入.....二七

乙瀬.....二七

町屋原.....二七

牛頭天王社.....二七

諏訪社.....二七

天然寺.....二七

傳心寺.....二七

鐘樓.....二七

安立寺.....二七

觀音堂.....二七

地藏堂.....二七

入定塚.....二七

古蹟千光院蹟.....二七

陣屋跡.....二七

舊家者百姓作兵衛.....二七

卷之七十五.....二七

久良岐郡之三金澤領.....二七

寺前村.....二七

君ヶ崎.....二七

關谷.....二七

走川.....二七

谷津川.....二〇

白井ヶ崎.....二〇

八幡社.....二〇

神明社.....二〇

稻荷社.....二〇

淺間社.....二〇

子權現社.....二〇

稱名寺.....二〇

稱名寺古圖.....二〇

寺寶.....二〇

釋迦像一軀.....二〇

開山審海像一軀.....二〇

北條實時影像一幅.....二〇

北條顯時影像一幅.....二〇

北條貞顯影像一幅.....二〇

北條貞時影像一幅.....二〇

眞言理教.....二〇

一切經.....二〇

古圖.....二〇

門山自筆定規一.....二〇

古文書六十六通.....二〇

本堂.....二〇

あかさ堂.....二〇

鐘樓	五〇
八幡社	五〇
顯時墓	五〇
貞顯墓	五〇
千葉介墓	五〇
西湖梅	五一
文殊櫻	五一
普賢像櫻	五一
美女石	五一
光明院	五一
阿彌陀院	五一
大寶院	五一
一之室	五一
海岸寺	五一
觀音堂	五一
寶光院	五一
東福院	五一
報恩寺	五一
常樂院	五一
榮泉院	五一
藥王寺	五一
藥師堂	五一
寶泉寺	五一

十王堂	五三
舊蹟金澤文庫蹟	五三
大塚	五三
卷之七十六	五四
久良岐郡之四金澤領	五四
谷津村	五四
白井ヶ崎	五四
谷津川	五四
山王社	五四
淺間社	五四
能見堂	五四
夫婦松	五七
塚	五七
柴村	五七
おどり坂	五八
熊野權現社	五八
神明社	五八
御靈社	五八
水神社	五八
稻荷社	五八
寶藏院	五八
舊蹟山王社跡	五八

山神社跡	五八
富岡村	五八
小屋場	五九
中尾	五九
堀口	五九
鐘掛松	五九
八幡社	五九
若宮八幡社	六〇
芋明神社	六〇
靈芋	六〇
熊野權現社	六〇
女體權現社	六〇
慶瑞寺	六〇
豊島刑部少輔信滿墓	六〇
寶樹院	六〇
持明院	六〇
藥師堂	六〇
長昌庵	六〇
悟心庵	六〇
十王堂	六〇
西源庵	六〇
阿彌陀堂	六〇

舊蹟陣屋跡	六一
舊家者百姓太左衛門	六一
宿村	六一
白山	六一
北谷	六一
宮ノ前	六一
六郎谷	六一
林	六一
海	六一
下元川	六一
中溝川	六一
溜井	六一
堤	六一
山王社	六一
白山社	六一
日月社	六一
淺間社	六一
神明社	六一
龍神社	六一
東光寺	六一
高山重忠戦死舊蹟	六一
海前寺	六一
金藏院	六一

能満寺	六四
春昌寺	六四
地藏堂	六四
舊家者百姓藤右衛門	六四
坂本村	六五
かなくそ	六五
松橋	六五
堀之内	六五
文珠澤	六五
御林	六五
川	六五
宇賀山王社	六五
字賀山王社	六五
豊玉稻荷社	六五
八幡宮	六五
禪林寺	六五
白山社	六五
自性院	六五
觀音堂	六五
高山重保墓	六五
赤井村	六七
赤坂	六七
御中井	六七

大橋	六六
瀧	六六
川	六六
手子明神社	六六
末社稻荷社	六六
庚申社	六六
稻荷社	六六
正法院	六六
赤井	六六
滿藏院	六六
眞淨寺	六六
舊蹟城山	六六
氷取澤村	六九
能見堂	六九
二本松	六九
庚申塚	六九
雪ノ澤	六九
袋澤	六九
金くそ澤	六九
堂庭	六九
げんだ坂	六九
川	六九

荒神社	六九
寶勝寺	七〇
雷松	七〇
間宮綱信陣屋蹟	七〇
乳母がふところ	七一
地藏堂	七一
観音堂	七一
舊蹟高倉明神遺蹟	七一
宮ヶ谷村	七一
小坪	七一
下馬橋	七一
川	七一
神明社	七一
白山社	七一
安養寺	七一
十王堂	七一
阿彌陀堂	七一
金井村	七三
御所ヶ谷	七三
本町	七三
殿山	七三
眞南臺	七三

金井前	七三
日野川	七三
殿田橋	七三
明神橋	七三
山王社	七三
羽黒社	七三
光明寺	七三
正福寺	七三
道了白山合社	七三
淨岸寺	七三
舊家者里正林右衛門	七三
宮下村	七四
六本松	七四
峰澤	七四
藥師前	七四
川	七四
高橋	七四
春日社	七四
御手洗池	七四
御靈權現社	七四
太神宮	七四
山王社	七四
金仙寺	七四

得音寺	七五
藥師堂	七五
吉原村	七五
鍛冶屋敷	七五
陣がどふ	七五
一本松	七五
日野川	七五
諏訪社	七五
御嶽社	七五
満蔵寺	七五
卷之七十七	七七
久良岐郡之五本牧領	七七
本郷村	七七
牛込	七七
局崎	七七
十二天社	七七
若宮八幡社	七七
別當多開院	七七
淺間社	七七
王子權現社	七七
第六天社	七七
若宮八幡社	七七

吾妻權現社	七六
八王子權現社	七六
千蔵寺	七六
眞福寺	七六
東福院	七六
天徳寺	七六
阿彌陀堂	七六
阿彌陀堂	七六
十王堂	七六
舊家者百姓助右衛門	七六
北方村	七九
天沼	七九
太神宮	七九
辨天社	七九
諏訪社	七九
妙香寺	七九
東漸寺	七九
藥師堂	七九
善行寺	七九
阿彌陀堂	七九
横濱村	八〇
濱田	八〇
洲乾湊	八〇

辨天社	八一
増徳院	八一
藥師堂	八一
駒形明神社	八一
阿彌陀堂	八一
観音堂	八一
中村	八二
内壺	八二
大岡川	八二
溜井	八二
八幡社	八二
第六天社	八二
玉泉寺	八二
弘誓院	八二
観音堂	八二
禪迦堂	八二
堀之内村	八三
門前	八三
子ノ神社	八三
杉山明神社	八三
寶生寺	八三
灌頂堂	八三

古文書十三通	八四
熊野權現社	八四
辨天社	八四
根岸村	八七
馬場	八七
山	八七
海	八七
八幡社	八七
王子權現社	八七
社護子社	八七
稻荷社	八七
白山社	八七
第六天社	八七
熊野社	八七
宇佐八幡宮	八七
太神宮	八七
山王社	八七
寶積寺	八七
海照寺	八七
大聖院	八七
観音堂	八七
不動堂	八七

藥師堂	八八
戸部村	八八
野毛	八九
山	八九
海	八九
洲乾湊	八九
大岡川	八九
溜井	八九
杉山明神社	八九
太神宮	九〇
子神社	九〇
稻荷社	九〇
姥神社	九〇
林光寺	九〇
願成寺	九〇
大聖院	九〇
東光寺	九〇
延命寺	九〇
不動堂	九〇
舊蹟大鏡寺跡	九〇
舊家者百姓平兵衛	九〇
尾張屋新田	九二

稻荷社	九三
卷之七十八	九三
久良岐郡之六本牧領	九三
瀧頭村	九三
支蕃屋敷	九四
曲り松	九四
供養塚	九四
月見塚	九四
經塚	九四
瀧頭塚	九四
平右馬允井戸	九四
山	九四
海	九四
八幡川	九四
三島八幡水川合社	九四
稻荷社	九四
貴船社	九四
神明社	九四
密藏院	九四
地藏堂	九四
磯子村	九四
山	九五

海	九五
磯子濱	九五
山王社	九五
神明社	九五
眞照寺	九五
金藏院	九六
阿彌陀堂	九六
岡村	九六
傳馬坂	九七
山	九七
溜池	九七
杉山明神社	九七
太神宮	九七
天滿宮	九七
龍珠院	九七
興樂院	九八
金剛院	九八
阿彌陀堂	九八
吉田新田	九八
大岡川	九八
洲乾湊	九八
山王社	九八

稻荷社	九九
常清寺	九九
太田村	九九
渡戸	九九
塔崎	九九
富士下	九九
松葉	九九
大臺	九九
富士見山	一〇〇
大丸山	一〇〇
天神山	一〇〇
富士塚	一〇〇
大岡川	一〇〇
溜井	一〇〇
川除堤	一〇〇
杉山明神社	一〇〇
淺間社	一〇〇
天神社	一〇〇
稻荷社	一〇〇
第六天社	一〇〇
稻荷社	一〇〇
山王社	一〇〇

太神宮	一〇〇
東福寺	一〇〇
普門院	一〇〇
藥王寺	一〇〇
蓮華院	一〇〇
藥師堂	一〇〇
大光寺	一〇〇
觀音堂	一〇〇
地藏堂	一〇〇
舊蹟太田道灌別業蹟	一〇〇
吉祥寺跡	一〇〇
舊家者名主勘七	一〇〇
井戸ヶ谷村	一〇一
西方山	一〇一
いわし袋	一〇一
法心下	一〇一
山	一〇一
大岡川	一〇一
住吉社	一〇一
太神宮	一〇一
十二天社	一〇一
第六天社	一〇一
白山社	一〇一

乘運寺	一〇一
尼將軍堂	一〇一
常福寺	一〇一
熊野社	一〇一
地藏堂	一〇一
尼將軍墓	一〇一
古蹟尼將軍化粧井	一〇一
塚	一〇一
蔭田村	一〇三
花木	一〇四
大岡川	一〇四
杉山明神社	一〇四
勝國寺	一〇四
吉良政忠墓	一〇五
傘松	一〇五
無量寺	一〇五
阿彌陀堂	一〇五
古蹟館蹟	一〇五
舊家者百姓又左衛門	一〇六
卷之七十九	一〇六
久良岐郡之七本牧領	一〇六
上大岡村	一〇六

宮之前	107
山	107
大岡川	107
鹿島社	107
白幡明神社	107
眞光寺	107
安樂院	107
岐宮社	107
十王堂	107
地藏堂	107
十三坊塚	107
下大岡村	108
寺ノ下	108
中ノ町	108
山	108
大岡川	108
神明社	108
鹿島社	108
若宮社	108
諏訪社	108
淺間社	108
吉祥寺	108

萬福寺	108
法積院	108
不動院	108
千日堂	108
兒塚	108
行人塚	108
物見塚	108
森公田村	109
陣屋川	109
山	109
淺間山	109
林	109
海	109
屏風ヶ浦	109
淺間社	109
天照太神宮	109
神明社	109
牛頭天王社	109
稻荷社	109
三寶荒神社	109
篁修庵	109
林香菴	109

觀音堂	111
十王堂	111
森雜色村	111
海	111
白旗明神社	111
第六天社	111
神明宮	111
森中原村	112
山	112
海	112
諏訪社	112
熊野社	112
願行寺	112
如來寺	112
泉藏院	112
觀音堂	112
金毘羅社	112
六境	112
五名水	112
不動堂	112
杉田村	114
青戸	114

尾崎	116
向谷	116
北風松	116
御林山	116
遠藤山	116
大般若塚	116
屏風浦	116
溜井	116
八幡社	116
東漸寺	116
開山堂	116
觀音堂	116
辨財天社	116
天神社	116
稻荷社	116
鐘樓	116
眞樂庵	116
多福院	116
保福院蹟	116
成願院蹟	116
直傳庵	116
長慶庵	116
正永院	116

東光庵	118
妙法寺	118
三十番神堂	118
牛頭天王社	118
祖師堂跡	118
神松	118
六浦上人墓	118
觀成坊	118
寶藏坊	118
眞如坊	118
舊跡陣屋蹟	118
舊家者百姓源左衛門	118
百姓佐次右衛門	118
百姓徳右衛門	118
中里村	119
不動谷	119
神戸坂	119
川	119
陣屋橋	119
稻荷社	119
太神宮	119
胸形明神社	119
八王子權現社	119

問宮寺	121
地神社	121
白山社	121
隨緣寺	121
矢部野村	121
山	121
金山權現社	121
稻荷社	121
來迎寺	121
金山寺	121
峰村	123
一心堂	123
落合	123
金山	123
長野山	123
稻荷社	123
白山權現社	123
阿彌陀寺	123
地藏堂	123
清淨院	123
栗木村	126
山	126

新川	一三〇
榎木戸橋	一三〇
山王社	一三〇
石神社	一三〇
胸形社	一三〇
御嶽社	一三〇
金臺寺	一三〇
田中村	一三〇
むじな郷	一三〇
山	一三〇
天谷川	一三〇
天谷橋	一三〇
神明社	一三〇
御嶽社	一三〇
藥王寺	一三〇
千本松	一三〇
妙蓮寺	一三〇
衰善者すえ	一三〇
卷之八十	一三〇
久良岐郡之八本牧領	一三〇
雜色村	一三〇
鏡下	一三〇
大久保庭	一三〇
木戸澤	一三〇
經塚山	一三〇
うとふ坂	一三〇
山	一三〇
新川	一三〇
成就坊	一三〇
藥師堂	一三〇
林貞寺	一三〇
乘船寺	一三〇
東福寺	一三〇
憶念寺	一三〇
太子堂	一三〇
藥師堂	一三〇
十王堂	一三〇
舊家者百姓利兵衛	一三〇
松本村	一三〇
青木	一三〇
中登	一三〇
陣臺	一三〇
大岡川	一三〇
日野川	一三〇
溜井	一三〇
安房洲明神社	一三〇
棒名社	一三〇
稻荷社	一三〇
山王社	一三〇
太神宮	一三〇
若宮八幡社	一三〇
正覺寺	一三〇
觀音堂	一三〇
乘願寺	一三〇
福壽院	一三〇
權現堂	一三〇
舊蹟間宮豊前守陣屋蹟	一三〇
關村	一三〇
山	一三〇
新川	一三〇
稻荷社	一三〇
天王社	一三〇
東樹院	一三〇
辨財天社	一三〇
觀音堂	一三〇
阿彌陀堂	一三〇
最戸村	一三〇

大岡川	一四〇
十二社權現社	一四〇
稻荷社	一四〇
子神社	一四〇
千手院	一四〇
來迎寺	一四〇
阿彌陀堂	一四〇
久保村	一四〇
青木宮	一四〇
海道淵	一四〇
大岡川	一四〇
溜井	一四〇
青木明神社	一四〇
神明社	一四〇
十二所權現社	一四〇
自性院	一四〇
別所村	一四〇
貝塚	一四〇
山ノ神	一四〇
富士塚	一四〇
大岡川	一四〇
白山社	一四〇
阿彌陀堂	一四〇
八幡社	一四〇
普門院	一四〇
中里村	一四〇
町屋川	一四〇
木根坂	一四〇
大岡川	一四〇
溜井	一四〇
堤	一四〇
熊野社	一四〇
道祖神社	一四〇
西光寺	一四〇
弘明寺村	一四〇
ぼや松	一四〇
大岡川	一四〇
神明社	一四〇
秋葉社	一四〇
蓮華院	一四〇
五輪塔	一四〇
熊野權現社	一四〇
稻荷社	一四〇
閻魔堂	一四〇
七ツ石	一四七
永田村	一四七
糸繩	一四八
山王山	一四八
山王山	一四九
溜井	一四九
春日社	一四九
山王社	一四九
白幡明神社	一四九
熊野社	一四九
御嶽	一四九
太神社	一四九
寶林寺	一四九
西光院	一四九
東輝庵	一五〇
墳墓高島墓	一五〇
長者墓	一五〇
舊跡義經笛吹松蹟	一五〇
陣屋蹟	一五〇
舊家者百姓彦六	一五〇
引越村	一五一
溜井	一五二

糸繩明神社	一五三
山王權現	一五三
定光寺	一五三
卷之八十一	一五三
都筑郡之一	一五三
郡圖	一五三
總説	一五三
和名鈔所載郷名五並驛家餘戸	一五六
餘戸	一五六
店屋	一五六
驛家	一五六
立野	一五六
針折	一五六
高幡	一五六
幡屋	一五六
中古所唱	一五六
小机	一五九
麻生	一五九
片平	一五九
庄名中古所唱	一五九
師岡	一五九
小机	一五九
榛谷	一六〇
小山田	一六〇
根古屋	一六〇
今所唱	一六〇
神奈川	一六〇
小机	一六〇
未勘	一六〇
村敷	一六〇
山川	一六〇
鶴見川	一六〇
恩田川	一六〇
帷子川	一六〇
原野	一六〇
都筑原	一六〇
土産	一六〇
柿	一六〇
黒川炭	一六〇
卷之八十二	一六〇
都筑郡之二神奈川領	一六〇
今井村	一六〇
石谷左京山	一六〇
城山	一六〇
大上小次郎山	一六四
坂下長右衛門山	一六四
小次郎屋敷	一六四
ゆうけい坂	一六四
子神社	一六四
金剛寺	一六四
地藏堂	一六四
十三本塚	一六四
舊蹟磐址	一六四
舊家百姓勇次郎	一六四
今井新田	一六四
市野澤村	一六四
番場崎	一六四
熊野社	一六四
稻荷社	一六四
神明社	一六四
長見寺	一六四
地藏堂	一六四
念佛塚	一六四
かねい塚	一六四
今宿村	一六四
鶴ヶ峰	一六四

福泉寺原	一六六
川	一六六
土橋	一六六
稻荷社	一六六
神明社	一六六
稻荷社	一六六
第六天社	一六六
清來寺	一六六
本立寺	一六六
藥王寺	一六六
首塚	一六六
六塚	一六六
芻籠塚	一六六
舊跡矢筈ヶ淵	一六六
鏡ヶ淵	一六六
屏風ヶ淵	一六六
鶴ヶ峰新田	一六六
白根村	一六六
猿手洗池	一六六
島川	一六六
溜井	一六六
稻荷社	一六六
正圓寺	一六六
兒童	一六九
不動堂	一六九
瀧	一六九
岩穴	一六九
明王院	一六九
川島村	一六九
帷子川	一六九
板橋	一六九
堰	一六九
溜井	一六九
杉山社	一六九
八幡社	一六九
神明社	一六九
隨流院	一六九
觀音堂	一六九
正觀寺	一六九
松月庵	一六九
禪道庵	一六九
舊家者百姓藤左衛門	一六九
三段田村	一六九
山王社	一六九
稻荷社	一六九
西岸寺	一七三
小高新田	一七三
中丸	一七三
御殿丸	一七三
神明社	一七三
六塚	一七三
岡津新田	一七三
卷之八十三	一七三
都筑郡之三神奈川領	一七三
二俣川村	一七三
本宿	一七三
膳部谷	一七三
榛ヶ谷	一七三
どうまん谷	一七三
二又川	一七三
四方坂	一七三
おかん坂	一七三
二俣川	一七三
鰯池	一七三
板橋	一七三
溜井	一七三

神明社	一七六
山王社	一七六
淨性院	一七六
長昌寺	一七七
白山社	一七七
妙蓮寺	一七七
祖師堂	一七七
三佛寺	一七七
觀音堂	一七七
舊跡古戰場	一七七
密經新田	一七八
上星川村	一七九
釜壇山	一八〇
帷子川	一八〇
上菅田川	一八〇
杉山社	一八〇
山王社	一八〇
八幡社	一八〇
神明社	一八〇
第六天社	一八〇
妙福寺	一八〇
題目石碑	一八〇

東光寺	一八〇
猿山村	一八〇
猿山臺	一八一
鶴見川	一八一
白山社	一八一
太神宮	一八一
第六天社	一八一
稻荷社	一八一
石神社	一八一
八幡社	一八一
天照太神宮社	一八一
寶塔院	一八一
觀音堂	一八一
萬藏寺	一八一
地藏堂	一八一
中山村	一八二
馬口臺	一八二
恩田川	一八二
落合橋	一八二
八幡社	一八二
杉山社	一八二
神宮祠	一八二

山ノ神社	一八三
長泉寺	一八三
觀音堂	一八三
大藏寺	一八三
榎下村	一八三
道齋	一八四
齋神所	一八四
越中原	一八四
籠場	一八四
鶴見川	一八四
沼井	一八四
懸樋樋	一八四
八幡社	一八四
神明社	一八四
山王社	一八四
圓光寺	一八四
臺村	一八五
御藏屋敷	一八五
恩田川	一八五
秣場	一八五
八幡社	一八五
稻荷社	一八五

子神社	一八六
弘聖寺	一八六
白山祠	一八六
塚	一八六
十日市場村	一八六
北門	一八六
菜飯谷	一八六
細町	一八六
松原谷	一八六
餅塚	一八六
恩田川	一八六
嶽窟	一八七
かち橋	一八七
第六天社	一八七
子神社	一八七
神明社	一八七
稻荷社	一八七
寶袋寺	一八七
八幡社	一八七
光安寺	一八八
長光寺	一八八
般若院	一八八

西八朔村	一八八
腰まき	一八八
水藏谷	一八八
恩田川	一八八
杉山社	一八八
八幡社	一八八
寶生權現社	一八九
觀音堂	一八九
鐘樓	一八九
神明社	一八九
熊野社	一八九
社宮神社	一八九
稻荷社	一八九
西光寺	一八九
觀音堂	一八九
舊跡陣屋敷趾	一八九
塚	一八九
北八朔村	一八九
かこの島	一九〇
谷本川	一九〇
精進場橋	一九〇
溜井	一九〇

十二天社	一九〇
天神社	一九〇
宗泉寺	一九〇
秋葉稻荷社	一九〇
卷之八十四	一九一
都筑郡之四神奈川領	一九一
青砥村	一九一
琵琶橋	一九一
落合	一九一
恩田川	一九一
谷本川	一九一
杉山社	一九一
青砥明神社	一九一
正八幡社	一九一
神明社	一九一
山神社	一九一
三嶽社	一九一
蓮生寺	一九一
藥師堂	一九一
塚	一九一
本郷村	一九一
藤右衛門谷	一九一

鍛冶谷	一五
鶴見川	一五
堤	一五
根堀	一五
中堀	一五
八	一五
神明社	一五
稻荷社	一五
杉山社	一五
痘瘡神社	一五
宗光寺	一五
石地藏	一五
東觀寺	一五
觀音堂	一五
法昌寺	一五
川向村	一五
左近田	一五
鶴見川	一五
江川	一五
川向橋	一五
堰	一五
稻荷社	一五
長昌寺	一六
觀音堂	一六
東方村	一六
くずが堤	一六
左近屋敷	一六
かつきの沼	一六
江川	一六
八幡社	一六
稻荷社	一六
天神社	一六
辨天社	一六
牛頭天王社	一六
神明社	一六
愛宕社	一六
龍雲寺	一六
八幡社	一六
觀音堂	一六
源等院	一六
辨天社	一六
阿彌陀堂	一六
觀音堂	一六
十王堂	一六
鬼塚	一六
供養塚	一七
舊蹟陣屋蹟	一七
舊家者百姓平次左衛門	一七
折本村	一七
貝がら塚	一七
折本川	一七
堂ノ坂	一七
新宮權現社	一七
淡島社	一七
太神宮	一七
眞照寺	一七
徳入寺	一七
勝福寺	一七
墓所	一七
大熊村	一七
藥師谷	一七
將監谷	一七
毘沙門谷	一七
江川	一七
岩穴	一七
熊野社	一七
長福寺	一七

杉山社	一〇三
伊勢宮	一〇三
地藏堂	一〇三
舊家者百姓儀右衛門	一〇三
新羽村	一〇三
二本榎	一〇三
龜山	一〇三
鶴見川	一〇三
土橋	一〇三
杉山社	一〇三
熊野社	一〇三
神明社	一〇三
太神宮	一〇三
淺間社	一〇三
諏訪社	一〇三
子權現社	一〇三
荒神社	一〇三
三嶽社	一〇三
杉山社	一〇三
白山社	一〇三
天満宮	一〇三
子神社	一〇三
西方寺	一〇四
觀音堂	一〇四
八幡社	一〇四
光明寺	一〇四
蓮花寺	一〇四
藥師堂	一〇四
惠念寺	一〇四
觀音堂	一〇四
善教寺	一〇四
舊家者百姓佐右衛門	一〇四
吉田村	一〇七
貝塚	一〇七
榎戸	一〇七
御所ヶ谷	一〇七
鶴見川	一〇七
早淵川	一〇七
堤	一〇七
杉山社	一〇七
雷電社	一〇七
春日社	一〇七
御籠社	一〇七
神明八社	一〇七
浮泉寺	一〇八
圓應寺	一〇八
辨天社	一〇八
正福寺	一〇八
太子堂	一〇八
淨流寺	一〇八
地藏堂	一〇八
常眞寺	一〇八
番神堂	一〇八
辨天社	一〇八
彌陀堂	一〇八
觀音堂	一〇八
地藏堂	一〇八
富士塚	一〇八
庚申塚	一〇八
卷之八十五	一〇九
都筑那之五神奈川領	一〇九
高田村	一〇九
花ノ木坂	一〇九
古川	一〇九
新川	一〇九
天神社	一〇九

春日八幡合祀社	二二〇
神明社	二二〇
淺間社	二二〇
第六天社	二二一
長圓寺	二二一
鹽谷寺	二二一
藥師堂	二二一
白山社	二二一
興禪寺	二二一
石不動	二二一
善立寺	二二一
觀音寺	二二一
瀧本院	二二一
舊跡桃井播磨守某館跡	二二二
牛久保村	二二二
小梅谷	二二三
八稻荷社	二二三
左近稻荷社	二二三
伊勢宮	二二三
諏訪社	二二三
熊野社	二二三
淺間社	二二三

白山稻荷社	二二三
長徳寺	二二三
地藏堂	二二三
山田村	二二三
城山	二二四
太子堂山	二二四
長瀬山	二二四
諏訪山	二二四
權現山	二二四
早淵川	二二四
神明社	二二四
妙見社	二二四
八幡社	二二五
熱田社	二二五
諏訪社	二二五
長泉寺	二二五
大善寺	二二五
太子堂	二二五
觀音堂	二二五
觀音寺	二二五
三寶寺	二二六
藥師堂	二二六

地藏堂	二二六
茅ヶ崎村	二二六
織部谷	二二七
源左衛門里	二二七
早淵川	二二七
杉山神社	二二七
伊勢宮	二二七
壽福寺	二二七
藥師堂	二二八
觀音堂	二二八
自性院	二二九
不動堂	二二九
舊跡多田山城守疊蹟	二二九
舊家者百姓清左衛門	二二九
池邊村	二二九
あいの坂	二二九
鶴見川	二三〇
江川	二三〇
地頭林	二三〇
用水	二三〇
川除堤	二三〇
杉山社	二三〇

鹿島祠	二二〇
十王堂	二二〇
稻荷社	二二〇
八所權現社	二二〇
淺間社	二二一
以津院	二二一
白山社	二二一
宗忠寺	二二一
福聚院	二二一
大日堂	二二一
長王寺	二二一
藥師堂	二二一
觀音寺	二二一
地藏堂	二二一
寮	二二一
古蹟陣屋蹟	二二一
加賀原	二二一
善教寺跡	二二一
しんそう寺跡	二二一
舊家者百姓金藏	二二一
百姓久米吉	二二一
佐江戸村	二二一
堂屋鋪	二二一

居新田	二二五
御所ヶ谷	二二五
御祓山	二二五
葉山屋敷	二二五
平臺	二二五
地藏屋敷	二二五
谷本川	二二五
阿彌陀坂	二二五
出崎坂	二二五
坂町坂	二二五
樋	二二五
鶴見川水除堤	二二五
落合橋	二二六
杉山社	二二六
御靈社	二二六
太神宮	二二六
山王社	二二六
東漸寺	二二六
文殊堂	二二六
無量寺	二二六
舊蹟疊蹟	二二六
恩田村	二二六
禪念寺村	二二六

堀之内	二二八
佛山	二二八
丸淵	二二八
八石山	二二八
子ノ神	二二八
林	二二八
鶴見川	二二八
小川	二二八
板橋	二二八
神鳥前川合社	二二八
神明社	二二八
杉山社	二二八
子野邊社	二二八
徳恩寺	二二八
辨天社	二二八
萬福寺	二二八
護摩堂	二二八
福昌寺	二二八
觀音堂	二二八
稻荷社	二二八
壽光院	二二八
醫王寺	二二八
地藏院	二二八

古墳	三三〇
鐘鬼塚	三三〇
念佛塚	三三〇
古蹟寺蹟	三三〇
卷之八十六	三三一
都筑郡之六小机領	三三一
黒須田村	三三一
御嶽社	三三一
萬福寺村	三三一
十二所社	三三一
醫王寺	三三一
古澤村	三三一
神川	三三一
久能社	三三一
天神社	三三一
熊野社	三三一
福正寺	三三一
黒川村	三三一
柳ノ町	三三一
すくも塚	三三一
堀切	三三一
今僧坊	三三三
川	三三三
産物黒川炭	三三三
津守明神社	三三三
金剛寺	三三三
観音堂	三三三
毘沙門堂	三三三
西光寺	三三三
栗木村	三三三
魚井	三三三
池	三三三
御嶽社	三三三
林清寺	三三三
白山社	三三三
淨念寺	三三三
和合院	三三三
伍力田村	三三三
六所谷	三三三
六所社	三三三
諏訪社	三三三
入定塚	三三三
片平村	三三三
寺臺	三三六
天神かいと	三三六
白鳥明神社	三三六
太神宮社	三三六
熊野社	三三六
天神社	三三六
修廣寺	三三六
善正寺	三三六
番神堂	三三六
全明寺	三三六
白山社	三三六
富士塚	三三六
上麻生村	三三六
宿地	三三六
龜井	三三六
三輪川	三三六
池	三三六
熊野社	三三六
看守鷲明神合殿	三三六
月讀社	三三六
稻荷社	三三六
八幡社	三三六

白山社	三三七
山王社	三三七
神明社	三三七
常安寺	三三七
淨慶寺	三三七
秋葉祠	三三七
東林寺	三三七
下麻生村	三三七
青戸袋	三三七
鶴見川	三三七
谷川	三三七
岩穴	三三八
山王社	三三八
不動堂	三三八
寮	三三八
古跡陣屋蹟	三三八
王禪寺村	三三八
眞福寺谷	三三八
溜井	三三八
神明社	三三八
第六天社	三三八
山王社	三三八
白山社	三三九
王禪寺	三三九
客殿跡	三三九
眞福寺	三三九
牛塚	三三九
經塚	三三九
狐塚	三三九
塚	三三九
上谷本村	三三九
金子塚	三三九
鶴見川	三三九
溜井	三三九
堰	三三九
杉山社	三三九
八幡社	三三九
劍明神社	三三九
群泉院	三三九
東光寺	三三九
太子堂	三三九
古碑	三三九
龜塚	三三九
鷹塚	三三九
よろべい塚	三四二
下谷本村	三四二
臺山	三四二
安藤前	三四二
會下谷	三四二
平塚	三四二
三日月山	三四二
歩坂	三四二
穴	三四二
林	三四二
鶴見川	三四二
杉山社	三四二
正八幡社	三四二
稻荷社	三四二
松福寺	三四二
塚	三四二
安養寺	三四二
阿彌陀堂	三四二
卷之八十七	三四四
都筑郡之七小机領	三四四
小菅田村	三四四
用水	三四五

八幡社	二四五
福姓寺	二四五
地藏堂	二四五
十三塚	二四五
藪善者百姓七右衛門後家もん女	二四五
寺山村	二四五
長坂前	二四六
長尾谷	二四六
井戸坂	二四六
恩田川	二四六
用水堀	二四六
溜井	二四六
杉山社	二四六
稻荷社	二四六
子神社	二四六
慈眼寺	二四六
観音堂	二四六
鴨居村	二四六
池ノ谷	二四七
阿彌陀谷	二四七
鶴見川	二四七

堤	二四七
杉山社	二四七
神明社	二四七
林光寺	二四七
辨天社	二四七
古碑	二四七
本柳寺	二四七
川和村	二四七
道珍村	二四八
宿	二四八
屋敷村	二四八
加賀原	二四八
鶴ヶ谷	二四八
貝ノ坂	二四八
鶴見川	二四八
精進場橋	二四九
地藏渡迹	二四九
水除堤	二四九
太神宮	二四九
飯岡社	二四九
天神社	二四九
八幡社	二四九

神明社	二四九
諏訪社	二四九
山王社	二四九
天宗寺	二四九
観音堂	二四九
東明寺	二四九
妙蓮寺	二五〇
七面社	二五〇
開山碑	二五〇
古碑	二五〇
疊蹟	二五〇
本生坊	二五一
瑞雲寺	二五一
稻荷社	二五一
東照寺	二五一
地藏堂	二五一
荏田村	二五一
長者丸	二五三
築地土手	二五三
上宿	二五三
管絃堂	二五三
拜戸	二五三

早淵川	二五三
橋	二五三
八幡社	二五三
赤城社	二五三
劍社	二五三
熊野社	二五三
十二社	二五三
神明社	二五三
稻荷社	二五三
観福寺	二五三
地藏堂	二五三
翁守稻荷社	二五三
眞福寺	二五三
釋迦堂	二五三
廣福寺	二五三
無量寺	二五三
観音堂	二五三
稻荷社	二五三
古碑	二五三
法道寺	二五三
観音堂	二五三
古碑	二五三
心行寺	二五三

観音堂	二五四
大塚	二五四
十三塚	二五四
敵見塚	二五四
勝田村	二五四
蛇山	二五四
はかんどろ	二五四
まつ場	二五四
十三坊塚	二五四
玄蕃山	二五四
丸山	二五四
林	二五四
早淵川	二五四
勝田橋	二五四
溜井	二五四
杉山社	二五四
山王稻荷合社	二五四
最乗寺	二五四
清光寺	二五四
藪善者百姓八郎右衛門	二五四
大柵村	二五六
宇場	二五七
礒場	二五七

早淵川	二五七
うとう坂	二五七
大坂	二五七
杉山社	二五七
第六天社	二五七
太神宮	二五七
吾妻社	二五七
八幡社	二五七
淺間社	二五七
慈眼寺	二五七
淨海塚	二五八
東善寺	二五八
清林寺	二五八
龍福寺	二五八
薬師堂	二五八
そうげん塚	二五八
鶴目塚	二五八
大塚	二五八
小塚	二五八
上鐵村	二五八
第六天社	二五九
神明社	二五九
宗英寺	二五九

觀音堂	二五九
中鐵村	二五九
青木明神杉山明神合社	二五九
八幡社	二五九
觀音堂	二五九
下鐵村	二九
寶福寺	二五九
彌陀寮	二六〇
石川村	二六〇
枝子田	二六〇
胸つき坂	二六〇
小屋場	二六〇
鷺明神社	二六〇
伊勢社	二六〇
神明社	二六〇
満願寺	二六〇
觀音堂	二六〇
地藏堂	二六〇
西勝寺	二六一
太子堂	二六一
萬藏院	二六一
藥師堂	二六一

不動堂	二六一
釋迦堂	二六一
觀音堂	二六一
富士塚	二六一
金井塚	二六一
早野村	二六一
堀向	二六一
子神社	二六一
淺間社	二六一
稻荷社	二六一
戒翁寺	二六一
奈良村	二六二
土橋山	二六二
本山	二六二
坂下山	二六二
溜井	二六二
住吉社	二六二
富士淺間社	二六二
杉山社	二六二
子神社	二六二
龜明神社	二六二
松岳院	二六二

白山社	二六二
瑞圓寺	二六二
盛圓寺	二六二
七面堂	二六二
觀音堂	二六二
舊跡陣屋跡	二六二
新井新田	二六四
庚申丸	二六四
千貫丸	二六四
稻荷社	二六四
卷之八十八	二六五
都筑郡之八領名未勘	二六五
久保村	二六五
伊勢原	二六五
上陣場	二六五
下屋敷	二六五
七段目	二六五
じやうせん谷	二六五
恩田川	二六六
念珠坂	二六六
杉山社	二六六
稻荷社	二六六

十二天社	二六六
神明社	二六六
天満宮	二六六
長運寺	二六六
舊城寺	二六六
藥師堂	二六六
城迹	二六六
塚	二六六
富士塚	二六七
舊家者百姓三郎兵衛	二六七
市々尾村	二六七
命下前	二六八
丸山	二六八
谷本川	二六八
林	二六八
清水	二六八
溜井	二六八
堤	二六八
橋	二六八
牛頭天王社	二六八
杉山社	二六八
稻荷社	二六八

第六天社	二六九
三嶽社	二六九
朝光寺	二六九
白山祠	二六九
上原勘解由左衛門基	二六九
東福寺	二六九
觀音堂	二六九
地藏堂	二六九
富士塚	二六九
舊家者百姓新五兵衛	二六九
小山村	二七二
下河内	二七三
高島	二七三
池ノ下	二七三
鳥居戸	二七三
半繩田	二七三
恩田川	二七三
念佛橋	二七三
山王社	二七三
第六天社	二七三
稻荷社	二七三
神明社	二七三

觀護院	二七三
保壽院	二七三
光明院	二七三
舊蹟陣屋蹟	二七三
成合村	二七五
小川	二七五
岩窟	二七五
淺間社	二七五
子神社	二七五
八幡社	二七五
寺家村	二七六
熊野谷	二七六
鶴見川	二七六
橋	二七六
溜井	二七六
熊野社	二七六
東圓寺	二七六
青龍權現社	二七六
舊家者百姓源右衛門	二七六
鴨志田村	二七七
念佛堂	二七六
鶴見川	二七六

甲明神社	二七六
神明社	二七八
稻荷社	二七八
御獄社	二七八
山王祠	二七八
南慶院	二七八
藥師堂	二七八
長津田村	二七六
岡部谷	二七九
御前田	二七九
東光寺	二七九
境川	二七九
大橋	二七九
用水	二七九
水車	二七九
大石權現社	二七九
王子權現社	二七九
稻荷社	二七九
神明社	二七九
大林寺	二七九
閻魔堂	二八〇
鎮守社	二八〇

福泉寺	二八〇
隨流院	二八〇
觀音堂	二八〇
龍盛寺	二八〇
不動院	二八〇
耕雲庵	二八〇
大場村	二八〇
九郎次山	二八一
堂下	二八一
寺下	二八一
大名藪	二八一
諏訪社	二八一
稻荷社	二八一
藥王寺	二八一
觀音堂	二八一
阿彌陀堂	二八一
岡山村	二八一
自性寺谷	二八一
せいの堂	二八一
阿部ノ原	二八一
鶴見川	二八一
劍明神社	二八一

諏訪社	二八二
東光院	二八二
天神社	二八二
川井村	二八三
山崎屋敷	二八三
五段田	二八三
かまとり池	二八三
吉祥山	二八三
川	二八四
新橋	二八四
八幡社	二八四
上川井村	二八四
神明社	二八四
神明社	二八四
天神社	二八四
第六天社	二八四
杉山社	二八四
圓法寺	二八四
長源寺	二八四
八塚	二八四
下川井村	二八四
瀬戸	二八五

大島山	二八五
三島社	二八五
福泉寺	二八五
開山堂	二八五
文珠庵	二八五
舊跡御殿場	二八五
倉林屋敷	二八五
坂倉新田	二八五
卷之八十九	二八六
多磨郡之一	二八六
郡圖	二八六
總説	二八六
和名鈔所載合郷十	二八四
小川	二八四
川口	二八五
小楊	二八五
小野	二八五
新田	二八五
小島	二八五
海田	二八五
石津	二八五
狛江	二八五

勢多	二九五
中古所唱郷庄並保	二九五
小川郷	二九五
小野郷	二九五
由井郷	二九五
立川郷	二九五
村山郷	二九五
長淵郷	二九五
小曾木郷	二九五
福生郷	二九五
中野郷	二九五
關戸郷	二九五
平井郷	二九五
大久野郷	二九五
横山庄	二九五
小山田庄	二九五
小山田保	二九五
柚保	二九五
今所唱合郷三十	二九七
今所唱合庄十七	二九七
今所唱保一	二九七
今所唱保庄一	二九七
今所唱合領十	二九七

山川	二九九
狭山	二九九
向岡	二九九
宮ノ池	二九九
人見山	二九九
横山	二九九
玉川	二九九
秋川	二九九
日原川	二九九
大丹波川	二九九
成木川	二九九
霞川	二九九
平井川	二九九
谷地川	二九九
淺川	二九九
大庫裡川	二九九
横野	二九九
古關跡	二九九
府廳跡	二九九
村市所出織物	二九九
卷之九十	三〇七
多磨郡之二木曾郷	三〇七